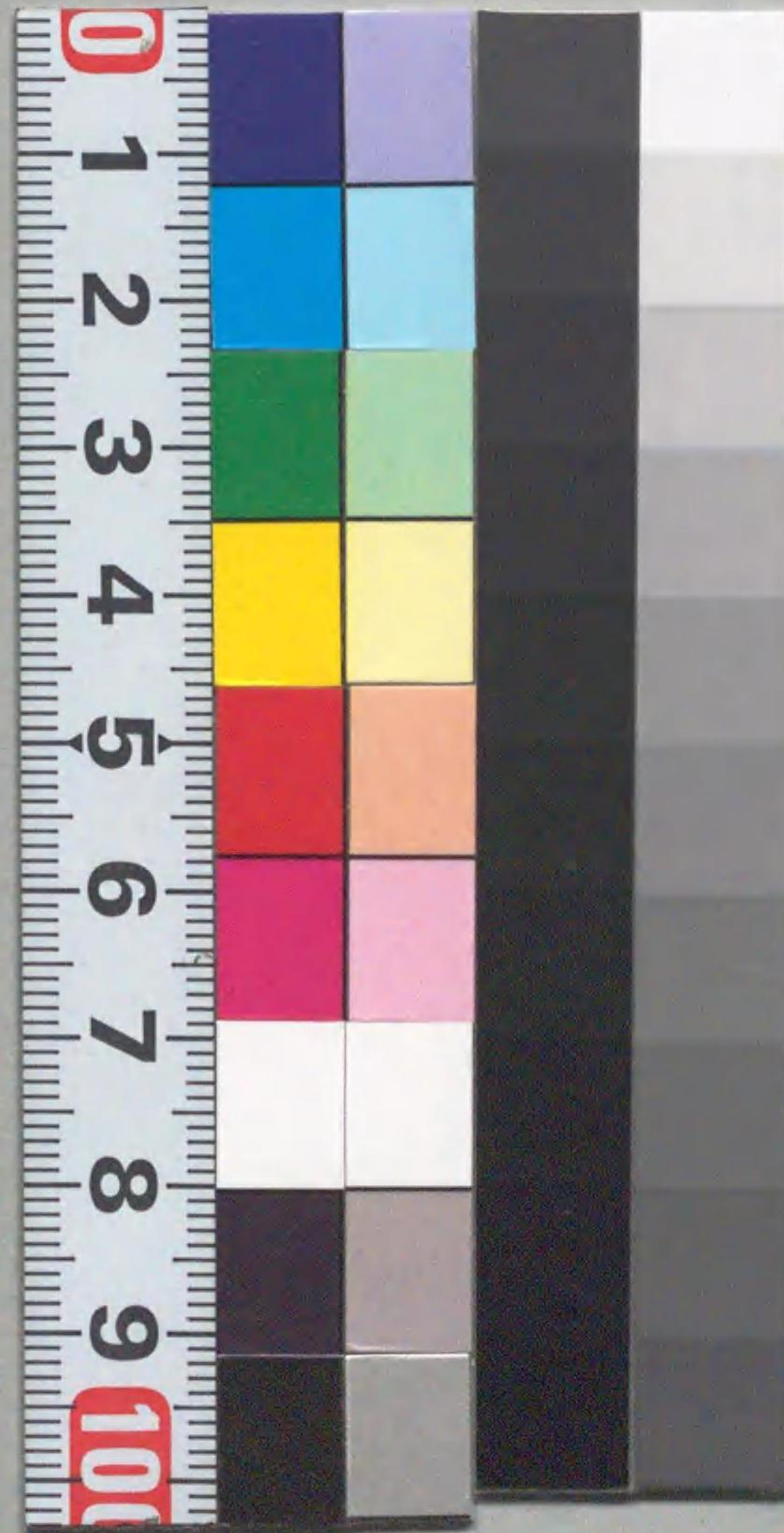


Y994-J5141



\*1200800206486\*









舊新約聖書

全

日本聖書協會發行



舊約聖書

明治二十七年翻譯委員譯

全三十九卷

Y994-J5141



I種  
W



\*1200800206486\*

THE HOLY BIBLE  
IN JAPANESE

BFBS & NBSS  
KOBE

PRINTED IN JAPAN  
1937















十九 九エノス九十歳におよびてカイナンを生り 十エノスカイナンを生し後八百十五年生存へて男子女子を生り  
 二十 十一エノスの 齡は都合九百五歳なりき而して死し 十二カイナン七十歳におよびてマハラレルを生り  
 二十三 カイナンマハラレルを生し後八百四十年生存へて男子女子を生り 十四カイナンの 齡は都合九百十歳  
 十五 になりきしして死し 十五マハラレル六十五歳に及びてヤレドを生り 十六マハラレルヤレドを生し後八百三十  
 十六 年生存へて男子女子を生り 十七マハラレルの 齡は都合八百九十五歳なりき而して死し 十八ヤレド百六十  
 十九 二歳に及びてエノクを生り 十九ヤレドエノクを生し後八百年生存へて男子女子を生り 二十ヤレドの 齡は都  
 二十一 合九百六十二歳なりき而して死し 二二エノク六十五歳に及びてメトセラを生り 二三エノクメトセラを生し後  
 二十四 三百年神さきにも歩み男子女子を生り 二四エノクの 齡は都合三百六十五歳なりき 二五エノク神さきにも歩みし  
 二六 神かれを取りたまひければならずなりき 二五メトセラ百八十七歳に及びてレメクを生り 二六メトセラレメ  
 二七 クを生し七十八十二年生存へて男子女子を生り 二七メトセラの 齡は都合九百六十九歳なりき而して  
 二八 死し 二八レメク百八十二歳に及びて男子女子を生り 二九其名をノアと名けて言けるは此子はエホバの 誼ひた  
 三十 まひし地に由れる我 操作さ我 勞苦さに就て我らを慰めん 三〇レメクノアを生し後五百九十五年生存へ  
 三二 男子女子を生り 三一レメクの 齡は都合七百七十七歳なりき而して死し 三二ノア五百歳なりきノアセムハ  
 三三 ムヤベテを生り  
 一 第六章 一人地の 面に繁衍はじまりて女子之に生るるに及べる時 二神の子等人の女子の美しきを見て其好む  
 二 所の者を取て妻となせり 三エホバいひたまひけるは我 靈永く人と争はじ其は彼も肉なればなり然る彼の目  
 三 は百二十年なるべし 四當時地にネポリムありき亦その後神の子輩人の女の所に入りて子女を生しめたりし  
 四 其等も勇士にして古昔の名聲ある人なりき 五エホバ人の惡の地に大なる其 心の思念の都て圖維る所の恒  
 五 に惟惡きのみなるを見たまへり 六是に於てエホバ地の 上に人を造りしことを悔いて心に憂へたまへり 七エホ  
 六 巴言たまひけるは我が創造りし人を我地の 面より拭去らん人より 獸 昆蟲 天空の鳥にいたるまでほるば

九八 さん其は我之を造りしことを悔ればなりき 八されどノアはエホバの目のまへに恩を得たり 九ノアの傳は是な  
 十 リノアは 義人にして其世の完全き者なりきノア神さきにも歩み 十ノアはセムハムヤベテの三人の子を生り  
 十一 一 時に世神のまへに亂れて暴 虐 世に満ちたりき 十二神世を視たまひけるは視よ亂れたり其は世の人皆  
 十三 其道をみだしたればなり 十三神ノアに言たまひけるは諸の人の末期わが前に近づけり其は彼等のために暴 虐  
 十四 世にみつればなり視よ我彼等を世さきにも 剪滅さん 十四汝松木をもて汝のために方舟を造り方舟の中に房  
 十五 を作り瀝青をもて其 内外を塗るべし 十五汝わく之を作るべし 即ち其方舟の長は三百キエビト其闊は五十  
 十六 キエビト其 高は三十キエビト 十六又 方舟に導光牖を作り 上へキエビトに之を作り終べし又 方舟の月位  
 十七 其 傍に設くべし下牖に二階に三階に之を作るべし 十七視よ我洪水を地に起して凡て生命の氣息ある肉  
 十八 なる者を天下より 剪滅し絶人地になる者は皆死ぬべし 十八然る汝は我わが 契約をたてん汝は汝の子等汝  
 十九 の妻および汝の子等の妻さきにも其 方舟に入るべし 十九又 諸の生物總て肉なる者なば 汝 各 其 二  
 二十 を方舟に擧へりて汝さきにも其 生命を保たしむべし其等は 牝牡なるべし 二十鳥 其類に 從ひ 獸 其類に  
 二一 從ひ地の 諸の昆蟲 其類に從ひて 各 二 汝の所に至りて其 生命を保つべし 二 汝食はるる 諸の 食品  
 二二 を汝の 許に取て之を 汝の所に集むべし是 即ち汝は是等の 物の食品なるべし 二三ノア是爲し都て神の  
 二三 己に命じたまひしことを 然爲せり  
 一 第七章 一エホバノアに言たまひけるは汝は 汝の家 皆 方舟に入べし我 汝が この世の人の中にてわが 前に  
 二 義を視たればなり 二 諸の 潔き 獸を 牝牡 七宛 汝の許に取り 潔らぬ 獸を 牝牡 二三 亦 天空の鳥を 雌雄 七宛  
 三 取て種を 全地の面に生のこらしむべし 四 今 七日ありて我 四十日 四十夜地に 雨ふらしめ我造りたる 萬有を  
 四 地の 面より 拭去ん 五ノアエホバの 凡て 己に命じたまひし如くなせり 六地に 洪水ありける時にノア 六百歳  
 五 なりき 七ノア其子等及其妻および其子等の妻と俱に 洪水を避て 方舟にいりぬ 八 潔き 獸を 潔らざる 獸を 鳥を  
 六 及び地に 匍ふ 諸の物 九 牝牡 二宛 ノアに來りて 方舟にいりぬ 神のノアに命じたまへるが如し 十 かくて 七日







十四 世との間の契約の徴なるべし 十四 即ち我雲を地の上に起す時虹雲の中に現るべし 十五 我乃ち我汝等  
 十五 及び總て肉なる諸の生物の間のわが契約を記念はん水再び諸の肉なる者を滅す洪水ならし 十六 虹雲  
 十七 の中にあらん我之を觀て神さ地にある都て肉なる諸の生物との間なる永遠の契約を記念せん 十七 神ノア  
 十八 に言たまひけるは是は我が我地にある諸の肉なる者との間に立たる契約の徴なり 十八 ノアの子等の方舟  
 十九 より出たる者はセムハムヤベテなりきハムはカナンの子なり 十九 是等はノアの三人の子なり全地の民は是  
 二十 等より出て蔓延れり 二十 爰にノア農夫となりて葡萄園を植ることを始しが 二一 葡萄酒を飲ひて酔ひ天幕の中  
 二二 にありて裸になれり 二二 カナン之父ハム其父のむくし所を見て外にありし二人の兄弟に告たり 二三 セム  
 二三 セムヤベテ乃ち衣を取て俱に其肩に負け 後向に歩みゆきて其父の裸體を覆へり彼等面を背にして其父の裸  
 二四 體を見ざりき 二四 ノア酒さめて其若き子の己に爲たる事を知れり 二五 是に於て彼言けるはカナン詛はれ彼  
 二六 は僕輩の僕となりて其兄弟に事へん 二六 又いひけるはセムの神エホバは讀べきかなカナン彼の僕となりべ  
 二七 し 二七 神ヤベテを大ならしめたまはん彼はセムの天幕に居住はんカナン其僕となりべし 二八 ノア洪水の後  
 二八 三百五十年生存へたりノアの齡は都て九百五十年なりき而して死り  
 二十九 第十章 ノアの子セムハムヤベテの傳は是なり洪水の後彼等に子等生れたりニヤベテの子はゴメルマゴ  
 三十 マデアヤラントバルメセクテラスなり 三十一 三ゴメルの子はアシケナズリヤテトガルマなり 四ヤランの子は  
 三十一 エリシヤタルシシキツテムふよびドダニムなり 五是等より諸國の洲島の民は派分け出て 各 其方言と其  
 三十二 宗族と其邦國とに循ひて其地に住り 六ハムの子はクシミツライムフテふよびカナンなり 七クシの子はセバ  
 三十三 ハビラサアタラアマサプテカなりラアマの子はシバふよびテダンなり 八クシニムロテを生り彼始めて世  
 三十四 の權力ある者となり九彼はエホバの前にありて權力ある獵夫なりき是故にエホバの前にある夫權力ある獵  
 三十五 夫ニムロテの如しといふ諺あり 十彼の國の起初はシナルの地のバベルエレクアツカテ及びカルネなりき  
 三十六 十一 其地より彼アツスリヤに出てニネベレホボテイリカラ 十二ふよびニネベカラの間なるレセンを建た

十三 十三 是は大なる城邑なり 十三 ミツライムルテ族アナミ族レハビ族ナフト族 十四 パテロス族カスル族および  
 十四 カフトリ族を生りカスル族よりバリスシテ族出たり 十五 カナン其家子シドンふよびヘテ 十六 エナス族アモリ  
 十五 族ヤルガシ族 十七 セビ族アルキ族セニ族 十八 アルワ族セマリ族ハマテ族を生り後に至りてカナン人の  
 十六 宗族蔓延りぬ 十九 カナン人の境はシドンよりゲラルを経てガザに至りソドムゴモラアデマゼボイムに沿て  
 十七 レシヤにまで及べり 二十 是等はハムの子孫にして其宗族と其方言と其土地と其邦國に隨ひて居りぬ 二一 セム  
 十八 はエベルの全の子孫の先祖にしてヤベテの兄なり彼にも子女生れたり 二二 セムの子はエラムアシユルアル  
 十九 パクサデルテアラムなり 二三 アラムの子はウヅホルゲテルマシなり 二四 アルバクサテシラを生みシラエ  
 二十 其弟の名をヨクタンと曰ふ 二五 ヨクタンアルモダテシヤレフハザルマウテエラ 二六 ハドラムウザルテ  
 二十一 クラ 二七 オバルアビマエルシバ 二八 オフルハビラふよびヨバアを生り是等は皆ヨクタンの子なり 三十 彼等  
 二十二 の居住所はメシヤよりして東方の山セバルにまで至れり 三十一 是等はセムの子孫にして其宗族と其方言と其土  
 二十三 地と其邦國とに隨ひて居りぬ 三二 是等はノアの子の宗族にして其血統と其邦國に隨ひて居りぬ洪水の後是等  
 二十四 より地の邦國の民は派分け出たり  
 第二十一章 全地は一の言語一の音のみなりき 二五 茲に人衆東に移りてシナルの地に平野を得て其處に居住り  
 二六 三 彼等互に言けるは去來轆石を作り之を善く 燕んさ遂に石の代に轆石を獲灰沙の代に石漆を獲たり 四 又曰  
 二七 けるは去來邑と塔とを建て其塔の頂を天にいたらしめん斯して我等名を揚て全地の表面に散ることを免れ  
 二八 んと 五 エホバ降臨りて彼人衆の建る邑と塔とを觀たまへり 六 エホバ言たまひけるは視よ民は一にして皆一の  
 二九 言語を用ふ今既に此を爲し始めたり然ば凡て其爲ん圖維る事は禁止め得られざるべし 七 去來我等降り彼處  
 三十 にて彼等の言語を淆し互に言語を通ずることを得ざらしめん 八 エホバ遂に彼等を彼處より全地の表面に散  
 三十一 したまひければ彼等邑を建ること罷たり 九 是故に其名はバベル(淆亂)と叫ばる是はエホバ彼處に全地の言



十 語を清したまひしに由てなり彼處よりエホバ彼等を全地の表に散したまへり 十一セムは是なりセム百歳にして洪水の後の二年にアルパクサテを生り 十二セムアルパクサテを生し後五百年生存へて男子女子を生り 十三アルパクサテ三十五歳に及びてシラを生り 十三アルパクサテシラを生し後四百年生存へて男子女子を生り 十四シラ三十歳におよびてエベルを生り 十五シラエベルを生し後四百年生存へて男子女子を生り 十六エベル三十四歳におよびてベレグを生り 十七エベルベレグを生し後四百年生存へて男子女子を生り 十八ベレグ三十歳におよびてリウを生り 十九ベレグリウを生し後二百年生存へて男子女子を生り 二十リウ三十二歳におよびてセルグを生り 二十一リウセルグを生し後二百年生存へて男子女子を生り 二十二セルグ三十年におよびてナホルを生り 二十三セルグナホルを生し後二百年生存へて男子女子を生り 二十四セルグ二十九歳に及びてテラを生り 二十五ナホルテラを生し後百九十年生存へて男子女子を生り 二十六テラ七十歳に及びてアブラムナホルおよびハランを生り 二十七テラの傳は是なりテラアブラムナホルおよびハランを生ハランロトを生り 二十八ハランは其父テラに先ちて其生處なるカルテヤのウルにて死たり 二十九アブラムミルカを娶れりアブラムの妻の名をサライミ云ナホルの妻の名をミルカ云テハランの女なりハランはミルカの父にして亦イスカの父なりき 三十サライは石女にして子なかりき 三十一テラカナンの地に往んさて其子アブラムミハランの子なる其孫ロト 及其子アブラムの妻なる其媳サライをひき挈て俱にカルテヤのウルを出たりしがハラんに至て其處に住り 三十二テラの齡は二百五歳なりきテラはハラんにて死り

一 第十二章一爰にエホバアブラムに言たまひけるは汝の國を出て汝の親族に別れ汝の父の家を離れて我が汝に示さん其地に至れニ我汝を大なる國民と成し汝を祝み汝の名を大ならしめん汝は祝福の基となるべし三我は汝を祝する者を祝し汝を詛ふ者を詛はん天下の諸の宗族汝によりて祝福を獲ん 四アブラム乃ちエホバの自己に言たまひし言に従ひて出たりロト彼と共に行りアブラムはハランを出たる時七十五歳なりき五アブラム其妻サライを其弟の子ロトおよび其集めたる總の所有ミハラんにて獲たる人衆を携へてカナンの

六 地に往んさて出で遂にカナンの地に至れり 六アブラム其地を經過てシケムの處に及びモレの橡樹に至れり其時にカナン人其地に住り七茲にエホバアブラムに顯現れて我汝の苗裔に此地を與へんといひたまへり彼處にて彼己に顯現れたまひしエホバに壇を築けり 八彼其處よりベテルの東の山に移りて其天幕を張れり西にベテル東にアイありき彼處にて彼エホバに壇を築きエホバの名を頤り九アブラム尙進みて南に遷れり十茲に饑饉その地におりければアブラムエジプトに寄寓らんさて彼處に下れり其は饑饉其地に甚しかりければなり 十一彼近く來りてエジプトに入らんとす時其妻サライに言けるは視よ我汝を觀て美麗き婦人なるを知る 十二是故にエジプト人汝を見る時は汝の妻なりと言て我を殺さん然も汝をば生存らん 十三請ふ汝わが妹なりと言へ然ば我汝の故によりて安かにしてわが命汝のために生存ん 十四アブラムエジプトに至りし時エジプト人此婦を見て甚だ美麗とせり 十五またパロの大員等彼を視て彼をパロの前に譽めければ婦遂にパロの家に入られたり 十六是に於てパロ彼のために厚くアブラムを待ひてアブラム遂に羊牛 僕 婢 牝牡の驢馬および駱駝を多く獲るに至れり 十七時にエホバアブラムの妻サライの故によりて大なる災を以てパロと其家を惱したまへり 十八パロアブラムを召して言けるは汝が我になしたる此事は何ぞや汝何故に彼が汝の妻なるを我に告ざりしや 十九汝何故に彼がわが妹なりといひしや我はさんご彼をわが妻にめざらんさせり然ば汝の妻は此にあり擧るべしと 二十パロ即ち彼の事を人々に命じければ彼其妻および其有る諸の物を送りさらしめたり

一 第十三章一アブラム其妻および其有る諸の物と俱にエジプトを出て南の地に上れりロト彼と共にありき二アブラム甚だ家畜と金銀に富り三彼南の地より其旅路に進みてベテルに至りベテルとアイの間なる其前に天幕を張る處に至れり 四即ち彼が初に其處に築きたる壇のある處なり彼處にアブラムエホバの名を頤り五アブラムと偕に行しロトも羊牛および天幕を有り六其地は彼等を載て俱に居しむること能はざりき彼等は其所多かりしに緣て俱に居ることを得ざりしなり 七斯有らばアブラムの家畜の牧者ミロトの家畜



八の牧者の間に競争ありきカナン人さへりシ人此時其地に居住リニアブラムロトに言けるは我等は兄弟  
 九の人なれば請ふ我を汝の間におよびわが牧者さ汝の牧者の間に競争あらしむる勿れ九地は皆爾の前にあ  
 十るにあらすや請ふ我を離れ爾もし左にゆかば我右にゆかん又爾右にゆかば我左にゆかん是に於  
 十一てロト目を擧てヨルダンの凡ての低地を瞻望みけるにエホバソドムを滅し給はざりし前なりけれ  
 十二ばソアルに至るまであまれく善く潤澤ひてエホバの園の如くエジプトの地の如くなりき十一ロト乃ちヨル  
 十三ダンの低地を盡く撰りて東に徙れり斯彼等彼此に別れたり十二アブラムはカナンの地に住り又ロトは低  
 十四地の諸邑に住み其天幕を遷してソドムに至れり十三ソドムの人悪くしてエホバの前に大なる罪人なりき  
 十五ロトのアブラムに別れし後エホバアブラムに言たまひけるは爾の目を擧て爾の居る處より西東北南  
 十六を瞻望め凡そ汝を觀る所の地は我之を永く爾の裔に與べし十六我爾の後裔を地の塵沙の如く  
 十七なさん若人地の塵沙を數ふることを得ば爾の後裔も數へらるべし十七爾起て縱横に其地を行き巡るべし我  
 十八之を爾に與へんは十八アブラム遂に天幕を遷して來りヘブロンノマムレの橡林に住み彼處にてエホバに  
 壇を築けり

第十四章 當時シナルの王アマムラエルエラサルノ王アリオクエラムノ王ケダラオメルおよびゴイムノ王  
 一テタル等ニソドムノ王ベラゴモラの王ゼルシヤアテマノ王シナブセボイムノ王セメルおよびベラ(即ち今  
 二のソアル)ノ王と戰をなせり三是等の五人ノ王皆結合してシテムノ谷に至れり其處は今の鹽海なり四  
 三彼等は十二年ケダラオメルに事へ第十三年に叛けり五第十四年にケダラオメルおよび彼等偕なる王等來  
 六りてアシタロテカルナイムノレバイム人ハムノズシ人シヤベキリアタイムノエミ人六およびセイル山のホリ  
 七人を撃て曠野の傍なるエルパランに至れり七彼等歸りてエンミンパテ(即ち今のカデシ)に至りアマムラク人  
 八の國を盡く撃つ又ハザンタマルに住るアモリ人を撃り八爰にソドムノ王ゴモラの王アテマノ王セボイム  
 九ノ王およびベラ(即ち今のソアル)ノ王出てシテムノ谷にて彼等と戰を接へたり九即ち彼五人ノ王等エ

十ラムノ王ケダラオメルゴイムノ王テタルシナルノ王アマムラエルエラサルノ王アリオクノ四人と戰へり十シテ  
 十一ムノ谷には地瀝青の坑多かりしソドムとゴモラの王等過て其處に陥り其餘の者は山に遁逃たり十一  
 十二是に於て彼等ソドムとゴモラの諸の物と其諸の食料を取て去れり十二彼等アブラムノ姪ロトと其物を  
 十三取て去り其は彼ソドムに住ればなり十三茲に遁逃者來りてヘブル人アブラムに之を告たり時にアブラ  
 十四ムはアモリ人マムレの橡林に住りマムレはエシコルの兄弟又アネルの兄弟なり是等はアブラムと契約  
 十五を結べる者なりき十四アブラム其兄弟の擲にせられしを聞しかば其熟練したる家の子三百十八人を率  
 十六て彼等を追ひたり十五其家臣を分ちて夜に乘じて彼等を攻め彼等を撃破りてダマスコノ左なるホバマ  
 十七アブラムケダラオメルおよび彼等偕なる王等を撃破りて歸る時ソドムノ王シヤベの谷(即ち今の王の  
 十八谷)にて彼を迎へたり十八時にサレムの王メルキセデクパン酒を携出せり彼は至高き神ノ祭司なりき十九  
 十九彼アブラムを祝して言けるは願くば天地の主なる至高神アブラムを祝福みたまへ二十願くば汝の敵を汝  
 二十の手に付したまひし至高神に稱譽あれさアブラム乃ち彼に其諸の物の什分の一を餽れり二十茲にソド  
 二十一ムノ王アブラムに言けるは人を我に與へ物を汝に取れさ二二アブラムソドムノ王に言けるは我天地の主なる  
 二十二至高き神エホバを指て言ふ二三一本の絲にても鞋帶にても凡て汝の所屬は我取ざるべし恐くは汝我アブ  
 二十三ラムを富しめたりと言ふ二四但少者の既に食ひたる物および我と偕に行きし人アネルエシコルおよびマム  
 二十四レの分を除くべし彼等には彼等の分を取しめよ

第十五章 是等の事の後エホバの言異象の中にアブラムに臨みて曰くアブラムよ懼るるなかれ我は汝の干  
 一槽なり汝の養は甚大なるべし二アブラム言けるは主エホバよ何を我に與んしたまふや我は子なくし  
 二て居り此ダマスコノエリエゼル我が家の相續人なり三アブラム又言けるは視よ爾子を我にたまはず我が家  
 三の子わが嗣子ならんさす四エホバの言彼にのぞみて曰く此者は爾の嗣子なるべからず汝の身より出



五 見る者爾の嗣子なるべしと五期てエホバ彼を外に擧へ出して言たまひけるは天を望みて星を數へ得るを  
 六 見よと又彼に言たまひけるは汝の子孫は是のごとくなるべしと六アブラムエホバを信すエホバこれを彼の義  
 七 さなしたまへり七又彼に言たまひけるは我は此地を汝に與へて之を有たしめんさて汝をカルテヤのウルより  
 八 導き出せるエホバなり八彼言けるは主エホバよ我いかにして我之を有つことを知るべきや九エホバ彼に言  
 九 たまひけるは三歳の牝牛と三歳の牝山羊と三歳の牡羊と山鳩および雛き鷓鴣を我ために取れと十彼乃ち是  
 十 等を皆取て之を中より割き其割たる者を各相對はしめて置り但鳥は割ざりき十一鷓鴣鳥その死體の上に  
 十一 下る時はアブラム之を驅はらへり十三期て日の没る頃アブラム酣く睡りしが其大に暗きを覺えて懼れたり  
 十二 時にエホバアブラムに言たまひけるは爾確に知るべし爾の子孫他人の國に旅人となりて其人々に  
 十三 服事へん彼等四百年のあひだ之を憐さん十四又其服事たる國民は我之を鞠かん其後彼等は 大なる財貨を  
 十四 携へて出ん十五爾は安然に爾の父祖の所にゆかん爾は遐齡に達りて葬らるべし十六四代に及びて彼等此  
 十五 に返りきたらん其はアモリ人の惡未だ貫盈さればなりと十七期て日の没て黑暗となりし時烟と火燭の出る  
 十六 爐その切割たる物の中を通過り十八是日にエホバアブラムと契約をなして言たまひけるは我此地をエジプ  
 十七 トの河より彼大河即ちユフラテ河まで爾の子孫に與ふ十九即ちケニ人ケナズ人カデモニ人二十へテ人  
 二十一 リシ人レバウム人ニアモリ人カナン人ギルガシ人エブス人の地是なり  
 二十二 第十六章一アブラムの妻サライ子女を生ざりき彼一人の侍女ありしがエジプト人にして其名をハガルと  
 二十三 曰りニサライアブラムに言けるは視よエホバわが子を生むことを禁めたまひたれば請ふ我が侍女の所に入れ  
 二十四 我彼よりして子女を得ることあらんアブラムサライの言を聽いれたり三アブラムの妻サライ其侍女なる  
 二十五 エジプト人ハガルを取て之を其夫アブラムに與へて妻となさしめたり是はアブラムがカナンに十年  
 二十六 住みたる後なりき四是においてアブラムハガルの所に入るハガル遂に孕みければ己の孕めるを見て其女  
 二十七 を藐視たり五サライアブラムに言けるはわが蒙れる害は汝に歸すべし我わが侍女を汝の懷に與へたるに彼

六 己の孕めるを見て我を藐視願くはエホバ我汝の間の事を鞠きたまへ六アブラムサライに言けるは視よ  
 七 汝の侍女は汝の手の中にあり汝の目に善き見ゆる所を彼に爲すべしサライ乃ち彼を苦めければ彼サライ  
 八 の面を避て逃たり七エホバの使者曠野の泉の旁即ちシユールの路にある泉の旁にて彼に遭ひて八言ける  
 九 はサライの侍女ハガルよ汝何處より來れるや又何處に往や彼言けるは我は女主サライの面をさけて逃るな  
 十 り九エホバの使者彼に言けるは汝の女主の許に返り身を其手に任すべし十エホバの使者又彼に言ひける  
 十一 は我大に汝の子孫を増し其數を衆多して數ふることをあたはざらしめん十一エホバの使者又彼に言ひけるは  
 十二 汝孕めり男子を生まん其名をイシマエル(神聽知)と名くべしエホバ汝の艱難を聽知したまへばなり  
 十三 東に住ん十三ハガル己に諭したまへるエホバの名をアタエルロイ(汝は見たまふ神なり)とよべり彼  
 十四 ふ我視たる後なほ生くるやと十四是をもて其井はベエルラハイロイ(我を見る活る者の井)とよべり是はカテ  
 十五 シマベレデの間にあり十五ハガルアブラムの男子を生めりアブラムハガルの生める其子の名をイシマエル  
 十六 と名づけたり十六ハガルイシマエルをアブラムに生める時アブラムは八十六歳なりき  
 第十七章一アブラム九十九歳の時エホバアブラムに顯れて之に言たまひけるは我は全能の神なり汝我前  
 二 に行きて完全かれよ二我わが契約を我と汝の間に立て大に汝の子孫を増ん三アブラム乃ち俯伏たり神又  
 三 彼に告て言たまひけるは四我汝とわが契約を立つ汝は衆多の國民の父となるべし五汝の名を此後アブラ  
 四 ムとよぶべからず汝の名をアブラハム(衆多の人の父)とよぶべし其は我汝を衆多の國民の父と爲ばなり  
 五 我汝をして衆多の子孫を得せしめ國々の民を汝より起さん王等汝より出べし七我わが契約を我と汝  
 六 および汝の後の世々の子孫との間に立て永久の契約となし汝および汝の後の子孫の神となるべし八我汝  
 七 と汝の後の子孫に此汝が寄寓る地即ちカナンの全地を與へて永久の産業となさん而して我彼等の神と  
 八 なるべし九神またアブラハムに言たまひけるは然ば汝と汝の後の世々の子孫わが契約を守るべし十汝等の



中の男子は咸割禮を受べし是は我と汝等および汝の後の子孫の間の我が契約にして汝等の守るべき者なり  
 十一 汝等その陽の皮を割べし是我と汝等の間の契約の徴なり 十二 汝等の代々の男子は家に生れたる者も  
 十三 異邦人より金にて買たる汝の子孫ならざる者も皆生れて八日に至らば割禮を受べし 十三 汝の家に生れたる  
 者も汝の金にて買たる者も割禮を受ざるべからず斯わが契約 汝等の身にありて永久の契約なるべし  
 十四 割禮を受ざる男兒即ち其陽の皮を割ざる者は我契約を破るによりて其人其民の中より絶るべし  
 十五 神又アブラハムに言たまひけるは汝の妻サライは其名をサライと稱ぶべからず其名をサラと爲べし 十六  
 我彼を祝み彼よりして亦汝に一人の男子を授けん我彼を祝み彼をして諸邦の民の母とならしむべし 諸  
 十七 邦の王等彼より出べし 十七 アブラハム俯伏して晒ひ其心に謂けるは百歳の人に豈て子の生るることあ  
 十八 らんや又サラは九十歳なれば豈て産むことなさんや 十八 アブラハム遂に神にむかひて願はばイシマエルの  
 十九 汝のまへに生存へんことを言ふ 十九 神言たまひけるは汝の妻サラ必す子を生ん 汝其名をイサクと  
 二十 名くべし我彼および其後の子孫と契約を立て永久の契約となさん 二十 又イシマエルの事に關ては我汝の  
 願を聽たり視よ我彼を祝みて多衆の子孫を得ざしめ大に彼の子孫を増すべし彼十二の君王を生ん我彼を大  
 二一 なる國民となすべし 二一 然とわが契約は我翌年の今頃サラが汝に生ん所のイサクと之を立べし 二三 神  
 二三 アブラハムと云ふことを竟へ彼を離れて昇りたまへり 二三 是に於てアブラハム神の己に言たまへる如く此日  
 二四 其子イシマエルと凡て其家に生れたる者および凡て其金にて買たる者即ちアブラハムの家の人の中なる諸  
 二五 其陽の皮を割れたる時十三歳なりき 二六 是日アブラハムは其陽の皮を割れたる時九十九歳 二五 其子イシマエルは  
 二七 家に生れたる者も金にて異邦人より買たる者も皆彼ととも割禮を受たり 二七 又其家の人

一 第十八章 エホバマムレの橡林にてアブラハムに顯現たまへり彼は日の熱き時刻天幕の入口に坐しぬた  
 二 しが二目を擧て見たるに視よ三人の人其前に立り彼見て天幕の入口より趨り行て之を迎へ三身を地に  
 三 鞠めて言けるは我が主よ我若汝の目のまへに恩を得たるならば請ふ僕を通り過すなけれ 四 請ふ少許の水を  
 四 取きたらしめ汝等の足を濯ひて樹の下に休憩たまへ 五 我一口のパンを取來らん 汝等心を慰めて然る後過  
 五 ゆくべし 汝等僕の所に來ればなり彼等言ふ汝が言ることく爲せ 六 是に於いてアブラハム天幕に急ぎ入り  
 六 てサラの許に至りて言けるは速に細き麵三セヤを取り捏てパンを作るべし 七 而してアブラハム牛の群  
 七 に趨ゆき犢の柔にして善き者を取りきたりて少者に付しければ急ぎて之を調理ふん 八 かくてアブラハム牛酪  
 八 牛乳および其調理へたる犢を取て彼等のまへに供へ樹の下にて其側 九 に立り彼等乃ち食へり 九 彼等ア  
 九 プラハムに言けるは爾の妻サラは何處にあるや彼言ふ天幕にあり 十 其一人言ふ明年の今頃我必す爾  
 十 に返るべし 汝の妻サラに男子あるんやサラ其後なる天幕の入口にありて聞たり 十一 抑アブラハムはサ  
 十一 ラは年邁み老いたる者にしてサラには婦人の常の經已に息たり 十二 是故にサラ心に晒ひて言けるは我は老  
 十二 衰へ吾が主も亦老たる後なれば我に樂あるべけんや 十三 エホバアブラハムに言たまひけるは何故にサラは  
 十三 晒ひて我老たれば果して子を生ごあらんやと言ふ 十四 エホバに豈爲し難き事あらんや時至らば我定めた  
 十四 る期に爾に歸るべしサラに男子あらんや 十五 サラ懼れたれば承はすして我晒はずと言へり エホバ言たまひ  
 十五 けるは否汝晒へるなり 十六 斯て其人々彼處より起てソドムの方を望みければアブラハム彼等を送らん  
 十六 て俱に行り 十七 エホバ言ひ給ひけるは我爲んとする事をアブラハムに隠すべけんや 十八 アブラハムは必す  
 十八 大なる強き國民となりて天下の民皆彼に由て福を獲に至るべきに在らずや 十九 其は我彼をして其後の兒孫  
 十九 さ家族に命じエホバの道を守りて公義と公道を行はしめん爲に彼をしりしはエホバアブラハムに其曾て彼  
 二十 に就て言し事を 行はん爲なり 二十 エホバ又いひ給ふソドムとゴモラの號呼大なるに因り又其罪はなほ  
 二十 だ重に因て 二一 我今下りて其號呼の我に達れる如くかれら全く行ひたりしやを見んさす若しからずば我  
 二二 知るに至らんや 二二 其人々其處より身を旋してソドムに赴けりアブラハムは尙エホバのまへに立り 二三 アブ  
 二三 ラハム近よりて言けるは 爾は義者をも惡者と偕に滅ぼしたまふや 二四 若邑の中に五十人の義者あ



二五 るも汝なほ其處を滅ぼし其の中の五十人の義者のためにこれを恕したまはざるや 二五なんぢ斯の如く爲て義者を惡者と共に殺すが如きは是あるまじき事なり又義者を惡者を均等するが如きもあるまじき事なり天下を鞠く者は公義を行ふ可にあらざるや 二六エホバ言たまひけるは我若ソドムに於て邑の中に五十人の義者を看ば其人々のために其處を盡く想さん 二七アブラハム應へていひけるは我は塵を灰なれども敢て我主に言上す 二八若五十人の義者の中五人缺たらんに爾五人の缺たるために邑を盡く滅ぼしたまふやエホバ言たまひけるは我もし彼處に四十五人を看ば滅さざるべし 二九アブラハム又重れてエホバに言上して曰けるは若彼處に四十人看えなば如何エホバ言たまふ我四十人のために之をなさじ 三十アブラハム曰ひけるは請ふわが主よ怒らずして言しめたまへ若彼處に三十人看えなば如何エホバ言たまふ我三十人を彼處に看ば之を爲じ 三二アブラハム言ふ我あへてわが主に言上す若彼處に二十人看えなば如何エホバ言たまふ我二十人のためにほるばさじ 三三アブラハム言ふ請ふわが主怒らずして今一度言しめたまへ若かしこに十人看えなば如何エホバ言たまふ我十人のためにほるばさじ 三三エホバアブラハム言ふこを終てゆきたまへりアブラハムおのれの所にかへりぬ

第十九章 其二個の天 使 黃昏にソドムに至るロト時にソドムの門に坐し居たりしがこれを視起て迎へ首を地にさげて二言けるは我主よ請ふ僕の家を濯みて宿り夙に起きて遂に過征たまへ彼等言ふ否我等は街衢に宿らん三然と固く強ければ遂に彼の所に臨みて其家に入るロト乃ち彼等のために筵を設け酔いれぬパンを炊て食はしめたり 四斯て未だ寢ざる前に邑の人々即ちソドムの人老たるも若きも諸共に四方八方より來れる民みな其家を環み五ロトを呼て之に言けるは 今夕爾に就たる人は何處に在るや彼等を我等の所に携へ出せ我等之を知らん六ロト入口に出て其後の戸を閉ち彼等の所に至りて七言けるは請ふ兄弟よ惡き事を爲すなけれ八我に未だ男知らぬ二人の女あり請ふ我之を携へ出ん爾等の目に善き見ゆる如く之になせよ惟此人等は既に我家の蔭に入れば何をも之になすなけれ九彼等いふ爾しりぞけ又言

十 けるは此人は來り寓れる身なるに恒に士師さならんさす然ば我等彼等に加ふるよりも多くの害を爾に加へんさ遂に彼等酷しく其人ロトに逼り前よりて其戸を破らんせしに十彼二人其手を舒しロトを家の内に援いて其戸を閉ち十一家の入口に在る人衆をして大なるも小も俱に目を眩しめければ彼等遂に入口を索ぬるに困憊たり 十二斯て二人ロトに言けるは外に爾に屬する者ありや汝の婿子女あよび凡て邑に在りて爾に屬する者を此所より携へ出べし 十三此處の號呼エホバの前に大になりたるに因て我等之を滅さんさすエホバ我等を遣はして之を滅さしめたまふ 十四ロト出て其女を娶る婿等に告て言けるはエホバ邑を滅したまふべければ爾等起て此處を出よ然と婿等は之を戲言と視爲り 十五曉に及びて天 使ロトを促して言けるは起て此なる爾の妻と二人の女を携へよ恐くば爾邑の惡さにも滅されん 十六然るに彼遅延ひしかば二人其手と其妻の手と其二人の女の手を執て之を導き出し邑の外に置りエホバ斯彼に仁慈を加へたまふ 十七既に之を導き出して其一人曰けるは逃遁て汝の生命を救へ後を回顧るなれ低地の中に止るなれ山に遁れよ否すば爾滅されん 十八ロト彼等に言けるはわが主よ請ふ斯したまふなけれ 十九視よ僕 爾の目のまへに恩を得たり 爾大なる仁慈を吾に施してわが生命を救ひたまふ吾山に遁るる能はず怒くば災害身に及びて死るにいたらん 二十視よ此邑は遁ゆくに近くして且小し我をして彼處に遁れしめよしからば吾生命全からん是は小き邑なるにあらざるや 二二天 使之にいひけるは視よ我此事に關ても亦爾の願を容たれば爾が言ふささるの邑を滅さじ 二三急ぎて彼處に遁れよ爾が彼處に至るまで我何事も爲を得ず是に因て其邑の名はソアル(小し)と稱る 二四ソアルに至れるさき日地の上に昇れり 二五エホバ硫黄と火をエホバの所より即ち天よりソドムとゴモラに雨しめ 二五其邑と低地と其邑の居民あよび地に生るささるの物を盡く滅したまへり 二六ロトの妻は後を回顧たれば鹽の柱となりぬ 二七アブラハム其朝夙に興て其營てエホバの前に立たる處に至り 二八ソドムとゴモラあよび低地の全面を望み見るに其地の烟燭の煙のごさくに騰上れり 二九神 低地の邑を滅したまふ時即ちロトの住る邑を滅したまふ時に當り神ア



三十 ラハムを眷念て斯其滅亡の中よりロトを出したまへり 三十期てロトゾアルに居ることを懼れたれば其二人  
 三十一 の女を儲にゾアルを出て上りて山に居り其二人の女子ささもに巖穴に住り 三十二 茲に長女季女にいひけるは我  
 三十三 等の父は老いたり又此地には我等に偶て世の道を成す人あらず 三十三然は我等父に酒を飲せて與に寢れ父に由  
 三十四 て子を得ん 三十三遂に其夜父に酒を飲せ長女 いりて其父と與に寢たり然るにロトは女の起臥を知ざりき  
 三十五 翌日長女 季女に言けるは我 昨夜父と與に寢たり我等此夜また父に酒をのませ季女 起て父と與に寢たりロト  
 三十六 寢よ我等の父に由て子を得ることをえん 三十五乃ち其夜も亦父に酒をのませ季女 起て父と與に寢たりロト  
 三十七 また女の起臥を知ざりき 三十六斯ロトの二人の女其父によりて孕みたり 三十七 長女女子を生み其名をモアブ  
 三十八 名く即ち今のモアブ人の先祖なり 三十八 季女も亦子を生み其名をベニアンミ名く即ち今のアンモン人の  
 先祖なり

第二十章 アブラハム彼處より徙りて南の地に至りカテシとシユルの間 三十九 居りゲラルに寄留りニアブラ  
 四十 ハム其妻サラを我 妹 たりと言しかばゲラルの王アビメレク人を遣してサラを召入たり 三十九 然るに神夜  
 四十一 の夢にアビメレクに臨みて之に言たまひけるは汝は其召入たる婦人のために死るなるべし彼は夫ある者な  
 四十二 ればなり 四十二アビメレク未だ彼に近づくざりしかば言ふ主よ汝は義しき民をも殺したまふや 五 彼は我に是はわ  
 四十三 が妹なりと言しにあらすや又 婦人も自彼はわが兄なりと言たり我 全き心さ 潔き手をもて此をなせ  
 四十四 り六神又夢に之に言たまひけるは然り我汝が全き心をもて之をなせるを知りたれば我も汝を阻めて罪  
 四十五 を我に犯さしめざりき彼に觸るを容ざりしは是はためなり 七 然は彼の妻を歸せ彼は預言者なれば汝のために  
 四十六 祈り汝をして生命を保しめん 汝若歸さずば汝は汝に屬する者皆ならず死るべきを知るべし 八 是に於て  
 四十七 アビメレク 其朝 夙に興て臣僕を悉く召し此事を皆語り聞せければ人々甚く懼れたり 九 斯てアビメレク  
 四十八 アブラハムを召て之に言けるは 爾 我等に何を爲すや我何の惡き事を爾になしたれば爾 大なる罪を我とわ  
 四十九 が國に蒙らしめんさせし 爾爲すべからざる所爲を我に爲したり 十 アビメレク又アブラハムに言けるは 爾

十一 何を見て此事を爲たるや 十一アブラハム言けるは我此處はかならず神を畏れざるべければ吾妻のために人  
 十二 我を殺さんと思ひたるなり 十二又彼は誠にわが妹なり彼はわが父の子にしてわが母の子にあらざるが遂に  
 十三 我妻となりたるなり 十三神我をして吾父の家を離れて 周遊しめたまへる時に當りて我彼に 爾 我等が至る  
 十四 處にて我を爾の兄なりと言へ是は 爾が我に施す恩なりと言たり 十四アビメレク乃ち 羊 牛 僕婢を  
 十五 將てアブラハムに與へ其妻サラを之に歸せり 十五而してアビメレク言けるは視よ我地は爾のまへにあり爾の  
 十六 好むところに住め 十六又サラに言けるは視よ我 爾の兄に銀千枚を與へたり是は爾がよび諸の人にありし  
 十七 事等につきて爾の目を蔽ふ者なり 斯 爾 償贖を得たり 十七是に於てアブラハム神に祈りければ神アビメレ  
 十八 クを其妻および婢を醫したまひて彼等子を産むにいたる 十八アホバさきにはアブラハムの妻サラの故をもて  
 第二十一章 エホバ其言し如くサラを眷顧みたまふ即ちエホバ其語しごとくサラに行ひたまひしかば二  
 三 サラ遂に孕み神のアブラハムに語たまひし期日に及びて年老たるアブラハムに 男子を生り 三アブラハム其  
 四 生れたる子即ちサラが 己に生る子の名をイサクと名けたり 四アブラハム神の命じたまひし如く八日に其子  
 五 イサクに割禮を行へり 五アブラハムは其子イサクの生れたる時 百歳なりき 六サラ言けるは神我を笑はしめ  
 六 たまふ聞く者皆我ささもに笑はん 七又曰けるは誰がアブラハムにサラ 子女に乳を飲しむるにいたらんと言  
 七 したものあらん然に彼が年老るに及びて 男子を生たり 八 倍其子長育ちて遂に乳を離るイサクの乳を離るる  
 九 日にアブラハム 大なる饗宴を設けたり 九時にサラエツプト人ハガルがアブラハムに生たる子の笑ふを見て  
 十 アブラハムに言けるは此 婢を其子を逐出せ此 婢の子は吾子イサクと共に嗣子となるべからざるなり 十  
 十一 アブラハム其子のために甚く此事を憂へたり 十二神アブラハムに言たまひけるは童兒のため又汝の婢  
 十二 のために之を憂るなれサラも汝に言ごとく之を聞き 悉く之を聽け其はイサクより出る者汝の裔と稱らる  
 十三 べければなり 十三又婢の子も汝の胤なれば我之を一の國となさん 十四アブラハム朝夙に興てパンと水の革



十五 華囊の水遂に罄たれば子を灌木の下に置き 十六 我子の死るを見るに忍びずさいひて遙に行き筋達を隔てて之に對ひ坐しぬ斯相繼ひて坐し聲をあげて泣く 十七 神其童兒の聲を聞たまふ神の使すなはち天よりハガルを呼んで之に言けるはハガルは何事ぞや懼るるなかれ神彼處に在る童兒の聲を聞たまへり 十八 起て童兒を興し之を汝の手に抱くべし我之を大なる國となさん 十九 神ハガルの目を開きたまひければ水の井あるを見ゆきて華囊に水を充し童兒に飲しめたり 二十 神童兒と偕に在す彼遂に成長り曠野に居りて射者となり 二十一 パランの曠野に住り其母彼のためにエツプトの國より妻を迎へたり 二十二 當時アビメレク其軍勢の長ピコルアブラハムに語りて言けるは汝何事を爲にも神汝ささもに在す 二十三 然ば汝が我が子とわが孫に偽をなさざらんことを今此に神をさして我に誓へ我が厚情をもて汝をあつかふことく汝我を此汝が寄留る地と爲べし 二十四 アブラハム言ふ我誓はん 二十五 アブラハムアビメレクの臣僕等が水の井を奪ひたる事につきてアビメレクを責ければ 二十六 アビメレク言ふ我誰が此事を爲しを知らず汝我に告しことなく又我今日まで聞しことなし 二十七 アブラハム乃ち羊と牛を取て之をアビメレクに與ふ斯て二人契約を結べり 二十八 アブラハムハム牝の羔七を分ち置ければ 二十九 アビメレクアブラハムに言ふ汝此七の牝の羔を取りて我が此井を掘たるちおくは何のためなるや 三十 アブラハム言けるは汝わが手より此七の牝の羔を取りて我が此井を掘たる証據ならしめよ彼等二人彼處に誓ひしによりて 三十一 其處をベエルシバ(盟約の井)と名けたり 三十二 斯彼等ベエルシバにて契約を結びアビメレク其軍勢の長ピコルは起てベリシテ人の國に歸りぬ 三十三 アブラハムベエルシバに柳を植ふ永遠に在す神エホバの名を彼處に顧り 三十四 斯してアブラハム久しくベリシテ人の地に留寄りぬ

第二十二章 是等の事の後神アブラハムを試みんさて之をアブラハムよと呼たまふ彼言ふ我此にあり 二 エホバ言たまひけるは爾の子爾の愛する獨子即ちイサクを携へてモリアの地に到りわが爾に示さんとす

三 彼所の山に於て彼を燔祭として獻ぐべし 三アブラハム朝風に興て其驢馬に鞍おき二人の少者其子イサクを携へ且燔祭の柴薪を劈りて起て神の己に示したまへる處におもむきけるが 四 三日におよびてアブラハム目を擧て遙に其處を見たり 五 是に於てアブラハム其少者に言けるは爾等は驢馬ささもに此に止れ我と童子は彼處にゆきて崇拜を爲し復爾等に歸らん 六 アブラハム乃ち燔祭の柴薪を取て其子イサクに負せ手に火を執りて二人さもに往り 七 イサク父アブラハムに語りて父よ曰ふ彼答へて子よ我此にありさいひければ 八 イサク即ち言ふ火と柴薪は有り然と燔祭の羔は何處にあるや 九 アブラハム言けるは子よ神自ら燔祭の羔を備へたまはん 二人偕に進みゆきて 九 遂に神の彼に示したまへる處に到れり 是においてアブラハム彼處に壇を築き柴薪を臚列べ其子イサクを縛りて之を壇の柴薪の上に置せたり 十 斯してアブラハム手を斜べ刀を執りて其子を宰ん 十一 時にエホバの使者天より彼を呼てアブラハムよアブラハムよと云へり 彼言ふ我此にあり 十二 使者言けるは汝の手を童子に按るなかれ亦何をも彼に爲べからず 汝の子即ち汝の獨子をも我ために惜まざれば我今汝を神を畏るるを知るさ 十三 茲にアブラハム目を擧て視れば後に牡綿羊ありて其角林叢に繋りたり 十四 アブラハム即ち往て其牡綿羊を執へ之を其子の代に燔祭として獻げたり 十四 アブラハム其處をエホバエレン(エホバ預備たまはん)と名け是に緣て今日もなほ人々山にエホバ預備たまはんといふ

十五 エホバの使者再天よりアブラハムを呼て 十六 言けるはエホバ論したまふ我己を指て誓ふ汝は事を爲し汝の子即ち汝の獨子を惜まざりしに因りて 十七 我大に汝を祝み 又大に汝の子孫を増して天の星の如く濱の沙の如くならしむべし 汝の子孫は其敵の門を獲ん 十八 又汝の子孫によりて天下の民皆福祉を得べし 汝わが言に遵ひたるによりてなり 十九 斯てアブラハム其少者の所に歸り皆たちて偕にベエルシバにいたれり 二十 アブラハムはベエルシバに住り 二十 是等の事の後アブラハムに告る者ありて言ふミルカ亦汝の兄弟ナホルにしたがひて子を生子 二十一 長子はウツ其弟はブツ 其次はケムエル 是はアラムの父なり 二十二 其次はケセデハソピルダシエテラフベトエル 二十三 べトエルはリベカを生り 是八人はミルカがアブラハム



二四 弟ナホルに生たる者なり 二四ナホルの妾名はルマさいふ者も亦テバガハムタハシふびマアカを生り  
 二二 第二十三章一サラ百二十七歳なり是 即ちサラの齡の年なりニサラキリアテアルバにて死れり是はカナン  
 三 地のヘブロンなりアブラハム至りてサラのために哀み且哭けり 三斯てアブラハム死人の前より起ち出てヘ  
 四 テの子孫に語りて言けるは 四我は汝等の中の賓旅なり 寄居者なり 請ふ汝等の中に我に墓地を與へて  
 五 吾が所有をなし我をして吾が死人を出し葬ることを得せしめよ 五ヘテの子孫アブラハムに應て之に言ふ  
 六 我主よ我等に聽たまへ我等の中にありて汝は神の如き君なり我等の墓地の住者を選びて汝の死人を葬れ我  
 七 等の中一人も其墓 地を汝にのみみて汝をしてその死人を葬らしめざる者なかるべし 七是に於てアブラハ  
 八 ム起ち其地の民ヘテの子孫に對て躬を鞠む 八而して彼等と語ひて言けるは 若我をしてわが死人を出し葬るな  
 九 得せしむる事汝等の意ならば 請ふ我に聽て吾ためにゾハルの子エフロンに求め 九彼をして其野の極端に有  
 十 るマクベラの洞穴を我に與へしめよ 彼其十分の値を取て之を我に與へ汝等の中にてわが所有なる墓地  
 十一 なさば善し 十時にエフロンヘテの子孫の中に坐しおたりヘテ人エフロンヘテの子孫即ち凡て其邑の門に入  
 十二 る者の聽る前にてアブラハムに應へて言けるは 十一吾主よ我に聽たまへ 其野は 我汝に與ふ 又其中の洞穴  
 十三 も我之を汝に與ふ我わが民なる衆人の前にて之を汝にあたふ汝の死人を葬れ 十二是に於てアブラハム其地  
 十四 の民の前に躬を鞠めたり 十三而して彼其地の民の聽る前にてエフロンに語りて言けるは 汝もし之を肯は  
 十五 請ふ我に聽け我其野の値を汝に償はん 汝之を吾より取れ我わが死人を彼處に葬らん 十四エフロンアブラ  
 十六 ハムに答て曰けるは 十五わが主よ我に聽たまへ 彼地は銀四百シケルに當る是は我と汝の間に豈道に足ら  
 十七 然ば汝の死人を葬れ 十六アブラハムエフロンに言ひて從ひエフロンがヘテの子孫の聽る前にて言たる所の銀  
 十八 を秤り商買の中の通用銀四百シケルを之に與へたり 十七マムレの前なるマクベラに在るエフロン野は野  
 十九 も其中の洞穴も野の中其四周の塚にある樹も皆 十八ヘテの子孫の前即ち凡て其邑に入る者の前にてア  
 二十 ラハムの所有と定りぬ 十九厥後アブラハム其妻サラをマムレの前なるマクベラの野の洞穴に葬れり是即

二十 ちカナン地のヘブロンなり 二十斯く其野と其中の洞穴はヘテの子孫之をアブラハムの所有なる墓地  
 と定めたり

第二十四章 アブラハム年邁て老たりエホバ萬の事に於てアブラハムを祝みたまへり 二茲にアブラハム  
 一 其凡の所有を幸其家の年邁なる 僕に言けるは 請ふ爾の手を吾體の下に置よ 三我爾をして天の神  
 二 地の神エホバを指て誓はしめん 即ち汝わが僕に居むカナン人の女の中より吾子に妻を娶るなけれ 四汝わが  
 三 故國に往き吾親族に到りて吾子イサクのために妻を娶れ 五僕彼に言けるは 倘女我に從ひて此地に來  
 四 ることを好まざる事あらん時は我爾の子を彼の汝が出來りし地に導き歸るべきや 六アブラハム彼にいひけ  
 五 るは 汝慎みて吾子を彼處に携へかへるなけれ 七天の神エホバ我を導きて吾父の家をわが親族の地を離れし  
 六 め我に語り我に誓ひて汝の子孫に此地を與へんと言たまひし者其使を遣して汝に先たしめたまはらん 汝  
 七 彼處より我子に妻を娶るべし 八若女汝に從ひ來る事を好ざる時は汝吾此誓を解るべし 唯我子を彼處  
 八 に携へかへるなけれ 九是に於て僕手を其主人アブラハムの體の下に置いて此事について彼に誓へり 十斯て  
 九 僕 其主人の駱駝の中より十頭の駱駝を取りて出たり 即ち其主人の 諸の佳物を手にさりて起てメソ  
 十 ポタミアに往きナホルの邑に至り 十一其駱駝を邑の外にて井の 傍に跪伏しめたり 其時は黄昏にて婦女等の  
 十一 水汲にいづる時なりき 十二斯して彼言けるは 吾主人アブラハムの神エホバ願くは今日我にその者を逢し  
 十二 めわが主人アブラハムに恩恵を施したまへ 十三我この水井の 傍に立ち邑の人の女等水を汲に出づ 十四  
 十三 我童女に向ひて 請ふ汝の瓶をわたむけて我にのましめよ 言んに彼答へて 飲め我また汝の駱駝にも 飲しめん  
 十四 と言はば 汝も 僕イサクの爲に定め給ひし者なるべし 然れば 我汝の 吾主人に恩恵を施し給ふを知らん  
 十五 彼語ふことを終るまへに 視よりベカ瓶を肩にのせて 出きたる彼はアブラハムの兄弟ナホルの妻ミル  
 十六 カの子ベトエルに生れたる者なり 十六其童女は 觀に甚た美しく 且處女にして 未だ人に適し こそあらす 彼井  
 十七 に下り其瓶に水を盈て 上りしに 十七僕は せゆきて之にあひ 請ふ我をして 汝の瓶より 少許の水を飲しめよ 此



十九 いひけるに 十八彼主よ欲たまへさいひて乃ち急ぎ其瓶を手にあふるして之にのましめたりしが 十九飲せをほり  
 二十 て言ふ汝の駱駝のために其飲をほるまで水を汲て飽しめん 二十急ぎて其瓶を水鉢にあけ又汲んさて井には  
 二十一 せゆき其諸の駱駝のために汲みたり 二一 其人之を見つめエホバが其途に幸福をくだしたまふや否やをしら  
 二二 入さして黙し居たり 二三 茲に駱駝飲をほりしかば其人重半シケルの金の鼻環一箇と重十シケルの金の  
 二三 手釧二箇をさりて 二三言ひけるは汝は誰の女なるや請ふ我に告よ汝の父の家に我等が宿る隙地ありや 二四 女  
 二四 彼にいひけるは我はミルカがナホルに生みたる子ベトエルの女なり 二五 又彼にいひけるは家には葉も飼草も  
 二六 多くあり且宿る隙地もあり 二六是に於て其人伏てエホバを拜み 二七 言けるは吾主人アブラハムの神エホ  
 二八 家は讚美べきかなわが主人に慈恵を眞實さを缺きたまはず我途にありしにエホバ我を吾主人の兄弟の  
 二九 ラパンにいふラパンはせい井にゆきて其人の許につく 三十すなはち彼鼻環および其妹の手の手釧を見又  
 三十一 其妹リベカが其人斯我に語りさいふを聞て其人の所に到り見るに井の側にて駱駝の傍にたちあつたれ  
 三十二 ば 三二之に言けるは汝エホバに祝する者よ請ふ入れ奚ぞ外にたつや我家を備へ且駱駝のために所をそなへ  
 三十三 たり 三三是に於て其人家にいりぬラパン乃ち其駱駝の負を釋き藁と飼草を駱駝にあたへ又水をあたへて  
 三十四 其人の足と其從者の足をあらはしめ 三三斯して彼の前に食をそなへたるに彼言ふ我はわが事をのぶるまで  
 三五 は食はじミラパン語れさいひければ 三四彼言ふわれはアブラハムの僕なり 三五エホバ大にわが主人をめぐ  
 三六 みたまひて大なる者ならしめ又羊 牛 金銀 僕 婢 駱駝 驢 馬をこれにたまへり 三六わが主人の妻  
 三七 サラ年老てのちわが主人に男子をうみければ主人其所有を悉く之に與ふ 三七わが主人我を誓せて言  
 三八 ふ吾するカナン地の人の女子の中よりわが子に妻を娶るなけれ 三八汝わが父の家にゆきわが親族にいた  
 三九 りわが子のために妻を求めされ 三九我わが主人にいひけるは倘女我にしたがひて來らば如何 四十彼我にい  
 四十 いひけるは吾事ふるさこのエホバ其使者を汝さにも遣はして汝の途に幸福を降したまはん爾わが親族

四一 わが父の家より吾子に妻をめさるべし 四一汝わが親族に至れる時はわが誓を解さるべし若彼等汝にあたへ  
 四二 すば汝はわが誓をゆるさるべし 四二我今日井に至りて謂けらくわが主人アブラハムの神エホバがはくは  
 四三 わがゆく途に幸福を降したまへ 四三我はこの井水の傍に立つ水を汲にいづる處女あらん時わが彼にむかひ  
 四四 て請ふ汝の瓶より少許の水を我にのましめよ言んに 四四若我に答へて汝飲め我また汝の駱駝のためにも汲  
 四五 んと言はばエホバがわが主人の子のために定め給ひし女なるべし 四五我心の中に語ふことを終るまへにリ  
 四六 ベカ其瓶を肩にのせて出來り井にくだりて水を汲みたるにより我彼に請ふ我にのましめよ言ければ 四六彼  
 四七 急ぎ其瓶を肩よりあふるしていひけるは飲めまた汝の駱駝にものましめよ是に於て我飲しが彼また駱駝にも  
 四七 のましめたり 四七我彼に問て汝は誰の女なるやさいひければミルカがナホルに生たる子ベトエルの女なりと  
 四八 いふ是に於て我其鼻に環をつけ其手に手釧をつけたり 四八而して我伏てエホバを拜み吾主人アブラハム  
 四八 の神エホバを頌美たりエホバ我を正しき途に導きてわが主人の兄弟の女を其子のために娶らしめんとし給  
 四九 へばなり 四九されば汝等若わが主人にむかひて慈恵を眞誠をもて事をなさんと思はば我に告よ然ざるも亦  
 五〇 我に告よ然ば我右の左にあもむくをえん 五〇アブラハムは汝の前にたる携へてゆき彼をしてエホバの言たまひし如く汝の主  
 五一 汝に善惡を言ふあたはず 五一視よりベカ汝の前にたる携へてゆき彼をしてエホバの言たまひし如く汝の主  
 五二 人の子の妻ならしめよ 五二アブラハムの僕彼等の言を聞て地に伏てエホバを拜めり 五三是に於て僕銀  
 五三 の飾品金の飾品および衣服をさりいだしてリベカに與へ亦其兄の母に寶物をあたへたり 五四是に於て彼  
 五四 および其從者等食飲して宿りしが朝興たる時彼言ふ我をして吾主人に還らしめよ 五五リベカの兄の母  
 五六 言けるは童女を數日の間少くも十日我等と偕にをらしめよ然るのち彼ゆくべし 五六彼人これに言エホバ  
 五七 吾途に福祉をくだしたまひたるなれば我を阻むるなけれ我を歸してわが主人に往しめよ 五七彼等いひけるは  
 五八 童女をよびて其言を問ん 五八即ちリベカを呼て之に言けるは汝此人と共往や彼言ふ往ん 五九是に於て  
 六十 彼等妹リベカを其乳媪およびアブラハムの僕と其從者を遣り去しめたり 六十即ち彼等リベカを祝して



六二 之にいひけるはわれらの妹よ汝千萬の人の母となれ汝の子孫をして其仇の門を獲しめよ 六三 是に於て  
 六二 リベカ起て其童女等さきもに駱駝にのりて其人にしたがひ往く 僕乃ちリベカを導きてさりぬ 六三 茲  
 六三 にイサククラハイロイの井の路より來れり 南の國に住居たればなり 六三しかしてイサク黃昏に野に出て 默  
 六四 想をなしたりしが目を舉て見しに駱駝の來るあり 六四リベカ目をあげてイサクを見駱駝をおりて 六五 僕にい  
 六六 ひけるは野をあゆみて我等にむかひ來る者は何人なるぞ 僕わが主人なりといひければリベカ覆衣をさきて身  
 六六 をおほへり 六六茲に僕 其凡てなしたる事をイサクに告ぐ 六七 イサクリベカを其母サラの天幕に携至りリベ  
 六七 かを娶りて其妻となして之を愛したりイサクは母にわかれて後茲に慰藉を得たり

第二十五章 アブラハム 再 妻を娶る其名をケトラといふ 二 彼シムランヨクシヤンメダンミテアンイシ  
 二一 バクシユロを牛リ三ヨクシヤンシバミテダンを生むダダンの子はアツシユリ族レトシ族リウミ族なり 四  
 二三 ミデアンの子はエバエヘルヘノクアビダエルダアなり是等は皆ケトラの子孫なり 五 アブラハム其所有を  
 二四 盡くイサクに與へたり 六 アブラハムの妾等の子にはアブラハム其生る間の物をあたへて之をして其子  
 二五 イサクを離れて東にさりて東の國に至らしむ 七 アブラハムの生存へたる齡の日は即ち百七十五年なり 八  
 二六 アブラハム退齡に及び老人となり年滿て氣たえ死て其民に加る 九 其子イサクイシマエルの之をへテ人ゾハ  
 二七 ルの子エフロン野なるマクベラの洞穴に葬れり是はマムレの前にあり 十 即ちアブラハムがヘテの子孫より  
 二八 買たる野なり彼處にアブラハムと其妻サラ葬らる 十一 アブラハムの死たる後神其子イサクを祝みたまふイ  
 二九 サグはベエルラハイロイの邊に住り 十二 サラの侍婢なるエジプト人ハガルがアブラハムに生たる子イシマエ  
 三〇 ルの傳は左のごとし 十三 イシマエルの子名は其名氏と其世代に循ひて言は是のごとしイシマエルの長子は  
 三一 ネバヨテなり其次はケダラアデビエルミブサム 十四 ミシマドママツサ 十五 ハダテマエトルネフシケ  
 三二 テマ 十六 是等はイシマエルの子なり是等は其郷黨と其營にしたがひて言る者にして其國に循ひていへば十二  
 三三 の牧伯なり 十七 イシマエルの齡は百三十七歳なりき彼いきたえ死て其民にくはる 十八 イシマエルの子等

はハビラよりエジプトの前なるシエルまでの間に居住てアツスリヤまでにおよべりイシマエルは其すべて  
 一九 の兄弟等のまへにすめり 十九 アブラハムの子イサクの傳は左のごとしアブラハムイサクを生り 二十 イサ  
 二〇 カ四十歳にしてリベカを妻に娶れりリベカはパダンアラムのスリア人ベトエルの女にしてスリア人ラパンの  
 二一 妹なり 二一 イサク其妻の子なきに因て之のためエホバに祈願をたてければエホバ其れがひを聽たまへり  
 二二 遂に其妻リベカ孕みしが 二二 其子胎の内に争ひければ然らば我がで斯てあるべきとて往きてエホバに  
 二三 問に 二三 エホバ彼に言たまひけるは二の國民汝の胎にあり二の民汝の腹よりいでて別れん一の民は一の  
 二四 民よりも強かるべし大は小に事へん 二四 かくて臨月分ちて見しに胎には孿ありき 二五 先に出でたる者は  
 二五 赤くして體中 裘の如し其名をエサウと名けたり 二六 其後に 弟 出でたるが其手にエサウの踵を持れり  
 二七 其名をヤコブと名づけたりリベカが彼等を生し時イサクは六十歳なりき 二七 茲に童子人となりしがエサウ  
 二八 は巧なる獵人にして野の人となりヤコブは質樸なる人にして天幕に居ものとなれり 二八 イサクは膺を嗜むに  
 二九 よりてエサウを愛したりしがリベカはヤコブを愛したり 二九 茲にヤコブ 羹を煮たり時にエサウ野より來り  
 三〇 て憊れ居り 三十 エサウヤコブにむかひ我憊れたれば請ふ其紅羹其處にある紅羹を我にのませよといふ是  
 三一 をもて彼の名はエドム(紅)と稱へらる 三一 ヤコブ言けるは今日汝の家督の權を我に鬻れ 三二 エサウいふ我  
 三二 は死んとして居る此家督の權我に何の益をなさんや 三三 ヤコブまた言けるは今日我に誓へさ彼すなばち誓て  
 三三 其家督の權をヤコブに鬻りぬ 三四 是に於てヤコブパンと扁豆の羹をエサウに與へければ食且飲て起て  
 三四 去れり斯エサウ家督の權を藐視じたり

第二十六章 アブラハムの時にありし最初の饑饉の外に又其國に饑饉ありければイサクゲラルに往きてベリ  
 一 シテ人の王アビメレクの許にいたれり 二 時にエホバ彼にあらはれて言たまひけるはエジプトに下るなけれ  
 二 吾汝に示すさこの地にをれ 三 汝此地にさままれ我汝と共にありて汝を祝まん我是等の國を盡く汝  
 三 および汝の子孫に與へ汝の父アブラハムに誓ひたる誓言を行ふべし 四 われ汝の子孫を増して天の星のごと



五 くなし汝の子孫に凡て是等の國を與へん汝の子孫によりて天下の國民皆福祉を獲べし 五是はアブラハムわ  
 六 言に順ひわが職守さわが誠命さわが憲法さわが律法を守りしに因てなり 六イサク乃ちゲラルに居しが  
 七 處の人其妻の事をさへば我 妹 なりと言ふりベカは觀に美麗かりければ其處の人リベカの故をもて  
 八 我を殺さんと謂て彼をわが妻と言ふをそれたるなり 八イサク久しく彼處に在りし後一日ベリシテ人の王アビ  
 九 メレク膺より望みてイサクが其妻リベカを嬉戯るを見たり 九是に於てアビメレクイサクを召て言けるは彼は  
 十 必す汝の妻なり汝なんぞ吾 妹 さいひしやイサク彼に言けるは恐くは我彼のために死するならんと思たれ  
 十一 ばなりナアビメレクいひけるは汝なんぞ此事を我等になすや民の一人もし輕々しく汝の妻を寝るこゝあらん  
 十二 その時は 汝罪を我等に蒙らしめん 十一アビメレク乃ちすべて民に皆命じて此人を其妻にさばるもの  
 十三 は必す死すべしと言ひ 十二イサク彼地に種播て其年に百倍を獲たりエホバ彼を祝みたまふ 十三其人 大に  
 十四 なりゆきて進みて盛になり遂に甚だ 大なる者となれり 十四即ち羊と牛と僕従を多く有しかばベリシテ人  
 十五 彼を嫉みたり 十五其父アブラハムの世に其父の僕従が掘たる諸の井はベリシテ人之をふさぎて土を之にみて  
 十六 たり 十六茲にアビメレクイサクに言けるは汝は 大に我等よりも強大ければ我等をはなれて去れ 十七イサ  
 十七 乃ち彼處をさりてゲラルの谷に天幕を張て其處に住り 十八其父アブラハムの世に掘たる水井をイサク茲  
 十九 に復び鑿り其はアブラハムの死たる後ベリシテ人之を塞ぎたればなり斯してイサク其父の之に名けたる名を  
 二十 もて其名をなせり 十九イサクの 僕 谷に掘て其處に泉の湧出る井を得たり 二十ゲラルの牧者此水は我等の  
 二十一 所屬なりさいひてイサクの僕と争ひければイサク其井の名をエセク(競争)と名けたり彼等己之を競争  
 二十二 たるによりてなり 二十二是に於て又他の井を鑿し彼等是をも争ひければ其名をシテナ(敵)となづけたり 二三  
 二十三 イサク乃ち彼處より遷りて他の井を鑿けるが彼等之をあらそはざりければ其名をレホボテ(廣場)と名けて言  
 二十四 けるは今エホバ我等の處所を廣くしたまへり我等斯地に繁衍ん 二三斯て彼其處よりベエルシバにのぼりしが  
 二十五 其夜エホバ彼にあらはれて言たまひけるは我は汝の父アブラハムの神なり懼るるなかれ 我汝と偕にあ

二五 きて汝を祝み我 僕 アブラハムのために汝の子孫を増ん 二五是に於て彼處に壇を築きてエホバの名を顯び  
 二六 天幕を彼處に張り彼處にてイサクの 僕 井を鑿り 二六茲にアビメレク其友アホザテ及び 其軍勢の 長ヒ  
 二七 コルと共にゲラルよりイサクの許に來りければ 二七イサク彼等に言ふ汝等は我を惡み我をして汝等をはなれ  
 二八 て去しめたるなるに何ぞ我許に來るや 二八彼等いひけるは我等確然にエホバが汝と偕にあるを見れば我等  
 二九 の間 即ち我等汝の間に誓詞を立て汝と契約を結ばんと謂へり 二九 汝 我等に 惡事をなすなかれ其は  
 三十 我等は汝を害せず只善事のみを汝になし且 汝を安然に去しめたればなり汝はエホバの祝みたまふ者なり  
 三十一 イサク乃ち彼等のために酒宴を設けたれば彼等食ひ且飲り 三十一其日イサクの 僕 來りて其はりたる井に  
 三二 サク彼等を去しめたれば彼等イサクをはなれて安然にかへりぬ 三二其日イサクの 僕 來りて其はりたる井に  
 三三 つきて之に告て我等水を得たりさいへり 三三即ち之をシバと名づく此故に其邑の名は今日までベエルシバ  
 三四 (誓詞の井)といふ 三四エサウ四十歳の時ヘテ人ベエリの 女 ユデテとヘテ人エロンの 女 パスマテを妻に娶  
 三五 れり 三五彼等はイサクとベカの心の愁煩となれり

第二十七章 一 イサク老て目くもりて見るあたはざるに及びて其長子 エサウを召て之に吾子よさいひければ  
 二 答へて我此にありさいふ 二イサクいひけるは視よ我は今老て何時死るやを知らず 三然は請ふ 汝の 器 汝  
 三 の弓矢を執て野に出でわがために麋を獵て 四わが好む美味を作り我にもちきたりて食はしめよ我死るまへに  
 四 心に汝を祝せん 五イサクが其子エサウに語る時にリベカ聞たりエサウは麋を獵て携きたらんきて野に  
 五 ゆけり 六是に於てリベカ其子エサウに語りていひけるは我聞たるに汝の父汝の兄エサウに語りて言けら  
 六 く七吾ために麋をさりきたり美味を製りて我にくはせよ死るまへに我エホバの前にて汝を祝せん 八然は吾  
 七 子よ吾 言にしたがひわが汝に命するこゝくせよ 九汝群畜の所にゆきて彼處より山羊の二箇の善き羔を我に  
 八 十さりきたれ我之をもて汝の父のために其好む美味を製らん 十 汝之を父にもちゆきて食しめ其死る前に汝を  
 十一 祝せしめよ 十二ヤコブ其母リベカに言けるは兄エサウは毛深き人にして我は滑澤なる人なり 十二恐くは父



十三 我に捫るこゝあらん然らば我は欺く者ぞ父に見えんされば祝をえずして、かへつものろひ 反て呪詛をまねかん、そのは、かれ 十三其母彼にいひけるは我子よ汝の詛はるる所は我に歸せん只わが言にしたがひ往て取來れ、かかれゆき 十四是において彼往て取り母の所にもちきたりければ母すなはち父の好むころの美味を製れり、あち、おのれもど 十五而してリベカ家の中に己の所にある長子エサウの美服をとりて之を季子ヤコブに衣せ、そのて、そのくび、あらか 十六又山羊の羔の皮をもて其手と其頭の滑澤なる處を掩ひ、おほ 十七其製りたる美味とパンを子ヤコブの手にわたせり、われなんぢ 十八彼乃ち父の許にいたりて我父よといひければ我此にありわが子よ汝は誰なるぞ曰ふ、われなんぢ 十九ヤコブ父にいひけるは我は汝の長子エサウなり我汝が我に命じたるごさくなせり請ふ起て坐しわが麀の肉をくらひて汝の心に我を祝せよ、われなんぢ 二十ヤコブに言けるは吾子よ汝いかにして斯速に獲たるや彼言ふ汝の神エホバ之を我にあはせたまひしが故なり、われなんぢ 二十一ヤコブにいひけるはわが子よ請ふ近くよれ我汝に捫りて汝もまことに吾子エサウなるや否やをしらん、われなんぢ 二十二ヤコブ父エサウに近よりければエサウ之にさばりていひけるは聲はヤコブの聲なれども手はエサウの手なり、われなんぢ 二十三三彼の手其兄エサウの手のごさく毛深かりしに因て之を辨別へすして遂に之を祝したり、われなんぢ 二十四即ちエサウいひけるは汝はまことに吾子エサウなるや彼然りといひければ、われなんぢ 二十五エサウいひけるは我に持きたれ吾子の麀を食ひてわが心に汝を祝せん是に於てヤコブ彼の許にもちきたりければ食へり又酒をもちきたりければ飲り、われなんぢ 二十六かくて父エサウ彼にいひけるは吾子よ近くよりて我に接吻せよ、われなんぢ 二十七彼すなはち近よりて之に接吻しければ其衣の馨香をかきて彼を祝していひけるは嗚呼吾子の香はエホバの祝たまへる野の馨香のごさし、われなんぢ 二十八汝ははくば神天の露と地の腴および饒多の穀と酒を汝にたまへ、われなんぢ 二十九諸の民汝につかへ諸の邦汝に躬を鞠ん汝兄弟等の主となり汝の母の子等汝に身をかゝめん汝を詛ふ者はのろはれ汝を祝する者は祝せらるべし、われなんぢ 三十エサウヤコブを祝するごさを終てヤコブ父エサウの前より出さりし時にあたりて兄エサウ獵より歸り來り、われなんぢ 三十一己も亦美味をつくりて之を其父の許にもちゆき父にいひけるは父よ起て其子の麀を食ひて心に我を祝せよ、われなんぢ 三十二父エサウ彼にいひけるは汝は誰なるや彼いふ我は汝の子汝の長子エサウなり

三三 大に戰兢ていひけるは然らば彼を獵て之を我にもちきたりし者は誰ぞや我汝がきたるまへに諸の物を食ひて彼を祝したれば彼まことに祝福をうべし、われなんぢ 三四エサウ父の言を聞いて大に哭き痛く泣きて父にいひけるは父よ我を祝せよ我をも祝せよ、われなんぢ 三五エサウ言けるは汝の弟、われなんぢ 三六エサウいひけるは彼をヤコブ推除者となづくるは宜ならずや彼が我をおしのくる事此にて二次なり昔にはわが家督の權を奪ひ今はわが祝を奪ひたり又言ふ汝は祝をわがために殘しおひさりしや、われなんぢ 三七サウ對てエサウにいひけるはわが彼を汝の主となし其兄弟を悉く僕とし、われなんぢ 三八エサウ父に言けるは父よ父の祝唯一ならんや父を彼に授けたり然らば吾子よ我何を汝になすをえん、われなんぢ 三九父エサウ答へて彼にいひけるは汝の住所は地の膏腴よ我を祝せよ我をも祝せよ、われなんぢ 四十エサウ聲をあげて哭ぬ、われなんぢ 四十一父エサウ答へて彼にいひけるは汝の住所は地の膏腴にはなれ上よりの天の露にはなるべし、われなんぢ 四十二汝は劍をもて世をわたり汝の弟に事へん然らば汝、われなんぢ 四十三其時汝の頭より振ひおさすを得ん、われなんぢ 四十四エサウ父のヤコブを祝したる其祝の爲にヤコブを惡めり即ちエサウ心に謂けるは父の喪の日近ければ其時我弟ヤコブを殺さん、われなんぢ 四十五長子エサウの此言りベカに聞えければ季子ヤコブを呼よせて之に言けるは汝の兄エサウ汝を殺さんとおもひて自ら慰む、われなんぢ 四十六されば吾子よ我言にしたがひ起てハランにゆきわが兄ラバンに許にのぐれ、われなんぢ 四十七汝の兄の怒の釋るまで暫く彼ごさにも居れ、われなんぢ 四十八汝の兄の鬱憤釋けて汝をばなれ汝が彼になしたる事を忘るゝにいたらば我人をやりて汝を彼處よりむかへん我何そ一日のうち汝等二人を喪ふべけんや、われなんぢ 四十九ベカイサクに言けるは我はへテの女等のために世を厭ふにいたるヤコブもし此地の彼女等の如きへテの女の中より妻を娶らば我身生るも何の利益あらんや、われなんぢ

第二十八章 一エサウヤコブを呼て之を祝し之に命じて言けるは汝カナンの中のより妻を娶るな、われなんぢ 二起てベダンアラムに往き汝の母の父ベトエルの家にいたり彼處にて汝の母の兄ラバンの女の中より妻を娶れ、われなんぢ 三願くは全能の神汝を祝み汝をして子女を多く得せしめ且汝の子孫を増て汝をして多衆の民ならしめ







二五 朝にいたりて見るにレアなりしかばヤコブラバンに言けるは汝なんぞ此事を我になしたるや我ラケ  
 二六 ルのために汝に役事しにあらすや汝なんぞ我を欺くや 二六ラバンいひけるは姉より先に妹を嫁しむる事は  
 二七 我國にて爲さるる事なり 二七其七日を過せ我等是をも汝に與へん然ば汝是がために尙七年我に事へて  
 二八 勤むべし 二八ヤコブ即ち斯なして其七日をすこせしかばラバン其女ラケルをも之にあたへて妻となさし  
 二九 む 二九またラバン其侍婢ピルハを女ラケルにあたへて侍婢となさしむ 三十ヤコブまたラケルの所にいり  
 三〇 ぬ彼レアよりもラケルを愛し尙七年ラバンに事へたり 三一エホバレアの嫌るるを見て其胎をひらきたまへ  
 三一 然らばラケルは妊なきものなりき 三二レア孕みて子を産み其名をルベンと名けていひけるはエホバ誠にかわが  
 三三 艱苦を顧みたまへりされば今夫我を愛せん 三三彼ふたつび孕みて子を産みエホバわが嫌はるるを聞たま  
 三四 ひしによりて我に是をもたまへりと言て其名をシメオンと名けたり 三四彼また孕みて子を産み我二人の子  
 三五 を生たれば夫今よりは我に膠漆んさいへり是によりて其名をレビと名けたり 三五彼また妊みて子を産み我  
 今エホバを讃美んさいへり是によりて其名をユダと名けたり是にいたりて産ごさやみぬ  
 一 第三十章一ラケル己がヤコブに子を産ざるを見て其姉を妬みヤコブに言けるは我に子を與へよ然らずば我  
 二 死んぞニヤコブラケルにむかひて怒を發して言ふ汝の胎に子を産せしめざる者は神なり我神に代るをえ  
 三 んやミラケルいふ吾婢ピルハを視よ彼の處に入れ彼子を産てわが膝に置ん然ば我もまた彼によりて子をう  
 四 るにいたらん 四其仕女ピルハを彼にあたへて妻となさしめたりヤコブ即ち彼の處にいる五ピルハ遂に  
 五 はらみてヤコブに子を産せしめれば六ラケルいひけるは神を監視し亦わが聲を聴いてわが子をたまへり是に  
 六 よりて其名をダンと名けたりセラケルの仕女ピルハ再び妊みて次の子をヤコブに産せしめれば八ラケル我神の  
 七 争をもて姉と争ひて勝ぬさいへりて其名をナフタリと名けたり九茲にレア産ごの止たるを見しかば其仕  
 八 女シルバを産りて之をヤコブにあたへて妻となさしむ十レアの仕女シルバ次子をヤコブに産せしめれば  
 十一 來れりさいへりて其名をガドと名けたり 十二レアの仕女シルバ次子をヤコブに産せしめれば 十三レアいふ我は幸

十四 なり女等我を幸なる者となさん其名をアセルと名づけたり 十四茲に夢寐の日にルベン出でて野にて  
 十五 戀節を獲これ母レアの許にもちきたりければラケルレアにいひけるは請ふ我に汝の子の戀節をあたへよ  
 十六 ケルいふ然ば汝の子の戀節のために夫是夜汝を寢せしめ 十六晚にもよびてヤコブ野より來りければレア之  
 十七 在いでむかへて言けるは我誠にかわが子の戀節をもて汝を雇ひたれば汝 我の所にいらざるべからずヤコブ  
 十八 即ち其夜彼さいへたり 十七レアに聽たまひければ彼妊みて第五の子をヤコブに産り 十八レアいひけるは  
 十九 我わが仕女を夫に與へたれば神我に其値をたまへり其名をイツサカルと名けたり 十九レア復妊みて第六  
 二十 の子をヤコブに産り 二十レアいひけるは神我に 嘉寶を賜ふ我六人の男子を生たれば夫今より我と備  
 二一 にすまん其名をゼブルンと名づけたり 二二其後彼女子を生み其名をテナと名けたり 二三茲に神ラケル  
 二四 を念ひ神前に聽き其胎を開きたまひければ 二三彼妊みて男子を生て曰ふ神わが恥辱を洒きたまへり 二四乃  
 二五 ち其名をヨセフと名けて言ふエホバ又他の子を我に加へたまはん 二五茲にラケルのヨセフを生むに及びてヤ  
 二六 コブラバンに言けるは我を歸して故郷に我國に往しめ 二六わが汝に事得たる所の妻子を我に與へて我を  
 二七 去しめよわが汝になしたる役事は汝之を知るなり 二七ラバン彼にいひけるは若なんちの意にかはばいれが  
 二八 はくは留れ我エホバが汝のために我を視みしをトひ得たり 二八又言ふ汝の望む値をのべよ我之を與ふべし  
 二九 ヤコブ彼にいひけるは汝は如何にわが汝に事へしか如何に汝の家畜を牧しむを知る 三十わが來れる前に  
 三〇 汝の有たる者は鮮少なりしが増て遂に群をなすに至る吾來りてよりエホバ汝を視きたまへり然ども我は何  
 三一 時吾家を成にいたらんや 三一彼言ふ我何を汝に與へんヤコブいひけるは汝何物をも我に與ふるに及ばず  
 三二 汝もし此事を我になさば我また汝の群を牧せらん 三二即ち我今日徧く汝の群をゆきめぐりて其中より  
 三三 凡て斑なる者 點なる者を移し綿羊の中の凡て黒き者を移し山羊の中の點なる者 斑なる者を移さん是わが  
 三四 値なるべし 三三後に汝來りてわが儲値をしらぶる時わが義我にかはりて應をなすべし若わが所に山羊の斑



三三 ならざる者 點ならざる者あり綿羊の黒からざる者あらば皆盜める者さなすべし 三四 ラバンの言の如  
 三五 くなさんこそを願ふ 三五 是に於て彼其日 牡山羊の斑入なる者 斑點なる者 移し 凡て 牡山羊の斑點なる者 斑點  
 三六 なる者 都て 身に 白色ある者 移し 又 綿羊の中の 凡て 黒き者 移して 其子等の 手に 付せり 三六 而して 彼己  
 三七 ヤコブの間に 三日程の 隔をたてたり ヤコブは ラバンの 餘の 群を 牧ふ 三七 茲に ヤコブ 楊柳と 楓と 桑の 青枝を  
 三八 執り 皮を 剥て 白紋理を 成り 枝の 白き所を あらはし 三八 其皮は ぎたる 枝を 群の 來りて 飲む ころの 水槽と 水鉢  
 三九 に 立て 群に向はしめ 群をして 水のみに来る 時に 孕ましむ 三九 群すなはち 枝の 前に 孕みて 斑入の 者 斑點なる者  
 四〇 斑點なる者 産し 四〇 ヤコブ 其 羔羊を 區分ち ラバンの 群の 面を 其群の 斑入なる者 黒き者 對はしめ 斑  
 四一 りし 己の 群を ば 一所に 置きて ラバンの 群の中に 入れざりき 四一 又 家畜の 壯健き者 孕みたる 時は ヤコブ 水  
 四二 槽の中に 其家畜の 目の 前に 彼枝を 置き 枝の 傍において 孕ましむ 四二 然と 家畜の 羸弱なる 時は 之を 置す 是  
 四三 に 因て 羸弱者は ラバンの となり 壯健者は ヤコブの となり 四三 是に 於て 其人大に 富饒になりて 多の家畜と  
 婢 僕 ちよび 駱駝 驢 馬を 有に いたれり

第三十一章 茲に ヤコブ ラバンの 子等が ヤコブ わが 父の 所有を 盡く 奪ひ 吾父の 所有によりて 此 凡の 榮光  
 一 を 獲たり さいふを 聞り 二 亦 ヤコブ ラバンの 面を見るに 己に 對する こと 曠昔の 如く ならず 三 時に エホバ ヤコブ  
 二 に 言たまひけるは 汝の 父の 國に へり 汝の 親族に 至れ 我 汝と 偕に ならん 四 是に 於て ヤコブ 人を やりて  
 三 ラケルと レアを 野に 招きて 群の 所に 至らしめ 五 之にいひけるは 我 汝等の 父の 面を見るに 其我に 對する こと  
 四 曠昔の 如く ならず 然と わが 父の 神は 我と 偕に います なり 六 汝等が する こと 我 力を 竭して 汝の 父に 事へ  
 五 たるに 七 汝等の 父我を 欺きて 十 次も わが 値を 易たり 然と 神彼の 我を 害するを 容したまはず 八 彼斑點なる  
 六 者は 汝の 備値なる べし さいへば 群の 生さる 皆 斑點なり 斑入の 者は 汝の 値なる べし さいへば 群の 生さる 皆  
 七 斑入なり 九 斯神 汝らの 父の 家畜を 奪て 我に 與へたまへり 十 群の 孕む 時に 當りて 我 夢に 目を あげて 見しに 群  
 八 の上に 乘る 牡羊は 皆 斑入の 者 斑點なる 者 白點なる 者 なり 十一 時に 神の 使者 夢の中に 我に 言ふ ヤコブよ 我

十二 此に ありて 對へければ 十二 乃ち 言ふ 汝の 目を あげて 見よ 群の上に 乘る 牡羊は 皆 斑入の 者 斑點なる 者 白點なる  
 十三 者なり 我 ラバンの 凡て 汝に 爲す ことを 鑿みる 十三 我は ベテルの 神なり 汝 彼處にて 柱に 膏を 沃ぎ 彼處にて 我  
 十四 に 誓を 立たり 今 起て 斯地を出て 汝の 親族の 國に 歸れ 十四 ラケルと レア 對て 彼にいひけるは 我等の 父の家  
 十五 に 尙われらの 分 あらんや 我等の 産業 あらんや 十五 我等は 父に 他人の こと せらるるに ならず 其は 父我等を  
 十六 賣り 亦 我等の 金を 蝕滅したれば なり 十六 神が わが 父より 取たまひし 財寶は 我等と われらの 子女の 所屬なり 然  
 十七 ば 都て 神の 汝に 言たまひし 事を 爲せ 十七 是に 於て ヤコブ 起て 子等と 妻等を 駱駝に 乗せ 十八 其獲たる 凡の家畜  
 十八 凡の 所有物 即ち パダンアラムにて みづから 獲たる ころの 家畜を 携へ 去て カナン の 地に 居る 所の 其父 イサ  
 十九 クの 所におもむけり 十九 時に ラバンは 羊の 毛を 剪ん きて 往て あり ラケル 其父の もてる テラビムを 竊めり 二十  
 二十 ヤコブは 其去 ことを スリア人 ラバンに 告す して 潜に 忍びいでたり 二一 即ち 彼その 凡の 所有を 挈へて 逃去り 起  
 二二 て 河を 渡り イレアテの 山に むかふ 二三 ヤコブの 逃去し こと 三日におよびて ラバンに 聞えければ 二三 彼兄弟  
 二三 を 率て その 後を追ひし 七日路を へて イレアテの 山にて 之に 追及ぬ 二四 神夜の 夢に スリア人 ラバンに 臨みて  
 二四 汝 慎みて 善も 惡も ヤコブに 道な かれ 之に 告たまへり 二五 ラバン 遂に ヤコブに 追及しが ヤコブは 山に 天幕  
 二五 を 張ぬ たらば ラバンも その 兄弟と 共に イレアテの 山に 天幕を ばれり 二六 而して ラバン ヤコブに 言けるは 汝  
 二六 我に 知しめずして 忍びいで 吾女等と 劍をもて 執たる 者のごとくに ひきゆけり 何ぞ かくる 事を なすや 二七 何  
 二七 故に 汝 潜に 逃さり 我を ばなれて 忍びいで 我に つけざりしや 我 歡喜と 歌謠と 鼓と 琴をもて 汝を送りしならんや  
 二八 二八 何ぞ 我をして わが 孫と 女に 接吻するを得ざらしめしや 汝 愚妄なる 事を なせり 二九 汝等に 害なくば ふるの  
 二九 能わが 手に あり 然と 汝等の 父の 神 昨夜 我に 告て 汝つと しみて 善も 惡も ヤコブに 語へからず さいへり 三十 汝今  
 三十 父の家を 甚く 戀て 歸ん 願ふは 善れども 何ぞ わが 神を 竊みたるや 三十一 ヤコブ 答へて ラバンに いひけるは 恐く  
 三十一 は 汝 強て 女を 我より 奪ならんと思ひて 懼れたれば なり 三二 汝の 神を 持る 者を見ば 之を生し なく かくれ 我等  
 三二 の 兄弟等の前にて 汝の 何物 我の 許にあるかを みわけて 之を 汝に 取れ 其は ヤコブ ラケルが 之を 竊し 之を 知



三三 ざればなり 三三是に於てラバンヤコブの天幕に入りまた二人の婢の天幕にいりしが視いた  
三四 さざればレアの天幕を出てラケルの天幕にいる 三四ラケル已にテラヒムを執て之を駱駝の鞍の下に置いて其  
三五 上に坐しければラバン 遍く天幕の中をさぐりたれども見いださざりき 三五時にラケル父にいひけるは婦女  
三六 の經の習例の事わが身にあれば父の前に起あはす願くは主之を怒り給ふなかれ是をもて彼さびしたれど  
三六も遂にテラヒムを見いださざりき 三六茲に於てヤコブ怒りてラバンを謫即ちヤコブ應へてラバンに言ける  
三七 は我何の愆あり何の罪ありて汝火急く我をさふふや 三七汝わが物を盡く索りたるが汝の家は何物を見  
三八 だしたるや此にわが兄弟汝の兄弟の前に其を置いて我等二人の間をさばかしめよ 三八我の二十年  
三九 ささもにありしが汝の牝綿羊と牝山羊其胎を 積れしことなし又汝の群の牡綿羊は我食はざりき 三九又  
四〇 裂れたる者は我これを汝の所に持きたらすして自ら之を補へり又晝竊まるるも衣竊まるるも汝わが手より之  
四〇を要めたり 四〇我は是ありつ晝は晝に夜は寒に犯されて目も寐るの違なく 四〇此二十年汝の家  
四一 汝の二人の女の爲に十四年汝の群の爲に六年汝に事へたり然に汝は十次もわが値を易たり 四二若わが父  
四二の神アブラハムの神イサクの畏む者我ささもにいますにあらざれば汝今必ず我を空手にて去しめしなら  
四三 入神わが苦難さわが手の勞苦をかへりみて昨夜汝を責たまへるなり 四三ラバン應へてヤコブに言けるは女  
四四 等はわが女 子等はわが子 群はわが群 汝が見る者は皆わが所屬なり我今日此わが女等とその生たる子等に  
四五 何をなすをえんや 四四然れば來れ我と汝二人契約をむすび之を我と汝の間 証憑となすべし 四五是に於て  
四六 ヤコブ石を執りこれを建て柱となせり 四六ヤコブ又その兄弟等に石をあつめよといひければ即ち石をとり  
四七 て怪を成れり斯て彼等彼處にて怪の上に食す 四七ラバン之をエガルサバドタ(証憑の怪)と名けヤコブ之をギ  
四八 レア(証憑の怪)と名けたり 四八ラバン此怪今日われさなんちの間 証憑たりといひしによりて其名はギ  
四九 アテと稱へらる 四九又ミツバ(觀望樓)と稱へらる其は彼我等が互にわかるるに及ぶる時わがはくはエホバ我  
五〇 汝の間を 監みたまへといひたればなり 五〇彼又いふ汝もしわが女をなやまし或はわが女のほかに妻を

五一 さらば人の我らと儲なる者なきも神我と汝のあひだにいまして証をなしたまふ 五二ラバン又ヤコブにいふ  
五二 わがわれさなんちの間 なたてたる此怪を視よ柱をみよ 五二此怪 証とならん柱 証とならん我この怪を越へ  
五三 汝を害せじ汝この柱を越て我を害せざれ 五三アブラハムの神ナホルの神彼等の父の神われらの間を  
五四 離きたたまへよヤコブ 乃ちその父イサクの畏む者我をさして誓へり 五四斯てヤコブ山にて犧牲をささげその兄  
五五 弟を招きてパンを食はしむ彼等パンを食ひて山に宿れり 五五ラバン朝蚤に起き其孫と女に接吻して之を祝せ  
五五りしかしてラバンゆきて其所にかへりぬ

三三 第三十二章 茲にヤコブの途に進みしが神の使者これにあふニヤコブこれを見て是は神の陣營なりといひ  
三四 てその處の名をマハナイム(二營)となづけたり 三四くてヤコブ己より前に使者をつかはしてセイルの地  
三五 エドムの野に在る其兄エサウの所にいたらしむ 三四即ち之に命じて言ふ汝等わがわが主エサウにいふべし汝の  
三六 僕ヤコブ斯いふ我ラバンの所に寄寓て今までさまされり 五我牛驢馬羊 僕婢あり人をつかはしてわが  
三七 主に告ぐ汝の前に恩をえんことを願ふなりと使者ヤコブにかへりて言けるは我等汝の兄エサウの許に至  
三八 れり彼四百人をしたかへて汝をむかへんきて來るこそ是によりヤコブ 大におそれ且くしみ己ごさもに  
三九 ある人衆あふび羊と牛と駱駝を二隊にわかつて八言けるはエサウもし一の隊に來りて之をうたば遣れること  
四〇 ろの二隊逃るべし九ヤコブまた言けるはわが父アブラハムの神わが父イサクの神エホバよ 汝嘗て我につ  
四一 けて汝の國にかへり汝の親族に到れ我なんちを善せんといひたまへり 十我はなんちが僕にほごこしたまひし  
四二 恩恵と眞實をも受るにたらざるなり我わが杖のみを持てこのヨルダンを濟りしが今は二隊も成にいたれ  
四三 り 十二願くはわが兄の手よりエサウの手より我をすくひいだしたまへ我彼をおそる恐くは彼きたりて我をう  
四四 ち母と子とに及ばん 十二汝は嘗て我がならず汝を恵み汝の子孫を濱の沙の多くして敷ふべからざるが如  
四五 くなさんといひたまへり 十三彼その夜彼處に宿りその手にいりし者の中より兄エサウへの禮物をえらべ  
四六 十四 即ち牝山羊二百 牡山羊二十 牝羊二百 牡羊二十 十五乳駱駝と其子三十 牝牛四十 牡牛十 牝の驢馬



二十 驢馬の子十六而して其群をわかつて之を僕の手に授け僕にいひけるは吾に先ちて進み群を  
 十七 の間を隔ておくべし 十七又その前者に命じて言けるはわが兄エサウ汝にあひ汝に問て汝は誰の人にして何  
 十八 處にゆくや汝のまへなる者は誰の所有なるやといはば 十八汝の僕ヤコブの所有にしてわが主エサウに  
 十九 たてまつる禮物なり視よ彼もわれらの後になるさいふべし 十九彼は第二の者第三の者および凡て  
 二十 群々にしたがりひゆく者に命じていふ汝等エサウにあふ時はかくのごとく之にいふべし 二十且汝等いへ視よ  
 二十一 なんぢの僕ヤコブわれらの後になるよヤコブおもへらく我わが前におくる禮物をもて彼を和めて然るのち  
 二十二 其面を覷ん然ば彼われを接遇することあらん 二十二是によりて禮物に先ちて行く彼は其夜陣營の中に  
 二十三 宿りしが 二三其夜おきいでて二人の妻と二人の仕女および十一人の子を導きてヤコブの渡をわたれり 二三  
 二十四 即ち彼等をみちびきて川を渉らしめ又その有る物を渡せり 二十四而してヤコブ一人遺りしが人ありて夜の明  
 二十五 るまで之を角力す 二十五其人己のヤコブに勝ざるを見てヤコブの髀の樞骨に觸しければヤコブの髀の樞骨  
 二十六 其人を角力する時挫離たり 二十六其人夜明んすすれば我をさらしめよといひければヤコブいふ汝われを  
 二十七 祝せずばさらしめず 二十七是に於て其人かれにいふ汝の名は何なるや彼いふヤコブなり 二十八其人いひけるは  
 二十八 汝の名は重てヤコブとさなふべからずイスラエルとさなふべし其は汝神と人に力をあらそひて勝たれば  
 二十九 なり 二十九ヤコブ問て請ふ汝の名を告よといひければ其人何故にわが名をさふやといひて乃ち其處にて之  
 三十 を祝せり 三十是を以てヤコブその處の名をベニエル(神の面)と名づけけて曰ふ我面を面をあらせて神とあひ  
 三十一 見てわが生命は存るなり 三十一期て彼日のいづる時にベニエルを過たりしが其髀のために歩行はかざらざ  
 三十二 り 三十二是故にイスラエルの子孫は今日にいたるまで髀の樞の巨筋を食はず是彼人がヤコブの髀の巨筋  
 三十三 に觸たるによりてなり

第三十三章 一爰にヤコブ目をあげて視しにエサウ四百人をひきゐて來りしかば則ち子等を分ちてレアとラケ  
 二 ルと二人の仕女に付し仕女とその子等を前に置きレアとその子等を次に置きラケとヨセフを後に置き

三 自ら彼等の前に進み七度身を地に叩きて遂に兄に近づきけるに 四エサウ趨りてこれを迎へ抱きてその  
 四 頭をくはへて之に接吻すしかして二人ともに啼泣り 五エサウ目をあげて婦人の子等を見ていひけるは是等の  
 五 汝とともなる者は誰なるやヤコブいひけるは神が僕に授けたまひし子なり 六時に仕女等の子ととも近  
 六 よりて拜しレレアも亦その子ととも近づきて拜す 七エサウ又いひけ  
 七 るは我あへる此諸の群は何のためなるやヤコブいふ主の目の前に恩を獲んがためなり 九エサウいひけるは  
 九 弟よわが有る所の者は足り汝の所有は汝自ら之を有てよ 十ヤコブいひけるは否我もし汝の目の前に  
 十 恩をえたらんには請ふわが手よりこの禮物を受よ 我汝の面をみるがごとくなり汝また我  
 十一 をよろこぶ 十一神我をめぐみたまひて我が有る所の者足りされば請ふわが汝にたてまつる禮物を受よ  
 十二 彼に強ければ終に受たり 十二エサウいひけるは我等いでたちてゆかん 我汝にさきたつべし 十三ヤコブ彼に  
 十三 いひけるは主のしりたまふごとく子等は幼弱し又子を持つ羊と牛と我にしたがふ若し 十四これを驅すごさば  
 十四 群みな死ん 十四請ふわが主僕にさきたちて進みたまへ 我わが前にゆくごころの家畜と子女の足にまかせ  
 十五 て徐に導きすまみセイルにてわが主に詣らん 十五エサウいひけるは然ば我わがひきぬる人数人を汝の  
 十六 所にのこさんヤコブいひけるは何ぞ此を須んや我をして主の目の前に恩を得せしめよ 十六是に於てエサウは  
 十七 此日その途にしたがひてセイルに還りぬ 十七期てヤコブスコテに進みて己のために家を建て又家畜のために  
 十八 廬を作れり是によりて其處の名をスコテ(廬)といふ 十八ヤコブバダシアラムより來りて善なくカナンの地  
 十九 にあるシケムの邑に至り邑の前にその天幕を張り 十九遂にその天幕をはりしごころの野をシケムの父ハモル  
 二十 の子等の手より金百枚にて購ひ 二十彼處に壇をきづきて之をエル、エロヘ、イスラエル(イスラエルの神  
 なる神)と名づけたり

第三十四章 一レアのヤコブに生みたる女テナその國の婦女を見んごいでゆきしが二その國の君主なるヒ  
 二 ビ人ハモルの子シケムこれを見て之をひきいれこれと寝てこれを辱しむ三而してその心ふかくヤコブの女



四 テナを戀ひて彼此女を愛しこの女の心をいひなだむ 四期でシケムその父ハモルに語り此少き女をわが妻に  
 五 獲よといへり 五ヤコブ彼がその女子テナを汚したることを聞きかごもその子等家畜を牧て野にをりしにより  
 六 て其かへるまでヤコブ黙しぬたり 六シケムの父ハモルヤコブの許にいできたりて之を語らふ 七茲にヤコブの  
 七 子等野より來りしが之を聞きかば其人々憂へかつ甚く怒れり是はシケムがヤコブの女を寢てイスラエルに  
 八 愚なる事をなしたるに因り是のこき事ばなすべからざる者なればなり 八ハモル彼等に語りていひけるはわ  
 九 が子シケム 心になんぢの女を戀ふれはくは彼をシケムにあたへて妻なましめ 九汝ら我らと婚姻をな  
 十 し汝らの女を我らにあたへ我らの女を汝らに娶れ 十かくして汝等われらとさにも居るべし 地は汝等の前に  
 十一 あり此に住て貿易をなし此にて産業を獲よ 十一シケム又テナの父と兄弟等にいひけるは我をして汝等の目  
 十二 のまへに恩を獲せしめ 汝らが我にいふところの者は我あたへん 十二いかに大なる聘物と禮物を要るも汝  
 十三 らがわれに言ふごきくあたへん 唯この女を我にあたへて妻なましめ 十三ヤコブの子等シケムとその父ハ  
 十四 モルに詭りて答へたり 即ちシケムがその妹テナを汚したるによりて 十四彼等これに語りていひけるは我等  
 十五 この事を爲あたはず 割禮をうけざる者にわれらの妹をあたふるあたはず 是われらの恥辱なればなり 十五然  
 十六 ら斯せば我等汝らに允さん 若し汝らの中の男子みな割禮をうけてわれらの如くならば 十六我等の女子を汝  
 十七 等にあたへ 汝らの女子をわれらに娶り 汝らと儲にをりて一の民ならん 十七汝等もし我等に聽ずして割禮を  
 十八 うけずば我等女子をとりて去べし 十八彼等の言ハモルとハモルの子シケムの心にかなへり 十九此若き人  
 十九 ヤコブの女を愛するによりて 其事をなすを遅せざりき 彼はその父の家の中に最も貴ばれたる者なり 二十  
 二十 ハモルとその子シケム 乃ちその邑の門にいたり 邑の人々に語りていひけるは 二十一人は我等と睦し  
 二十一 彼等をして此地に住て此に貿易をなましめ 地は廣くして彼らを容るにたるなり 我ら彼らの女を妻にめざり  
 二十二 我らの女をわれらに與へん 二十若唯われらの中の男子みな彼らに割禮をうくるごきく割禮を受なば 此人々  
 二十三 われらに聽て我等と儲にをり一の民なるべし 二十三然ばわれらの家畜と財産と其 諸の畜は我等が所有と

二四 なるにあらすや只われらに聽んしからば彼らわれらとさにもをるべし 二四邑の門に出入する者みなハモル  
 二五 さその子シケムに聽たがひ邑の門に出入する男子みな割禮を受たり 二五期で三日におよび彼等その痛を  
 二六 ぼゆる時ヤコブの子二人 即ちテナの兄弟なるシメオンとレビ 各 劍をさり往て思ふらざる時に邑を襲  
 二七 ひ男子を悉く殺し 二六利刃をもてハモルとその子シケムをころしシケムの家よりテナを携へいでたり 二七  
 二八 またその羊と牛と驢馬およびその邑にある者 二九並にその 諸の貨財を奪ひその子女と妻  
 二九 等を悉く携にし家の中の物を悉く掠めたり 三十ヤコブシメオンとレビに言けるは 汝等我を累はし我を  
 三十 して此國の人即ちカナナン人さベリシ人の中に避隠れしむ 我は數すくなければ彼ら集りて我をせめ我をころ  
 三十一 さん 然ば我さわが家滅さるべし 三二 彼等いふ彼豈われらの妹を娼妓のごきくしてよからんや  
 三三 第三十五章 一 茲に神ヤコブに言たまひけるは起てベテルにのぼりて彼處に居り 汝が昔に兄エサウの面をさ  
 三四 けて逃る時に汝にあらはれし神に彼處にて壇をきづけ 二 ヤコブ 乃ちその家人および凡て己さきもなる  
 三五 者にいふ 汝等の中にある 異 神を棄て身を清めて 衣服を易ふ 三 等起てベテルにのぼらん 彼處にて我わが  
 三六 苦患の日に我に應へわが往きころの途にて我さきもに在せし神に壇をきづくべし 四 是に於て彼等々の手にあ  
 三七 る 異 神およびその耳にある耳環を 盡くヤコブに與へし 八 ヤコブ これをシケムの邊なる橡樹の下に埋め  
 三八 たり 五 斯く彼等いでたちし 神其四周の邑々をして懼れしめたまひければ ヤコブの子の後を追ふ者なかりき  
 三九 ヤコブ及び之と共なる 諸の人 遂にカナンの地にあるルズに至る 是即ちベテルなり 七 彼がしこに壇をきづき  
 四〇 其處をエルベテルと名けたり 是は兄の面をさけて逃る時に神此にて己にあらはれ給ひしによりてなり 八 時に  
 四一 リベカの乳媪デボラ死たれば之をベテルの下にて橡樹の下に葬れり 是によりてその樹の名をアロンマクテ  
 四二 (哀哭の樹)といふ 九 ヤコブバダンアラムより歸りし時 神復これにあらはれて之を祝したまふ 十 神かれに言  
 四三 たまはく 汝の名はヤコブといふ 汝の名は重てヤコブとよぶべからす イスラエルを汝の名とすべし 二 汝の名を



十一 イスラエルを稱たまふ 十二 神また彼にいひたまふ 我は全能の神なり 生よ 殖よ 國民よ 及び多の國民 汝よりいで  
 又王等なんちの腰よりいでん 十三 わがアブラハムおよびイサクに與し地は我これを汝にあたへん 我なんちの  
 後の子孫にその地をあたふべし 十四 神かれを言ひたまひし處より彼をばなれて昇りたまふ 十五 是に於て  
 ヤコブ神の己言ひ給ひし處に柱すなはち石の柱を立て 其上に酒を灌ぎまた其上に膏を沃けり 十六 而して  
 ヤコブ神の己言ひたまひし處の名をベテルと名づけたり 十六 かくてヤコブ等ベテルよりいでたりし  
 エフラタに至るまでは尙路の隔ある處にてラケル産にのぞみその産おもかりき 十七 彼難産にのぞめる時  
 産 婆之にいひけるは懼るゝなれ 汝また此男の子を得たり 十八 彼死にのぞみてその魂さらんとする  
 十九 時その子の名をベノニ 吾苦痛の子と呼たり然其父これをベニヤミン 右手の子と名づけたり 十九 ラケル  
 死にてエフラタの途に葬らる是 即ちベテルヘムなり 二十 ヤコブその墓に柱を立てたり 是はラケルの墓の  
 柱といひて今日まで在り 二一 イスラエル復いでたりてエダルの塔の外にその天幕を張り 二二 イスラエルかの  
 地に住る時にルベン往て父の妾ビルハを寢たり イスラエルこれを聞く夫ヤコブの子は十二人なり 二三 即ち  
 二四 レアの子はヤコブの長子ルベンおよびシメオンレビユダイツサカルセアルンなり 二四 ラケルの子はヨセフ  
 二五 さベニヤミンなり 二五 ラケルの仕女ビルハの子はダンシナフタリなり 二六 レアの仕女ジルパの子はガド  
 二七 シアセルなり 是等はヤコブの子にしてパダンアラムにて彼に生れたる者なり 二七 ヤコブキリアテアルバのマ  
 ムレにゆきてその父イサクに至り 是すなはちヘブロンなり 彼處はアブラハムイサクの寄寓しきころなり  
 二八 イサクの齡は百八十歳なり 二九 イサク老て年滿ち氣息たえ死にて其民にくばりりその子エサウとヤ  
 コブ之をばうむる

第三十六章 エサウの傳はかくのごとし エサウはすなはちエドムなり 二 エサウカナン女の申より妻を

三 めされり 即ちヘテ人エロン之女アダおよびヒビ人ザベオンの女なるアナの女アホリバマ是なり 三 又イシ  
 四 マエルの女ネバヨテの妹バスマテをめされり 四 アダはエリパズをエサウに生みバスマテはリウエルを生み  
 五 アホリバマはエウシヤラムおよびコラを生り 是等はエサウの子にしてカナンの地に於て彼に生れたる者な  
 六 リエサウその妻と 子 女 およびその家の諸の人並に家畜と諸の畜類およびそのカナンの地にて獲たる  
 七 諸の物を擧げて 弟 ヤコブをばなれて他の地にゆけり 七 其は二人の富有多くして俱にふるあたはされ  
 八 ばなり 彼ら寄寓しきころの地はかれらの家畜のためにかれらを容るをえざりき 八 是に於てエサウセイム山  
 九 に住りエサウはすなはちエドムなり 九 セイル山にをりしエドム人の先祖エサウの傳はかくのごとし 十 エサウ  
 十一 の子の名は左のごとし エサウの妻アダの子はエリパズエサウの妻バスマテの子はリウエル 十一 エリパズの子  
 十二 はテマンオマルゼボガタムおよびケナズなり 十二 テムナはエサウの子エリパズの妾にしてアマレクをエリパ  
 十三 ズに生り 是等はエサウの妻アダの子なり 十三 リウエルの子は左の如し ナハテセラシヤンマおよびミザ等は  
 十四 エサウの妻バスマテの子なり 十四 ザベオンの女にしてエサウの妻なるアホリバマの子は左のご  
 十五 とし 彼エウシヤラムおよびコラをエサウに生り 十五 エサウの子孫の侯たる者は左のごとし エサウの家子エリ  
 十六 パズの子にはテマン侯オマル侯ゼボ侯ケナズ侯 十六 コラ侯ガタム侯アマレク侯 是等はエリパズよりいで  
 十七 たる侯にしてエドムの地にありき 是等はアダの子なり 十七 エサウの子リウエルの子は左のごとし ナハテ侯セ  
 十八 ラ侯シヤンマ侯ミザ侯 是等はリウエルよりいでたる侯にしてエドムの地にありき 是等はエサウの妻バスマ  
 十九 テの子なり 十八 エサウの妻アホリバマの子は左のごとし エウシ侯ヤラム侯 コラ侯 是等はアナの女にして  
 十九 エサウの妻なるアホリバマよりいでたる侯なり 十九 是等はエサウすなはちエドムの子孫にしてその侯たる者  
 二十 なり 二十 素より此地に住ひしホリ人セイムの子は左のごとし ロタン シヨバル ザベオン アナ 二一 デシヨ  
 二二 ン エルデシヤン 是等はセイムの子ホリ人の中の侯にしてエドムの地にあり 二二 ロタンの子はホリヘムムなり  
 二三 ロタンの子は左のごとし アヤマアナ 此アナその父ザベオンの驢馬を牧をりし時曠野にて温泉を發見せり 二五 アナ  
 二六 の子は左のごとし デシヨンおよびアホリバマアホリバマはアナの女なり 二六 デシヨンの子は左のごとし ハム



二八七 ダンエシバシイテランケラン 二七エセルの子は左のごとしビルハンザワンヤカン 二八テシヤンの子は左  
 二八八 のごとしウツアラン 二九ホリ人の侯たる者は左のごとしロタン侯シヨバル侯ザベオン侯アナ侯 三十テシヨ  
 二八九 シ侯エセル侯テシヤン侯是等はホリ人の侯にしてその所領にしたがひてセイルの地におり 三一イスラエル  
 三二の子孫を治むる王いまだあらざる前にエドムの地を治めたる王は左のごとし 三二ベオルの子ペラエドムに王  
 三三たりその都の名はテナバさいふ 三三ペラ侯てポツラのセラの子ヨバブ之にひりて王となる 三四ヨバブ侯て  
 三五テマン人の地のホシヤムこれにひりて王となる 三五ホシヤム侯てバダテの子ハダテこれに代て王となる彼  
 三六モアアの野にてミテアン人を撃しこさあり其邑の名はアビテさいふ 三六ハダテ侯てマスレカのサムラこれに  
 三七かはりて王となる 三七サムラ侯て河の傍なるレホボテのサウル之にひりて王となる 三八サウル侯てアクボ  
 三九ルの子バアルムナンこれに代りて王となる 三九アクボルの子バアルムナン侯てハダレ之にひりて王となる  
 四〇其都の名はバウさいふその妻の名はメヘタベルさいひてマテレテの女なりマテレテはメザハアの女なり  
 四一エサリよりいでたる侯の名はその宗族と居處と名に循ひていへば左のごとしテムナ侯アルウ侯エテテ  
 四二侯 四一アホリバマ侯エラ侯 四二ケナズ侯 テマン侯 ミナザル侯 四三マカテエル侯 イラム侯 是等  
 四三はエドムの侯にして其領地の居處によりて言る者なりエドム人の先祖はエサリ是なり  
 四四 第三十七章 ヤコブはカナンの地に住り 卅三その父が寄寓し地なりニヤコブの傳は左のごとしヨセフ十  
 四五七歳にしてその兄弟と偕に羊を牧ふヨセフは童子にしてその父の妻ビルハの子およびシルパの子と偕たり  
 四六しが彼等の悪き事を父につぐ 三三ヨセフは老年子なるが故にイスラエルその諸の兄弟よりも深く彼を愛し  
 四七これのために採れる衣を製れり 四四その兄弟等父がその諸の兄弟よりも深く彼を愛するを見て彼を惡み  
 四八穩和に彼にものいふこを得せざりき 四五茲にヨセフ夢をみてその兄弟に告げれば彼等愈々これを惡めり 六  
 四九ヨセフ彼等にいひけるは請ふわが夢たる此夢を聽け 七我等 田の申に禾束をむすび居たるにわが禾束おき且  
 五〇立り而して汝等の禾束環りたちてわが禾束を拜せり入その兄弟等之にいひけるは 汝 眞にわれらの君と

九なるや眞に我等をなさむるにいたるやその夢その言のために益々これを惡めり 九ヨセフ又一の夢をみ  
 一〇て之をその兄弟に述べていひけるは我また夢をみたるに日と月と十一の星われを拜せり 十則ちこれをその  
 一一父と兄弟に述べれば父かれを戒めて彼にいふ汝が夢しこの夢は何ぞや汝の母さんちの兄弟と實に  
 一二ゆきて地に鞠て汝を拜するにいたらんや 十二斯しかばその兄弟かれを嫉めり然るその父はこの言をば  
 一三えたり 十三茲にその兄弟等シケムにゆきて父の羊を牧わたりしかば 十三イスラエルヨセフにいひけるは汝  
 一四の兄弟はシケムにて羊を牧するにあらずや來れ汝を彼等につかばさんヨセフ父にいふ我こゝにあり 十四父  
 一五かれにいひけるは請ふ往て汝の兄弟と群の恙なきや否を見てかへりて我につげよ彼をへブロン谷より  
 一六遣しければ遂にシケムに至る 十五或人かれに遇ふに彼野にさまよひをりしかば其人かれに問ふて 汝何をた  
 一七づぬるやさいひければ 十六彼いふ我はわが兄弟等をたづぬ請ふかれら羊をかひなる所をわれに告ふ 十七  
 一八その人いひけるは彼等は此をなされり我われらがドタンにゆかんさいふを聞たり是に於てヨセフその兄弟  
 一九の後をひひきドタンにて之に遇ふ 十八ヨセフの彼等に近むる前に彼れ之を遙に見てこれを殺さん謀り  
 二〇て彼の夢の如何になるかを觀るべし 二〇スル聞てヨセフを彼等の手より拯ひいださんとして言けるは我等  
 二一これを殺すべからず 二一スルまた彼らにいひけるは血をながすなかれ之を曠野の此阱に投りて手をこ  
 二二につくるなわれは是は之を彼等の手よりすくひいだして父に歸んきてなりき 二三茲にヨセフ兄弟の許に到  
 二三りければ彼等ヨセフの衣即ちその着たる採れる衣を褫ぎ 二四彼を執て阱に投りたり阱は空にしてその中  
 二五に水あらざりき 二五斯して彼等坐りてパンを食ひ目をあげて見しに一群のイシマエル人駱駝に香物と乳香と  
 二六没薬をばせてエジプトにくだりゆかんさてギレアテより來る 二六ユダその兄弟にいひけるは我等弟を  
 二七ころしてその血を匿すも何の益かあらん 二七去來彼をイシマエル人に賣ん彼は我等の兄弟われらの肉なれ  
 二八ばわれらの手を彼につくべからずと兄弟等これを善きす 二八時にミテアンの商旅經過ければヨセフを阱に



二九 りひきあげ銀二十枚にてヨセフをイシマエル人に賣り彼等すなはちヨセフをエジプトにたづさへゆきぬ 二十九  
 三〇 茲にルベンがへりて阱にいたり見しにヨセフ阱にたざりしかばその衣を裂き 三十 兄弟の許にかへりて言  
 三一 ふ童子はならず嗚呼我何處にゆくべきや 三二 斯て彼等ヨセフの衣をさり牡山羊の羔をこるしてその衣を血に  
 三三 濡し 三三 その練れる衣を父におくり遣していひけるは我等これを得たりなんちの子の衣なるや否やを知らせ  
 三四 父これを知りていふわが子の衣なり悪き獸彼をくらへりヨセフはかならずさかれしならん 三四ヤコ  
 三五 卅 その衣を裂き麻布を腰にまさひ久しくその子のためになげけり 三五 その子女みな起てかれを慰むれども  
 三六 其の慰藉をうけずして我は哀きつゝ陰府にくだりて我子のもさにゆかんといふ斯その父かれのために哭ぬ  
 三六 宿ミテアン人はエジプトにてパロの侍衛の長ポテパルにヨセフを賣り  
 三六 第三十八章 當時ユダ兄弟をばなれて下りアドラム人名はヒラさいふ者の近邊に天幕をばりしがニユ  
 三六 三 次ハしこにてカナン人名はシユアさいふ者の女子を見これを娶りてその所にいる 三彼はらみて男子を生分け  
 三四 ればユダその名をエルさなづく 四彼ふたたび孕みて男子を生みその名をオナンさなづけ 五またがされて孕み  
 三六 て男子を生みてその名をシラさなづく 此子を生みける時ユダはクジブにありき 六ユダその長子エルのために  
 三六 七 妻をむひふその名をタマルさいふセエダの長子エルエホバの前に悪をなしたればエホバこれを死しめたまふ  
 九八 八 茲にユダオナンにいひけるは汝の兄の妻の所にいりて之をめぐり汝の兄をして子をえせしめよ 九オナンそ  
 十 の子の己のものさならざるを知たれば兄の妻の所にいりし時兄に子をえせしめざらんために地に洩したり 十  
 十一 斯なせし事エホバの目に悪かりければエホバ彼をも死しめたまふ 十一 ユダその媳タマルにいひけるは整婦さ  
 十二 なりて汝の父の家をわりわが子シラの人となるを待て恐らくはシラも亦その兄弟のごとく死するならん 十二  
 十三 夫もひたればなりタマルすなはち往てその父の家に入る 十二日かきなりて後シユアの女ユダの妻たりユ  
 十三 三 次 慰をいれてその友アドラム人ヒラさいふにテマナにのぼりその羊毛を剪る者の所にいたる 十三 茲にタ  
 十四 マルにつけて視よなんちの舅はその羊の毛を剪んきてテマナにのぼるさいふ者ありしかば 十四 彼その隣の服

を脱すて被衣をもて身をまほひつゝミテマナの途の側にあるエナイムの入口に坐す其はシラ人となりたれ  
 十五 ども己これに妻にせられざるを見たればなり 十五 彼の面を蔽ひたりしかばユダこれを見て娼妓ならん  
 十六 夫もひ 十六 途の側にて彼に就き請ふ來りて我をして汝の所にいらしめよといふ其はその子の妻なるを  
 十七 たらざればなり彼いひけるは汝 何を我にあたへてわが所にいらんさするや 十七 ユダいひけるは我群より山羊  
 十八 の羔をおくらん彼いふ 汝 其をおくるまで質をあたへんか 十八 ユダ何の質をなんちと與ふべきやといふに彼  
 十九 汝の印を授け汝の手の杖をさいひければ即ちこれを與へて彼の所にいりぬ 十九 彼起て去  
 二十 りその被衣をぬぎすて整婦の服をまさふ 二十 かくてユダ 婦の手より質をさらんきてその友アドラム人の手  
 二一 に托して山羊の羔をおくりけるが 彼 婦を見ざれば 二二 その處の人に問て途の側なるエナイムの娼妓は何  
 二二 處に在るやといふに此には娼妓なしといひければ 二三 ユダの許にかへりていふ我彼を見いださず亦その處の  
 二三 人此には娼妓なしといへり 二三 ユダいひけるは彼にさらせおけ恐くはわれら笑柄ならん我この山羊の  
 二四 羔をおくりたるに汝かれを見ざるなり 二四 三月ばかりありて後ユダに告る者ありていふ汝の媳タマル 姦淫  
 二五 をなせり亦その姦淫によりて妊めり 二五 ユダいひけるは彼を曳いたして焚べし 二五 彼ひきいだされし時その舅  
 二六 にいひつかはしけるは是をもてる人によりて我は妊めり 二六 彼すなはち請ふこの印を授け杖は誰の所屬なるか  
 二六 を辨別よといふ 二六 ユダこれを見識ていひけるは彼は我よりも正しわれ彼をわが子シラに與へざりしにより  
 二七 てなりと再びこれを知らざりき 二七 かくて産の時にいたりて見るにその胎に擧あり 二八 その産むとき手出し  
 二九 しかば産 婆 是首にいづさいひて絳き線をさりてその手にしはりしが 二九 手を引こむるにあたりて兄 弟  
 三十 いでたれば汝なんぞ坼いづるやその坼 汝に歸せんといへり故にその名はベレツ(坼)と稱る 三十 その兄弟  
 三十一 手に絳線のある者後にいづその名はセラさよばる  
 三十一 第三十九章 ヨセフ 擧へられてエジプトにくだりしがエジプト人ポテパルパロの臣侍衛の長なる者彼  
 三十二 を其處にたづさへくだれるイシマエル人の手よりこれを買ふ 二エホバヨセフさまに在す彼亨通者となり



三 てその主人なるエジプト人の家なる三その主人エホバの彼ごにもいままを見またエホバがかれの手の凡  
 四 てなすごころを亨通しめたまふを見たり 四是によりてヨセフ彼の心になひて其近侍ごなる彼ヨセフに  
 五 その家を幸ざらしめその所有を盡くその手に委れたり 五彼ヨセフにその家ごその有る凡の物をつかさど  
 六 らせし時よりしてエホバヨセフのために其エジプト人の家を祝みたまふ即ちエホバの祝福かれが家ご田に有  
 七 る凡の物におよぶ六彼その有る物をこさくくヨセフの手にゆだねその食ふパンの外は何をもかへりみざり  
 八 き夫ヨセフは容貌麗しくして顔美しかりき七これらの事の後の主人の妻ヨセフに目をつけて我を寢よ  
 九 さいふ入ヨセフ拒みて主人の妻にいひけるは視よわが主人家の中の物をかへりみずその有るものごさくく  
 十 九くわが手に委ぬ九この家には我より大なるものなし又主人何をも我に禁せず唯汝を除くのみ汝はその妻  
 十一 十なればなり然ば我いかで此おほいなる悪をなして神に罪をなすをえんや 十彼日々にヨセフに言よりたれご  
 十二 もヨセフきかずして之をいれず亦與にをらざりき 十一當時ヨセフその職をなさんごて家にいりしが家の人  
 十三 簡もその内にをらざりき 十二時に彼婦その衣を執へて我をいれよさいひければヨセフ衣を彼の手に棄ち  
 十四 きて外に遁いでたり 十三彼ヨセフがその衣を己の手に棄ちて遁いでしを見て 十四その家の人々を呼てこれ  
 十五 にいふ視よへブル人を我等の所につれ來りて我等にたはむれしむ彼我をいれんごて我の所にいり來りしかば  
 十六 我大聲によばはれり 十五彼わが聲をあけて呼はるを聞きしかばその衣をわが許にすておきて外に遁いでたりご  
 十七 十六その衣を傍に置いて主人の家に歸るを待つ 十七かくて彼是言のごさく主人につけていふ汝も我らに携  
 十八 へきたりしへブルの僕われにたはむれんごて我許にいりきたりしが 十八我聲をあけてよばはりしかばその衣  
 十九 を我許にすておきて遁いでたり 十九主人その妻が己につけて汝の僕斯のごさく我になせりさいふ言を聞て  
 二十 怒を發せり 二十是に於てヨセフの主人彼を執へて 獄にいたる其獄は王の囚徒を繋ぐ所なりヨセフ彼處にて  
 二十一 獄にたりしが 二一エホバヨセフごにも在して之に仁慈を加へ典獄の恩顧をこれにえさせたまひければ  
 二十二 典獄 獄にある囚人をこさくくヨセフの手に付せたり其處になす所の事は皆ヨセフこれをなすなり

三 典獄そのまかせたる所の事は何をもかへりみざりき其はエホバヨセフごにもいませばなりエホバ  
 四 かのなすごころをさかえしめたまふ  
 五 第四十章 一これらの事の後のエジプト王の酒人ご膳夫その主エジプト王に罪をなすニパロその二人の臣すな  
 六 一はち酒人の長ご膳夫の長を怒りて 三之を侍衛の長の家の中なる獄に幽囚ふヨセフが繋れる所なり 四侍  
 七 衛の長ヨセフをして彼等の側に待しめたればヨセフ之につかふ彼等幽囚れて日を経たり 五茲に獄に繋れた  
 八 るエジプト王の酒人ご膳夫の二人ごにも一夜の中に 各夢を見たりその夢はふのくその解明にかなふ  
 九 六ヨセフ朝に及びて彼等の所に入て視るに彼等物憂に見ゆ七是に於てヨセフその主人の家に已ごさくもに幽囚  
 十 なるパロの臣に問て汝等なにゆゑに今日は顔色あしきやさいふに八彼等これにいふ我等夢を見たれご之を解  
 十一 明く者なしごヨセフ彼等にいひけるは解く事は神によるにあらずや 九酒人の長その夢をヨセフに  
 十二 述て之にいふ我夢の中に見しにわが前に一の葡萄樹あり 十その樹に三の枝あり芽いで花ひらきて葡萄なり  
 十三 球をなして熟たるがごさくくなりき 十一時にパロの雷わが手にあり我葡萄を摘みこれをパロの雷に搾りそ  
 十四 の雷をパロの手に奉げたり 十二ヨセフ彼にいひけるはその解明は是のごさく三の枝は三日なり 十三今よ  
 十五 り三日の中にパロなんちの首を擧げ汝を故の所にかへさん汝は曩に酒人たりし時になせし如くパロの雷を  
 十六 その手に奉ぐるにいたらん 十四然ば請ふ 汝善ならん時に我をおもひて我に恩恵をほごしし事をパロにの  
 十七 べてこの家よりわれを出せ 十五我はごさくごにへブル人の地より掠れ來しものなればなりまた此にても我は牢  
 十八 にいれらるるごごさく事はなさざりしなり 十六茲に膳夫の長その解明の善りしを見てヨセフにいふ我も夢  
 十九 を得て見たるに白きパン三籠わが首にありて 十七その上の籠には膳夫がパロのために作りたる各種の饌あ  
 二十 りしが鳥わが首の籠の中より之をくらへり 十八ヨセフごにたへていひけるはその解明はかくのごさく三の籠  
 二十一 は三日なり 十九今より三日の中にパロ 汝の首を擧げなして汝を木に懸んしかして鳥汝の肉をくらひさる  
 二十二 べしご 二十第三日はパロの誕辰なればパロその諸の臣僕に筵席をなし酒人の長ご膳夫の長をして首をその



臣僕の中に擧げしむ 二 卽ちパロ酒人の長をその職にかへしければ彼爵をパロの手に奉げたり 二三 されど膳夫の長は木に懸らるヨセフの彼等に解明せるがごとし 二四 然るに酒人の長ヨセフをばえすして之を忘れたり

第四十一章 一 二年の後パロ夢みるこさあり卽ち河の濱にたちて二 視るに七の美しき肥たる牝牛よりのぼりて葦を食ふ 三 その後また七の醜き瘦たる牛河よりのぼり河の畔にて彼牛の側にたちしが 四 その醜き瘦たる牛かの美しき肥たる七の牛を食ひ盡せり 五 パロ是にいたりて寤む 五 彼また寤りて再び夢みるに一の莖に七の肥たる佳き穂いできたる 六 其のちに又しなびて東風に焼たる七の穂いできたりしが 七 その七のしなびたる穂かの七の肥實りたる穂を吞盡せり 八 パロ寤めて見に夢なりき 八 パロ朝におよびてその心安からず人をつかはしてエジプトの法術士とその博士を皆こさぐく召し之にその夢を述たり然之をパロに解うる者なり 九 九時に酒人の長パロに告ていふ我今日わが過をばもひいづ 十 嘗てパロその僕を怒りて我膳夫の長を侍衛の長の家に幽囚へたまひし時 十一 我と彼とも一夜のうちに夢み各その解明にかなふ夢をみたり 十二 しが 十二 彼處に侍衛の長の僕なる若きヘブル人我らと偕にあり我等これにのべたれば彼われらの夢を解その夢にしたりがひて各人に解明をなせり 十三 しがして其事わが解たるこさくなりて我はわが職にかへり彼は木に懸らる 十四 是に於てパロ人をやりてヨセフを召しければ急きてこれを獄より出せり 十五 ヨセフすなはち鬚を薙り衣をかへてパロの許にいり來る 十六 パロヨセフにひけるは我夢をみたれど之をさく者なし 聞に汝は夢をききて之を解くこさをうる云ふ 十七 ヨセフパロにこたへていひけるは我によるにあらす神パロの平安を告たまはん 十八 パロヨセフにいふ我夢に河の岸にたちて見るに 十九 八河より七の肥たる美しき牝牛のぼりて葦を食ふ 十九 後また弱く甚だ醜き瘠たる七の牝牛のぼりきたる其惡き事エジプト全國にわが未だ見ざるほさなり 二十 その瘠たる醜き牛初の七の肥たる牛を食ひつくしたりしが 二一 已に腹にいりても其腹にいりし事しれず尙前のごさく醜かりき我是にいたりて寤めたり 二二 我また夢に見るに七の實りたる佳き穂一の莖に

いできたる 二三 その後に又いぢけ萎びて東風にやけたる七の穂生じたりしが 二四 そのしなびたる穂かの七の佳穂を呑つくせり 二五 我これを法術士に告たれどもわれにこれをしめすものなし 二五 ヨセフパロにいひけるはパロの夢は一なり神その爲んとする所をパロに示したまへるなり 二六 七の美牝牛は七年七の佳穂も七年にして夢は一なり 二七 其後にのぼりし七の瘠たる醜き牛は七年にしてその東風にやけたる七の空穂は七年の饑饉なり 二八 是はわがパロに申すこころなり神そのなさんとするこころをパロにしめしたまふ 二九 エジプトの全地に七年の大なる豊年あるべし 三十 その後に七年の凶年おこらんとしエジプトの地にありし豊作を皆忘るるにいたるべし 饑饉國を滅ぼさん 三一 後にいたるその饑饉はなほはげしきにより前の豊作國の中に知れざるにいたらん 三二 パロのふたたび夢をかされ見たまひしは神がこの事をさだめて速かに之をなさんとしたまふなり 三三 さればパロ慧く賢き人をえらみて之にエジプトの國を治めしめたまふべし 三四 パロこれをなし國中に官吏を置きてその七年の豊年の中にエジプトの國の五分の一を取たまふべし 三五 而して其官吏をして來らんとするその善き年の諸の糧食を斂めてその穀物をパロの手に蓄へしめ 糧食を邑々にかこはしめたまふべし 三六 その糧食を國のために蓄藏へおきてエジプトの國にのぞむ七年の饑饉に備へ國をして饑饉のために滅びざらしむべし 三七 パロその諸の臣僕此事を善す 三八 是に於てパロその臣僕にいふ我等神の靈のやされる是のこさき人を看いだすをえんや 三九 しがしてパロヨセフにいひけるは神是を盡く汝にしめしたまひたれば汝のこさく慧く賢き者なるべし 四十 汝わが家を宰るべしわが民みな汝の口にしたがはん 唯位においてのみ我は汝より大なるべし 四一 パロヨセフにいひけるは視よ我なんぢをエジプト全國の家宰となす 四二 パロすなはち指環をその手より脱して之をよさ其前に呼しむ是彼をエジプト全國の家宰となせり 四三 之をして己のもてる次の輅に乘らしめ下におよせ 四四 汝の允准をえすして手足をあぐる者なかるべし 四五 パロヨセフの名をザフナテパネアと名けま



四六 たオンの祭司ボテパルの女アセナテを之にあたへて妻となさしむヨセフいでてエジプトの地をめぐる 四六  
 四七 ヨセフはエジプトの王パロのまへに立し時三十歳なりきヨセフパロのまへを出て 遍くエジプトの地を巡れ  
 四八 四七七年の豊年の中に地山なして物を生ず 四八ヨセフすなはちエジプトの地にありしその七年の糧食を  
 四九 斂めてその糧食を邑々に藏む即ち邑の周圍の田圃の糧食を其邑の中に藏む 四九ヨセフ海隅の沙のこ  
 五〇 さく其だ多く穀物を儲へ遂に數ふることをやむるに至る其は數がぎり無ければなり 五十饑饉の歳のいたらざる  
 五一 前にヨセフに二人の子うまる是はオンの祭司ボテパルの女アセナテの生たる者なり 五〇ヨセフその冢子の  
 五二 名をマナセ(忘)となづけて言ふ神我をしてわが諸の苦難さわが父の家の凡の事をわすれしめたまふこ  
 五三 又次の子の名をエフライム(多く生る)となづけていふ神われをしてわが艱難の地にて多くの子をえせし  
 五四 めたまふこ 五三爰にエジプトの國の七年の豊年をほり 五四ヨセフの言しごとく七年の凶年きたりはじむそ  
 五五 の饑饉は諸の國にあり然しエジプト全國には食物ありき 五五エジプト全國饑饉し時民さけびてパロに  
 五六 食物を乞ふパロエジプトの諸の人にいひけるはヨセフに往け彼が汝等にいふところをなせ 五六饑饉全地  
 五七 の面にありヨセフすなはち諸の倉廩をひらきてエジプト人に賣わたせり饑饉ますくエジプトの國にはげ  
 一 第四十二章 ヤコブエジプトに穀物あるを見しかばその子等にいひけるは汝等なんぞたがひに面を見あは  
 二 するやニヤコブまたいふ我エジプトに穀物ありき聞り彼處にくだりて彼處より我等のために買きたれ然らば  
 三 われら生るを得て死をまぬかれんヨセフの十人の兄弟エジプトにて穀物をかはんさて下りゆけり四さ  
 四 れヨセフの弟ニヤミンはヤコブこれをその兄弟ささもに遺さざりき恐くは災難かれの身はのぞむこ  
 五 さあらんと思ひたればなり五イスラエルの子等穀物を買んきて來れる者ささもに來る其はカナンの地に饑饉  
 六 ありたればなり六時にヨセフは國の總督にして國の凡の人に賣ふことをなせりヨセフの兄弟等來りてその前  
 七 に地に伏て拜す七ヨセフその兄弟を見てこれを知たれども知ざる者のごとくして荒々しく之にものいふ即

八 ち彼等に汝等は何處より來れるやといへば彼等いふ糧食を買んためにカナンの地より來れりヨセフ  
 九 はその兄弟をしりたれども彼等はヨセフをしらざりき九ヨセフの昔に彼等の事を夢みたる夢を憶いだし  
 十 彼等に言けるは汝等は間者にして此國の隙を窺はんさて來れるなり十彼等にいひけるはわが主よ然らず唯  
 十一 糧食をかはんさて僕等は來れるなり 十一我等はみな一箇の人の子にして篤實なる者なり僕等は間者にあ  
 十二 らず 十二ヨセフ彼等にいひけるは否汝等は此地の隙を窺はんさて來れるなり 十三彼等いひけるは僕等は十  
 十三 二人の兄弟にしてカナンの地の一箇の人の子なり季子は今日父ささもに來る又一人はをらすなりぬ 十四ヨ  
 十四 セフかれらにいひけるはわが汝等につけて汝等は間者なりといひしはこの事なり 十五汝等斯してその眞實  
 十五 をあかすべしパロの生命をさして誓ふ汝等の末弟 ころに來るにあらざれば汝等は此をいづるをえじ  
 十六 汝等の一人をやりて汝等の弟をつきたらしめよ汝等をば繋ぎあきて汝等の言をためし汝らの中に  
 十七 眞實あるや否やをみんパロの生命をさして誓ふ汝等はかならず間者なりき 十七彼等を皆ささもに三日のあひだ  
 十八 幽囚おけり 十八三日におよびてヨセフ彼等にいひけるは我神を畏る汝等是なして生命をえよ 十九汝等もし  
 十九 篤實なる者ならば汝らの兄弟の一人をしてこの獄に繋かれしめ汝等は穀物をたづさへゆきてなんぢらの家  
 二十 家の饑をすくへ 二十但し汝らの末弟を我につれきたるべしきすればなんぢらの言の眞實あるはれて汝等  
 二十一 死をまぬかるべし彼等すなはち斯なせり 二二茲に彼らたがひに言けるは我等は弟の事によりて信に罪あり  
 二二 我等は彼が我らに只管にわがひし時にその心の苦を見ながら之を聽ざりき故にこの苦われらにのぞめる  
 二三 なり 二三ルベンかれらに對へていひけるは我なんぢらにいひて童子に罪を犯すなかれいひしにあらすや然  
 二三 るに汝等きかざりき是故に視よ亦彼の血をながせし罪をたゞさるこ 二三彼等はヨセフが之を解するをしらざ  
 二四 りき其は互に通辨をもちひたればなり 二四ヨセフ彼等を離れゆきて哭き復かれらにかへりて之をかたり遂に  
 二五 シメオンを彼らの中より取りその目のまへにて之を縛れり 二五而してヨセフ命じてその器に穀物をみだしめ  
 二六 其人々の金を囊に返さしめ又途の食を之にあたへしむヨセフ斯かれらになせり 二六彼等すなはち穀物を











二七 べし其は季の弟われらと共にあるにあらざれば彼人の面をみるをえざればなりと 二七なんちの僕わが父わ  
 二八 れらにいふ汝らのしるごさく吾妻われに二人を生しが 二八その一人出てわれをはなれたれば必ず裂ころされ  
 二九 しならんと思へり我今にいたるまで彼を見ず 二九なんちらは是をも我側より取ゆらん若災害是の身におよ  
 三〇 ぶあらば遂にわが白髪をして悲みて墓にくだらしむるにいたらん 三〇 抑 父の生命と童子の生命とは相  
 三一 結びてあれば我なんちの僕わが父に歸りいたらん時に童子もしわれらと共に在すば如何ぞや 三一 父童子の在  
 三二 ざるを見れば死るにいたらん然れば僕等なんちの僕われらの父の白髪をして悲みて墓にくだらしむるなり 三二  
 三三 僕わが父に童子の事を保ひて我もし是を汝につれかへらすば永久に罪を父に負んさいへり 三三 されば請ふ  
 三四 僕をして童子にかりたりて主の奴隷ならしめ童子をしてその兄弟ささにも歸りのぼらしめたまへ 三四  
 我いかでか童子を伴はずして父の許に上りゆくべけん 恐くは災害の父におよぶを見ん  
 第四十五章 一 茲にヨセフその側にたてる人々のまへにて自ら禁ぶあたはざるに至りければ人皆われを離れて  
 二 いでよと呼はれり是をもてヨセフが己を兄弟にあかしたる時一人も之ささにもたつ者なかりき 二ヨセフ  
 三 聲をあげて泣りエジプト人これを聞きパロの家またこれを聞きヨセフすなはちその兄弟にいひけるは我  
 四 はヨセフなりわが父はなほ生ながらへるやと兄弟等その前に愕き懼れて之に答ふるをえざりき 四ヨセフ  
 五 兄弟にいひけるは請ふ我にちかよれさかれらすなはち近よりければ言ふ我はなんちらの弟ヨセフなんち  
 六 らがエジプトにうりたる者なり 五されど汝等我をこゝに賣しをもて憂ふるなかれ身を恨むるなかれ 六神生命  
 七 をすくはしめんさて我を汝等の前につかはしたまへるなり 六この二年のあひだ饑饉國の中におりしが尙五年  
 八 の間耕すこも穫こもなかるべし 七神汝等の後を地につたへんため又大なる救をもて汝らの生命を  
 九 救はんために我を汝等の前に遣したまへり 八然ば我を此につかはしたる者は汝等にはあらず 九神なり神われを  
 きて之にいへ汝の子ヨセフかく言ふ神われをエジプト全國の主となしたまへりわが所にくだれ 遲疑なけれ

十 汝ヨセフの地に住べし 斯汝と汝の子と汝の子の子とよびなんちの羊と牛並に汝のすべて有さころの  
 十一 者われの近方にあるべし 十一なほ五年の饑饉あるにより我其處にてなんちを養はん 恐くは汝なんちの家族  
 十二 ぶよびなんちの凡て有さころの者匱乏ならん 十二汝等の目さわか 弟ベニヤミンの目の視るごさく汝等に  
 十三 これをいふ者はわが口なり 十三汝等わがエジプトにて亨る顯榮さなんちらが見たる所を皆悉く父につ  
 十四 げよ汝ら急ぎて父を此にみちびき下るべし 十四而してヨセフその弟ベニヤミンの頭を抱へて哭にベニヤミ  
 十五 ンもヨセフの頭をかゝへて哭く 十五ヨセフ亦その諸の兄弟に接吻し之をいだきて哭く是のち 兄弟等ヨセ  
 十六 フと言ふ 十六茲にヨセフの兄弟等きたれりといふ聲パロの家にきこえければパロこそその臣僕これを悦ぶ  
 十七 十七 パロすなはちヨセフにいひけるは汝の兄弟に言へし汝等かく爲せ汝等の畜に物を自せしめてカナン地の  
 十八 に至り 十八なんちらの父さなんちらの家族を携へて我にきたれ我なんちらにエジプトの地の嘉物をあたへん  
 十九 汝等國の膏腴を食ふことなうべしと 十九今汝命をうく汝等かく爲せ汝等エジプトの地より車を取ゆき  
 二十 てなんちらの子女と妻等を載せ汝等の父を導きて來れ 二十また汝等の器を惜み視るなかれエジプト全國の  
 二一 嘉物は汝らの所屬なればなり 二一イスラエルの子等すなはち斯なせりヨセフパロの命にしたがひて彼等に  
 二二 車をあたへかつ途の餼糧をかれらにあたへたり 二二又かれらに皆おのく衣一襲を與へたりしがベニヤ  
 二三 ミンには銀三百と衣五襲をあたへたり 二三彼また斯のごさく父に餽れり 卽ち驢馬十疋にエジプトの  
 二四 嘉物をあはせ牝の驢馬十疋に父の途の用に供ふる穀物と糧と肉をおはせて餽れり 二四斯して兄弟をかへし  
 二五 て去しめ之にいふ汝等途にて相あらそふなかれと 二五かれらエジプトより上りてカナンの地にゆきその父  
 二六 ヤコブにいたり 二六之につけてヨセフは尙いきてをりエジプト全國の 幸さなりなるさいふしかるにヤコブ  
 二七 の心なほ寒冷なりき其はこれを信ぜざればなり 二七彼等またヨセフの己にいひたる言をこさくく之につけ  
 二八 たりその父ヤコブヨセフがものを載んきておくりし車を見るにおよびて其氣おのれにかへれり 二八イスラ  
 エルすなはちいふ足りわが子ヨセフなほ生るわれ死ざるまへに往て之を視ん



一 第四十六章 イスラエルその已につける諸の者さにも出たちバエルシバにいたりてその父イサクの神に  
 二 犠牲をささぐ 二神夜の異象にイスラエルにかりてヤコブよヤコブよいひたまふ 三ヤコブわれ此にありき  
 三 いひければ神いひたまふ我は神なり汝の父の神なりエジプトにくだることを懼るるなかれわれ彼處にて汝を  
 四 大なる國民さなさん 四我汝と共にエジプトに下るべし亦かならず汝を導きのほるべしヨセフ手をなんぢ  
 五 の目の上におかん 五かくてヤコブベエルシバをたちいでたりイスラエルの子等すなはちバロの載んきてお  
 六 くりたる車 父ヤコブ己の子女と妻等を載せ六その家畜をカナンに地にてえたる貨財をたづさへ斯してヤ  
 七 コブとその子孫皆ともにエジプトにいたれりセヤコブかくその子と子の子およびその女と子の女すなはちそ  
 八 の子孫を皆ともなひてエジプトにつれゆけりイスラエルの子のエジプトにくだれる者の名は左のごとしヤ  
 九 コブとその子等ヤコブの長子はルベン 九ルベンの子はヘノク 十ヘノクの子はゲルシオン 十一ゲルシオン  
 十 ルヤミン 十一オハデヤキントツハルおよびカナンの子はヘノクの子はゲルシオン 十二ゲルシオンの子はヘ  
 十一 ララ 十二エダの子はエルオナシシラベツセラ但しエルオナシはカナンに死たりヘレヅの子はヘ  
 十二 ヅロンおよびハムルなり 十三イツサカルの子はトラブアヨブシムロン 十四セブルンの子はセレデエロン  
 十三 ヤリエルなり 十五景等および女子デナはレアがバダンアラムにてヤコブにうみたる者なりその男子女子あ  
 十四 はせて三十三人なり 十六ガドの子はゼボン 十七ゼボンの子はマナセ 十八マナセの子はマナセ 十九マナセの子は  
 十五 エムナイシラ イスイベリアおよびその妹 サラ並にベリアの子はヘベルとマルキエルなり 十八景等ばラ  
 十六 バンがその女レアにあたへたるシルパの子なり彼等は等ヤコブにうめり都合十六人 十九ヤコブの妻ラケル  
 十七 の子はヨセフとベニヤミンなり 二十エジプトの國にてヨセフにマナセとエフライムとをうみたり是はオンの祭  
 十八 司ボテパルの女アセナテが生たる者なり 二二ベニヤミンの子はベラベケルアシベルガラナアマンエロ  
 十九 シムムツピムホバムアルテ 二二是等はラケルの子にしてヤコブにうまれたる者なり都合十四人 二三ダンの  
 二十 子はホシム 二四ナフタリの子はヤシエルガニエゼルシレム 二五是等はラバンの妻の女ラケルにあたへた

二六 子の子なり彼これらにヤコブにうめり都合七人 二六ヤコブさにもエジプトにいたりし者はヤコブの  
 二七 子の妻をのぞきて六十六人なり 是皆ヤコブの身よりいでたる者なり 二七エジプトにてヨセフにうまれた  
 二八 る子二人ありヤコブの家の人のエジプトにいたりし者はあはせて七十人なり 二八ヤコブ 預じめエダをヨ  
 二九 セフにつかはしおのれをゴセンにみちびかしむして皆ゴセンの地にいたる 二九ヨセフその車を整へて  
 三十 ンにのぼりて父イスラエルを運へ之にまみえてその頭を抱き頭をかへて久しく啼く 三十イスラエルヨセフ  
 三一 にいふ汝なほ生きて我汝の面を見ることをえたれば今は死するも可し 三一ヨセフその兄弟等と父の家  
 三二 族ににいひけるは我のほりてバロにつけて之にいふべしわが兄弟等とわが父の家族カナンにたりし者  
 三三 我のこころに來れり 三三その人々は牧者にして牧畜の人なり彼等その羊と牛およびその有る諸の物を携へ  
 三四 來れり 三三バロもし汝等を召て汝等の業は何なるやと問ふ 三三あはば 三三僕等は幼少より今に至るまで  
 三五 牧畜の人なり我等も先祖等もさしかりさいへ然らばなんぢらゴセンの地にすむことをえん 牧者は皆エ  
 三六 シプト人の穢はしとするものなればなり

第四十七章 茲にヨセフゆきてバロにつけていひけるはわが父と兄弟およびその羊と牛と諸の所有物カ  
 一 ナンの地よりいたれり彼らはゴセンの地にゐる 二その兄弟の中より五人をとりてこれをバロにまみえし  
 三 む 三バロヨセフの兄弟等にいひけるは汝らの業は何なるか彼等バロにいふ僕等は牧者なりわれらも先祖等も  
 四 さしかりて 四かれら又バロにいひけるは此國に寓らんとして我等はきたる其はカナンの地に饑饉はげしく  
 五 して僕等の群をやしなふ牧場なければならざれば請ふ僕等をしてゴセンの地にすましめたまへ 五バロヨセフ  
 六 にかたりていふ汝の父と兄弟 汝の所にきたれり六エジプトの地はなんぢの前にあり地の善き處に汝の  
 七 父と兄弟をすましめなば汝の地にかれらなすましめよ汝もし彼等の中に才能ある者あるをしたら  
 八 ば其人々をしてわが家畜をつかさどらしめよ 八ヨセフまた父ヤコブを引いてバロの前にたゞしむヨコブ  
 九 バロを祝す 八バロヨコブにいふ汝の齡の日は幾何なるか 九ヤコブバロにいひけるはわが旅路の年月は百三



十年にいたる我の齢の日は僅少にして且惡かり未だわが先祖等の齢の日にあはざるなり十ヤ  
 十一 ヨブバロを祝しバロのまへよりいでさりぬ 十一ヨセフバロの命ぜしごとくその父兄弟に居所を興へエジ  
 十二 プトの國の中の善き地 卽ちラメセスの地をかれらにあたへて所有となさしむ 十二ヨセフその父兄弟  
 十三 父の全家にその子の數にしたがひて食物をあたへて養へり 十三却て饑饉はなほだげしくして全國に食物な  
 十四 くエジプトの國とカナンの國饑饉のために弱れり 十四ヨセフ穀物を賣あたへてエジプトの地とカナンの地  
 十五 にありし金をこゝろく斂む而してヨセフその金をバロの家にもちきたる 十五エジプトの國とカナンの國に  
 十六 すでにたえたり 十六ヨセフいひけるは汝等の家畜をいだせ金もしたえたらば我なんぢらの前に死べけんや金  
 十七 べしと 十七かれら乃ちその家畜をヨセフにひききたりければヨセフその馬と羊の群と牛の群および驢馬にか  
 十八 へて食物をかれらにあたへそのすべての家畜のために其年のあひだ食物をあたへてこれをやしなふ 十八かく  
 十九 てその年暮けるが明年にいたりて人衆またヨセフにきたりて之にいふ我等主に隠すところなしわれらの金  
 二十 は竭たりまたわれらの畜の群は主に歸す其のまへにいだすべき者は何ものこりならず唯われらの身體と田地  
 二十一 あるのみ 十九われらいかんぞわれらの田地とまへに汝の目のまへに死亡ふべけんや我等とわれらの田地を食  
 二十二 物に易て買されん等田地とまへにバロの僕ならんまた我等に種をあたへよ然らばわれら生るをえて死るに  
 二十三 至つた田地も荒蕪にいたらじ 二十是に於てヨセフエジプトの田地をこゝろく購らりてバロに納る其はエジ  
 二十四 プト人饑饉にせまりて各人その田圃を賣たればなり是によりて地はバロの所有となれり 二十一また民はエジプ  
 二十五 トのこの境の極よりかの境の極の者までヨセフこれを邑々にうつせり 二十二但祭司の田地は購らざりき祭司  
 二十六 はバロより祿をたまはりければバロの與る祿を食たるによりてその田地を賣さればなり 二十三茲にヨセフ民に  
 二十七 いひけるは視よ我今日汝等なんぢらの田地をひいてバロに納る視よこの種子を汝らに與ふ地に播べし 二十四  
 二十八 しかして收穫の五分の一をバロに輸し四分をなんぢらに取て田圃の種としなんぢらの食としなんぢらの家族

二十五 子女の食とせよ 二十五人衆いひけるは汝われらの生命を拯ひたまへりわれら主のまへに恩をえんことをねがひ  
 二十六 ぬ等バロの僕となるべしと 二十六ヨセフエジプトの田地に法をたてその五分の一をバロにをさめしむその事  
 二十七 今日にいたる唯祭司の田地のみバロの有さならざりき 二十七エジプトの國に於てゴセンの地にすみ  
 二十八 彼處に産業を獲その數増して大に殖えたり 二十八ヨセフエジプトの國に十七年いきながらへたりヨコブの年齒  
 二十九 の日は合て百四十七年なりき 二十九エジプトに死る日かよりければその子ヨセフをよびて之にいひけるは我  
 三十 もし汝のまへに恩を得るならば請ふなんぢの手をわが胸の下にいれ 懇に眞實をもて我をあつひ我をエジ  
 三十一 プトに葬るなけれ 三十我は先祖等とまへに偃んことをねがふ汝われをエジプトより昇いだして先祖等の墓場  
 三十二 にはうじれヨセフいふ我なんぢが言ふことくすべしと 三十二ヨコブまた我に誓へさいひければすなはち誓へ  
 三十三 りイスラエル床の頭にて拜をなせり  
 第四十八章 一 是等の事の 後汝の父病にかゝるヨセフに告る者ありければヨセフ二人の子マナセとエフ  
 二 ライムをともなひて至る 二人ヨコブに告げて汝の子ヨセフなんぢの許にきたるさいひければイスラエル強て  
 三 床に坐す 三しかしてヨコブヨセフにいひけるは昔に全能の神カナンの地のルズにて我にあらはれて我を祝し  
 四 我にいひたまひけらく我なんぢをして多く子をえせしめ汝をふやし汝を衆多の民となさん 我この地を汝の  
 五 後の子孫にあたへて永久の所有となさしめん 五わがエジプトにきたりて汝に就まへにエジプトにて汝に  
 六 生れたる二人の子エフライムとマナセ等はわが子となるべしルベンとシメオンの二子も是等はわが子とな  
 七 らん 六是等の後になんぢが得たる子は汝のものとするべし又その産業はその兄弟の名をもて稱らるべし 七我  
 八 事をいはんに我昔パダンより來れる時ラケル我にしたがひをりて途にてカナンの地に死り其處はエブラタ  
 九 まで尙途の隔あるところなりわれ彼處にてかれをエブラタの途にはうむれり 九エブラタはすなはちベテレン  
 十 へムなり 八斯てイスラエルヨセフの子等を見て是等は誰なるやさいひければヨセフ父にいふ是は神の此  
 十一 にて我にたまひし子等なりと父すなはちいふ請ふ彼らを我所につれきたれ我これを祝せん 十一イスラエルの







二八 狼なり朝にその所掠物を啖ひ夕にその所攫物をわかつん 二九 是等はイスラエルの十二の支派なり斯その  
 二九 父彼らに語り彼等を祝せりすなはちその祝すべき所にしたがりて彼等諸人を祝せり 三〇 ヤコブまた彼等に命  
 じて之にいひけるは我はわが民にくばらんさすへテ人エフロンの田にある洞穴にわが先祖等さまも我  
 三〇 をばうむれ 三十一 その洞穴はカナンの地にてマムレのまへなるマクベラの田にあり是はアブラハムがヘテ人エ  
 三二 フロンより田さまもに購て所有の墓所なせし者なり 三三 アブラハムその妻サラ彼處にはうむられイサ  
 三三 クその妻リベカ彼處に葬られたり我またかしこにレアを葬れり 三四 彼田さまの中の洞穴はヘテの子孫よ  
 三三 り購たる者なり 三三 ヤコブその子に命ずることを終し時足を床に敷めて氣たえてその民にくばる  
 三五 第五十章 ヨセフ父の面に俯し之をいだきて哭き之に接吻す 三六 而してヨセフその 僕なる醫者に命じてその  
 三六 父に 醫らしむ醫者イスラエルに 醫れり 三六 三すなはち之がために四十日を用ふ其は 尸に 醫るにはこの日  
 三六 數を用ふべければなりエジプト人七十日の間之がために哭けり 三六 哀哭の日すぎし時ヨセフパロの家にかた  
 三五 りていひけるは我もし汝等の前に恩恵を得るならば請ふパロの耳にまうして言へ 五わが父我死なばカナンの  
 三五 地にわが掘おきたる墓に我をばうむれいひて我を誓はしめたり然ば請ふわれをしてとりて父を葬らしめた  
 三六 まへまた歸りきたらんさ大パロいひけるは汝の父汝をちかばせしことこのぼりて之を葬るべし是に於て  
 三六 ヨセフ父を 葬らんきて上るパロの 諸の臣パロの家の長老等エジプトの地の長老等入ふびヨセフの  
 三六 全家その兄弟等あふびその父の家さまも上る只その子女さま羊牛はゴセンの地にのこせり九また車  
 三六 騎兵ヨセフにしたがりてのぼり且隊はなはた大なりき 彼等つひにヨルダンの外なるアタテの禾場に到り  
 三六 彼にて大に泣き痛く哀しむヨセフすなはち七日父のために哭きぬ 三六 その國の庶人なるカナン人等アタテの  
 三六 禾場の哀哭を見て是はエジプト人の痛くなげくなりといへり是によりて其處の名をアベルミツライム(エジ  
 三六 プト人のす哭)と稱ふヨルダンの外にあり 三六 ヤコブの子等その命ぜられたることく之になせり 三六 すなは  
 三六 ちヤコブの子等彼をカナンの地に昇ゆきて之をマクベラの田の洞穴にはうむれり是はアブラハムがヘテ人

十四 ヨセフより田さまもに購りて所有の墓所なせし者にてマムレの前にあり 十四 ヨセフ父を葬りて後  
 十五 其兄弟および凡て己さまもにのぼりて父をばうむれる者さまもにエジプトにかへりぬ 十五 ヨセフの兄弟  
 十六 等その父の死たるを見ていひけるはヨセフあるひはわれらを恨むることあらん又かならずわれらが彼になし  
 十六 たる 諸の惡にむくゆるならんさ 十六 すなはちヨセフにいひおくりけるはなんぢの父死るまへに命じて言け  
 十七 らく 十七 汝ら斯ヨセフにいふべし 汝の兄弟 汝に惡をなしたれども 冀はくはその罪咎をゆるせさ然ば  
 十八 請ふ汝の父の神の僕等の咎をゆるせヨセフその言を聞きて啼泣り 十八 兄弟等もまた自らきたりヨセフの  
 十九 面の前に俯し我等は汝の僕ならんさいふ 十九 ヨセフ彼等にいひけるは懼るくなかれ我あに神にかはらんや  
 二十 汝等は我を害せんさおもひたれども神はそれを善にかはらせ今日のごとく多の民の生命を救ふにいたら  
 二二 しめんさおもひたまへり 二二 故に汝らおそろくなかれ我なんぢらに汝らの子女をやしなはんさ彼等をなぐさ  
 二三 め 懇に之にかたれり 二三 ヨセフ父の家族さまもにエジプトにすめりヨセフは百十歳いきながらへたり 二三  
 二四 ヨセフエフライムの三世の子女をみるにいたれりマナセの子マキルの子女もうまれてヨセフの膝にありき  
 二五 ラハムイサクヤコブにちひし地にいたらしめたまはんさ 二五 ヨセフ神かならず汝等をかへりみたまはん  
 二六 汝らわが骨をこゝよりたづさへのぼるべしさいひてイスラエルの子孫を誓はしむ 二六 ヨセフ百十歳にして死  
 二六 たれば之に 醫りて櫃にをさめてエジプトにおけり



創世記 終
その民はエジプトに在りて...

出エジプト記

第一章 イスラエルの子等のエジプトに至りし者の名は左のごとし衆人各その家族をたづさへてヤコブ
ごごもに至れりニすなはちルベンシメオンレビユダ...



第二章 愛にレビの家の一箇の人往きてレビの女を娶れり 二女 妊みて男子を生みその美しきを見て三月の  
 一 あひだこれを匿せしむ 三すてにこれを匿すあたはざるにいたりければ 荏の箱舟を之がために取て之に溼青  
 二 樹脂を塗り子をその中に納てこれを河邊の葦の中に置り 四その姉遙に立ちてその如何になるかを窺ふ 五茲に  
 三 パロの女身を洗はんとて河にくだりその婢等河の傍にあゆむ彼葦の中に箱舟あるを見て使女をつかはし  
 四 てこれを取きたらしめ六これを啓きてその子のなるを見る嬰兒すなはち啼く彼これを憐みていひけるは是は  
 五 ヘゲル人の子なり七時にその姉パロの女にいひけるは我ゆきてヘゲルの女の中より此子をなんぢのために  
 六 養ふべき乳母を呼きたらんか 八パロの女 往よさ之にいひければ女子すなはち往てその子の母を呼きたる  
 七 パロの女がこれにいひけるは此子をつれゆきてわがために之を養へ我その値をなんぢにさらせん婦すなはち  
 八 その子を取てこれを養ふ 十斯てその子の長するにあよびて之をパロの女の所にとづさへゆきければすなはち  
 九 これが子なる彼その名をモーセ 援 出さ名づけて言ふ我これを水より援いだせしに因る 十一茲にモーセ  
 十 生 長にあよびて一時いでてその兄弟等の所にいたりその重荷を負ふを見しむ 會一箇のエジプト人が  
 十一 一箇のイスラエル 人即ちそのれの 兄弟を撃つを見れば 十二右左を視まはして人のをらざるを見てそ  
 十二 のエジプト人を撃ころし之を沙の中に埋め匿せり 十三次の日また出て二人のヘゲル人の相 争ふを見れば  
 十三 その曲き者にむかひ汝なんぞ汝の隣人を撃つやといふに 十四彼いひけるは誰が汝を立てのれらの君さし判  
 十四 官さしたるや汝かのエジプト人をころせしこく我をも殺さんとするや 是においてモーセ懼れてその事か  
 十五 ならず知れたるならんさあもへり 十五パロ此事を聞てモーセを殺さんともめければモーセすなはちパロの  
 十六 面をさけて逃げのびミテアンの地に住り被井の傍に坐せり 十六ミテアンの祭司に七人の女子ありしが彼等  
 十七 來りて水を汲み水鉢に盈て父の羊群に飲はんとしけるに 十七牧羊者等きたりて彼らを逐はらひければモーセ  
 十八 起あがりて彼等をたすけその羊群に飲ふ 十八彼等その父リウエルに至れる時父言ひけるは今日はなんぢら何  
 十九 ぞひく速にかへりしや 十九かれらいひけるは一箇のエジプト人 我らを牧羊者等の手より救いだし亦われ

二十 らのために水を多く汲て羊群に飲しめたり 二十父女等にいひけるは彼は何處にをるや汝等なんぞその人を  
 二一 遺てきたりしや彼をよびて物を食しめよ 二二モーセこの人ささにも居ること好めり彼すなはちその女子  
 二三 チッポラをモーセに與ふ 二三彼男子を生みければモーセその名をゲルシヨム(客)と名づけて言ふ我異邦に  
 二四 號ぶにその勞役の故によりて號ぶころの聲神に達りければ 二四神その長時を聞き神そのアブラハムイサ  
 二五 クヤコブになしたる契約を憶え 二五神イスラエルの子孫を眷み神知しめしたまへり  
 一 第三章 一モーセその妻の父なるミテアンの祭司エテロの群を牧ひをりしがその群を曠野の奥にみちびきて神  
 二 の山ホレブに至るに 二エホバの使者棘の裏の火焰の中にて彼にあらはる彼見るに棘火に燃れどもその棘燬け  
 三 ず 三モーセいひけるは我は誰の使者の故に 三エホバの使者の故に 三エホバの使者の故に 三エホバの使者の故に  
 四 するを見たまふ即ち神棘の中よりモーセよモーセよ彼をよびたまひければ我こゝにありといふに 五神いひ  
 五 たまひけるは此に近よるなれ汝の足より履を脱ぐべし 汝が立つ處は聖き地なればなり 六又いひたまひける  
 六 は我はなんぢの父の神アブラハムの子イサクの神ヤコブの神なり 七モーセ神を見ることを畏れてその面を蔽  
 七 せり 七エホバ言たまひけるは我まこゝにエジプトにをるわが民の苦患を視また彼等がその驢使者の故をも  
 八 て號ぶころの聲を聞けり我かれらの憂苦しきを知るなり 八わが民の降りてかれらをエジプト人の手より救ひいだし  
 九 之を彼地より導きのばりて善き廣き地乳と蜜との流るる地すなはちカナン人へテ人アモリ人ベリシ人ヒ  
 十 ビ人エブス人のをる處にいたらしめん 九今イスラエルの子孫の號呼われに達る我またエジプト人を彼  
 十一 たらを苦むるその暴虐を見たり 十然ば來れ我なんぢをパロにつかはし汝をしてわが民イスラエルの子孫をエジ  
 十二 プトより導きいださしめん 十一モーセ神にいひけるは我は如何なる者ぞや我豈パロの許に往きイスラエルの  
 十三 わが汝をつかはせる證據なり 汝民をエジプトより導きいだしたる時 汝等この山にて神に事へん 十三モー







三 此の心を剛愎にすれば彼民を去しめざるべし 二三 汝、パロに言へしエホバは我が子わが  
 三三 我なんぢにいふ我が子を去らしめて我に事ふることをえせしめよ 汝もし彼をさらしむること  
 三四 拒まば我なんぢの子なんぢの冢子を殺すべし 二四 モーセ途にある時エホバかれの宿所にて彼に遇ひて殺  
 二五 さんまし給ひければ 二五 チツポラ 利き石をさりてその男子の陽の皮を割りモーセの足下になげうちて言ふ  
 二六 汝はまさしにわがために血の夫なりき 二六 是に於いてエホバモーセをゆるしたまふ此時チツポラが血  
 二七 夫さいひしは割禮の故によりてなり 二七 爰にエホバアロンにいひたまひけるは曠野にゆきてモーセを  
 二八 迎へよ彼すなはちゆきて神の山にてモーセに遇ひ之に接吻す 二八 モーセエホバがのれに言ふくめて遣し  
 二九 だまへる諸の言はエホバののれに命じたまひし諸の奇跡をアロンにつげたり 二九 斯てモーセアロン  
 三〇 往てイスラエルの子孫の長老を盡く集む 三十 而してアロンエホバのモーセにひたりたまひし言を盡く  
 三一 つぐ又彼民の目のまへにて奇蹟をなしければ 三二 民すなはち信す彼等エホバがイスラエルの民をへりみ  
 三三 その苦患をなもひたまふを聞きて身をかゝめて拜をなせり  
 一 第五章 一 その後モーセアロン入りてパロにいふイスラエルの神エホバ斯いひたまふ我民を去しめ彼等をし  
 二 曠野に於て我を祭ることなえせしめよ 二 パロいひけるはエホバは誰なればか我その聲にしたがひてイス  
 三 ラエルを去しむべき我エホバを識す亦イスラエルを去しめし 三 彼ら言けるはヘブル人の神我らに顯れたまへ  
 四 り請ふ我等をして三日程ほど曠野にいりてわれらの神エホバに犠牲をささぐることをえせしめよ 恐くはエホ  
 五 バ疫病か又は刀兵をもて我らをやましたまはん 四 エジプト王われらに言ひけるは汝等モーセアロンな  
 六 んぞ民の操作を妨ぐるや往てなんぢらの荷を負へ 五 パロまたいふ土民今は多かり然るに汝等われらをして荷  
 七 をおふことを止しめんさす 六 パロ此日民を驅使する者等もよび民の有司等に命じていふ 七 汝等再び前のご  
 八 ごとく民に磚瓦を造る禾稈を與ふべからず彼等をして往てみづから禾稈をあつめしめよ 八 また彼等が前に造り  
 九 し磚瓦の數のごとくに仍われらに之をつくらしめよ 其を減すなけれ彼等は懶惰が故に我等をして往てわれら

九 の神に犠牲をささげしめよ 二 呼はり言ふなり 九 人々の工作を重くして之に勞かしめよ 然らば偽の言を聽こと  
 一〇 あらじと 十 民を驅使する者等もよびその有司等出ゆきて民にいひけるはパロは言たまふ我なんぢらに禾稈を  
 一一 あたへじ 十一 汝等往て禾稈のある處にて之をされ但しなんぢらの工作は分毫も減さざるべしと 十二 是にお  
 一二 いて民遍くエジプトの地に散て草藁をあつめて禾稈となす 十三 驅使者かれらを促たてて言ふ禾稈のあり  
 一三 時のごとく汝らの工作汝らの日々業をなしをふべしと 十四 パロの驅使者等がイスラエルの子孫の上  
 一四 に立たるさころの有司等離れなんぢら何ぞ昨日も今日も磚瓦を作るさころの汝らの業を前のごとくに爲した  
 一五 へざるやと 十五 是に於てイスラエルの子孫の有司等來りてパロに呼はりて言ふ汝なんぞ斯僕等になす  
 一六 や 十六 僕等に禾稈を與へずしてわれらに磚瓦を作れといふ視は僕等は撻る是なんぢの民の過なりき 十七 然  
 一七 るにパロいふ汝等は懶惰し懶惰し故に汝らは我らをして往てエホバに犠牲をささげしめよと 言ふなり 十八 然  
 一八 ば汝ら往て操作けよ禾稈はなんぢらに與ふることをなかるべけれどなんぢら尙數のごとくに磚瓦を交納むべし  
 一九 さ 十九 イスラエルの子孫の有司等汝等々の日々につくる磚瓦を減すべからずと 言るを聞て災害の身に及ぶ  
 二〇 を知り 二十 彼らパロをはなれて出たる時モーセアロンの對面にてるを見れば 二一 之にいひけるは願  
 二一 へばエホバ汝等を鑿みて鞠きたまへ 汝等はわれらの臭をパロの目と彼の僕目の目に嫌はれしめ刀を彼等の  
 二二 手にわたして我等を殺さしめんさすなりき 二二 モーセエホバに返りて言ふわが主よ何て此民をあしくし  
 二三 たまふや何のために我をつかはしたまひしや 二三 わがパロの許に來りて汝の名をもて語りしよりして彼の  
 二四 民をあしくす汝また絶てなんぢの民をすくひたまはざるなり  
 一 第六章 一 エホバモーセに言たまひけるは今汝わがパロに爲んさころの事を見らるべし能ある手の加はるに  
 二 よりてパロ彼らをさらしめん能ある手の加はるによりてパロ彼らを其國より逐いだすべし 二 神モーセに語  
 三 りて之にいひたまひけるは我はエホバなり 三 我全能の神といひてアブラハムイサクヤコブに顯れたる然  
 四 るに我名のエホバの事は彼等しらざりき 四 我また彼らさわが契約を立て彼等が旅して寄居たる國カナンの地を



六五 かれらに與ふ五我またエジプト人奴隷となせるイスラエルの子孫の呻吟を聞き且我が契約を憶ひ出づ故  
 七 じめ又腕をのべ大なる罰をほごして汝等を贖はん我汝等を取て吾民となし汝等の神となるべし汝等  
 八 はわがエジプト人の重擔の下より汝らを携出したるなんぢらの神エホバなることを知ん入我わが手をあげて  
 九 はエホバなり九モーセかくイスラエルの子孫に語りければも彼等は心の傷める事役事の苦き事の爲にモーセ  
 十 に聽ざりき十エホバモーセに告ていひたまひけるは十二入てエジプトの王パロに語りイスラエルの子孫をそ  
 十一 の國より去しめよ十二モーセエホバの前に申していふイスラエルの子孫既に我に聽す我は口に割禮をうけ  
 十三 ざる者なればパロいかに我にきかんや十三エホバモーセアロンに語り彼等に命じてイスラエルの子孫をエ  
 十四 シプトの王パロの所に往しめイスラエルの子孫をエジプトの地より導きいださしめたまふ十四かれらの父の  
 十五 家々の長は左のごとしイスラエルの家子ルベンの子ヘンクバルヘヅロンカルミ等はレベンの家族なり  
 十六 シメオンの子エムエルヤミンオハデヤキンヅハルおよびカナンの女の生しシヤウル是らはシメ  
 十七 オンの家族なり十六レビの子の名はその世代にしたがひて言は左のごとしゲルシオンコハテメラリ是なり  
 十八 レビの齡の年は百三十七年なりき十七ゲルシヨンの子はその家族にしたがひて言はリア二およびシメイなり  
 十九 コハテの子はアムラムイヅハルヘブロンウシエルなりコハテの齡の年は百三十三年なりき十九メラリ  
 二十 の子はマヘリおよびムシナリ等はレビの家族にしてその世代にしたがひて言るものなり二十アムラムその  
 二十一 伯母ヨケベテを妻にめされり彼アロンとモーセを生むアムラムの齡の年は百三十七年なりき二二イヅハルの  
 二十二 子はコラネヘゲヅクリなり二三ウシエルの子はミサエルエルザパンシテリなり二三アロンナシヨンの  
 二十三 姉アミナダブの女エリセバを妻にめされり彼ナダブアビウエレアザルイタマルを生む二四コラの子は  
 二五 アツシルエルカオアピアサフ泉等はコラ人の族なり二五アロンの子エレアザルアテエルの女の中よ

二六 里妻をめされり彼ビネハスを生む是等はレビ人の父の家々の長にしてその家族に循ひて言る者なり二六エホ  
 二七 バがイスラエルの子孫を其軍隊にしたがひてエジプトの地より導きいだせよといひたまひしは此アロンと  
 二八 モーセなり二七彼等はイスラエルの子孫をエジプトより導きいださんとしてエジプトの王パロに語りし者に  
 二九 して即ち此モーセアロンなり二八エホバエジプトの地にてモーセに語りたまへる日に二九エホバモーセに  
 三〇 語りて言たまひけるは我はエホバなり汝わが汝にいふ所を悉皆くエジプトの王パロに語るべし三十モーセエ  
 三十一 ホバの前に言けるは我は口に割禮を受ざる者なればパロいかに我に聽んや

一 第七章 一エホバモーセに言たまひけるは視よ我汝をしてパロにおけること神のごときならしむ汝の兄  
 二 弟アロンは汝の預言者となるべし二汝はわが汝に命する所を盡く宣べし汝の兄弟アロンはパロに告る  
 三 こを爲べし彼イスラエルの子孫をその國より出さすに至らん三我パロの心を剛愎にして吾微き奇跡をエジ  
 四 プトの國に多くせん四然にパロ汝に聽ざるべし我すなはち吾手をエジプトに加へ大なる罰をほごして吾  
 五 軍隊わが民イスラエルの子孫をエジプトの國より出さん五我わが手をエジプトの上に伸てイスラエルの子孫  
 六 をエジプト人の中より出す時には彼等我のエホバなるを知ん六モーセアロン斯もこなひエホバの命じたま  
 七 へる如くに然なしぬ七そのパロと談論する時モーセは八十歳アロンは八十三歳なりき八エホバモーセアロ  
 八 ンに告て言たまひけるは九パロ汝等に語りて汝ら自ら奇跡を行へと言時には汝アロンに言べし汝の杖を  
 九 さりてパロの前に擲てよ九其は蛇となりん十是に於てモーセアロンはパロの許にいたりエホバの命じたま  
 十 ひしこ行くに即ちアロンその杖をパロにその臣の前に擲らしに蛇となりぬ十一斯在しければパロもま  
 十一 た博士と魔術士を召よせたるにエジプトの法術士等もその秘術をもてかくおこなへり十二即ち彼ら各人その  
 十二 杖を投たれば蛇となりけるがアロンの杖はそれらの杖を呑つくせり十三然るにパロの心剛愎になりて彼らに  
 十三 聽こさせざりきエホバの言たまひし如し十四エホバモーセに言たまひけるはパロは心頑にして民を去  
 十四 しむることを拒むなり十五朝にふよびて汝パロの許にいたれ視よ彼は水に臨む汝河の邊にたちて彼を



十六 逆ふべし汝の蛇に化し杖を手にさりて居り 十六彼に言ふべしへブル人の神エホバ我を汝につかはして言  
 十七 しむ吾民を去しめて曠野にて我に事ふることを得せしめよ視よ今まで汝は聽入ざりしなり 十七エホバは言  
 十八 ふ汝これによりて我がエホバなるを知らん視よ我が手の杖をもて河の水を撃ん是血に變ずべし 十八而して河  
 十九 の魚は死に河は臭くらんエジプト人は河の水を飲んことを厭ふにいたるべし 十九エホバまたモーセに言たま  
 二十 はく汝アロンに言へ汝の杖をさりて汝の手をエジプトの上の流るる上河々の上池塘の上一切の湖  
 二十一 水の上に伸て血ならしめよエジプト全國に於て木石の器の中に凡て血あるにいたらん 二十モーセ アロ  
 二十二 ンすなばちエホバの命じたまへるごさくを爲り即ち彼アロンの杖をあげて河の水を撃しに河  
 二十三 の水みな血に變じたり 二二是に於て河の魚死て河臭くなりエジプト人河の水を飲んことを得ざりき斯エジ  
 二十四 プト全國に血ありき 二三エジプトの法術士等もその秘術をもて斯のごさくを行へりアロンは心頑固にして彼  
 二十五 等に聽こさざりきエホバの言たまひし如し 二三アロンの身をもぐらしてその家に入り此事にも心を  
 二十六 さめざりき 二四エジプト人河の水を飲んことを得ざりしかば皆飲水を得んさて河のまほりを掘りたりエホバ  
 二十七 河を撃たまひてより後七日たらしめ

第八章 一 エホバモーセに言たまひけるは 汝アロンに詣りて彼に言へエホバは言たまふ吾民を去らしめて我  
 二 に事ふることを得せしめよ二汝も去しむることを拒まば我 蛙をもて汝の四方の境を惱さん 三河に蛙も  
 三 ちらがり上りきたりて汝の家にいり汝の寢室にいり汝の牀にのほり汝の臣下の家にいり汝の民の所にいたり汝  
 四 の窠におよび汝の糞鉢にいらん 四蛙なんちの身にのほり汝の民の臣下の家の上のぼるべし 五エホバモーセ  
 五 に言たまはく 汝アロンに言へ 汝杖をさりて手を流水の上の伸べ河々の上池塘の上の伸て蛙をエジプト  
 六 の地に上らしめよ 六アロン手をエジプトの水の上に伸たれば蛙のほりきたりてエジプトの地を蔽ふ七法術  
 七 士等もその秘術をもて斯のごさくを蛙をエジプトの地に上らしめたり 八アロンの言たまひけるは  
 八 エホバに願ひてこの蛙を我とわが民の所より取さらしめよ我この民を去しめてエホバに犠牲を献ぐることを

九 得せしめん 九モーセアロンに言けるは我なんちご汝の臣トご汝の民のために願ひて何時此蛙を汝ご汝の家  
 十 より絶りて河にのみ止らしむべきや我に示せ 十彼明日さいひければモーセ言ふ汝の言のごさくを爲し  
 十一 汝をして我らの神エホバのごさくをなせしめん 十一 蛙汝ご汝の家を離れ汝の臣トご汝の民を離  
 十二 れて河にのみ止るべし 十二モーセアロンすなばちアロンを離れて出でモーセそのアロンに至らしめたまひし  
 十三 蛙のためにエホバに呼はりしに 十三エホバモーセの言のごさくをなしたまひて 蛙 家より村より田野より死亡  
 十四 たり 十四茲にこれを擯むるに山をなし地臭くなりぬ 十五然るにアロンは嘘氣時あるを見てその心を頑固にし  
 十五 て彼等に聽こさざりきエホバの言たまひし如し 十六エホバモーセに言たまひけるは 汝アロンに言へ 汝  
 十六 の杖を伸べ地の塵を打てエジプト全國に蚤ならしめよ 十七彼等斯なせり即ちアロン杖をさりて手を伸  
 十七 べ地の塵を撃けるに蚤となりて人ご畜につけりエジプト全國において地の塵みな蚤となりぬ 十八法術士等  
 十八 その秘術をもて斯のごさくをなせしめたりしが能はざりき蚤は人ご畜に著く 十九是に於て法術士等  
 十九 アロンに言ふ是は神の指なりと然るにアロンは心 剛愎にして彼等に聽ざりきエホバの言たまひし如し 二十エホ  
 二十 バモーセに言たまはく 汝 朝早く起てアロンの前に立て視よ彼に水に臨む 汝彼に言へエホバは言たまふ  
 二十一 わが民を去しめて我に事ふることを得せしめよ 二二汝もしわが民を去しめずば視よ我 汝ご汝の臣トご汝の  
 二十二 民ご汝の家ごに蝨をむくらんエジプト人の家々には蝨充べし彼らの居るごころの地も然らん 二三その日に我  
 二十三 わが民の居るごゼンの地を區別あきて其處に蝨あらしめし是地の中において我のエホバなることを汝ご知ん  
 二四 ためなり 二四我わが民ご汝の民の間に區別をたてん明日この 徴あるべし 二四エホバは言たまふ  
 二五 おびたしく出來りてアロンの家にいりその臣下の家にいりエジプト全國にいたり蝨のために地害はる 二五是  
 二六 に於いてアロンの言たまはく 我等はエジプト人の崇拜む者を犠牲としてわれらの神エホバに献ぐべければなり我等  
 二七 もしエジプト人の崇拜む者をその目の前にて犠牲に献げなば彼等石にて我等を撃たらんや 二七我等は三日路



二八 ほど曠野にいりて我らの神エホバに犠牲を献げその命じたまひしごとくせんさす 二八パロ言けるは我汝ら  
 を去しめて汝らの神エホバに曠野にて犠牲を献ぐることを得せしめん但餘に遠くは行べからず我ために祈  
 二九 れよ 二九モーセ言けるは視よ我汝を離れて出づ我エホバに祈らん明日納パロとその臣下とその民を離れん  
 三〇 第三パロ再び偽をなすこなひ民を去しめてエホバに犠牲をさぐるを得せしめざるが如きことを爲され 三十  
 かくてモーセパロをはなれて出でエホバに祈りたれば 三二エホバモーセの言のごとく爲したまへり 卽ち  
 三三 その駒をパロとその臣下とその民よりはなれしめたまふ一も残らざりき 三三然るにパロ此時にもまたその  
 心を頑固にして民を去しめざりき  
 一 第九章 爰にエホバモーセにいひたまひけるはパロの所にいりてかれに告よヘブル人の神エホバ斯くいひた  
 二 まふ吾民を去らしめて我につかふることをえせしめよ 二汝もし彼等をさらしむることを拒みて尙かれらを拘  
 留へなば 三エホバの手野になる汝の家畜馬 驢 馬 駱駝 牛 および羊に加はらん 卽ち甚だ悪しき疾あるべし 四  
 四 エホバイスラエルの家畜とエジプトの家畜とを別ちたまはんイスラエルの子孫に屬する者は死者あらざる  
 五 べし 五エホバまた期をさだめて言たまふ明日エホバこの事を國になさん 六明日エホバこの事をなしたま  
 七 ひければエジプトの家畜みな死り然しイスラエルの子孫の家畜は一も死ざりき 七パロ人をつかはして見さし  
 八 めたるにイスラエルの家畜は一頭だにも死ざりき然れどもパロは心剛愎にして民をさらしめざりき 八また  
 九 エホバモーセアロンにいひ給ひけるは汝等竈爐の灰を一握され而してモーセパロの目の前にて天にむか  
 十 ひて之をまきちらすべし 九其灰エジプト全國に塵となりてエジプト全國の人と畜獸につき膿をもちて脹  
 十一 る腫物となりん 十彼等すなはち竈爐の灰をさりてパロの前に立ちモーセ天にむかひて之をまきちらしけ  
 十二 れば人と畜獸につき膿をもちて脹る腫物となり 十一法術士等はその腫物のためにモーセの前に立つ  
 十三 こきを得ざりき腫物は法術士等よりして諸のエジプト人にまで生じたり 十二然しエホバパロの心を剛愎  
 十三 にしたまひたれば彼らに聽ざりきエホバのモーセにいひ給ひし如し 十三爰にエホバモーセにいひ給ひけるは

朝早くもきてパロの前にたちて彼に言へヘブル人の神エホバ斯くいひたまふ吾民を去しめて我に事ふるをえ  
 十四 せしめよ 十四我此度わが諸の災害を汝の心となんぢの臣下およびなんぢの民に降し全地に我こそき者  
 十五 なきことを汝に知しめん 十五我もしわが手を伸べ疫病をもて汝をなんぢの民を撃たれば汝は地より絶れし  
 十六 ならん 十六抑わが汝をたてたるは 卽ちなんぢをしてわが權能を見さしめわが名を全地に傳へんためなり  
 十七 汝はなほ吾民の前に立ふさがりて之をさらしめざるや 十八視よ明日の今頃我はなほ大なる電を降すべ  
 十九 し是はエジプトの開國より今までに嘗てあらざりし者なり 十九然し人をやりて汝の家畜および凡て汝の野に  
 二十 有る物を集めよ人も獸畜も凡て野にありて家に歸らざる者は電その上にふりくだりて死るにいたらん 二十パ  
 二一 口の臣下の中エホバの言を畏る者はその僕と家畜を家に逃いらしめしが 二二エホバの言を心にさめざ  
 二三 る者はその僕と家畜を野に置り 二三エホバモーセにいひたまひけるは汝の手を天に舒てエジプト全國に電  
 二四 あらしめエジプトの國中の人と畜畜と田圃の諸の蔬にふりくだらしめよ 二四モーセ天にむかひて杖を舒た  
 二五 ればエホバ雷と電を遣りたまふ又火いでて地に馳すエホバ電をエジプトの地に降せたまふ 二四斯電ふり又  
 二六 火の塊電に雜りて降る甚だ厲しエジプト全國には其國を成してよりこのかた未だ斯る者あらざりしなり  
 二七 二五電エジプト全國に於て人と畜畜とをいはす凡て田圃になる者を撃り電また田圃の諸の蔬を撃ち野の  
 二八 諸の樹を折り 二六唯イスラエルの子孫のなるゴセシの地には電あらざりき 二七是た於てパロ人をつかはし  
 二九 てモーセアロンを召てこれに言けるは我此度罪をかしたりエホバは義く我をわが民は惡し 二八エホバ  
 三〇 に願ひてこの神鳴と電を最早これにて足しめよ 我汝ら去しめん 汝等今は留るにおよばず 二九モーセ  
 三一 彼にいひけるは我邑より出で我手をエホバに舒ひらげん然せば雷やみて電がされてあらざるべし 斯して地  
 三二 はエホバの所屬なるを汝にしらしめん 三十然し我しる汝をなんぢの臣下等ははなほエホバ神を畏れざるならん  
 三三 三 倍麻と大麥は撃れたり大麥は穂いで麻は花さきめたればなり 三三然し小麥と裸麥は未だ長ざりしに  
 三三 よりて撃れざりき 三三モーセパロをはなれて邑より出でエホバにむかひて手をのべひらげたれば雷と電や



三三 みて雨地にふらすなりぬ 三四 然るにパロ雨と雷鳴のやみたるを見て復も罪を犯し其心を剛硬にす彼も  
三五 その臣トも然り 三五即ちパロは心剛硬にしてインラエルの子孫を去しめざりきエホバのモーセによりて言  
たまひしごとし

一 第十章 爰にエホバモーセにいひたまひけるはパロの所に入れ我われの心その臣トの心を剛硬にせり是  
二 ばわが此等の徴を彼等の中に示さんためニ又なんぢをして吾がエジプトにて行ひし事等すなはち我がエジプ  
トの中にてなしたる徴をなんぢの子さなんぢの子の耳に語らしめんためなり斯して汝等わがエホバなる  
三 を知れし三モーセとアロンとパロの所にいりて彼にいひけるはヘブル人の神エホバが言たまふ何時まで汝  
四 ば我に降ることを拒むや我民をさらしめて我に事ふることをえせしめよ 汝もしわが民を去しむることを拒  
五 まば明日我 蝗をなんぢの境に入らしめん 五 蝗地の面を蔽ひて人地を見るあたはざるべし 蝗の免かれて  
六 なんぢに遺れる者すなはち雹に打のこされたる者を食ひ野に汝らのために生る 諸の樹を食はん 六 又なんぢ  
七 の家さなんぢの臣トの家さあまび凡のエジプト人の家に満べし是はなんぢの父さなんぢの父の父が世にい  
八 じより今日にいたるまで未だ嘗て見ざるものなりと斯て彼身をめぐらしてパロの所よりいでたり七時にパロ  
九 の臣トパロにいひけるは何時まで此人われらの糶なるや人々をさらしめてその神エホバに事ふることをえ  
十 せしめよ 汝なほエジプトの滅ぶるを知らざるや 八 是をもてモーセとアロンふたたび召れてパロの許にいたる  
十一 にパロわれらにいふ往きて汝等の神エホバに事へよ但し往く者は誰なるや 九 モーセイひけるは我等は幼  
十二 者をも 老者をも子息をも息女をも携へて往き羊をも牛をもたづさへて往くべし其は我らエホバの祭禮を  
十三 なさんぞすればなり 十 パロわれらにいひけるは我 汝等さなんぢらの子等を去しむる時はエホバなんぢら  
十四 階に在れ慎めよ 惡き事なんぢらの面のまへにあり 十一 是は宜しからず 汝ら男子のみ往てエホバに事へよ 是な  
十五 んぢらが求むる所なりと彼等つひにパロの前より逐いださる 十二 爰にエホバモーセにいひたまひけるは 汝  
十六 の手をエジプトの地の上に舒べて 蝗をエジプトの國にのぞませて 彼の雹が打殘したる地の 諸の蔬を悉く

三三 食はしめよ 十三 モーセすなはちエジプトの地の上にその杖をのべければエホバ東風をおこしてその一日一夜  
三四 地にふかしめたまひし 東 風 朝におよびて 蝗を吹きたりて 十四 蝗 エジプト全國にのぞみエジプトの  
三五 四方の境に居て害をなすこと 太甚し是より先には斯のごとき 蝗 なかりし是より後にもあらざるべし 十五 蝗  
三十六 全國の上を蔽ひければ 國暗くなりぬ而して 蝗地の諸の蔬および雹の打殘せし樹の果を食ひたればエジプト  
三十七 全國に於て樹にも田圃の蔬にも青き者さてはのこらざりき 十六 是をもてパロ急ぎモーセとアロンを召て言ふ  
三十八 我なんぢらの神エホバと汝等とにむかひて罪を犯せり 十七 然らば請ふ今一次のみ吾罪を宥してなんぢらの神  
三十九 エホバに願ひ唯此死を我より取はなさしめよ 十八 彼すなはちパロの所より出てエホバに洩がひければ 十九  
四十 エホバはなほだ 強き西風を吹めぐらせて 蝗を吹はらしめ之を紅海に驅いたまひてエジプトの四方の境に  
四十一 蝗ひさつも遺らざるにいたれり 二十 然れどもエホバパロの心を剛硬にしたまひたればイスラエルの子孫を  
四十二 さらしめざりき 二一 エホバまたモーセにいひたまひけるは天にむかひて 汝の手を舒べエジプトの國に黒暗  
四十三 を起すべし其黒暗は摸るべきなりき 二二 モーセすなはち天にむかひて手を舒べければ稠密黒暗三日のあひだ  
四十四 エジプト全國にありて 二三 三日の間は人々たがひに相見るあたはず又おのれの處より起ものなかりき然れど  
四十五 イスラエルの子孫の居處には皆 光ありき 二四 是に於てパロモーセを呼ていひけるは汝等ゆきてエホバに事  
四十六 へよ唯汝等の羊と牛を留めおくべし汝らの子女もまた汝等とともに往べし 二五 モーセイひけるは汝また我等  
四十七 の神エホバに獻ぐべき犠牲と燔祭の物をも我儕に與ふべきなり 二六 われらの家畜もわれらとともに往べし一  
四十八 蹄も後にのこすべからず其は我等その中を取てわれらの神エホバに事ふべきが故なりまたわれら彼處にい  
四十九 たるまでは何をもてエホバに事ふべきかを知らざればなりき 二七 然れどもエホバパロの心を剛硬にしたまひた  
五十二 ればパロわれらを見ざるにむることを背せざりき 二八 すなはちパロモーセに言ふ我をばなれて去れよ自ら慎  
五十三 め重れてわが面を見るなかれ汝わが面を見る日には死ぬべし 二九 モーセイひけるは汝の言ふところは善し我  
五十四 重れて復なんぢの面を見ざるべし



一 第十一章 エホバ モーセにいはたまひけるは我今一箇の災をバロおよびエジプトに降さん然る後汝  
 二 等を此處より去しむべし彼なんぢらを全く去しむるには必ず汝等を此より逐はらん然ば汝民の耳に  
 三 かりたり男女をしておのゝその隣々に銀の飾品金の飾具を乞はしめよ三エホバつひに民をしてエジ  
 四 プト人の恩を蒙らしめたまふ又その人モーセはエジプトの國にてバロの臣下の目と民の目に甚だ大なる者  
 五 に見えたり四モーセいひけるはエホバわが言たまふ夜半頃われ出てエジプトの中に至らん五エジプトの國の  
 六 中の長子たる者は位に坐するバロの長子より磨の後に在る婢の長子まで悉く死べし六獸畜の首出もしかり  
 七 而してエジプト全國に大なる號哭あるべし是まで是のごとき事はあらずまた再び斯ること有ざるべし七  
 八 然ぞイスラエルの子孫にむかひては犬もその舌をうごかさじ人にむかひても獸畜にむかひても然り汝等これ  
 九 によりてエホバがエジプト人ぞイスラエルのあひだに區別をなし給ふを知べし八汝の此臣等みなわが許に  
 十 下り来てわれを拜し汝さなんぢに従ふ民みな出よと言ん然る後われ出べしと烈しく怒りてバロの所より出た  
 十一 九エホバモーセにいひたまひけるはバロ汝に聽ざるべし是をもて吾がエジプトの國に奇蹟をおこなふこ  
 十二 事増すべし十モーセアロンこの諸の奇蹟をこころよくバロの前に行ひたれどもエホババロの心を剛愎に  
 十三 したまひければ彼イスラエルの子孫をその國より去しめざりき  
 第十四章 エホバエジプトの國にてモーセアロンに告げいひたまひけるは此月を汝らの月の首とせ  
 十五 汝らは是を年の正月とすなすべし十三汝等イスラエルの全會衆に告げ言べし此月の十日に家の父たる者お  
 十六 の家の隣なる人ささにも人の數にしたがひて之を取べし四もし家族少くして其羔羊を盡すことあたはずば  
 十七 汝らの隣なる人ささにも人の數にしたがひて之を取べし各人の食ふ所にしたがひて汝等羔羊を計るべし  
 十八 五汝らの羔羊は疵なき當歳の牡なるべし汝等綿羊あるひは山羊の中よりこれを取べし六而して此月の十四日  
 十九 まで之を守りおきイスラエルの會衆みな薄暮に之を屠り七その血をとりて其之を食ふ家の門口の兩旁の概  
 二十 鴨居に塗べし八而して此夜その肉を火に炙て食ひ又酔いれぬパンに苦菜をそへて食ふべし九其を生にても

十 水に煮ても食ふなけれ火に炙べし其頭と腰と臍とを皆くらへ十其を明朝まで残しおくなかれ其明朝まで  
 十一 残れる者は火にて焼つくすべし十一なんぢら斯之を食ふべし即ち腰をひきからげ足に鞋を穿き手に杖をさり  
 十二 て急て之を食ふべし是エホバの逾越節なり 十二是夜われエジプトの國を巡りて人と畜を論すエジプトの國  
 十三 の中の長子たる者を盡く撃殺し又エジプトの諸の神に罰をかうむらせん我はエホバなり 十三その血なん  
 十四 ぢらが居るころの家にありて汝等のために記號ならん我血を見る時なんぢらを逾越すべし又わがエジプ  
 十五 トの國を撃つ時 災 なんぢらに降りて滅ぼすことなるべし 十四汝らは日を記念えてエホバの節期となし  
 十六 世々これを祝ふべし汝等之を常例となして祝ふべし十五七日の間 酔いれぬパンを食ふべしその首の日  
 十七 にパンを飲め汝らの家より除け凡て首の日より七日までに酔入たるパンを食ふ人はイスラエルより絶るべきな  
 十八 り 十六且首の日に聖會をひらくべし又第七日に聖會を汝らの中に開け是ふたつの日には何の業をもな  
 十九 すべからず唯各人の食ふ者のみ汝等作ることを得べし 十七汝ら酔いれぬパンの節期を守るべし其は此日  
 二十 に我なんぢらの軍隊をエジプトの國より導きいだせばなり故に汝ら常例となして世々是日をまもるべし十八  
 二十一 正月に於てその月の十四日の晩より同月の二十一日の晩まで汝ら酔いれぬパンを食へ 十九七日の間な  
 二十二 んぢらの家にパンを飲めおくべからず凡て酔いれたる物を食ふ人は其異邦人たるは本國に生れし者たるを  
 二十三 問す皆イスラエルの聖會より絶るべし 二十汝ら酔いれたる者は何をも食ふべからず凡て汝らの居處に於て  
 二十四 は酔いれぬパンを食ふべし 二二是に於てモーセイスラエルの長老を 盡くまれきて之にいふ 汝等その家族  
 二十五 に循ひて一頭の羔羊を撿み取り之を屠りて逾越節のために備へよ 二三又牛膝草一束を取て盃の血に濡し盃の  
 二十六 血を門口の鴨居および二旁の柱にそくぐべし明朝にいたるまで汝等一人も家の戸をいづるなけれ 二三其はエ  
 二十七 ホバエジプトを撃に巡りたまふ時鴨居と兩旁の柱に血のあるを見ればエホバ其門を逾越し殺滅者をして汝等  
 二十八 の家に入て撃ざらしめたまふべければなり 二四汝らは是事を例となして汝さなんぢの子孫永くこれを守るべし  
 二十九 汝等 エホバがその言たまひしことになんぢらに與へたまはんころの地に至る時はこの禮式をまも



二六 爾べし 二六若なんぢらの子女この禮式は何の意なるや 汝らに問はせ 二七 汝ら言ふべし 是はエホバの  
 逾越節の祭祀なり エホバエジプト人を撃たまひし時 エジプトに在るイスラエルの子孫の家を逾越てわれらの  
 二八 家を救ひたまへり 民すなはち鞠みて拜せり 二八 イフラエルの子孫去りて エホバのモーセとアロンに命じた  
 二九 まひしごとくなし 斯るこなへり 二九 爰にエホバ夜半にエジプトの國の中の長子たる者を位に坐するパロの  
 三十 長子より牢獄にある俗虜の長子まで 盡く撃たまふ 亦家畜の首生もしかり 三十 斯有しかば パロとその諸の  
 臣下およびエジプト人みな夜の中に起きあがり エジプトに 大なる號哭ありき 死人あらざる家なかりければ  
 三二 なり 三二 パロすなはち夜の中にモーセとアロンを召ていひけるは 汝らとイスラエルの子孫起てわが民の中よ  
 三三 り出さざり 汝らわが民の如くに往て エホバに事へよ 三三 亦なんぢらが言るごとく 汝らの羊と牛をひきて去れ  
 三四 汝らまた我を祝せよ 三三 是において エジプト人等みな死ると言て 民を催逼て速かに國を去しめんせし  
 三五 づば 三四 民捏粉の未だ酔いれざるを執り 捏粉を衣服に包みて肩に負ふ 三五 而してイスラエルの子孫 モーセ  
 三六 の言のこごとく 爲し エジプト人に銀の飾物 金の飾物 および衣服を乞はるに 三六 エホバエジプト人をして 民を  
 三七 めぐましめ 彼等にこれを與へしめたまふ 斯れらエジプト人の物を取り 三七 斯てイスラエルの子孫 ラメセ  
 三八 スよりスコテに進めしが 子女の外に徒にて 歩める男六十萬人ありき 三八 又衆多の寄 集 人および羊 牛 等  
 三九 はなばた多の家畜 彼等ささもに上れり 三九 爰に彼等エジプトより携へいでたる 捏粉をもて 酔いれぬパンを 烘  
 四十 り未だ酔をいれざりければ なり 是は 四一 爰にエジプトより 逐いだされて 滯留を得ざりしに 由り 又何の餓糧をも  
 四一 備へざりしに 因る 四十 倍 イスラエルの子孫のエジプトに住居し 其の住居の間は 四百三十年なりき 四一 四百三  
 四二 十年の終にいたり 即ち其日に エホバの軍隊みな エジプトの國より出たり 四二 是は エホバが 彼等を エジプトの  
 四三 國より 導き いたしたまひし 事のために エホバの前に 守るべき 夜なり 是は エホバの 夜にして イスラエルの子孫  
 四四 が 皆 世々 まもるべき 者なり 四三 エホバ モーセとアロンに 言たまひけるは 逾越節の例は 是のこごとく 異邦人  
 四五 は これを 食ふべからず 四四 但し 各人の 金にて 買たる 僕は 割禮を 施して 然る 後 是を 食はしむべし 四五 外國の 客

四六 および 備 人は之を 食ふべからず 四六 一の 家にて これを 食ふべし その 肉を 少も 家の 外に 持い づる なけれ ば  
 四七 其骨を 折べからず 四七 イスラエルの 會衆 みな之を 守るべし 四八 異邦人 なんぢささもに 寄居て エホバの  
 四九 逾越節を 守らん せば 其男 悉く 割禮を受けて 然る 後に 近よりて 守るべし 即ち 彼は 國に 生れたる 者の 如  
 五〇 くなるべし 割禮を 受けざる 人は これを 食ふべからざる なり 四九 國に 生れたる 者にも また 汝らの中に 寄居る 異  
 五一 邦人にも 此法は 同一なり 五〇 イスラエルの 子孫みな 斯るこなひ エホバの モーセとアロンに 命じたまひし 如  
 五二 くなしたり 五一 その 節に 日に エホバ イスラエルの 子孫を その 軍隊に したまひて エジプトの 國より 導き いた  
 したまへり

第十三章 一 爰に エホバ モーセに 告ていひたまひけるは 二人と 畜を 論ず 凡て イスラエルの 子孫の中の 始  
 二 て 生れたる 首生を 皆 聖別て 我に 歸せしむべし 是は わが 所屬なれば なり 三 モーセ 民にいひけるは 汝等 エジプト  
 三 を 出で 奴隷たる 家を出る この 日を 誌えよ エホバ 能ある 手をもて 汝等 此より 導き いたしたまへば なり 酔い  
 四 れたる パンを 食ふべからず 四 アビブの 月の 此日 なんぢら 出づ 五 エホバ 汝を 導きて カナン人 へテ人 エホ  
 五 人 ヒビ人 エナス人の 地すなはち その 汝にあたへん 汝の 先祖たちに 誓ひたまひし 彼乳と 蜜の 流るる 地  
 六 に 至らしめたまはん 時 なんぢ 此月 是 禮式を 守るべし 六 十日の間 なんぢ 酔いれぬ パンを 食ひ 第七日に エホ  
 七 バの 節筵を なすべし 七 酔いれぬ パンを 七日くらふべし 酔いれたる パンを 汝の 所におく なかれ 又 汝の 境の  
 八 申にて 汝の 許に パン 餅をおく なかれ 八 汝その 日に 汝の子に 示して 言べし 是は 吾が エジプトより 出る 時に エホ  
 九 バの 我に 爲したまひし 事のため なり 九 斯る 是を なんぢの 手に おきて 記號となし 汝の 目の 間におきて 記號とな  
 十 して エホバの 律法を 汝の 口にしむべし 其は エホバ 能ある 手をもて 汝を エジプトより 導き いたしたまへば  
 十一 なり 十 是故に 年々 その 期に いたりて この 例を まもるべし 十一 エホバ 汝らなんぢの 先祖等に 誓ひたまひし 如  
 十二 く 汝を カナン人の 地に ちびきて 之を 汝に 與へ 給はん 時 十二 汝すべて 始て 生れたる 者および 汝の有てる  
 十三 畜の 初生を 悉く 分ちて エホバに 歸せしむべし 男 牲は エホバの 所屬なるべし 十三 又 驢馬の 初子は 皆 羔羊を



十四 ともて贖ふべしもし贖はずばその頭を折るべし汝の子等の中の長子なる人はみな贖ふべし 十四後に汝の子汝に問て是は何なると言はばこれに言へしエホバ 能ある手をもて我等をエジプトより出し奴隷たりし家より出し給へり 十五當時バロ剛愎にして我等を去しめざりしかばエホバエジプトの國の中の長子たる者を人の長子より畜の初生まで盡く殺したまへり是故に始めて生れし牡を盡くエホバに犠牲に獻ぐ但しわが子等の中の長子は之を贖ふなり 十六是をなんちの手におきて號さなし汝の目の間におきて誌さすべしエホバ 能ある手をもて我等をエジプトより導きいだしたまひたればなり 十七倍バロ民をさらしめし時バロシテ人の地は近かりければも神彼等を見ちびきて其地を通りたまはざりき其は民戦争を見れば悔てエジプトに歸るならん 十八 神おもひたまひたればなり 十八 神紅海の曠野の道より民を導きたまふイスラエルの子孫行伍をたてしエジプトの國より出づ 十九 其時モーセはヨセフの骨を携ふ是はヨセフ神の命ならず汝らを眷みたまふべければ汝らわが骨を此より携へ出づべしさいひてイスラエルの子孫を固く誓せたればなり 二十 斯てかれらスコテより進みて曠野の端なるエタムに暮張す 二一 エホバわれらの前に往たまひ晝は雲の柱をもてわれらを導き夜は火の柱をもて彼らを照して晝夜往きすましましたまふ 二三 民の前に晝は雲の柱を除きたまはず夜は火の柱をのぞきたまはず

第十四章 茲にエホバ モーセに告げていひたまひけるは 二イスラエルの子孫に言て轉回てミグドルと海の間のなるピハヒロテの前にあたりにてバアルセボンの前に幕を張らしめよ其に向ひて海の傍に幕を張るべし 三 三 巴ロイスラエルの子孫の事をわたりて彼等は其の地に迷ひたりて曠野に閉こめられたるならんと言ふべければなり 四 我巴ロの心を剛愎にすべければバロ彼等の後を追はん我巴ロこそその凡の軍勢によりて響を得エジプト人をして吾エホバなるを知らしめん汝等すなはち斯なせり 五 茲に民の逃去りたるこそエジプト王に聞えければバロこそその臣下等民の事につきて心を變じて言ふ我等なごて斯イスラエルを去しめて我に事へざらしむるが如き事をなしたるや 六 巴ロ即ちその車を備へ民を將て己にしたがはしめ 七 選抜の戦車六百輛に

八 エジプトの諸の戦車 および其の諸の軍長等を率ゐたり 八 エホバエジプト王バロの心を剛愎にしたまひたれば彼イスラエルの子孫の後を追ふイスラエルの子孫は高らかなる手によりて出たり 九 エジプト人等は巴ロの馬車 およびその騎兵と軍勢彼等の後を追てそのバアルセボンの前なるピハヒロテの邊にて海の傍に幕を張るに追つけり 十 巴ロの近よりし時イスラエルの子孫目をあげて視しにエジプト人己の後に進みきたりしかば痛く懼れたり是に於てイスラエルの子孫エホバに呼號り 十一 且モーセに言けるはエジプトに墓のあらざるがために汝われらをたづさへいだして曠野に死しむるや何故に汝われらをエジプトより導きいだしてわれら我等に爲や 十二 我等がエジプトにて汝に告て我等を棄あき我らをしてエジプト人に事へしめよと言ひし言はば是ならずや 其は曠野にて死するよりもエジプト人に事ふるは善ればなり 十三 モーセ民にいひけるは汝ら懼るまなかれ立てエホバが今日汝等の爲になし給はん所の救を見よ 汝らが今日見たるエジプト人をば汝ら懼れて復これを見るこそ絶てなかるべきなり 十四 エホバ汝等のために戦ひたまはん汝等は靜りて居るべし 十五 時にエホバ モーセにいひたまひけるは汝なんぞ我に呼はるやイスラエルの子孫に言て進みゆかしめよ 十六 汝杖を擧げ手を海の上に伸て之を分かちイスラエルの子孫をして海の中の乾ける所を往しめよ 十七 我エジプト人との心を剛愎にすべければ彼等その後にしたがひて入るべし我わくしてバロこそその諸の軍勢およびその戦車と騎兵に因て榮譽を得ん 十八 我わがバロこそその戦車と騎兵によりて榮譽をえん時エジプト人は我の戦車と騎兵を知らん 十九 爰にイスラエルの陣營の前行る神の使者移りてその後に行けり即ち雲の柱その前面をはなれて後に立ち 二十 エジプト人の陣營もイスラエルの陣營の間に至りけるが彼がために雲となり暗くなりなり是がために夜を照せし是をもて彼は是を夜の中に相近づかさりき 二一 モーセ手を海の上に伸ければエホバ終夜強き東風をて海を退りしめ海を陸地となしたまひて水途に分れたり 二二 エイスラエルの子孫海の中の乾ける所を行くに水は彼等の右に左に墻となれり 二三 エジプト人等巴ロの馬車 騎兵みなその後にしたがひて海の中に入る 二四 曉にエホバ火と雲との柱の中よりエジプト人の軍勢を望みエジプト人の軍



二五 勢を憚し 二五 其車の輪を脱して行に重くならしめたまひければエジプト人言ふ我等イスラエルを離れて逃  
 二六 入其はエホバの爲にエジプト人言ふ戦へばなりと 二六時にエホバモーセに言たまひけるは汝の手を海  
 二七 の上に伸て水をエジプト人その戦車と騎兵の上に流れ反らしめよと 二七モーセすなはち手を海の上に  
 伸けるに夜明におよびて海本の勢力に伸へりたればエジプト人之に逆ひて逃たりしがエホバエジプト人を海  
 二八 の中に擲ちたまへり 二八即ち水流れ反りて戦車と騎兵を覆ひイスラエルの後にしたがひて海にいたりしバロ  
 二九 の軍勢を悉く覆へり一人も遺れる者あらざりき 二九然るにイスラエルの子孫は海の中の乾ける所を歩みしが  
 三〇 水はその右左に墻となれり 三〇期エホバこの日イスラエルをエジプト人の手より救ひたまへりイスラエル  
 三一 はエジプト人が海邊に死なるを見たり 三一イスラエルまたエホバがエジプト人に爲たまひし大なる事を見たり  
 一 第十五章 一是に於てモーセおよびイスラエルの子孫この歌をエホバに誦ふ云く我エホバを歌ひ頌ん彼は高ら  
 二 かに高くいますなり彼は馬とその乗者を海になげうちたまへり二わが力わが歌はエホバなり彼はわが救  
 三 となりたまへり彼はわが神なり我これを頌めん彼はわが父の神なり我これを崇めん 三エホバは軍人にして  
 四 其名はエホバなり 四彼バロの戦車とその軍勢を海に投してたまふバロの勝れたる軍長等は紅海に沈めり  
 五 大水われらに淹ひて彼等石のごとくに淵の底に下る 六エホバは汝の右の手は力をもて榮光をあらはすエホ  
 七 バは汝の右の手は敵を砕く 七汝の大なる榮光をもて汝は汝にたち逆ふ者を滅ぼしたまふ汝 怒を發すれ  
 八 ば彼等は藁のごとくに焚つくさる 八汝の鼻の息によりて水積かさなり浪堅く立て岸のごとくに成り大水海  
 九 の中に凝る 九敵は言ふ我追て追つき掠取物を分たん我われらに因てわが心を飽しめん我 劍を拔んわが手  
 十 彼等を亡ぼさん 十汝氣を吹たまへば海われらに覆ひて彼等は猛烈き水に鉛のごとくに沈めり 十一エホバは  
 十一 神の中に誰れ汝に如ものあらん誰れ汝の如く聖くして榮あり讀ふべくして威ありて奇事を行ふ者あらんや  
 十二 汝その右の手を伸たまへば地われらに呑む 十三汝はその臍ひし民を恩恵をもて導き汝の力をもて彼等

十四 汝の聖き居所に引たまふ 十四國々の民聞て慄へりシテに住む者畏懼を懐く 十五エドムの君等駭きモア  
 十六 プの剛者 戦慄くカナンに住る者みな消うせん 十六畏懼と戦慄われらに及ぶ汝の腕の大なるがために彼らは  
 十七 石のごとくに黙然たりエホバは汝の民の通り過るまで汝の買たまひし民の通過ぐるまで然るべし 十七 汝民  
 十八 主よ是汝の手の建たる 聖所なり 十八エホバは世々限りなく王たるべし 十九スバロの馬その車および騎  
 十九 兵ごとも海にいたりしにエホバ海の水を彼等の上に流れ還らしめたまひしがイスラエルの子孫は海の中にあ  
 二十 りて早地を通れり 二十時にアロン姉なる預言者ミリアム 鼓を手にさるに 婦等みな彼にしたがひて出  
 二一 て 鼓をさり且踊る 二一ミリアムすなはち彼等に和へて言ふ汝等エホバを歌ひ頌よ彼は高らかに高くいます  
 二二 なり彼は馬と其の乗者を海に擲ちたまへり 二二 三期てモーセ紅海よりイスラエルを導きてシエルの曠野に  
 二三 入り曠野に三日歩みたりしが水を得ざりき 二三 彼ら遂にメラにいたりしがメラの水苦くして飲くことを得ざり  
 二四 き是をもて其名はメラ(苦)と呼ぶ 二四是に於て民モーセにむかひて嘆き我等何を飲んかと言ければ 二五モー  
 二五 セエホバに呼ばりしにエホバこれに一本の木を示したまひたれば則ちこれを水に投いれしに水甘くなれり彼  
 二六 處にてエホバ民のために法度と律法をたてたまひ彼處にてこれを試みて 二六言たまはく汝もし善く汝の神エ  
 二七 ホバの聲に聽したがひエホバの目に善く見ること爲しその誠命に耳を傾けその諸の法度を守ば我わがエジ  
 二七 プト人に加へしきころのその疾病を一も汝に加へざるべし其は我はエホバにして汝を醫す者なればなりと  
 一 第十六章 一 期てエリムを出たちてイスラエルの子孫の會衆そのエジプトの地を出しより二個月の十五日  
 二 に皆エリムとシナイの間なるシンの曠野にいたりけるが二其曠野においてイスラエルの全會衆モーセ  
 三 ミアロンに向ひて嘆けり 三即ちイスラエルの子孫われらに言けるは我等エジプトの地に於て肉の鍋の側に坐  
 四 り飽までパンを食ひし時にエホバの手によりて死たらば善りし者を汝等は此の曠野に我等を導きいだして







て眩き言ふ汝なごて我等をエジプトより導きいだして我等をわれらの子女とわれらの家畜を渴に死しめんとするや 四是に於てモーセエホバに呼ばりて言ふ我の民に何をなすべきや彼等は殆んど我を石にて撃んとす 五なるなり五エホバモーセに言たまひけるは汝民の前に進み民の中の或長老等を伴ひかの汝が河を撃し杖を手に執りて往よ六視よ我そこに於て汝の前にあたりてホレブの磐の上に立ん汝 磐を撃べし然せば其より水出人民これを飲べしモーセすなはちイスラエルの長老等の前にて斯もこなへり七かくて彼その處の名をマツサと呼び又メリバと呼り是はイスラエルの子孫の争ひしに由り又そのエホバはわれらの中に在すや否と言て 九八エホバを試みしに由り入時にアマレクを戦へ明日我神の杖を手にさりて岡の嶺に立ん十ヨシユアすなはは我等のために人を擇み出てアマレクを戦へ 十一モーセの己に言しごさくに爲しアマレクを戦ふモーセアロンおよびホルは岡の嶺に登りしが 十二モ手を擧げればイスラエル勝ち手を垂ればアマレク勝り 十三然るにモーセの手重くなりたればアロンとホル石をさりてモーセの下におきてその上に坐せしめ一人は此方一人は彼方にありてモーセの手を支へたりしか 十四ばその手日の没まで垂下ざりき 十五是においてヨシユア又もてアマレクとその民を敗れり 十六エホバモーセに言たまひけるは之を書に筆して記念となしヨシユアの耳にこれをいれよ我必ずアマレクの名を塗抹て天下にこれを誦ゆるべき先らしめん 十五斯てモーセ一座の壇を築きその名をエホバニシ(エホバ吾旗)と稱ふ 十六モーセ云けらくエホバの寶位にむかひて手を擧るべきありエホバ世々アマレクを戦ひたまはん 第十八章 一茲にモーセの外舅なるミデアンの祭司エテロ神を凡てモーセのため又その民イスラエルのために爲したまひし事エホバがイスラエルをエジプトより導き出したまひし事を聞り 二是に於てモーセの外舅エテロかの遣り還されてありしモーセの妻ツボラとその二人の子を携へ來る 三その子の一人の名はゲルシヨム云ふ是はモーセ我他國に客となりたるを言たればなり 四今一人の名はエリエセルと曰ふ是はかれ吾父の神われを助け我を救ひてパロの劍を免かれしめたまふと言たればなり 五斯モーセの外舅エテロモーセの子

六等と妻をつれて曠野に來りモーセが神の山に陣を張る處にいたる 七彼すなはちモーセに言けるは汝の外舅なる我エテロ汝の妻および之の供なるその二人の子をたづさへて汝に詣る 七モーセ出てその外舅を迎へ禮をなして之に接吻し互にその安否を問て共に天幕に入る 八而してモーセエホバがイスラエルのためにパロにエジプト人に爲たまひし諸の事と途にて遭し諸の艱難およびエホバの己等を拯きたまひし事をその外舅に語りければ 九エテロエホバがイスラエルの手より救ひいだして之に諸の恩典をたまひし事を喜べり 十エテロすなはち言けるはエホバは頌べき哉 汝等をエジプト人の手より救ひいだし民をエジプト人の手の下より拯ひいだせり 十一今我知るエホバは諸の神よりも大なり彼等傲慢を逞し 十二うして事をなせしがエホバかれらに勝り 十三而してモーセの外舅エテロ燔祭と犠牲をエホバに持きたれ 十三アロンおよびイスラエルの長老等皆きたりてモーセの外舅ととも神の前に食をなす 十三次の日にいたりてモーセ坐して民を審判ししが民は朝より夕までモーセの傍に立り 十四モーセの外舅モーセの凡て民に爲さるを見る言けるは汝が民になす此事は何なるや何故に汝は一人坐しをりて民朝より夕まで汝の傍にたつや 十五モーセその外舅に言けるは民神に問んきて我に來るなり 十六彼等事ある時は我に來れば我此を彼を審判きて神の法度と律法を知しむ 十七モーセの外舅これに言けるは汝のなすこと善らす 十八汝がならず氣力おさるへん汝も汝もさもなる民も然らん此事汝には重に過ぐ汝一人にては之を爲さざらんは 十九今わが言を聽け我なんぢに策を授けん願くは神なんぢもこもに在せ 汝民のために神の前に居り 二十訴訟を神に陳よ 二十汝がれらに法度と律法を教へ彼等の歩むべき道と爲べき事を彼等に示せ 二二又汝全體の民の中より賢くして神を畏れ眞實を重んじ利を惡むことの人を選び之を民の上に立て千人の司となし 二三百人の司となし五十人の司となし十人の司となすべし 二三而して彼等をして常に民を輔かしめ大事は凡てこれを汝に陳しめ小事は凡て彼等のみづからこれを判かしむべし 斯汝の身の煩瑣を省き彼らをして汝とその任を共にせしめよ 二三汝もし此事を爲し神また斯汝に命じなば汝はこれに勝ん此民もまた安然にその所に



二四 到ることを得べし 二四 モーセその外舅の言にしたがひてその凡て言しごとく成り 二五 モーセすなはちイスラ  
 二五 エルの申より遍く賢き人を擇みてこれを民の長となし千人の司となし百人の司となし五十人の司となし十  
 二六 人の司となせり 二六 彼等常に民を鞠き難事はこれをモーセに陳べ小事は凡て自らこれを判けり 二七 斯てモー  
 二七 二七 その外舅を選したればその國に往ぬ

二一 第十九章 イスラエルの子孫 エジプトの地を出て後三月にいたりて其日にシナイの曠野に至る 二即ち  
 二二 二二 彼らレビテムを出たちてシナイの曠野にいたり曠野に暮を張り彼處にてイスラエルは山の前に營を設けたり  
 二三 三 爰にモーセ登りて神に詣るにエホバ山より彼を呼て言たまはく汝がヤコブの家と言ひイスラエルの子孫  
 二四 四 に告べし 四 汝らはエジプト人に我がなしたるさるの事を見我が驚の翼をのべて汝らを負て我にいたらしめ  
 二五 五 しを見たり 五 然ば汝等もし善く我が言を聽きわが契約を守らば汝等は諸の民に愈りてわが寶となるべし全  
 二六 六 地はわが所有なればなり 六 汝等は我に對して祭司の國となり聖き民となるべし是等の言語を汝イスラエルの  
 二七 七 子孫に告べし 七 是に於いてモーセ來りて民の長老等と呼びエホバの己に命じたまひし言を盡くその前に  
 二八 八 陳たれば 八 民皆等しく應へて言けるはエホバの言たまひし所は皆われら之を爲べしとモーセすなはち民の言  
 二九 九 をエホバに告ぐ 九 エホバ モーセに言たまひけるは視よ我 密雲の中に在りて汝に臨むは民をして我が汝  
 三〇 十 語るを聞しめて汝を永く信ぜしめんが爲なりとモーセ民の言をエホバに告たり 十 五ホバ モーセに言たまひ  
 三一 十一 けるは 十一 汝民の所に往て今日明日これを聖め之にその衣服を濯ばせ 十一 準備をなして三日を待て其は第三日  
 三二 十二 にエホバ全體の民の目の前にてシナイ山に降ればなり 十二 汝民のために四周に境界を設けて言ふべし 汝等  
 三三 十三 慎んで山に登るなかれその境界に觸るべからず山に觸る者はかならず殺さるべし 十三 手を之に觸べからず其  
 三四 十四 者はかならず石にて撃ころされ或は射ころさるべし 獸と人とな言す生ることを得じ喇叭を長く吹鳴さば人々  
 三五 十五 山に上るべしと 十四 モーセすなはち山を下り民に至りて民を聖め民その衣服を濯ふ 十五 モーセ民に言けるは  
 三六 十六 準備をなして三日を待て婦人に近づくべからず 十六 かくて三日の朝にいたりて雷と電とよび密雲山

十七 十七 の上にあり又喇叭の聲ありて 甚だ高かり營にある民みな震ふ 十七 モーセ營より民を引いでて神に會しむ民  
 十八 十八 山の麓に立に 十八 シナイ山すべて煙を出せりエホバ火の中にありてその上に下りたまへばなりその煙 煙の  
 十九 十九 煙のごとき立のほり山すべて震ふ 十九 喇叭の聲 彌 高くなりゆきてはげしくなりける時モーセ言を出す  
 二十 二十 神聲をもて應へたまふ 二十 エホバシナイ山に下りその山の頂上にいまし而してエホバ山の頂上にモーセを  
 二一 二一 召たまひければモーセ上りて 二二 エホバ モーセに言たまひけるは下りて民を警めよ恐らくは民推破りて  
 二二 二二 エホバに來りて見んとし多の者死るにいたらん 二三 又エホバに近づく所の祭司等に其身を潔めしめ恐らく  
 二三 二三 はエホバかれらを撃ん 二三 モーセ エホバに言けるは民はシナイ山に得のぼらじ其は汝われらを警めて山の  
 二四 二四 四周に境界をたて山を聖めよと言たまひたればなり 二四 エホバかれに言たまひけるは往け下れ而して汝さア  
 二五 二五 ロンさもに上り來るべし但祭司等と民には推破りて我にのぼりきたらしめされ恐らくは我かれらを撃ん 二五  
 二六 二六 モーセ民にくだりゆきてこれに告たり  
 二七 第二十章 神の一切の言を宣て言たまはく 二我は汝の神エホバ 汝をエジプトの地その奴隷たる家より  
 二八 二八 導き出せし者なり 三 汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず 四 汝自己のために何の偶像をも彫む  
 二九 二九 べからず 又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にある者の何の形状をも作るべからず 五  
 三〇 三〇 之を拜むべからず 此れに事ふべからず 我エホバ 汝の神は嫉む神なれば我を惡む者にむかひては父の罪を子  
 三一 三一 にむくいて三四代におよぼし 六 我を愛しわが誠命を守る者には恩恵をほごして干代にいたるなり 七 汝の神  
 三二 三二 エホバの名を妄に口にあぐべからず 八 汝はエホバの神エホバの安息日  
 三三 三三 日を憶えてこれを聖潔すべし 九 六日の間 勞きて 汝の一切の業を爲べし 十七日は汝の神エホバの安息日なれ  
 三四 三四 ば何の業務をも爲すべからず 汝の子息息女も汝の僕婢も汝の家畜も汝の門の中になる他國の人も  
 三五 三五 然り 十二 其はエホバ六日の中に天と地と海と其等の中のもの一切の物を作りて第七日に息みたればなり 是をもて  
 三六 三六 エホバ 安息日を祝ひて聖日としたまふ 十三 汝の父母を敬へ 是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の



十三 生命の長からんためなり 十三 汝殺すなれ 十四 汝姦淫するなれ 十五 汝盗むなれ 十六 汝その隣人に  
 十七 對して虚妄の證據をたつるなれ 十七 汝その隣人の家を食べるなれ 又 汝の隣人の妻およびその僕 婢 牛  
 十八 驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を食するなれ 十八 民みな雷と電と喇叭の音と山の煙れるを見たり  
 十九 民これを見て懼れをのこきて遠く立ち 十九 モーセにいひけるは 汝われらに語れ我等聽ん唯神の我らに語り給  
 二十 ふこごあらざらしめよ 恐くは我等死ん 二十 モーセ民に言けるは 畏るるなれ 神 汝らを試みんため 又その畏  
 二十一 怖を汝らの面の前におきて 汝らに罪を犯させらしめんために 臨みたまへるなり 二二 是に於いて 民は遠くに立  
 二二 ちしガモーセは神の在すところの濃雲に進みいたる 二二 エホバモーセに言たまひけるは 汝 イスラエル  
 二三 の子孫に斯いふべし 汝等は天よりわが汝等に語ふを見たり 二三 汝等 何を我にならべて造るべからず 銀の  
 二四 神をも金の神をも 汝らのために造るべからず 二四 汝土の壇を我に築きてその上に 汝の燔祭と酬恩祭 汝  
 二五 の羊と牛をそなふべし 我は凡てわが名を憶えしむる處にて 汝に臨みて 汝を祝まん 二五 汝もし石の壇を我につ  
 二六 くるならば 琢石をもてこれを築くべからず 其は 汝もし鑿をこれに當なば之を汚すべければなり 二六 汝階  
 二一 第二十一章 是は汝が民の前に立べき律例なり 二 汝ヘブルの僕を買ふ時は六年の間 之に職業を爲しめ  
 三 第七年には 贖を索めずしてこれを釋つべし 三 彼もし獨身にて來らば 獨身にて去べし 若妻あらばその妻これ  
 四 さらにも去べし 四もしその主人これに妻をあたへて男 子又は女 子これに生れたらば 妻とその子等は主人  
 五 に屬すべし 彼は獨身にて去べし 五 僕もし我わが主人と我が妻子を愛す我釋たるを好まず 明白に言ば 六そ  
 六の主人これを士師の所に携ゆき 又戸あるひは 戸柱の所につれゆくべし 而して 主人 錐をもて 其の耳を刺  
 七 せばすべし 彼は何時までもこれに事ふべきなり 七 人若その娘を賣て 婢となす時は 僕のごとくに去べからず 八  
 八 彼もしその約せし主人の心に適はざる時は その主人これを贖はしむることを得べし 然之に眞實ならずして  
 九 亦これを異邦人に賣こざるを得べからず 九 又もし之を己の子に與へん 約しなば これを女子のごとく

十 待ふべし 十 父もしその子のために 別に娶ることあるも 彼に食物と衣服を與ふる事と その交接の道と ばこ  
 十一 れを間斷しむべからず 十一 其人これに 此三を行はずば 彼は金をつくのはずして 出ざることを得べし 十二 人を  
 十三 撃て死しめたる者は 必ず殺さるべし 十三 若人みづから 畫策こなきに 神人をその手にかけらしめたまふこと  
 十四 ある時は 我 汝のために 一箇の處を設ければ 汝の人其處に逃るべし 十四 人もし 故にその隣人を謀りて 殺  
 十五 す時は 汝これをわが壇よりも 執へゆきて 殺すべし 十五 その父あるひは 母を撃つものは 必ず殺さるべし 十六 人を  
 十六 擄帶したる者は 之を賣たるも 尙その手にあるも 必ず殺さるべし 十七 その父あるひは 母を罵る者は 殺さるべし  
 十七 人相争ふ時に 一人石 または 拳をもて 其の對手を撃ちしに 死にいたらずして 床につくことあらんに 十九  
 十八 若起あがりて 杖によりて 歩むに いたらば 之を撃たる者は 赦さるべし 但しその業を休める 賠償をなして 之を全  
 十九 く 愈しむべきなり 二十 人もし 杖をもて 其の僕あるひは 婢を撃んに 其の手の下に 死に必ず罰せらるべし 二二 然  
 二二 ら 彼もし 一日 二日 生のひなば 其人は 罰せられざるべし 彼はその人の金子なればなり 二三 人もし 相 争ひて  
 二四 姪める 婦を撃ち 其の子を墮させんに 別に 害なき時は 必ずその 婦人の 夫の 要むる所に したかひて 刑せられ 法官  
 二五 の 定むる所を 爲べし 二三 若害ある時は 生命にて 生命を償ひ 二四 目にて 目を償ひ 齒にて 齒を償ひ 手にて 手を償  
 二六 ひ 足にて 足を償ひ 二五 烙にて 烙を償ひ 打傷にて 打傷を償ふべし 二六 人もし 其の僕 の一の 目の目  
 二七 あるひは 婢の 一の 目を撃て これを喪せば 其の目のために 之を釋つべし 二七 又もし 其の僕 の一箇の 齒の 齒の  
 二八 一箇の 齒を 打落ば 其の齒のために 之を釋つべし 二八 牛もし 男あるひは 女を 衝て 死しめなば 其の牛を 必ず石  
 二九 にて 撃殺すべし 其の肉は 食ふべからず 但し 其の牛の 主は 罪なし 二九 然も 牛もし 素より 衝くことなす者にし  
 三十 て 其の主 此れがために 忠告をうけし 事あるに 之を守り あらずして 遂に 男あるひは 女を 殺すに至らしめなば 其  
 三十一 の 牛は 石にて 撃れ 其の主も また 殺さるべし 三十 若 彼 贖罪金を 命ぜられなば 凡て 其の命ぜられし 者を 生命の  
 三二 償に出すべし 三一 男子を 衝も 女子を 衝も 此の例にしたがひて なすべし 三三 牛もし 僕あるひは 婢を 衝ば 其の  
 三三 主人に 銀三十シケルを 與ふべし 又 其の牛は 石にて 撃ころすべし 三三 人もし 坑を 啓くか 又は 人もし 穴を 掘ること



三三 物をなしこれを覆はずして牛あるはは驢馬これに陥らば 三四 穴の主これを償ひ金をその所有主に與ふべし但し  
 三五 その死たる畜は己の有なるべし 三五 此人の牛もし彼人のを衝殺せば二人その生る牛を賣てその價をわ  
 三六 つべし又その死たるものをも分つべし 三六 然るその牛素より衝こをなす者なること知るにその主これを  
 守りおさざりしならばその人かならず牛をもて牛を償ふべし但しその死たる者は己の有なるべし  
 一 第二十二章 一人もし牛あるはは羊を竊みてこれを殺し又は賣る時は五の牛をもて一の牛を贖ひ四の羊をも  
 二 て一の羊を贖ふべし二もし盜賊の環り入るを見てこれを撃て死しむる時はこれがために血をながすに及ば  
 三 ず三然る若日いでてよりならば之がために血をながすべし盜賊は全く償をなすべし若物あらざる時は身を  
 四 うりてその竊める物を償ふべし 四若その竊める物實に生てその手にあらばその牛驢馬羊たるにかうはら  
 五 ず倍してこれを償ふべし五人もし田圃あるはは葡萄園の物を食はせその家畜をばなちて人の田圃の物を食  
 六 ぶにいたらしむる時は自己の田圃の嘉物と自己の葡萄園の嘉物をもてその 償をなすべし六火もし逸て刑  
 棘にうつりその積あげたる穀物あるはは未だ刈ざる穀物あるはは田野を燬ばその火を焚たる者かならずこれ  
 七 を償ふべし七人もし金あるはは物を人に預くるに其人の家より竊みさられたる時はその盜者あらはれればこ  
 八 れを倍して償はしむべし八盜者もしあらはれずば家の主人を法官につれゆきて彼がその人の物に手をかけ  
 九 たるや否を見るべし九何の過愆を論ず牛にもあれ驢馬にもあれ羊にもあれ衣服にもあれ又は何の失物にもあ  
 十 れ凡て人の見て是其なりと言ふ者ある時は法官その 兩造の言を聴べし而して法官の罪ありとする者こ  
 十一 れを倍してその對手に償ふべし十人もし驢馬や牛や羊や又はその他の家畜をその隣人にあづけんに死か傷け  
 十二 らるるか又は捨ひさらるるかありて誰もこれを見し者なき時は 十二人の間にその隣人の物に手をかけず  
 十三 エホバを指て誓ふことあるべし然る時はその持主これを承諾べし彼人は 償をなすに及ばず 十二然る若自  
 十四 己の許より竊まれたる時はその所有主にこれを償ふべし 十三若またその裂ころされし時は其を證據のために  
 十四 持きたるべしその裂ころされし者は償ふにおよばず 十四人もしその隣人より借たる者あらんに其物傷つけら

十五 れ又は死るることありてその所有主それさきもにをらざる時は必ずこれを償ふべし 十五その所有主それさき共  
 十六 ならばこれを償ふに及ばず雇ひし者なる時も然り其は雇はれて來りしなればなり 十六人もし聘定あらざる  
 十七 處女を誘ひてこれを寢たらば必ずこれを聘禮して妻となすべし 十七その父もしこれをその人に與ふること  
 十八 を固く拒まば處女にする 聘禮にてらして金をばらふべし 十八魔術をつかふ女を生しおくべからず 十九凡て  
 十九 畜を犯す者なば必ず殺すべし 二十エホバをちきて別の神に犠牲を獻ぐる者なば殺すべし 二一汝他國の人を  
 二二 憎すべからず又これを虐ぐべからず汝らもエジプトの國に在る時は他國の人たりしなり 二二汝 凡て寡婦あ  
 二三 るは孤子を憐すべからず 二三汝もし彼等を憐して彼等われに呼ばらば我がならずその號呼を聽べし 二四わ  
 二四 かりは烈しくなり我 劍をもて汝らを殺さん汝らの妻は寡婦となり汝らの子女は孤子となり 二五汝もし汝  
 二六 さきもにあるわが民の貧しき者に金を貸す時は金貸の如くなすべからず又これより利足をさるべからず 二六  
 二七 汝もし人の衣服を質にさらば日のいる時までこれを歸すべし 二七其はその身を蔽ふ者は是のみにして是  
 二八 はその胸の衣なればなり彼何の中に寢んや彼のれに顯はらば我がかん我は慈悲ある者なればなり 二八汝神  
 二九 を罵るべからず民の主長を誣ふべからず 二九汝の豊満なる物汝の搾りたる物を獻ぐることを怠るなけれ  
 三十 汝の長子を我に與ふべし 三十汝また汝の牛と羊をも斯なすべし即ち七日母さきもにをらしめて八日にこれを  
 三十一 我に與ふべし 三二汝等は我の聖 民となるべし汝らは野にて獸に裂かれし者の肉を食ふべからず汝らこれを  
 三十二 犬に投與ふべし

第二十三章 一 汝 虚 妄の風説を言ふらすべからず 惡き人さ手をおはせて人を誣る證人さなるべからず 二 汝  
 衆の人にしたりて惡をなすべからず 訴訟において答をなすに方りて衆の人にしたりて道曲べからず 三  
 汝また貧し人の訴訟を曲て庇くべからず 四 汝もし汝の敵の牛あるはは驢馬の迷ひ去に遭ばかならずこれを牽  
 てその人に歸すべし 五 汝もし汝を惡む者の驢馬のその貢の下に仆れ臥すを見れば慎みてこれを遣さるべからず  
 必すこれを助けてその貢を釋べし 六 汝貧しき者の訴訟ある時にその判決を曲べからず 七 虚假の事に遠かれ



八 無辜者を殺し義者にこれを殺すなれ我は悪き者を義とするこゝあらざるなり汝賄賂を受べからず  
 九 賄賂は人の目を暗まし義者の言を曲しむるなり九他國の人を虐ぐべからず汝等はエジプトの國に在る  
 十 時他國の人にてありたれば他國の人の心を知るなり十汝六年の間汝の地に種播きその實を獲るべし  
 十一 但し第七年にはこれを息ませて耕さずにおくべし而して汝の民の貧しき者に食ふことを得せしめよ其餘  
 十二 れる者は野の獸これを食はん汝の葡萄園も橄欖園も斯のこゝくなすべし十二汝六日の間汝の業を  
 十三 なし七日に息むべし斯汝の牛および驢馬を息ませ汝の婢の子および他國の人をして息をつかしめよ十三  
 十四 わが汝に言し事して心を用ひよ他の神々の名を稱ふべからずまた汝の口より聞えしめされ十四汝年  
 十五 に三度わがために節筵を守るべし十五汝無醉パンの節禮をまもるべし即ちわが汝に命ぜしこゝアビ  
 十六 にてわが前に出る者あるべからず十六また穡時節禮を守るべし是すなほ汝が勞苦で田野に播る者の  
 十七 初の実を祝ふなり又收藏の節禮を守るべし是すなほ汝の勞苦によりて成るものを年の終に田野より收藏る  
 十八 者なり十七汝の男たる者は皆年に三次主エホバの前に出べし十八汝わが犧牲の血を酔いれしパンささもに  
 十九 献ぐべからず又わが節筵の脂を翌朝まで残しおくべからず十九汝の地に初に結べる實の初を汝の神エホバ  
 二十 の室に持きたるべし汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず二十視よ我天の使をつかはして汝に先だたせ途に  
 二十一 て汝を守らせ汝をわが備へし處に導かしめん二十二汝等その前に謹みなりその言にしたがひ之を怒らするな  
 二十二 かれ彼なんぢらの咎を赦さざるべしわが名かれの中にあればなり二十三汝もし彼が言にしたがひ凡てわが言さ  
 二十三 こるを爲ば我なんぢの敵の敵となり汝の仇の仇となるべし二三わが使なんぢに先だちゆきて汝をアモリ人  
 二十四 へテ人ヘリシ人カナン人ヒビ人およびエブス人に導きいたらん我われを絶べし二十四汝われらの神を拜  
 二十五 むべからずこれに奉事べからず彼らの作にならふなかれ汝其等を悉く毀ちその偶像を打擯くべし二十五汝  
 二十六 等の神エホバに事へば然らばエホバ汝らのパンと水とを祝し汝らの中より疾病を除きたまはん二十六汝の國の

二十七 中には流産する者なく妊まざる者なかるべし我汝の日の數を盈さん二十七我わが畏懼をなんぢの前に遣し汝  
 二十八 が至るこゝの民をこゝく敗り汝の諸の敵をして汝に後を見せしめん二十八我黃蜂を汝の先につか  
 二十九 はさん是ヒビ人カナン人およびヘテ人を汝の前より逐はらふべし二十九我われを一年の中には汝の前より  
 三十 逐はらはし恐くは土地荒れ野の獸増して汝を害せん三十我漸々にかれらを汝の前より逐はらはん汝は途  
 三十一 に増してその地を獲るにいたらん三十一我なんぢの境をさだめて紅海よりハリシテ人の海にいたらせ曠野より  
 三十二 河に至らしめん我この地に住る者を汝の手に付さん汝われらを汝の前より逐はらふべし三十二汝われら及び彼  
 三十三 らの神と何の契約をもなすべからず三十三彼らは汝の國に住べきにあらず恐くは彼ら汝をして我に罪を犯さし  
 一 めん汝もし彼等の神に事へなばその事かならず汝の機檻となるべきなり  
 第二十四章 一又モーセに言ひ給ひけるは汝アロンナダブアビおよびイスラエルの七十人の長老ささも  
 二 にエホバの許に上りきたれ而して汝等遙にたちて拜むべし二モーセ一人エホバに近づくべし彼等は近よる  
 三 べからず又民もかれささもに上るべからず三モーセ來りてエホバの諸の言およびその諸の典例を民に告し  
 四 に民みな同音に應へて云ふエホバの宣ひし言は皆われら之を爲べし四モーセエホバの言をこゝく書記し  
 五 朝夙に興いでて山の麓に壇を築きイスラエルの十二の支流にしたがひて十二の柱を建て五而してイスラエル  
 六 の子孫の中の少き人たちを遣はしてエホバに燔祭を献げしめ牛をもて酬恩祭を供へしむ六モーセ時にその血  
 七 の半をとりて鉢に盛れ又その血の半を壇の上に灌げり七而して契約の書をとりて民に誦きかせたるに彼ら應  
 八 へて言ふエホバの宣ふ所は皆われらこれを爲て遵ふべし八モーセすなばちその血をとりて民に灑ぎて言  
 九 ふ是すなばちエホバが此諸の言につきて汝を結び給へる契約の血なり九斯てモーセアロンナダブアビ  
 十 及びイスラエルの七十人の長老のぼりゆきてイスラエルの神を見るにその足の下には透明青玉を  
 十一 もて作れるこゝき物ありて耀ける天空にさも似たり十一神はイスラエルの此頭人等にその手をかけたまはざ  
 十二 りき彼等は神を見また食欲をなせり十二茲にエホバモーセに言ひ給ひけるは山に上りて我に來り其處にをれ



十三 我わが彼等を教へんために書しるる律法と誠命を載るる石の板を汝に與へん 十三モーセの從者  
 十四 ヨシユアミにも起あがりモーセのぼりて神の山に至る 十四時に彼長老等に言けるは我等の汝等に歸るま  
 十五 で汝等は此に待ちをれ視よアロンとホル汝等ももに在り凡て事ある者は彼等にいたるべし 十五而してモー  
 十六 セ山にのぼりしが雲を蔽ひなる 十六すなはちエホバの榮光シナイ山の上に駐まりて雲を蔽ふこと六日  
 十七 なりしが七日に至りてエホバ雲の中よりモーセを呼たまふ 十七エホバの榮光山の巔に燃ゆる火のごとく  
 十八 にイスラエルの子孫の目に見えたり 十八モーセ雲の中に入り山に登りモーセ四十日四十夜山に居る  
 第二十五章 エホバモーセに告げたまひけるは 二イスラエルの子孫に告げ我に獻物を持きたれと言へ  
 一 凡てその心に好んで出す者よりは汝等その我に獻ぐるる物の物を取べし 三汝等がこれらより取べきその  
 二 獻物は是なり即ち金 銀 銅 四青 紫 紅の線 麻 山羊毛 五赤染の牡羊の皮 鹿の皮 合歡木 六燈  
 三 油 塗膏 七馨しき香を調ふるる香料 七瑪瑙 八エホバの胸牌に嵌る玉 八彼等わがために聖所  
 四 を作るべし我われらの中に住ん九凡てわが汝に示するに循ひ幕屋の様あよびその器具の様にしたが  
 五 ひてこれを作るべし 十彼等合歡木をもて櫃を作るべしその長は二キユビト半その潤は一キユビト半その高は  
 六 一キユビト半なるべし 十一汝純金をもて之を蔽ふべし即ち内外ともにこれを蔽ひその上の周圍に金の縁を  
 七 造るべし 十二汝金の環四箇を鑄てその四の足につくべし即ち此傍に二箇の輪彼傍に二箇の輪をつくべし 十三  
 八 汝また合歡木をもて櫃を作りてこれに金を着すべし 十四而してその櫃を櫃の邊の邊にさし入れてこれをも  
 九 て櫃を昇べし 十五櫃は櫃の環に差いれおくべし其より脱はなすべからず 十六汝わが汝に與ふる律法をその櫃  
 十 に藏むべし 十七汝純金をもて贖罪所を造るべしその長は二キユビト半その潤は一キユビト半なるべし  
 十一 十八 汝金をもて二箇のケルビムを作るべし即ち槌にて打てこれを作り贖罪所の兩傍に置べし 十九一のケ  
 十二 ルブを此傍に一のケルブを彼傍に造れ即ちケルビムを贖罪所の兩傍に造るべし 二十ケルビムは翼を高  
 二十一 く展べその翼をもて贖罪所を掩ひその面を互に相向くべしすなはちケルビムの面は贖罪所に向ふべし 二一

二 汝贖罪所を櫃の上に置よまた我も汝に與ふる律法を櫃の中に藏むべし 二二其處にて我なんぢに會ひ贖  
 三 罪所の上より律法の櫃の上なる三箇のケルビムの間よりして我イスラエルの子孫のためにわが汝に命ぜんと  
 四 する諸の事を汝に語らん 二三汝また合歡木をもて案を作るべしその長は二キユビト半その潤は一キユビト半  
 五 の高は一キユビト半なるべし 二四而して汝純金をこれに着せその周圍に金の縁をつくるべし 二五汝その  
 六 四圍に掌寬の邊をつくりその邊の周圍に金の小縁を作るべし 二六またそれがために金の環四箇を作りその足  
 七 の四隅にその環をつくべし 二七環は邊の側に附べし是は案を昇るるの柱を造るべきなり 二八汝また其に用ふる皿 匙 杓  
 八 もてその柱を作りてこれに金を着すべし案はこれに因て昇るべきなり 二九汝また其に用ふる皿 匙 杓  
 九 び酒を灌ぐさころの罎を作るべし即ち純金をもて一箇の燈臺を造るべし 三十汝案の上に供前のパンを置く  
 十 わが前にあらしむべし 三一汝純金をもて一箇の燈臺を造るべし 燈臺は櫃をもてうちて之を作るべしその臺  
 十一 座軸 尊 節 花は其に聯ならしむべし 三二又六の枝をその旁より出しむべし即ち燈臺の三の枝は此旁よ  
 十二 り出で燈臺の三の枝は彼旁より出しむべし 三三巴旦杏の花の形せる三の尊 節あよび花さきもに此枝にあ  
 十三 り又巴旦杏の花の形せる三の尊 節あよび花さきもに彼枝にあるべし 燈臺より出る六の枝を皆斯のごとく  
 十四 にすべし 三四巴旦杏の花の形せる四の尊の節あよび花さきもに燈臺にあるべし 三五兩箇の枝の下に一箇の  
 十五 節あらしめ又その兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ又その兩箇の枝の下に一箇の節あらしむべし 燈臺より出  
 十六 る六の枝みな是のごとくなるべし 三六その節と枝とを連ならしめ皆槌にて打ちて純金をもて造るべし  
 十七 又それのために七箇の燈臺を造りその燈臺を上に置てその對向を照さしむべし 三八その燈臺を剪燈  
 十八 盤をも純金ならしむべし 三九燈臺と此の諸の器具を造るには純金一タラントを用ふべし 四十汝山にて  
 十九 示されし式樣にしたがひて之を作ることに心を用ひよ



三 なるべし幕は皆その寸尺を同じうすべし三その幕五箇を互に連れあはせ又その他の幕五箇をも互に連れあはすべし四而してその一聯の幕の邊においてその聯絡處の端に青色の襷を付べし又他の一聯の幕の聯絡處の邊にも斯なすべし五汝一聯の幕に襷五十を付け又他の一聯の幕の聯絡處の邊にも襷五十を付け斯の襷をして彼と此と相對せしむべし六而して金の銀五十を造りその銀をもて幕を連れあはせて一の幕屋をなすべし七汝また山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の蓋となすべし即ち幕十一をつくるべし八その一箇の幕の長は三十キュビトその一箇の幕の淵は四キュビトなるべし即ちその十一の幕は尺寸を一につし九而してその幕五を一に聯れまたその幕六を一に聯れその第六の幕を幕屋の前に摺むべし十又その一聯の幕の邊すなはちその聯絡處の端に襷五十を付け又他の一聯の幕の聯絡處にも襷五十を付け十一而して銅の銀五十を作りその銀を襷に付けてその幕を聯れあはせて一となすべし十二その天幕の幕の餘れる遺餘すなはちその餘れる半幕をば幕屋の後に垂しむべし十三天幕の幕の餘れる者は此旁に一キュビト彼旁に一キュビトあり之を幕屋の兩傍此方彼方に垂てこれを蓋ふべし十四汝赤く染たる牡山羊の皮をもて幕屋の蓋をつくりその上に獺の皮の蓋をほごすべし十五汝合歡木をもて幕屋のために豎板を造るべし十六一枚の板の長は十キュビト一枚の板の淵は一キュビト半なるべし十七板ごとに二の樺をつくりて彼と此と交指しめよ幕屋の板には皆斯のごとく爲べし十八汝幕屋のために板を造るべし即ち南向の方のために板二十枚を作らるべし十九而してその二十枚の板の下に銀の座四十を造るべし即ち此板の下にもその二の樺のために二の座あらしめ彼板の下にもその二の樺のために二の座あらしむべし二十幕屋の他の方すなはちその北の方のためにも板二十枚を作るべし二一而してこれに銀の座四十を作り此板の下にも二の座彼板の下にも二の座あらしむべし二三幕屋の後すなはちその西の方のために板六枚を造るべし二三又幕屋の後の兩の隅の隅のために板二枚を作るべし二四その二枚は下にて相合せしめその頂まで一に連ならしむべし一箇の銀に於て然りその二枚にも是の如くなるべし其等は二の隅のために設くる者なり二五その板は合せて八枚その銀の座は十六座

二六 此板にも二の座彼板にも二の座あらしむべし二六汝合歡木をもて横木を作り幕屋の此方の板のために五本を設くべし二七また幕屋の彼方の板のために横木五本を設き幕屋の後すなはちその西の方の板のために横木五本を設くべし二八板の真中にある中間の横木をば端より端まで通らしむべし二九而してその板に金を着せ金をもて之がために銀を作りて横木をこれに貫き又その横木に金を着すべし三十汝山にて示されしころそのの模範にしたがひて幕屋を建べし三一汝また青紫紅の線および麻の線をもて幕を作り巧にクルビムをその上に織いだすべし三二而して金を着たる四本の合歡木の柱の上に之を掛べしその鉤は金にしその柱は四の銀の座の上に置べし三三汝その幕を銀の下に掛け其處にその幕の中に律法の櫃を藏むべしその幕すなはち汝らのために聖所と至聖所を分たん三四汝至聖所にある律法の櫃の上に贖罪所を置べし三五而してその幕の外に案を置る幕屋の南の方に燈臺を置て案に對はしむべし案は北の方に置べし三六また案を置る幕屋の南の方に燈臺を置て案に對はしむべし三六又青紫紅の線および麻の線をもて幔を織なして幕屋の入口に掛べし三七又その幔のために合歡木をもて柱五本を造りて之に金を着せその鉤を金にすべし又その柱のために銅をもて五箇の座を鑄べし

第二十七章 汝合歡木をもて長五キュビト淵五キュビトの壇を作るべしその壇は四角その高は三キュビト下なるべし二その四隅の上に其の角を作りてその角を其より出しめその壇には銅を着すべし三又灰を受る壺と火鏝と鉢と肉又火鼎を作るべし壇の器は皆銅をもて之を作るべし四汝壇のために銅をもて金の網を作りその網の上にその四隅に銅の銀を四箇作るべし五而してその網を壇の中程の邊の下に置いて之を壇の半に達せしむべし六又壇のために柱を作るべし即ち合歡木をもて柱を造り銅をこれに着すべし七その柱を銀に貫きその柱を壇の兩傍にあらしめて之を身べし八壇は汝板をもて之を空に造り汝山にて示されしごとくこれに造るべし九汝また幕屋の庭をつくるべし南に向ひては庭のために南の方に長百キュビトの細布の幕を設けてその一方に當べし十その二十の柱およびその二十の座は銅にし其柱の鉤およびその柱は銀にすべし十一又北の方にあたりて長百キュビトの幕をその縦に設くべしその二十の柱とその二十の



十二 座は銅にし柱の鈎をその桁は銀にすべし 十二庭の横すなはちその西の方には五十キユビトの幕を設くべし  
 十三 その柱は十その座も十 十三また東に向ひては庭の東の方の欄は五十キユビトにすべし 十四而して此一  
 十五 十五キユビトの幕を設くべしその柱は三その座も三 十五又彼一旁にも十五キユビトの幕を設くべしその柱  
 十六 は三その座も三 十六庭の門のために 青 紫 紅の線および麻の燃糸をもて織なしたる二十キユビトの幔  
 十七 を設くべしその柱は四その座も四 十七庭の四周の柱は皆銀の桁をもて續けての鈎を銀にしその座を銅にす  
 十八 べし 十八庭の縦は百キユビトその横は五十キユビト宛その高は五キユビト麻の燃糸をもてつくりなしその座  
 十九 を銅にすべし 十九凡て幕屋に用ふるころの 諸の器具並にその釘および庭の釘は銅をもて作るべし  
 二十 二十 汝 又イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶す燈火を  
 二一 さもすべし 三集會の幕屋に於て律法の前なる幕の外にアロンとその子等晩より朝までエホバの前にその  
 二二 燈火を整ふべし是はイスラエルの子孫が世々たえず守るべき定例なり

一 第二十八章 汝 イスラエルの子孫の中より汝の兄弟アロンとその子等すなはちアロンとその子ナダブ  
 二 アビウ エレアザル イタマルを汝に至らしめて彼をして我にむかひて祭司の職をなさしむべし 二汝また汝の  
 三 兄弟アロンのために聖衣を製りて彼の身に顯榮と榮光あらしむべし 三 汝 凡て心に智慧ある者すなはち  
 四 我が智慧の靈を充しおきたる者等に語りてアロンの衣服を製らしめ之を用てアロンを聖別て我に祭司の職を  
 五 なさしむべし 四 彼等が製るべき衣服は是なり 即ち胸牌 エポテ明衣 間格の裏衣 頭 帽 および帶 彼等  
 六 汝の兄弟アロンとその子等のために 聖衣 をつくりて彼をして祭司の職を我にむかひてなすべし 汝を得  
 七 せしむべし 五 即ち彼等 金 青 紫 紅の糸および麻糸をとりて用ふべし 六 また 金 青 紫 紅の線  
 八 および麻の燃糸をもて巧にエポテを織なすべし 七 エポテには二の肩帯をほごしその兩の端を連れて之を合  
 九 すべし 八 エポテの上においてこれを束ねるころの帯はその物同じうしてエポテの製のごとくにすべし 即ち  
 十 金 青 紫 紅の糸および麻の燃糸をもてこれを作るべし 九 汝 二の葱桁をとりてその上にイスラエ

十一 ルの子等の名を鐫つべし 十 即ち彼等の誕生にしたがひてその名六を一の玉に鐫りその遺餘の名六を外の玉  
 十二 に鐫べし 十一 玉に彫刻する人の印を刻むごとくに 汝 イスラエルの子等の名をその二の玉に鐫つけその玉を  
 十三 金の槽に嵌べし 十二 この二の玉をエポテの肩帯の上につけてイスラエルの子等の記念の玉とならしむべし 即  
 十四 ちアロン エホバの前に於て彼等の名をその 兩の肩に負て記念とならしむべし 十三 汝 金の槽を作るべし  
 十五 巧に織なしエポテの製のごとくに之をつくるべし 即ち 金 青 紫 紅の線および麻の燃糸をもてこれを  
 十六 製るべし 十六 是は四角にして二重なるべく其長は半キユビトその潤も半キユビトなるべし 十七 汝 またその  
 十七 中に玉を嵌て玉を四行にすべし 即ち 赤 玉 黄 玉 瑪瑙 一行を第一行とすべし 十八 第二行は 紅 玉  
 十八 青 玉 金剛石 十九 第三行は 深 紅 玉 白 瑪瑙 紫 玉 二十 第四行は 黄 綠 玉 葱 珩 碧 玉 玉 玉 玉  
 十九 青 玉 金剛石 十九 第三行は 深 紅 玉 白 瑪瑙 紫 玉 二十 第四行は 黄 綠 玉 葱 珩 碧 玉 玉 玉 玉  
 二十 金の槽の中にこれを嵌べし 二二 その玉はイスラエルの子等の名に循ひその名のごとくにこれを十二にすべ  
 二一 し而してその十二の支派の 各の名は印を刻むごとくにこれを鐫つべし 二二 汝 統 金を紐のごとくに組  
 二二 する紐を胸牌の上につくべし 二三 また胸牌の上に金の環二箇を作り胸牌の兩の端にその二箇の環をつけ 二四  
 二四 金の紐一條を胸牌の端の二箇の環につくべし 二五 而してその二條の紐の兩の端を二箇の槽に結びエポテ  
 二五 の肩帯の上につけてその前にあらしむべし 二六 又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の端につくべし 即ち  
 二六 そのエポテに對ふころの内の邊にこれをつくべし 二七 汝 また金の環二箇を造りてこれをエポテの兩 傍の  
 二七 下の方につけてその前の方にてその聯接る處に對ひてエポテの帯の上にあらしむべし 二八 胸牌は青紐をもてそ  
 二八 の環によりて之をエポテの環に結びつけエポテの帯の上にあらしむべし 然せば胸牌エポテを離るること無  
 二九 べし 二九 アロン 聖 所に入る時はその胸にある審判の胸牌にイスラエルの子等の名を帶てこれをその心の  
 三十 上に置きエホバの前に常に記念とならしむべし 三十 汝 審判の胸牌にウリムミトシムをいれアロンをして  
 三十一 そのエホバの前に入る時にこれをその心の上に置しむべし 三十一 アロンはエホバの前に常にイスラエルの子孫の審



三二 判を帯てその心の上に置べし 三三 エホバに屬する明衣は凡てこれを青く作るべし 三四 頭をいろく孔はその真  
 三三 中に設くべし又その孔の周圍には織物の縁をつけて鍔の領盤のごとくになして之を縫ひざらしむべし 三三  
 三四 その裾には青紫紅の糸をもて石榴をつくりてその裾の周圍につけ又四周に金の鈴をその間々につ  
 三五 くべし 三四 卽ち明衣の裾には金の鈴に石榴また金の鈴に石榴その周圍につくべし 三五 アロン奉事をなす時  
 三六 死るこゝあらじ 三六 汝純金をもて一枚の前板を作り印を刻ごこくに其上にエホバに聖しき鐫つけ 三六  
 三六 之を青紐につけて頭帽の上にあらしむべし 卽ち頭帽の前の方にこれをつくべし 三六 是はアロンの額  
 三六 にあるべし アロンはイスラエルの子孫が獻ぐるこゝろの聖物すなはちその獻ぐる諸の聖き供物の上に  
 三六 あるこゝろの罪を負べしこの板をば常にアロンの額にあらしむべし 是エホバの前に其等の受納られんためな  
 三九 三九 汝麻糸をもて裏衣を問格に織り麻糸をもて頭帽を作りまた帯を繡工に織なすべし 四〇 汝またア  
 四〇 ロンの子等のために裏衣を作り彼らのために帯を作り彼らのために頭巾を製りてその身に顯榮と榮光あらし  
 四一 むべし 四一 而して汝これを汝の兄弟アロンおよび彼らもなるその子等に着せ膏を彼等に灌ぎこれを立て  
 四二 これを聖別てこれをして祭司の職を我になさしむべし 四二 又これらのためにその陰所を蔽ふ麻の禰を  
 四三 製り腰より脚に達らしむべし 四三 アロンとその子等は集會の幕屋に入る時又は祭壇に近づきて聖所に  
 四三 職事をなす時はこれを着べし 斯せば忿をかうむりて死るこゝならん是は彼および彼の後の子孫の永く守る  
 べき例なり

第二十九章 一 汝かれらを聖別て彼らをして我にむかひて祭司の職をなさしむるには斯これに爲べし 卽ち  
 二 若き牡牛と二の全き牡山羊を取りニ無酵パン油を和たる無酵菓子および油を塗たる無酵煎餅を  
 三 取べし是等は麥粉をもて製るべし 三 而してこれを一箇の筐にいれ牡牛および二の牡山羊さにもこれをその  
 四 筐のまゝに持きたるべし 四 汝またアロンとその子等を集會の幕屋の口に携きたりて水をもてかれらを洗ひ

五 清め五衣服をさりて裏衣エホバに屬する明衣エホバおよび胸牌をアロンに着せエホバの帯を之に帶しむべし  
 六 而してかれの首に頭帽をかむらせその頭帽の上にかの聖き金板を戴しめ七 灌油を取て  
 七 六 これを彼の首に傾け灌ぐべし 八 又かれの子等を携來りて之に裏衣を着せ九之に帯を帶しめ頭巾をこれにか  
 九 八 九 むらすべし 卽ちアロンとその子等に斯なすべし 祭司の職はかれらに歸す永くこれを例となすべし 汝アロ  
 十 ンとその子等を立べし 十 汝集會の幕屋の前に牡牛をひき來らしむべし 而してアロンとその子等の牡牛  
 十一 の頭に手を按べし 十一 かくして汝集會の幕屋の口にてエホバの前にその牡牛を宰すべし 十二 汝その牡牛  
 十二 の血をさり汝の指をもてこれを壇の角に塗りその血をばこゝろく壇の下に灌ぐべし 十三 汝またその臟腑を  
 十三 裏むこゝろの諸の脂肪の網膜および二の腎とその上の脂を取てこれを壇の上に燻べし 十四 但しその牡  
 十四 牛の肉とその皮および糞は營の外にて火に焼べし 是は罪祭なり 十五 汝その牡山羊一頭を取るべし 而してアロ  
 十五 ンとその子等の牡山羊の上に手を按べし 十六 汝その牡山羊を宰しその血をさりてそれを壇の上の周圍に灌  
 十六 ぐべし 十七 汝その牡山羊を切割きその臟腑とその足を洗ひて之をその肉の塊とその頭の上に置くべし 十八 汝  
 十八 十九 其の牡山羊を壇の上に悉く焼べし 是エホバにたてまつる燻祭なり 是は馨しき香にしてエホバにたてまつる  
 十九 火祭なり 十九 汝また今一頭の牡山羊をさるべし 而してアロンとその子等の牡山羊の頭の上に手を按べし  
 二十 二十 汝すなはちその牡山羊を殺しその血をさりてこれをアロンの右の耳の端およびその子等の右の耳の端に  
 二十 つけ又その右の手の大指と右の足の指につけその血を壇の周圍に灌ぐべし 二二 又壇の上の血をさり灌油  
 二二 をさりて之をアロンとその衣服およびその子等の衣服に灌ぐべし 斯彼とその衣服およびその子等  
 二三 さその子等の衣服清淨なるべし 二二 汝その牡山羊の脂と脂の尾およびその臟腑を裹める脂肪の上の網膜 二  
 二三 箇の腎とその上の脂および右の腿を取べし 是は任職の牡山羊なり 二三 汝またエホバの前にある無酵パン  
 二四 の筐の中よりパン一個と油ぬりたる菓子一個と煎餅一個を取べし 二四 汝これらを悉くアロンの手とその子  
 二五 等の手に授けこれを搖てエホバに燻祭となすべし 二五 而して汝これらを彼等の手より取て壇の上にて燻祭に



二六 くはへて焼くべし是エホバの前に馨しき香なるべし是すなはちエホバにたてまつる火祭なり 二六汝またア  
 二七 ロンの任職の牡山羊の胸を取てこれをエホバの前に擣て擣祭となすべし是汝の受るさころの分なり 二七  
 二八 汝その擣さころの擣祭の物の胸もよびその擣るさころの擣祭の物の腿すなはちアロンとその子等の任職の  
 二九 牡山羊の胸と腿を聖別つべし 二八是はアロンとその子等に歸すべしイスラエルの子孫永くこの例を守るべ  
 三〇 きなり是はイスラエルの子孫が酬恩祭の犠牲の中よりさころの擣祭にしてエホバになすさころの擣祭  
 三一 なり 二九アロンの聖衣は其後の子孫に歸すべし子孫これを着て膏をそよぐれ職に任ぜらるべきなり 三十  
 三二 アロンの子孫の中彼にかはりて祭司となり集會の幕屋にいりて聖所に職をなす者は先七日の間これを  
 三三 着べし 三二汝任職の牡山羊を取り聖所にてその肉を煮べし 三三アロンとその子等は集會の幕屋の月  
 三四 口においてその牡山羊の肉と篋の中のパンを食ふべし 三三罪を贖ふ物すなはち彼らを立て彼らを聖別るに用  
 三五 ふるさころの物を彼らは食ふべし餘の人は食ふべからず其は聖物なればなり 三四もし任職の肉あるひは  
 三六 パン且まで遺りならばその遺者は火をもて之を焼べし是は聖ければ食ふべからず 三五汝わが凡て汝に命する  
 三七 ごさくにアロンとその子等に斯すべし即ちわれらのために七日のあひだ任職の禮をこなふべし 三六汝  
 三七八 日々罪祭の牡牛一頭をささげて贖をなすべし又壇のために贖罪をなしてこれを清めこれに膏を灌ぎこれ  
 三九 を聖別べし 三七汝七日のあひだ壇のために贖をなして之を聖別め至聖き壇とならしむべし凡て壇に擣る者  
 四〇 は聖なるべし 三八汝壇の上に献ぐべき者は是なり即ち一歳の羔 二二を日々絶す献ぐべし 三九一の羔  
 四一 は朝にこれを献げ一の羔は夕にこれを献ぐべし 四〇一の羔に麥粉十分の一に搗たる油一ヒンの四分の一  
 四二 を和たるを添へ又灌祭として酒一ヒンの四分の一を添べし 四一今一の羔羊は夕にこれを献げ朝におなじ  
 四三 き素祭と灌祭をこれと共にささげ馨しき香ならしめエホバに火祭たらしむべし 四二是すなはち汝らが代  
 四四 代絶す集會の幕屋の門口にてエホバの前に献ぐべき燔祭なり我其處にて汝等に會ひ汝と語ふべし 四三其處  
 四五 にて我イスラエルの子孫に會し幕屋はわが榮光によりて聖くなるべし 四四我集會の幕屋と祭壇を聖めん亦

四五 アロンとその子孫を聖めて我に祭司の職をなさしむべし 四五我イスラエルの子孫の中に居りて彼らの神とな  
 四六 らん 四六彼等は我が彼らの神エホバにして彼等の中に住まんまで彼等をエジプトの地より導き出せし者なる  
 四七 こを知らん我はわれらの神エホバなり  
 四八 第三十章 汝香を焚く壇を造るべし 即ち合歡木をもてこれを造るべし 二その長は一キユビトその寛も一  
 四九 キユビトにして四角ならしめ其高は三キユビトにして其角は其より出しむべし 三而してその上その四傍その  
 五〇 角にも純金を着せその周圍に金の縁を作るべし 四汝またその兩面に金の縁の下に金の環二箇を之がた  
 五一 めに作るべし即ちその兩傍にこれを作るべし是すなはちこれを昇さころの杠を貫く所なり 五その杠は合  
 五二 歡木をもてこれを作りて之に金を着すべし 六汝これを律法の櫃の傍なる幕の前に置て律法の上なる贖罪  
 五三 所に對はしむべし其處はわが汝に會ふ處なり 七アロン朝ごとにその上に馨しき香を焚べし彼燈火を整ふる  
 五四 時はその上に香を焚べきなり 八アロン夕に燈火を燃す時はその上に香を焚べし是香はエホバの前に汝等  
 五五 代々絶すべからざる者なり 九汝等その上に異なる香を焚べからず燔祭をも素祭をも獻ぐべからず又その上に  
 五六 灌祭の酒を灌ぐべからず 十アロン年に一回贖罪の罪祭の血をもて其壇の角のために贖をなすべし 汝等  
 五七 代々年に一度是がために贖をなすべし是はエホバに最も聖き者たるなり 十一エホバモーセに告て言ひ  
 五八 給はく 十二汝もイスラエルの子孫の數を數へしらふるにあたりて彼等の中に災害のあらざらんためなり 十三凡て  
 五九 贖をエホバにたてまつるべし是はその數ふる時にあたりて彼等の中に災害のあらざらんためなり 十三凡て  
 六〇 數へらるる者の中に入る者は聖所のシケルに遵ひて半シケルを出すべし 一シケルは二十ゲラなり即ち半  
 六一 シケルをエホバにたてまつるべし 十四凡て數へらるる者の中に入る者即ち二十歳以上の者はエホバに獻  
 六二 納物をなすべし 十五汝らの生命を贖ふためにエホバに獻納物をなすにあたりては富者も半シケルより多く  
 六三 出すべからず貧者も其より少く出すべからず 十六汝イスラエルの子孫より贖の金を取てこれを幕屋  
 六四 の用に供ふべし是はエホバの前にイスラエルの子孫の記念となりて汝らの生命を贖ふべし 十七エホバモー



十八 せに告げて言ひ給はく 十八 汝また銅をもて洗盤をつくりその臺をも銅になして洗ふことのために供へ之を  
 十九 集會の幕屋と壇との間に置いてその中に水をいれおくべし 十九 アロンとその子等はそれに就て手足を洗ふ  
 二十 べし 二十 彼等は集會の幕屋に入る時に水をもて洗ふことを爲て死をまぬかるべし亦壇にちかづきてその職  
 二十一 をなし火祭をエホバの前に焚く時も然すべし 二十 即ち斯その手足を洗ひて死を免かるべし是は彼等の子孫  
 二十二 の代々常に守るべき例なり 二三 エホバまたモーセに言たまひけるは 二三 汝また重立たる香物を取れ即ち淨き  
 二十四 没薬五百シケル香しき肉桂その半二百五十シケル香しき菖蒲二百五十シケル 二四 桂枝五百シケルを聖  
 二十五 のシケルに遵ひて取り又橄欖の油一ヒンを取べし 二五 汝これをもて 聖 膏を製るべし 即ち 膏物  
 二六 を製る法にしたがひて 香 膏を製るべし是は 聖 膏たるなり 二六 汝これを集會の幕屋と律法の櫃  
 二七 に塗り 二七 案そのもろくの器具燈臺そのもろくの器具おまび香壇 二八 並に燔祭の壇そのもろ  
 二九 もろの器具おまび洗盤とその臺に塗り 二九 汝是等を聖めて至聖のうちに立て彼らをして 我に祭司の職をなさしむべし 三二 汝  
 三三 ならん 三三 汝アロンとその子等に膏をそそぎて之を立て彼らをして 我に祭司の職をなさしむべし 三三 汝  
 三三 イスラエルの子孫に告げていふべし是は汝らが代々我のために用ふべき 聖 膏なり 三三 是は人の身に灌  
 三三 ぐべからず汝等また此量をもて是に等しき物を製るべからず是は聖し汝等これを聖物とすべし 三三 凡て  
 三三 之に等しき物を製る者凡てこれを餘人につくる者はその民の中より絶るべし 三四 エホバモーセに言ひ給  
 三五 はく汝ナタフシケレテヘルベナの香物を取りその香物を淨き乳香に和あはすべしその量は各等しからし  
 三五 むべきなり 三五 汝これを以て香を製るべし 即ち 膏物を製る法にしたがひてこれをもて 膏物を製り鹽をこ  
 三六 れにくはへ 潔く且聖からしむべし 三六 汝またその幾分を細に搗て我に會ふところなる集會の幕屋の  
 三七 中にある律法の前にこれを供ふべし是は汝等において最も聖き者なり 三七 汝が製るところの香は汝等その量  
 三八 をもてこれを自己のために製るべからず是は汝等においてエホバのために聖き者たるなり 三八 凡て是に均しき  
 者を製りてこれを嗅ぐ者はその民の中より絶るべし

第三十一章 エホバモーセに告げて言たまひけるは 二我ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを  
 名指して召し三神の靈をこれに充して智慧と知識と諸の類の工に長しめ 四 奇巧を盡して 金銀おまび  
 銅の作をなすことを得せしめ 五 玉を切り嵌め木に彫刻みて 諸の類の工をなすことを得せしむ 六 視よ我  
 七 たダンの支派のアヒサマクの子アホリアブを與へて彼もまたならしむ凡て心に智ある者に我智慧を授け彼  
 八 等をして我が汝に命ずる所の事を盡くならしむべし 七 即ち集會の幕屋 律法の櫃 その上の贖罪所  
 九 幕屋の諸の器具 八 案ならびにその器具 純金の燈臺とその諸の器具 おまび香壇 九 燔祭の壇とその  
 十 の諸の器具 洗盤とその臺 十 供職の衣服 祭司の職をなす時に用ふるアロンの 聖 衣 おまびその子等  
 十一 の衣服 十一 おまび 膏 膏ならびに 聖 所の 馨しき香是等を我が凡て汝に命ぜしごとくに彼等製るべき  
 十二 なり 十二 エホバモーセに告げて言たまひけるは 十三 汝イスラエルの子孫に告げて言べし汝等かならず吾安息  
 十三 日を守るべし是は我と汝等の間の代々の徴にして汝等に我が汝等を聖からしむるエホバなるを知しむる爲の  
 十四 者なればなり 十四 即ち汝等安息日を守るべし是は汝等に聖日なればなり凡て之を潰す者は必ず殺さるべし  
 十五 凡てその日に働作をなす人はその民の中より絶るべし 十五 六日の 間 業をなすべし 第七日は大安息にして  
 十六 エホバに聖きなり凡て安息日に働作をなす者は必ず殺さるべし 十六 斯イスラエルの子孫は安息日を守り  
 十七 代々安息日を祝ふべし是 永遠の契約なり 十七 是は永久に我がイスラエルの子孫の間 徴たるなり其  
 十八 はエホバ六日の中に天地をつくりて七日に休みて安息に入たまひたればなり 十八 エホバシナイ山にてモーセ  
 十九 に語ることを終たまひし時律法の板二枚をモーセに賜ふ是は石の板にして神が手をもて書したまひし者なり  
 第三十二章 一 茲に民モーセが山を下るに遅きを見民集りてアロンの許に至りて之に言ひけるは起よ 汝われ  
 二 らを導く神を我等のために作れ其は我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人は如何になりしか知  
 三 さればなりニアロンわれらに言けるは汝等の妻と息子息女等の耳にある金の環をとりはづして我に持たせしめ  
 四 是に於いて民みなその耳にある金の環をとりはづしてアロンの許に持来りければ 四 アロンこれを彼等の



手より取り鎖鑿をもて之を形を造りて轡を鑄なしたるに人々言ふイスラエルよ是は汝をエジプトの國より導  
 きのほりし汝の神なりと五アロン之を見てその前に壇を築き而してアロン宣告て明日はエホバの祭禮なりと  
 言ふ六是において人衆朝早く起いで燔祭を献げ酬恩祭を供ふ民坐して飲食し起て戯る七エホバ  
 八モーセに言たまひけるは汝往て下れ汝がエジプトの地より導き出せし汝の民は惡き事を行ふなり八彼等  
 九是は汝をエジプトの地より導きのほりし汝の神なりと九エホバまたモーセに言たまひけるは我この民を觀た  
 十り視よ是は項の強き民なり十然ば我を阻るなり我われらに向ひて怒を發して彼等を滅し盡さん而して汝を  
 十一して大なる國をなさしむべし十一モーセその神エホバの面を和めて言けるはエホバよ汝なごて彼の大なる權  
 十二能き強き手をもてエジプトの國より導き出たまひし汝の民にむかひて怒を發したまふや十二何ぞエジプ  
 十三ト人をして斯言しむべけんや曰く彼は禍をくだして彼等を山に殺し地の面より滅し盡さんさて彼等を導き  
 出せしなりと然ば汝の烈しき怒を息め汝の民にこの禍を下さんさせしを思ひ直したまへ十三汝の僕アブ  
 十四ラハムイサクイスラエルを憶ひたまへ汝は自己として彼等に誓ひて我天の星のごとくに汝等の子孫を増し  
 又わが言ふさころの此地をこころしく汝等の子孫にあたへて永くこれを有たしめんさ彼等に言ひたまへりさ  
 十五エホバ是においてその民に禍を降さんさせしを思ひ直し給へり十五モーセすなはち身を轉して山より  
 十六下れりかの律法の二枚の板その手にあり此板はその兩面に文字あり即ち此面にも彼面にも文字あり十六此板  
 十七は神の作なりまた文字は神の書にして板に彫つてあり十七ヨシユア民の呼はる聲を聞てモーセにむかひ營  
 十八中に戰爭の聲す言ければ十八モーセ言ふ是は勝鬨の聲にあらず又敗北の號呼聲にもあらず我が聞さころの  
 十九ものは歌唱ふ聲なりと十九斯てモーセ營に近づくに及びて轡を舞跳を見れば怒を發してその手よりかの板  
 二十を擲ちこれを山の下に碎けり二十而して彼等が作りし轡をさりてこれを火に燒き碎きて粉となしてこれを水  
 二十一に撒きイスラエルの子孫に之をのましむ 二一モーセアロンに言けるは此民汝に何をなしてか汝われらに夫

なる罪を犯させしや 二三アロン言けるは吾主よ怒を發したまふ勿れ此民の惡なるは汝の知さころなり 二三彼  
 等われに言けらく我らを導く神を我等のために作れ其は我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセ其人  
 二四は如何になりしか知さればなりと 二四是において我凡て金をもつ者はそれをさりばづせ彼等に言ければ則  
 二五ちそれを我に與へたり我これを火に投たれば此轡出きたれりさ 二五モーセ民を視るに縦 肆に事をなす  
 二六アロン彼等をして縦肆に事をなさせしめたれば彼等はその敵の中に嘲笑となれるなり 二六茲にモーセ營の門  
 二七に立ち凡てエホバに歸する者は我に來れと言ければレビの子孫みな集りてかれに至る 二七モーセすなはち彼  
 二八等に言けるはイスラエルの神エホバ斯言たまふ汝等おのの劍を横たへて門より門營の中を彼處此處に行  
 二九めぐりて各人その兄弟を殺し各人その伴侶を殺し各人その隣人を殺すべしと 二八レビの子孫すなはちモ  
 二九一セの言のごとくに爲たればその日民凡 三千人殺されたり 二九是に於てモーセ言ふ汝等おののその子を  
 三十もその兄弟をも願みずして今日エホバに身を獻げ而して今日福祉を得よ 三十明日モーセ民に言けるは  
 三十一汝等は 大なる罪を犯せり今我エホバの許に上りゆかんす我なんぢらの罪を贖ふを得ることあらん 三二  
 三二モーセすなはちエホバに歸りて言けるは嗚呼この民の罪は大なる罪なり彼等は自己のために金の神を作れり  
 三三然ごかなば彼等の罪を赦したまへ然せすば願くは汝の書し給へる書の中より吾名を抹さりたまへ  
 三四エホバモーセに言たまひけるは凡てわれに罪を犯す者わが我これをわが書より抹さらん 三四然ば今往き  
 三十五て民を我が汝につけたる所に導けよ吾使者汝に先だちて往ん但しわが罰をなす日には我われらの罪  
 三十五を罰せん 三五エホバすなはち民を撃たまへり是はかれら轡を造りたるに因る即ちアロンこれを造りしなり  
 第三十三章 茲にエホバモーセに言たまひけるは汝がエジプトの國より導き上りし民此を起いでて  
 我がアブラハムイサクヤコブに誓ひて之を汝の子孫に與へんと言しその地に上るべし 二我一の使を遣し  
 て汝に先だたしめん我カナン人アモリ人ヘテ人ヘリシ人ヒビ人エブス人を逐はらひ 三なんぢらをして乳  
 さ蜜の流るる地にいたらしむべし我は汝の中に在りては共に上らじ汝は項の強き民なれば恐くは我途にて



五 汝を滅すにいたらん 四民の惡き告を聞て憂へ一人もその妝飾を身につくる者なし 五エホバモーセに言た  
 まひけるはイスラエルの子孫に言へ汝等は項の強き民なり我もし一刻も汝の中において往ば汝を滅すにい  
 たらん然ば今汝らの妝飾を身より取すて然せば我汝に爲べきことを知ん六是をもてイスラエルの子  
 孫ホレブ山より以來はその妝飾を取すて居ぬモモーセ幕屋をさりてこれを營の外に張て營の遙に離れしめ  
 之を集 會の幕屋と名けたり凡てエホバに求むることのある者は出ゆきて營の外なるその集 會の幕屋にい  
 たる八モーセの出て幕屋にいたる時には民みな起あがりてモーセが幕屋にいるまで各その天幕の門口に立  
 ちて彼を見る九モーセ幕屋にいれば雲の柱くだりて幕屋の門口に立つ而してエホバモーセのいひたま  
 ふ十民みな幕屋の門口に雲の柱の立つを見れば民みな起て各人その天幕の門口にて拜をなす 十一人がその友  
 に言談ごさくにエホバモーセを面をあはせてものいひたまふモーセはその天幕に歸りしがその僕なる少者  
 十二 ヌンの子ヨシユアは幕屋を離れざりき 十三茲にモーセエホバに言けるは視たまへ汝はこの民を導き上れ  
 我に言たまひなむら誰を我に遣したまふか我に示しめたまはす汝いつて言たまひけらく我名をも  
 て汝を知る汝はまた我前に恩を得たりと 十三然ば我もし誠に汝の目の前に恩を得たらば願くば汝の道を我  
 に示して我に汝を知しめ我をして汝の目の前に恩を得せしめたまへ又汝この民の汝の有なるを念ひ給へ  
 十四 エホバ言たまひけるは我みづから汝と共にゆくべし我汝をして安泰にならしめん 十五モーセエホバに  
 言けるは汝もしみづから行たまはすば我等を此より上らしめ給ふ勿れ 十六我と汝の民とが汝の目の前に恩を  
 得ることば如何にして知るべきや是汝が我等ごさくに往たまひて我と汝の民とが地の諸の民に異なる者  
 十七 ごなるによるにあらずや 十七エホバモーセに言たまひけるは汝が言ることの事も我爲さん汝はわが目の前  
 十八に恩を得たればなり我名をもて汝を知なり 十八モーセ願くば汝の榮光を我に示し給へと言ければ 十九エホバ  
 言たまはく我わが諸の善を汝の前に通らしめエホバの名を汝の前に宣我は惠まんとする者を惠み憐まん  
 二十とする者を憐むなり 二十又言たまはく汝はわが面を見ること能はず我を見て生る人あらざればなり 二而し

二二 てエホバ言たまひけるは視我が傍に一の處あり汝磐の上に立つべし 二三わが榮光其處を過る時に我  
 二三 なんぢを磐の穴にいれ我が過る時にわが手をもて汝を蔽はん 二三而してわが手を除る時に汝わが背後を見る  
 べし吾面は見るべきにあらず  
 一 第三十四章 茲にエホバモーセに言たまひけるは汝石の板二枚を前のごさくに研りて作れ汝が碎きし  
 二 彼の前の板にありし言を我その板に書さん 二詰朝までに準備をなし朝の中にシナイ山に上り山の巔に於て  
 三 吾前に立て 三誰も汝ごさくにも上るべからず又誰も山の中に居べからず又その山の前にて羊や牛を牧ふべから  
 四 す四モーセすなはち石の板二枚を前のごさくに研て造り朝早く起て手に二枚の石の板をさりエホバの命じた  
 五 まひしごさくにシナイ山にのぼりゆけり五エホバ雲の中にありて降り彼ごさくに其處に立ちてエホバの名を  
 六 宣たまふ六エホバすなはち彼の前を過て宣たまはくエホバエホバ憐憫あり恩惠あり怒ることの遅く恩惠ご  
 七 眞實の大なる神七恩惠を千代までも施し惡過ご罪を赦す者また罰すべき者をば必ず赦すごをせず父の  
 八 罪を子に報い子の子に報いて三四代におよぼす者八モーセ急ぎ地に躬を鞠めて拜し九言けるはエホバよ我も  
 九 し汝の目の前に恩を得たらば願くば主我等の中にいまして行たまへ是は項の強き民なればなり我等の惡ご罪  
 十 を赦し我等を汝の所有ごなしたまへ 十エホバ言たまふ視我契約をなす我未だ全地に行はれし事あらず何の  
 十一 國民の中にも行はれし事あらずごの奇跡を汝の總體の民の前に行ふべし汝が住ごころの國の民みなエ  
 十二 ホバの所行を見ん我が汝をもて爲ごころの事は怖るべき者なればなり 十一汝わが今日汝に命するごころの  
 十三 事を守れ視我アモリ人カナナン人ヘテ人ヘリシ人ヒビ人エブス人を汝の前より逐はらふ 十二汝みづか  
 十四 ら慎め汝が往ごころの國の居民ご契約をむすぶべからず恐くば汝の中において機檻なるごごあらん 十三  
 十五 汝らかへつて彼等の祭壇を崩しその偶像を毀ちそのアシラ像を研たふすべし 十四汝は他の神を拜むべからず  
 十六 其はエホバはその名を嫉妬ご言て嫉妬神なればなり 十五然ば汝その地の居民ご契約を結ぶべからず恐くば彼  
 十七 等がその神々を慕ひて其ご姦淫をなごなひその神々に犠牲をささぐる時に汝を招きてその犠牲に就て食はし



十六 又恐くは汝の女子等を汝の息子等に妻すことありて彼等の女子等その神々を慕ひ  
 十七 行ひ汝の息子等をして彼等の神々を慕ひて姦淫をおこなはしむるに至らん 十七 汝の初穂のため  
 十八 神々を饗すべからず 十八 汝無酔パンの節籩を守るべし即ち我が汝に命せしごとくアビブの月のその  
 十九 期におよびて七日の間無酔パンを食ふべし其は汝アビブの月にエジプトより出たればなり 十九 首出たる  
 二十 者は皆吾の所有なり亦汝の家畜の首出の牡なる者も牛羊ともに皆しかり 二十 但し驢馬の首出は羔羊をも  
 二十一 贖ふべし若し贖はずばその頸を折べし汝の息子の初子は皆贖ふべし我前に空手にて出るものあるべ  
 二十二 からず 二十六日の間汝の動作をなし第七日に休むべし耕種時にも收穫時にも休むべし 二十二 汝七週の  
 二十三 節籩すなはち麥秋の初穂の節籩を爲し又年の終に收穫の節籩をなすべし 二十三年に三回汝の男子みな主エホ  
 二十四 バイスラエルの神の前に出べし 二十四 我國々の民を汝の前より逐はらひて汝の境を廣くせん汝が年に三回  
 二十五 のぼりて汝の神エホバのまへに出る時には誰も汝の國を取んごする者あらじ 二十五 汝わが犠牲の血を有酔パ  
 二十六 ンごとも供ふべからず又逾越の節の犠牲は明朝まで存しおくべからざるなり 二十六 汝の土地の初穂の初  
 二十七 を汝の神エホバの家へ携ふべし汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず 二十七 斯てエホバモーセに言たまひけ  
 二十八 るは汝是等の言語を書しるせ我是等の言語をもて汝およびイスラエルを契約をむすべばなり 二十八 彼はエホ  
 二十九 上に書したまへり 二十九 モーセその律法の板二枚を己の手に執てシナイ山より下りしがその山より下りし時  
 三十 にモーセはその面の己の光を言ひしによりて光を發つを知ざりき 三十 アロンおよびイスラエルの子孫モ  
 三十一 ーセを見てその面の光を發つを視怖れて彼に近づかずしければ 三十一 モーセを呼りアロンおよび會  
 三十二 衆の長等すなはちモーセの所に歸りたればモーセ彼等と言ふ 三十二 斯ありて後イスラエルの子孫みな近より  
 三十三 ければモーセエホバがシナイ山にて己に告たまひし事等を盡くこれに諭せり 三十三 モーセかれらと語ふこ  
 三十四 事を終て覆面帖をその面にあてたり 三十四 但しモーセはエホバの前にいりてさもに語るこゝある時はその出る

三十五 まで覆面帖を除きてをりまた出できたりてその命せられし事をイスラエルの子孫に告ぐ 三十五 イスラエルの  
 子孫モーセの面を見るにモーセの面の皮光を發つモーセは入りてエホバと言ふまでまたその覆面帖を面  
 にあてたる  
 第三十五章 一 モーセイスラエルの子孫の會衆を盡く集めてこれに言ふ是はエホバが爲せし命じ給へる  
 ことば 二 即ち六日の間は動作をなすべし第七日は汝等の聖日エホバの大安息日なり凡てこの日に動作をな  
 する者は殺さるべし 三 安息日には汝等の一切の住處に火をたく可らず 四 モーセイスラエルの子孫の會  
 衆に徧く告て言ふ是はエホバの命じたまへるこゝろの事なり 五 曰く汝等が有る物の中より汝等エホバに獻  
 ぐる者を取べし凡て心より願ふ者は其を携へきたりてエホバに獻ぐべし即ち金銀 銅 青紫 紅の線  
 麻糸 山羊の毛 七赤染の牡羊の皮 羴の皮 合歡木 八 燈油 灌膏 馨しき香をつくる香物 九 葱 芥  
 一 エホバの胸牌に嵌る玉 十 凡て汝等の中の心に智慧ある者來りてエホバの命じたまひし者を悉く造るべし  
 十一 即ち幕屋その天幕その頂蓋その鈎その板その横木その柱その座 十二 かの櫃とその蓋および燈火の油  
 幕 十三 案子とその杠およびその諸の器具 供前のパン 十四 燈 明の臺とその器具 十五 銅の網および燈火の油  
 十五 香壇とその杠 十六 膏 馨しき香 幕屋の入口の幔 十六 燔祭の壇およびその銅の網および燈火の油  
 十七 器具洗盤とその臺 十七 庭の幕とその柱その座 庭の口の幔 十八 幕屋の釘庭の釘およびその紐 十九 聖所  
 にて職をなすこゝろの供職の衣 即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣 および其子  
 二十 等の衣服 二十 斯てイスラエルの子孫の會衆みなモーセの前を離れて去し 二 凡て心に感じたる者すべて  
 二十一 心より願ふ者は來りてエホバへの献納物を携へ至り集會の幕屋とその諸の用に供へ又聖衣のために  
 二十二 供へたり 二 三 即ち凡て心より願ふ者は男 女ともに環釦 耳環 指環 頸玉 諸の金の物を携へいた  
 二十三 れり又凡て金の献納物をエホバに爲す者も然せり 二 三 凡て青紫 紅の線 および麻糸 山羊の毛 赤染の  
 二十四 牡羊の皮 羴の皮 有る者は是を携へいたり 二 四 凡て銀 および銅の献納物をなす者はこれを携へきたりてエ



二五 ホバに献げ又物を造るに用ふべき合歡木ある者は其を携へいたれり 二五また凡て心に智慧ある婦女等は其の  
 二六 手をもて紡ぐことをなしその紡ぎたる者なる青紫紅の線および麻絲を携へきたり 二六凡て智慧ありて  
 二七 心に感したる婦人は山羊の毛を紡げり 二七又長たる者ごもは葱綺およびエホデの胸牌に嵌へべき玉を携へい  
 二八 たり 二八燈火の灌膏を馨しき香に用ふる香油を携へいたれり 二九イスラエルの子孫悦んで  
 二九 エホバに献納物をなせり即ちエホバがモーセに藉て爲せし命じたまひし諸の工事をなさしむるために物を  
 三〇 携へきたらん心より願ふことの男 女は皆是のごとくになしたり 三〇モーセイスラエルの子孫に  
 三一 言ふ視よエホバエダの支派のホルの子たるウリの子ベザレルを名指て召たまひ 三神の靈をこれに充し  
 三二 て智慧と了知と知識と諸の類の工事に長しめ 三三奇巧を盡して金銀および銅の作をなすことを得せ  
 三三 しめ 三三玉を切り嵌め木に彫刻みて 諸の類の工をなすことを得せしめ 三四彼の心を明かにして教ふるこ  
 三四 さを得せしめたまふ彼とダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ俱に然り 三五智慧の心を彼等に充して  
 三五 諸の類の工事をなすことを得せしめたまふ即ち彫刻文織および青紫紅の線と麻絲の刺繡並に  
 三六 機織等すべて 諸の類の工をなすことを得せしめ奇巧をこれに盡さしめたまふなり  
 三六 第三十六章 一 諸の類の工をなすことを得せしめ奇巧をこれに盡さしめたまふなり  
 三六 二 所用の用に供ふることの 諸の工をなすことを知得せしめ給へる者等はエホバの凡て命じたまひし如くに  
 三六 三 事をなすべかりし 二モーセすなはちベザレルとアホリアブおよび凡て心の穎敏き人すなはちその心にエホバ  
 三六 四 が智慧をさづけたまひし者凡そ來りてその工をなさん心に望むことの者を召よせたり 三彼等は聖所  
 三六 五 の用にそなふることの工事をなさしむるためにイスラエルの子孫が携へきたりし 諸の献納物をモーセの  
 三六 六 手より受さりし 民は尙また朝ごとに 自意の献納物をモーセに持きたる 四是に於て 聖所の 諸の工を  
 三六 七 なすことの 智き人等みな 各その爲の工をなすことを得せしめ 五モーセに告げけるは 民餘りに多く持きた  
 三六 八 ればエホバが爲せし命じたまひし工事をなすに用ふるに餘ありと 六モーセすなはち命を傳へて營中に宣布し

一 めて云く 男 女ともに今よりは 聖所に献納物をなすに及ばず是をもて 民は携へきたることを止たり  
 二 七其はその有るもの物すてに一切の工をなすに足り 且餘あればなり 入彼等のうち心に智慧ありてその  
 三 工を爲るもの者十の幕をもて 幕屋を造れり 其の幕は麻の擦絲と青紫紅の線をもて巧にケルビムを  
 四 織なして作れる者なり 九その幕は各長二十八キユビトその幕は各寛四キユビトその幕はみな寸尺  
 五 一なり 十而してその幕五箇を互に連れあはせ 又その幕五箇をたがひに連れあはせ 十一 聯の幕の邊に  
 六 一その連絡處の端に青色の襟を造り 又その一聯の幕の邊に 聯の幕の邊にこれに造れり 十二一  
 七 聯の幕に襟五十を つくり また他の一聯の幕の邊に 聯の幕の邊に 聯の幕の邊に 聯の幕の邊に 聯の幕の邊に  
 八 十三 而して金の鈎五十をつくり その鈎をもてその幕を彼と此と相連れたれば 一箇の幕屋なる 十四 又山羊の  
 九 毛をもて幕をつくりて 幕屋の上の天幕をなせり 其の造れる幕は十一なり 十五その幕は各長三十キユビト  
 十 その幕は各の寛四キユビトにして 十一の幕は寸尺同一なり 十六その幕は各長三十キユビト  
 十一 幅に連れ 十七その幕の邊に 聯の幕の邊に 聯の幕の邊に 聯の幕の邊に 聯の幕の邊に 聯の幕の邊に  
 十二 又銅の鈎五十をつくりて その天幕をつらねあはせて 一さならしめ 十九 赤染の牡羊の皮をもてその天幕  
 十三 の頂蓋をつくりて その上に 聯の皮の蓋を設けたり 二十 又合歡木をもて 幕屋の堅板をつくれり 二二 板の長は  
 十四 十キユビト 板の寛は一キユビト半 二二の板に二の樺ありて 彼と此と交指ふ 幕屋の板には 皆りのくのごとく  
 十五 造りなせり 二三 又幕屋のために 板を作れり 即ち南に於ては 南の方に 板二十枚 二四 その二十枚の板の下に 銀  
 十六 の座四十をつくれり 即ち此板の下にも 二の座ありて 其の二の樺を承け 彼板の下にも 二の座ありて 其の二の樺  
 十七 を承く 二五 幕屋の他の方すなはちその北の方のために 板二十枚を作り 二六 又その銀の座四十をつくれり 即  
 十八 ち此板の下にも 二の座あり 彼板の下にも 二の座あり 二七 又幕屋の後面すなはちその西のために 板六枚をつく  
 十九 り 二八 幕屋の後の兩隅のために 板二枚宛をつくれり 二九 その二枚の下にて 相合しその頂まで 一に連なれり  
 三十 一箇の環に於て 然り 其の二枚ともに 是のごとし 是等は 二隅のために 設けたる者なり 三十 その板は八枚ありそ



三一の座は銀の座十六座あり各の板の下に二の座あり 三二又合歡木をもて横木を作り即ち幕屋の此方の板の  
 三二のために五本を設け 三三又中間の横木をつくりて板の真中において端より端まで通らしめ 三四而してその板に金  
 三五を着せ金をもて之がために鑲をつくりて横木をこれに貫き又その横木に金を着せたり 三五又青 紫 紅の  
 三六糸をよび麻の撚糸をもて幕をつくり巧にケルビムをその上に織いだし 三六それがために合歡木をもて四本の  
 三七柱をつくりて之に金を着せたりその鉤は金なり又銀をもてこれがために座四を鑄たり 三七又青 紫 紅の  
 三八糸をよび麻の撚糸をもて幕屋の入口に掛る幔を織なし 三八その五本の柱さその鉤さを造りその柱の頭さ桁  
 一に金を着せたり但しその五の座は銅なりき  
 一 第三十七章一ベザレル合歡木をもて櫃を作りその長は二キユビト半その寛は一キユビト半その高は一キユ  
 二ビト半二而して純金をもてその内外を蔽ひて其上の周圍に金の縁を造れり 三又金の環四箇を鑄てその四の  
 三足につけたり即ち此旁に二箇の輪を付く 四又合歡木をもて杠を作りてこれに金を着せ 五その  
 六杠を櫃の 旁の環にさし入れて之をもて櫃をくくべからしむ 六又 純金をもて贖罪所を造れりその長  
 七は二キユビト半その寛は一キユビト半なり 七又金をもて二箇のケルビムを作り即ち槌にて打て之を贖罪  
 八所の兩傍に作り八一箇のケルビムを此方の末に一箇のケルビムを彼方の末に置り即ち贖罪所の兩傍に  
 九ケルビムを作りケルビムは翼を高く展べその翼をもて贖罪所を掩ひ其面をたひひに相向し即ちケルビ  
 十ムの面は贖罪所に向ふ 十又合歡木をもて案を作り其長は二キユビト其寛は一キユビト其高は一キユビ  
 十一ト半 十二而して純金を之に着せ其周圍に金の縁をつけ 十二又其四圍に掌寬の邊を作り其邊の周圍に金の小  
 十三縁を作り即ち三而して之が爲に金の環四箇を鑄其足の四隅に其環を付たり 十四即ち環は邊の側に在り案を昇  
 十四く杠を入る處なり 十五而して合歡木をもて案を昇く杠を作りて之に金を着せたり 十六又案の上の器具即ち  
 十五皿匙 杓 及び酒を灌ぐ罍を純金にて作り 十七又 純金をもて一箇の燈臺を造れり即ち槌をもて打て

十八其燈臺を作り其臺座 軸 莖 節 及び花は其に連る 十八六の枝その 旁より出づ 即ち燈臺の三の枝は  
 十九此 旁より出で燈臺の三の枝は彼 旁より出づ 十九巴旦杏の花の形せる三の 莖 節および花さにも此枝に  
 二十あり又巴旦杏の形せる三の 莖 節および花さにもに彼枝にあり燈臺より出る六の枝みな斯の如し 二十巴旦  
 二十一杏の花の形せる四の 莖 節および花さにもに燈臺にあり 二兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下  
 二十二に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり燈臺より出る六の枝みな是のごとし 二二その節さ枝さ其に  
 二十三連れり皆槌にて打て 純金をもて造れり 二三又 純金をもて七箇の 燈蓋さ 燈鉗さ 剪 燈盤を造れり 二四燈  
 二四臺さその諸の器具は 純金一タラントをもて作り 二五又合歡木をもて香壇を作りその長一キユビトその  
 二六寛一キユビトにして四角なりその高は二キユビトにしてその角は其より出づ 二六その上その四傍その角さも  
 二七に 純金を着せその周圍に金の縁を作り 二七又その 兩面に金の縁の下に金の環二箇を之がために作り  
 二八即ちその 兩旁にこれを作る是すなはち之を昇さその 杠を貫くところなり 二八又合歡木をもてその 杠を作  
 二九りて之に金を着せたり 二九 又 薰物をつくる法にしたがひて 聖 膏さ 香物の 清き香さを製れり  
 一 第三十八章一又合歡木をもて燔祭の壇を築けりその 長は五キユビト其寛は五キユビトにして四角その 高  
 二は三キユビト二而してその四隅の上に其の角を作りてその角を其より出しめその壇には 銅を着せたり 三又  
 三その壇の 諸の器具すなはち 壺さ 火鑪さ 鉢さ 肉又さ 火鼎を作り壇の器はみな 銅にて造る 四又壇のために  
 四銅の網をつくりこれを壇の申程の邊の下に置て壇の半に達せしめ 五その 銅の網の四隅に四箇の環を鑄  
 五て杠を貫く處さなし 六合歡木をもてその 杠をつくりて之に 銅を着せ 七壇の 兩傍の環にその 杠をつらぬき  
 六て之を昇べからしむその壇は板をもてこれを空につくれり 八また 銅をもて洗盤をつくりその 臺をも 銅に  
 七す即ち集會の幕屋の門にて役事をなすころの 婦人等の鏡をもて之を作り 九又庭を作り南に於ては庭  
 八の南の方に百キユビトの 細布の幕を設く 十その 柱は二十その座は二十にして共に 銅なりその 柱の鉤および  
 九桁は銀なり 十一北の方に百キユビトの幕を設くその 柱は二十その座は二十にして共に 銅なりその 柱の鉤



十三 柱は銀なり 十二西の方には五十キユビトの幕を設くその柱は十その座は十その柱の鉤は銀なり 十三東  
 十四 において東の方に五十キユビトの幕を設く 十四而してこの一傍に十五キユビトの幕を設くその柱は三  
 十五 の座も三 十五又その二傍にも十五キユビトの幕を設くその柱は三 即ち庭の門の此旁彼旁  
 十六 もに然り 十六庭の周圍の幕はみな細布なり 十七柱の座は銅 柱の鉤は銀 柱の頭の包は銀なり庭の  
 十八 柱はみな銀の桁にて連る 十八庭の門の幔は青 紫 紅の絲および麻の撚糸をもて織なしたる者なりその  
 十九 長は二十キユビトその寛における高は五キユビトにして庭の幕等し 十九その柱は四その座は四にして  
 二十 共に 銅の鉤は銀その頭の包は銀なり 二十幕屋およびその周圍の庭の釘はみな銅なり 三幕屋  
 二十一 につける物すなはち律法の幕屋につける物を量るに左のごとし祭司アロンの子イタマルモーセの命にしたが  
 二十二 ひてレビ人を率ひ用ひてこれを量れるなり 二三ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレル凡てエホバのモ  
 二十三 ーセに命じたまひし事等をなせり 二三ダンの支派のアヒサマクの子アホリアアベサももにありて雕刻織文  
 二十四 をなし青紫 紅の絲および麻の撚糸をもて文繡をなせり 二四 聖所の 諸の工作をなすに用ひたる金は聖  
 二十五 所のシタルに循ひて言へば都合二十九タラント七百三十三シタルなり是すなはち献納たるさころの金なり 二五  
 二十六 會衆の中の核數られし者の献げし銀は聖所のシタルにしたがひて言はば百タラント千七百七十五シタルな  
 二十七 り 二六凡て數へらるる者の中に入し者即ち二十歳以上の者六十萬三千五百五十人ありたれば聖所のシタ  
 二十八 ルにしたがひて言はば一人に一ペカさなる是すなはち半シタルなり 二七百タラントの銀をもて聖所の座と幕  
 二十九 の座を鑄たり百タラントをもて百座をつくれば一座すなはち一タラントなり 二八又千七百七十五シタルをも  
 三十 て柱の鉤をつくり柱の頭を包み又柱を連れあはせたり 二九又獻納たるさころの銅は七十タラント二千  
 三十一 四百シタルなり 三十是をもちひて集會の幕屋の門の座をつくり銅の壇とその銅の網および壇の諸の器  
 三十二 具をつくり 三二庭の周圍の座と庭の門の座および幕屋の諸の釘と庭の周圍の諸の釘を作れり  
 三十三 第三十九章 一青 紫 紅の絲をもて聖所にて職をなすさころの供職の衣服を製り亦アロンのため

二 に 聖衣を製りエホバのモーセに命じたまひし如くせり 二又金 青 紫 紅の絲および麻の撚糸をもて  
 三 エホバを製り三金を薄片に打展べ剪て縷をなしこれを青 紫 紅の絲および麻の撚糸に和へてこれを織なし  
 四 又これがために肩帯をつくりて之を連れその兩の端において之を連ぬ五エホバの上において之を束ぬるさ  
 五 ろの帯はその物同じうして其の製のごとし即ち金 青 紫 紅の絲および麻の撚糸をもて製れる者なりエ  
 六 ホバのモーセに命じたまひしごさくなり 六又葱珩を琢て金の槽に嵌め印を刻むごさくにイスラエルの子等  
 七 の名をこれに鑄つけ七これをエホバの肩帯の上につけてイスラエルの子孫の記念の玉ならしむエホバのモ  
 八 ーセに命じたまひしごさくし八また胸牌を巧に織なしエホバの製のごさくに金 青 紫 紅の絲および麻  
 九 の撚糸をもてこれを製れり九胸牌は四角にして之を二重につくりたれば二重にしてその長半キユビトその潤  
 十 半キユビトなり 十その中に玉 四行を嵌む即ち赤玉 黄玉 瑪瑙の一行を第一行とす 十一第二行は  
 十一 紅玉 青玉 金 剛石 十二第三行は深 紅玉 白瑪瑙 紫玉 十三第四行は黄綠玉 葱珩  
 十二 碧玉 凡て金の槽の中にこれを嵌たり 十四その玉はイスラエルの子等の名にしたがひ其名のごさくに之を  
 十五 十二になし而して印を刻むごさくにその十二の支派の各の名をこれに鑄つけたり 十五又純金を紐のごさ  
 十六 くに組たる鏈を胸牌の上につけてたり 十六又金をもて二箇の槽をつくり二の金の環をつくりてその二の環を胸牌  
 十七 の兩の端につけて 十七金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につけてたり 十八而してその二條の紐の兩の端を  
 十八 二箇の槽に結びエホバの肩帯の上につけてその前にあらしむ 十九又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の  
 十九 端につけてたり即ちそのエホバに對ふさころの内の邊にこれを付く 二十また金の環二箇を造りてこれをエホバ  
 二十 の兩傍の下の方につけてその前の方にてその聯接る處に對ひてエホバの帯の上にあらしむ 二一胸牌は青紐  
 二二 をもてその環によりて之をエホバの環に結つけエホバの帯の上にあらしめ胸牌をしてエホバを離るごさくな  
 二三 いらしむエホバのモーセに命じたまひしごさくし 二三又エホバに屬する明衣は凡てこれを青く織なせり 二三明  
 二四 衣の孔はその真中にありて鏡の領盤のごさくしその孔の周圍に縁ありて縫ひざらしむ 二四而して明衣の裾に



二五 青紫の燃絲をもて石榴を作りつけ 二五又純金をもて鈴をつくりその鈴を明衣の裾の石榴の間に  
 二六 つけ周囲において石榴の間にこれをつけたり 二六即ち鈴に石榴鈴に石榴の明衣の裾の間に  
 二七 けたりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二七又アロンとその子等のために織布をもて裏衣を製り 二八細  
 二八 布をもて頭巾を製り細布をもて美しき頭巾をつくり麻の燃絲をもて禪をつくり 二九麻の燃絲および青  
 三〇 紫の燃絲をもて帯を織なせりエホバのモーセに命じたまひしごとし 三〇又純金をもて聖冠の前  
 三一 板をつくり印を刻が如くにその上にエホバに聖しさいふ文字を書つけ 三二之に青紐をつけて之を頭巾の上  
 三三 に結つけたりエホバのモーセに命じたまひし如し 〇 三三集會の天幕なる幕屋の諸の工事成ぬイスラエ  
 三四 ルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくに爲て斯おこなへり 三三三人衆幕屋と天幕とを諸の器  
 三五 具をモーセの許に携へいたる即ちその板の横木その柱の座 三四赤染の牡羊の皮の蓋の蓋の蓋  
 三六 障蔽の幕 三五律法の櫃とその紅贖罪所 三六案とその諸の器具供前のパン 三七純金の燈臺とその蓋  
 三七八 銅の壇とその銅の網とその柱およびその諸の器具 洗盤とその臺 四十庭の幕とその柱とその座庭の  
 三九 門の幔子その紐とその釘ならびに幕屋に用ふる諸の器具 集會の天幕のために用ふる者 四一聖所にて  
 四〇 職をなすところの供職の衣服 即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣およびその子等  
 四一 の衣服 四二エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくにイスラエルの子孫の諸の工事をなせり 四三モ  
 四二 ーセその一切の工を見るにエホバの命じたまひしごとくに造りてあり即ち是の工に作りてあればモ  
 四三 ー人衆を祝せり  
 四四 第四十章 茲にエホバモーセに告げて言たまひけるは 二正月の元日に汝集會の天幕の幕屋を建べ  
 四五 し三而して汝その中に律法の櫃を置る幕をもてその櫃を障蔽し 四又案を携へり陳設の物を陳設け且  
 燈臺を携へりてその燈臺を置るべし 五汝また金の香壇を律法の櫃の前に置る幔子を幕屋の門に掛け六燔

八七 祭の壇を集會の天幕の幕屋の門の前に置る七洗盤を集會の天幕とその壇の間に置る之に水をいれ八  
 八八 庭の周圍に藩籬をたて庭の門に幔子を垂れ九而して灌膏をそりて幕屋とその中の一切の物に灌ぎて其  
 八九 その諸の器具を聖別べし是聖物ならん 十汝また燔祭の壇とその一切の器具に膏をそりてその壇を聖  
 十一 別べし壇は至聖物ならん 十一又洗盤とその臺に膏をそりて之を聖別め 十二アロンとその子等を集會  
 十三 の幕屋の門につれきたりて水をもて彼等を洗ひ 十三アロンに聖衣を着せ彼に膏をそりてこれを聖別め  
 十四 彼をして祭司の職を我になさしむべし 十四又かれの子等をつれきたりて之に明衣を着せ 十五その父になせる  
 十五 ごとくに之に膏を灌ぎて祭司の職を我になさしむべし 十六又かれの子等をつれきたりて之に代々變らざるべ  
 十六 きなり 十六モーセが行へり即ちエホバの己に命じたまひしごとし 十七第二年の正月にいたりて  
 十七 その月の元日に幕屋建ぬ 十八乃ちモーセ幕屋を建てその座を置るその板をたてその横木をさしこみその柱  
 十九 を立て 十九幕屋の上に天幕を張り天幕の蓋をその上にほごせりエホバのモーセに命じ給ひし如し 二十而し  
 二一 てかれ律法をそりて櫃に藏め杠を櫃につけ贖罪所を櫃の上に置る 二二櫃を幕屋に携へり障蔽の幕を垂て  
 二二 律法の櫃を隠せりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二三彼また集會の幕屋において幕屋の北の方にて  
 二三 の幕の外に案を置る 二三供前のパンをその上にエホバの前に陳設たりエホバのモーセに命じたまひし如  
 二四 し 二四又集會の幕屋において幕屋の南の方に燈臺をおきて案にむかはしめ 二五燈臺をエホバの前に  
 二五 かげたりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二六又集會の幕屋においての幕の前に金の壇を居る 二七  
 二六 その上に馨しき香を焚りエホバのモーセに命じたまひしごとし 二八又幕屋の門に幔子を垂れ 二九集會の天  
 二九 幕の幕屋の門に燔祭の壇を置るその上に燔祭の素祭をさうげたりエホバのモーセに命じたまひし如し 三十又  
 三十 集會の天幕とその壇の間に洗盤をおき其に水をいれて洗ふことの爲にす 三一モーセアロンおよびその子等  
 三二 其につきて手足を洗ふ 三三即ち集會の幕屋に入る時または壇に近づく時に洗ふことをせりエホバのモーセ  
 三三 に命じたまひしごとし 三三また幕屋と壇の周圍の庭に藩籬をたて庭の門に幔子を垂れ是モーセその工事を竣







二に乳香を加へ三これをアロンの子等なる祭司等の許に携へゆくべし斯てまた祭司はその麥粉と油一握をその一切の乳香さきもに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香なるなり三素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はエホバに獻ぐる火祭の一にして至聖物たるなり四汝もし爐に焼たる物をもて素祭の禮物となさんせば麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる無酵煎餅を用ふべし五汝の素祭とする禮物もし鍋に焼たる物ならば麥粉に油を和て酔いれすに作れる者を用ふべし六汝これを細に割てその上に油をそぐべし是を素祭となす七汝の素祭とする禮物もし釜に煮たる物ならば麥粉と油をもて作れる者を用ふべし八汝これ等の物をもて作れる素祭の物をエホバに携へいたるべし是を祭司に授きは祭司はこれを壇にたづさへ往き九その素祭の中より記念の分をさりて壇の上に焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり十素祭の餘はアロンとその子等に歸すべし是はエホバにささぐる火祭の一にして至聖物たるなり十一凡そ汝等がエホバに携へいたる素祭は都て酔いれて作るべからず汝等はエホバにそなふべし然と馨しき香のために之を壇にそなふる事はなすべからず十三汝素祭を獻ぐるには凡て鹽をもて之に味つくべし汝の神の契約の鹽を汝の素祭に缺こと勿れ汝禮物をなすには都て鹽をそなふべし十四汝初穂の素祭をエホバにそなへんせば穂を火にやきて殻をさりたる者をもて汝の初穂の禮物にそなふべし十五汝また油をその上にはごし乳香をその上に加ふべし是を素祭となす十六祭司はその殻を去たる穀物の中および油の中よりその記念の分を取りその一切の乳香さきもにこれを焚べし是すなはちエホバにささぐる火祭なり

第三章一人もし酬恩祭の犠牲を獻ぐるに當りて牛をさりて之を獻ぐるならば牝牡にかはらすその全き者をエホバの前に供ふべし二すなはちその禮物の首に手を按き集會の幕屋の門にこれを宰るべし而してアロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に灑ぐべし三彼は又その酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバにささぐる火祭なり

四に獻ぐべし即ち臍を裹むこころの脂と臍の上の一切の脂四及び二箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならば肝の上の網膜の腎の上に達する者を取べし五而してアロンの子等壇の上において火の上なる薪の犠牲を獻ぐるに當りて羊をその禮物となすならば牝牡にかはらす其全き者を供ふべし七若また羔羊をその禮物となすならば之をエホバの前に牽來り八その禮物の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし九而してアロンの子等その血を壇の周圍にそぐべし九彼の酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに獻ぐべし即ちその脂をさり其尾を脊骨より全く斷きりまた臍を裹むこころの脂と臍の上の一切の脂十および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならば肝の上の網膜の腎の上に達する者を取べし十一祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭にしてエホバにたてまつる食物なり十二もし山羊を禮物となすならばこれをエホバの前に牽來り十三其の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべし而してアロンの子等その血を壇の周圍に灑ぐべし十四彼またその中よりして禮物をさりエホバに火祭をささぐべしすなはち臍を裹むこころの脂と臍の上の脂十五および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならば肝の上の網膜の腎の上に達する者を取べし十六祭司はこれを壇の上に焚べし是は火祭として奉つる食物にして馨しき香たるなり脂はみなエホバに歸すべし十七汝等は脂と血を食ふべからず是は汝らがその一切の佳處において代々永く守るべき例なり

第四章一エホバまたモーセに告て言たまはく二イスラエルの子孫に告ていふべし人もし誤りてエホバの誠命に違ひて罪を犯しその爲べからざる事の一を行ふことあり三また若膏をそぐべし祭司罪を犯して民を罪に陥しるることなき事あらばその犯せし罪のために全き犠牲の若き者を罪祭としてエホバに獻ぐべし四即ち其の幕屋の門に牽きたりてエホバの前にいたりその犠牲の首に手を按きその犠牲をエホバの前に宰るべし五かくて膏をそぐべし祭司その犠牲の血をさりてこれを集會の幕屋にたづさへ入り六而して祭司



七 指をその血にひたしてエホバの前聖所の障蔽の幕の前にその血を七次そそぐべし七祭司またその血をさ  
 りてエホバの前にて集會の幕屋にある馨香の壇の角にこれを塗べしその牡犢の血は凡てこれを集會の幕  
 屋の門にある燔祭の壇の底下に灌ぐべし八又その牡犢の脂をこまかく取て罪祭に用ふべし即ち臍腑を裏む  
 九 さころの脂臍腑の上の一切の脂九および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩旁にある者ならびに肝の上の網  
 膜の腎の上に達する者を取べし十之を取には酬恩祭の犠牲の牛より取むごまかくすべし而して祭司これを燔祭  
 十一の壇の上に焚べし十二その牡犢の皮とその一切の肉およびその首と臍と臍腑と糞等十二凡てその牡犢はこれ  
 十三を營の外に携へいだして灰を棄る場なる清淨處にいたり火をもてこれを薪柴の上に焚べし即ち是は灰棄  
 十四處に焚べきなり十三またイスラエルの全會衆過失をなしたるにその事會衆の目にあらはれずして彼等  
 十五 つひにエホバの誠命の爲べからざる者を爲し罪を獲ることあらんに十四もしその犯せし罪あらばなば會  
 十六衆の者若し燔祭に獻ぐべし即ちこれを集會の幕屋の前に牽いたり十五會衆の長老等エホバの前に  
 十七てその牡犢の首に手を按きその一人牡犢をエホバの前に牽るべし十六而して膏そそぐべし祭司その牡犢の血  
 十八を集會の幕屋に携へいり十七祭司指をその血にひたしてエホバの前障蔽の幕の前にこれを塗べしその血は凡てこれを集  
 十九會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に灌ぐべし十九又その脂をこまかく取て壇の上に焚べし二十すなはち  
 二十罪祭の牡犢になしたるごまかくにこの牡犢にもなし祭司これをもて彼等のために贖罪をなすべし然せば彼等赦  
 二十一されん二十一かくして彼その牡犢を營の外にたづさへ出し初次の牡犢を焚しごまかくにこれを焚べし是すなはち  
 二十二會衆の罪祭なり二十二また牧伯たる者罪を犯しその神エホバの誠命の爲べからざる者を誤り爲て罪を獲こと  
 二十三あらんに二十三若その罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を禮物に持きたり二十四その山羊の首に手を按  
 二十五き燔祭の牲を宰る場にてエホバの前にこれを宰るべし是すなはち罪祭なり二十五祭司は指をもてその罪祭の牲  
 二十六の血をさり燔祭の壇の角にこれを抹り燔祭の壇の底下にその血を灌ぎ二十六酬恩祭の犠牲の脂のごまかくにその

二七 脂を壇の上に焚べし祭司かれの罪のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん 二七また國の民の中に誤り  
 二八て罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲て罪を獲る者あらんに二八若その罪を犯せしことを覺ら  
 二九ば牡山羊の全き者を牽きたりその犯せし罪のためにこれを禮物に持きたらんせば牝の全き者を携へきたり 三三そ  
 三十を按き燔祭の牲の場にてその罪祭の牲を宰るべし 三三而して祭司は指をもてその血を取り燔祭の壇の角にこ  
 三十一れを抹りその血をこまかくその壇の底下に灌ぐべし 三三祭司また酬恩祭の牲より脂をさる如くにその脂  
 三二をこまかく取りこれを壇の上に焚てエホバに馨しき香をたてまつるべし祭司かれのために贖罪をなすべ  
 三三し然せば彼は赦されん 三三彼もし羔羊を罪祭の禮物に持きたらんせば牝の全き者を携へきたり 三三そ  
 三四の罪祭の牲の首に手を按き燔祭の牲を宰る場にてこれを宰りて罪祭をなすべし 三四かくて祭司指をもてその  
 三五罪祭の牲の血を取り燔祭の壇の角にこれを抹りその血をこまかくその壇の底下に灌ぎ 三五羔羊の脂を酬恩  
 祭の犠牲より取るごまかくにその脂をこまかく取べし而して祭司はエホバに獻ぐる火祭のごまかくにこれを壇  
 三六の上に焚べし祭司彼の犯せる罪のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん  
 三五 第五章 一人もし証人として出たる時に諭誓の聲を聽ながらその見たる事またはその知れる事を陳すして罪  
 三六を犯さばその咎は己の身に歸すべし二人もし汚穢たる獸の死體汚穢たる家畜の死體汚穢たる昆蟲の死體  
 三七など凡て汚穢たる物に捫るごまかくにその事につかざるもその身は汚れて幸あり 三三もし又心づかずして  
 三八人の汚穢にふる事あらばその人の汚穢は如何なる汚穢にもあれその之を知るにいたりたる時は幸あり 四一人もし  
 三九心づかずして誓を發し妄に口をもて惡をなさんと言ひ善をなさんと言はばその人の誓を發して妄に言ふごまかく  
 四〇は如何なる事にもあれそのこれを知るにいたりたる時は此等の一において幸あり 五若これらの一において幸ある  
 四一時は某の事において罪を犯せりと言あらばはし六その愆のためその犯せし罪のために羊の牝なる者すなはち羔  
 四二羊あるひは牡山羊をエホバにたづさへ來りて罪祭をなすべし斯て祭司は彼の罪のために贖罪をなすべし七も  
 四三し羔羊にまで手のさかざる時は鳩二羽の雛 二羽をその犯せし愆のためにエホバに持きたり一を罪



八 祭にもちひ一を燔祭に用ふべし八即ちこれを祭司にたづさへ往べし祭司はその罪祭の者を先にささぐべし即ちその首を頸の根より切らばるべし但しこれを切はなすべからず九而してその罪祭の者の血を壇の一方にそそぎその餘の血を壇の底下にしほり出すべし是を罪祭となす十またその次の慣例のごとくに燔祭にささぐべし斯祭司彼が犯せし罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されん十一もし二羽の鳩鳩か二羽の雞き鶉まで手にささぐらざる時はその罪ある者麥粉一エバの十分一を禮物にもちきたりてこれを罪祭となすべし十二その上に膏をかくべからず又その上に乳香を加ふべからず是は罪祭なればなり十二彼祭司の許にこれを携へゆくべし祭司はこれを一握りて記念の分を壇の上にてエホバの火祭の上にこれを焚べし是を罪祭となす十三斯祭司は彼が是等の一を犯して獲たる罪のために贖をなすべし然せば彼は赦されんその殘餘は素祭とひさしく祭司に歸すべし○十四エホバモーセに告て言たまはく十五人もし過失を爲し知らずしてエホバの聖物を干して罪を獲こざらば汝の估價に依り聖所のシタルにしたがひて數シタルの銀にあたる全き牡羊を群の中よりさりその愆のためにこれをエホバに携へきたりて愆祭となすべし十六而してその聖物を干して獲たる罪のために償をなしたまはく五分の一をくはへて祭司に付すべし祭司はその愆祭の牡羊をもて彼のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん十七人もし罪を犯しエホバの誠命の爲べからざる者の一を爲すこざらば假令これを知らざるも尙罪ありその罪を任べきなり十八即ち汝の估價にしたがひて群の中より全き牡羊をさり愆祭となしてこれを祭司にたづさへいたるべし祭司は彼が知らずして誤りし過誤のために贖罪をなすべし然せば彼は赦されん十九是を愆祭となすその人は誠にエホバに罪を獲たり

第六章一エホバまたモーセに告て言たまはく二人もしエホバにむかひて不信をなして罪を獲ことあり即ち人の物をあづかり又は質にさり又は奪ひあきて然る事あらざ言ひ或は人を虐ぐる事を爲し三或は人の落せし物を拾ひあきて然る事なし言ひ偽りて誓ふことを爲す等凡て人の爲て罪を獲るところの事を一にても行はば四是罪を犯して身に罪ある者なればその奪ひし物その虚けて取たる物その預りし物その拾ひとりし物五

および凡てその偽り誓ひし物を還すべし即ちその原物を還しその上に五分の一をこれに加へその愆祭をささぐる目にこれをその本主に付すべし六彼その愆祭をエホバに携へきたるべし即ち汝の估價にしたがひその愆のために群の中より全き牡羊をさりて祭司にいたるべし七祭司はエホバの前にいて彼のために贖罪をなすべし然せば彼はその中のいづれを行ひて愆を獲るもゆるさるべし八エホバまたモーセに告て言たまはく九アロンとその子等に命じて言へ燔祭の例は是のごとし此燔祭は壇の上なる爐の上に且まで終夜あらしむべし即ち壇の火をしてこれと共に燃つゝあらしむべきなり十祭司は麻の衣服を着て麻の禰をその肉に纏ひ壇の上にて火にやける燔祭の灰を取て壇の傍に置き十一而してその衣服を脱ぎ他の衣服をつけてその灰を營の外に携へいだし清淨地にもちゆくべし十二壇の上の火をばたえず燃しむべし十三火はつれに壇のの上にたえず燃しむべし熄しむべからず○十四素祭の例は是のごとしアロンの子等これをエホバの前すなはち壇の前にささぐべし十五即ち素祭の麥粉とその膏を一握りまた素祭の上の乳香をささぐりて取て之を壇の上に焚き馨しき香をなし記念の分をなしてエホバにたてまつるべし十六その遺餘はアロンとその子等これを食ふべし即ち酢なれずして之を聖所に食ふべし集會の幕屋の庭にて之を食ふべきなり十七之を酢に入れて焼べからずわが火祭の中より我これを彼等にあたへてその分をなすは罪祭と愆祭のごとくに至聖し十八アロンの子等の男たる者はみな之を食ふことを得べし是はエホバにたてまつる火祭の例にして汝等が代々永く守るべき者なり凡てこれに觸る者は聖くなるべし○十九エホバモーセに告て言たまはく二十アロンの子等が膏をささぐる日にエホバにささぐべき禮物は是のごとし麥粉一エバの十分の一を素祭となして恒に献ぐべし即ちその半を朝にその半を夕にささぐべし二十是は鍋の内に油をもて作りその焼たる時に汝これを携へきたるべし即ちこれを幾個にも劈て素祭となしエホバに献げて馨しき香をならしむべし三二アロンの子等の中膏をささぐられて彼に繼で祭司となる者はこれを献ぐべし斯はエホバに對して永く守



二三 べき例なり是は全く焚つくすべし 二三 凡て祭司の素祭はみな全く焚つくすべし食ふべからざるなり ○ 二四  
 二五 エホバまたモーセに告て言たまはく 二五 アロンとその子等に告ていふべし 罪祭の例は是のごとし 燔祭の牲を  
 二六 宰る場にて罪祭の牲をエホバの前に宰るべし 是は至聖物なり 二六 罪のために之を献ぐるさこの祭司これ  
 二七 を食ふべし 即ち集會の幕屋の庭において 聖所に之を食ふべし 二七 凡てその肉に觸る者は聖くなるべし  
 二八 その血もし衣服に灑ぎかゝるさあらばその灑ぎかゝれる者を 聖所に洗ふべし 二八 またこれを煮たる土  
 二九 瓦の器皿は碎くべし 若これを煮たる者 銅の鍋ならば水をもてこれを磨き洗ふべし 二九 祭司等の中の男た  
 三〇 る者は皆これを食ふべし 是は至聖物なり 三〇 然るその血を集會の幕屋にたづさへいりて 聖所にて  
 贖罪をなしたる罪祭はこれを食ふべし 是は至聖物なり 三〇 然るその血を集會の幕屋にたづさへいりて 聖所にて  
 第七節 一 また燔祭の例は是のごとし 是は至聖物なり 二 燔祭を宰る場にて燔祭を宰るべし 而して祭司その  
 血を壇の四周にそそぎ 三 その脂をこさく 献ぐべし 即ちその脂の尾その臟腑を裏むさこの諸の脂 四 兩個  
 五 の腎とその上の脂の腰の 兩傍にある者あふび 肝の上の網膜の腎の上におよぶる者を取り 五 祭司之を壇の上  
 六 に焚て エホバに火祭さすべし 之を燔祭とす 六 祭司等の中の男たる者はみな之を食ふべし 是は至聖物  
 七 に食ふべし 至聖物なり 七 罪祭も燔祭も燔祭もその例は一にして 異ならず之は贖罪をなすさこの祭司に歸すべし  
 八 人の燔祭をささぐるさこの祭司その祭司は其の献ぐる燔祭の物の皮を自己に得べし 九 凡て燔祭に焼たる素  
 九 祭の物あふび 凡て釜と鍋にて製へたる者は之を献ぐるさこの祭司に歸すべし 十 凡そ素祭は油を和たる者も  
 十一 乾きたる者もみな アロンの諸の子等に均しく歸すべし ○ 十一 エホバに献ぐべき 燔祭の例は是のごとし  
 十二 七 十二 若これを感謝のために献ぐるならば 油を和たる無酵菓子と油をぬりたる無酵煎餅あふび 麥粉に油を  
 十三 まぜて焼たる菓子とその感謝の犠牲にあはせて 献ぐべし 十三 その菓子の外に また有酵パンを 燔祭なる  
 十四 感謝の犠牲にあはせてその 禮物に供ふべし 十四 即ちこの全體の 禮物の中より 一箇宛を取り エホバに 献げ  
 十五 て 燔祭とすべし 是は 酬恩祭の血を灑ぐさこの祭司に歸すべきなり 十五 感謝のために 献ぐる 酬恩祭

十六 の犠牲の肉は之を献げしその日の中に食ふべし 少くても 翌朝まで存しおくまじきなり 十六 その犠牲の禮  
 物もし 願還かまたは 自意の 禮物ならばその犠牲をささげし日にこれを食ふべし 其の殘餘はまた明日  
 十七 これを食ふべし 是を得るなり 十七 但しその犠牲の肉の殘餘は 第三日にいたらば 火に焚べし 十八 若その 酬恩祭  
 十八 の犠牲の肉を 第三日に少くても 食ふべし 是を得るなり 十九 若その身に汚穢ある人 エホバに 屬する 酬恩祭の犠  
 十九 情むべき者ならん 是を食ふ者その罪を任べし 十九 其肉もし 汚穢たる物にふる事あらば 食ふべからず 火に  
 二十 焚べし 其の肉は 淨き者みな之を食ふべし 是を得るなり 二十 若その身に汚穢ある人 エホバに 屬する 酬恩祭の犠  
 二十一 牲の肉を食はばその人はその民の中より絶るべし 二二 また人もし人の汚穢ある人は汚穢たる物にふる事あらば 食ふべからず 火に  
 二十二 汚穢たる物など 都て 汚穢に觸るることありながら エホバに 屬する 酬恩祭の犠牲の肉を食はばその人はその民  
 二十三 の中より絶るべし ○ 二二 エホバまたモーセに告て言たまはく 二二 イスラエルの子孫に告て言べし 牛 羊 山羊  
 二四 の脂は 都て 汝等これを食ふべからず 二四 自ら死たる 獸畜の脂あふび 裂ころされし 獸畜の脂は 諸般の事に用ふ  
 二五 るを得れども之を食ふべし 絶てなすべからず 二五 人の エホバに 火祭さして 献ぐるさこの犠牲の脂は 誰も  
 二六 これを食ふべからず 之を食ふ人はその民の中より絶るべし 二六 また 汝等は 一切の住處において 鳥 獸の  
 二七 血を決して 食ふべからず 二七 何の血によらず これを食ふ人 あればその人は 皆民の中より絶るべし ○ 二八 エホ  
 二八 六 モーセに告て言たまはく 二九 イスラエルの子孫に告て言べし 酬恩祭の犠牲を エホバに 献ぐる者はその 酬  
 二九 恩祭の犠牲の中よりその 禮物を取て エホバに たづさへ來るべし 三〇 エホバの 火祭はその 人手づからこれを  
 三〇 携へきたるべし 即ちその 脂と 胸とを たづさへ來りその 胸を エホバの前に 揺て 揺祭とすべし 三一 而して 祭  
 三一 司その 脂を 壇の上に 焚べし 其の 胸は アロンとその子等に 歸すべし 三二 汝等は その 酬恩祭の 犠牲の 右の 腿を  
 三三 擧祭とす 祭司に 與ふべし 三三 アロンの 子等の 中 酬恩祭の 血と 脂とを 献ぐる者 その 右の 腿を得て 自己の  
 三四 分とすべし 三四 我イスラエルの 子孫の 酬恩祭の 犠牲の中よりその 搖る 胸と 擧たる 腿とを 取りて 之を 祭司ア  
 三五 ロンとその 子等に 與ふ 是は イスラエルの 子孫の中に 永く 行はるべき 例典なり 三五 是は エホバの 火祭の中より



アロンに歸する分またその子等に歸する分なり彼等を立てエホバに祭司の職をなさしむる日に斯定めらる  
 三六 すなはち是は彼等に膏をそそぐ日にエホバが命をくだしてイスラエルの子孫の申より彼等に歸せしめた  
 三七 まふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり 三七是すなはち燔祭素祭罪祭愆祭任職祭酬恩祭の儀  
 三八 牲の法なり 三八エホバシナイの野においてイスラエルの子孫にその禮物をエホバに供ふることを命じたま  
 ひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章 エホバモーセに告て言たまはく 二汝 アロンとその子等およびその衣服を灌膏を罪祭の牡牛  
 三二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり 三また會衆をこさくく集會の幕屋の門に集めよ 四モーセ  
 五 すなはちエホバの己に命じたまひし如くなしたれば會衆は集會の幕屋の門に集まりぬ 五モーセ 會衆に  
 六 むかひて言ふエホバの爲せし命じ給へる事は斯のごとし 六而してモーセアロンとその子等を携きたり水を  
 七 もて彼等を洗ひ清め 七アロンに裏衣を着せ帯をおびしめ明衣を纏はせエホバを著しめエホバの帯を之に帶し  
 八 めこれをもてエホバをその身に結つけ入また胸牌をこれに着させその胸牌にウリムとトンミムをつけ 九その  
 九 首に頭帽をかむらしめその頭帽の上すなはちその額に金の板の聖前板をつけたり 十エホバのモーセ  
 十一 に命じたまひし如し 十一モーセまた灌膏をさき幕屋とその中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め 十二且これ  
 十二 を七度壇にそそぎ壇とその諸の器具および洗盤とその臺に膏をそそぎてこれを聖別め 十三また灌膏をア  
 十三 ロンの首にそそぎ之に膏をそそぎて聖別たり 十三モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帯  
 十四 をこれに帶しめ頭巾をこれに蒙らせたり 十四エホバのモーセに命じたまひし如くなり 十四また罪祭の牡牛を牽き  
 十五 たりてアロンとその子等その罪祭の牡牛の頭に手を按り 十五斯てこれを殺してモーセその血をさき指をもて  
 十六 その血を壇の四周の角につけて壇を潔淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別め之がために贖をな  
 十六 せり 十六モーセまたその臍腑の上の一切の脂肪肝の上の網膜および兩箇の腎とその脂をさきりて之を壇の上  
 十七 焚り 十七但しその牡牛その皮その肉およびその糞は營の外にて火に焚りエホバのモーセに命じたまひし如し

十八 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按たり 十九斯てこれを宰してモーセ  
 二十 その血を壇の周圍に灑げり 二十而してモーセその牡羊を切さきその頭と肉塊と脂とを焚り 二二また水をも  
 二二 てその臍腑と脛を洗ひてモーセその牡羊をこさくく壇の上に焚り是は馨しき香のためには燔祭にし  
 二三 てエホバにたてまつる火祭たるなり 二三エホバのモーセに命じたまひし如し 二三また他の牡羊すなはち任職の  
 二四 牡羊を牽きたりてアロンとその子等その牡羊の頭に手を按り 二三斯てこれを殺してモーセその血をさきりて  
 二四 れをアロンの右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけて 二四またアロンの子等をつれきたりてそ  
 二五 の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指にその血をつれたり而してモーセその血を壇の周圍に灑げり  
 二五 彼またその脂と脂の尾および臍腑の上の一切の脂肪肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とその脂と右の  
 二六 臛とを取り 二六またエホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇と  
 二七 煎餅一箇を取り是等をその脂の上と右の腿の上に載せ 二七是を凡てアロンの手とその子等の手に授け之  
 二八 をエホバの前に掲て擗祭となさしめたり 二八而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上  
 二九 これを焚り是は馨しき香のためにはたてまつる任職祭にしてエホバにささぐる火祭なり 二九斯てモーセその  
 三十 胸をさきエホバの前にこれを掲て擗祭となせり任職の牡羊の中是はモーセの分に歸する者なり 三十エホバのモ  
 三十一 セに命じたまひし如し 三十而してモーセ灌膏を壇の上の血をさきりて之をアロンとその衣服に灑ぎま  
 三二 たその子等とその子等の衣服にそそぎアロンとその衣服およびその子等とその子等の衣服を聖別たり 三二斯  
 三三 てモーセまたアロンとその子等に言けるは集會の幕屋の門にて汝等その肉を煮よ而して任職祭の筐の内  
 三三 なるパンと偕にこれを其處に食へ是はアロンとその子等これを食ふべし 三三我に命ありしにしがふなり 三三  
 三四 その肉とパンの餘れる者は汝等これを火に焚べし 三三汝等は任職祭の竟る日まで七日の間は集會の  
 三四 幕屋の門口より出べからず其は汝等の任職は七日にわたればなり 三四今日行ひて汝等のために罪をあひ  
 三五 なふが如くにエホバ斯せよと命じたまふなり 三五汝等は集會の幕屋の門口に七日の間日夜居りてエホバ



三六の命令を守れ然せば汝等死する事なからん我れ命せられたるなり 三六すなはちアロンとその子等はエホバの命をよせよ

一第九章 一 第八日にいたりてモーセアロンとその子等もイスラエルの長老等と呼び二而してアロンに言けるは 汝若き牡犢の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りて之をエホバの前に献ぐべし 三 汝イスラエルの子孫に告げし 汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犢牛と羔羊の當歳にして全き者を燔祭のために取りて 四 また酬恩祭のためにエホバの前に供ふる牡牛と牡羊を取り且油を和たる素祭をとりきたるべし 五 エホバ今日汝等に顯れたまふべければなり 五是に於てモーセの命ぜし物を集會の幕屋の前に携へ來り會衆みな進よりてエホバの前に立ければ 六 モーセ言ふエホバの汝等に爲さ命じ給へる者はすなはち是なり 斯せばエホバの榮光 汝等にあらはれん 七 モーセすなはちアロンに言けるは 汝壇に往き汝の罪祭を 汝の燔祭を獻じて己のため民のために贖罪を爲した民の禮物を獻じて之がために贖罪をなす 凡てエホバの命じたまひし如くせよ 八 是に於てアロン壇に往き自己のためにする罪祭の犢を宰れ九 九ししてアロンの子等その血をアロンの許にたづさへ來りければアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に灌ぎ 十 また罪祭の牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に焼り 凡てエホバの命じたまひし如くし 十一 またその肉と皮は營の外にて火に焚り 十二 アロンまた燔祭の牲を宰りしがその子等これ血を自己の許に携へきたりければ之を壇の周圍に灌げり 十三 彼等また燔祭の牲すなはちその肉塊と頭をかれに持きたりければ彼壇の上にこれを焚き 十四 またその臟腑と腔を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に焚り 十五 彼また民の禮物を携へきたり即ち民のためにする罪祭の山羊を取て之を宰り前のごとくに之を獻げて罪祭をなし 十六 また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をささげたり 十七 また素祭を携へきたりて十八 その中より一握をとり朝の燔祭に加へてこれを壇の上に焚り 十八 アロンまた民のためにする酬恩祭の犠牲なる牡牛と牡羊を宰りしがその子等これが血を己にもちきたりければ之を壇の周圍に灑げり 十九 彼等また

二十 その牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臟腑を裏む者腎と肝の上の網膜を携へきたり 二十即ち彼等その脂をその胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇の上に焚り 二二 その胸と右の腿はアロンこれをエホバの前に掲て燔祭となせり 凡てモーセの命じたる如し 二二 アロン民にむかひて手を擧てこれを視し罪祭燔祭酬恩祭を獻ぐることを畢へて下れり 二三 モーセアロン集會の幕屋にいり出きたりて民を視せり 斯てエホバの榮光 光總體の民に顯れ 二四 火エホバの前より出で壇の上の燔祭と脂を燬つてせり 民これを見て聲をあげ俯伏しぬ

第十章 一 茲にアロンの子等なるナダブとアビウもその火盤をさりて火をこれにいれ香をその上に盛りて 二 異火をエホバの前に獻げたり 是はエホバの命じたまひし者にあらずりしかば 三 火エホバより出で彼等を燬ほるほせりすなはち彼等はエホバの前に死うせぬ 三三 モーセアロンに言けるは エホバの宣ふところは是のごとし云く我は我に近づく者等の中に我の聖きことを顯はし又全體の民の前に榮光を示さん アロンは默然たりき 四

一 モーセアロンの子等なるミサエルとエルザンを呼び汝等進みよりて 聖所の前により汝等の兄弟等を營の外に携へ出せよ 二 之にいひければ 五 すすなはち進みよりて 彼等をその裏衣のまゝに營の外に携へ出しモーセの言る如くせり 六 モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけるは 汝らの頭を露すなかれまた汝らの衣を裂なかれ 恐くは汝等死んまた震怒全體の民に及ぶあらん 但汝等の兄弟なるイスラエルの全家エホバの火をもて燬ほるほしたまひし事を哀くべし 七 汝等はまた集會の幕屋の門より出べからず 恐くは汝等死ん其はエホバの權膏 汝等の上にあればなり 八 彼等モーセの言のごとくに爲り 〇 八 茲にエホバアロンに告て言たまはく 九 汝も汝の子等も集會の幕屋にいる時には葡萄酒を飲なかれ 恐くは汝等死ん是は汝らが代々永く守るべき例たるべし 十 斯するは汝等が物の聖き世間なるさを分ち汚たるを潔淨さを分つことを得ん爲 十一 又エホバのモーセによりて告たまひし一切の法度をイスラエルの子孫に教ふることを得んがためなり 〇 十二 モーセまたアロンおよびその遺れる子エレアザル







三六 あるひは塘池水の溜は汚るゝこを無し唯その死體に觸る者汚るべし 三七是等の者の死體は掃べき種の上に墮るも其は汚るゝこをなし 三八然る種の上に水のつゞれる時にその死體上に墮れば其は汝等には汚れたるべし 三九汝等が食ふさころの獸畜の死たる時はその死體に捫る者は晩まで汚るべし 四〇その死體を食ふ者はその衣服を濯ふべし其身は晩まで汚るゝなりその死體を携ふる者もその衣服を洗ふべしその身は晩まで汚るゝなり 四一地のの上に匍さころの諸の匍行物は忌べき者なり食ふべからず 四二即ち地に匍さころの諸の匍行物の中凡て腹ばひ行く者 四三 足にて歩く者ならびに多の足を有つ者は汝等食ふべからず是等は忌べき者たるなり 四四汝等は匍さころの匍行物のためにその身を忌はしき者にするなかれ是等をもてその身を汚すなかれ又是等に汚さるゝなけれ 四五我は汝等の神エホバなれば汝等その身を聖潔せよ然らば汝等聖き者となり我聖ければ汝等は必ず地に匍さころの匍行者をもてその身を汚すことをせざれ 四六我は汝等の神ならん我聖ければ汝等をエツプトの國より導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし 四七是すなはち獸畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍ふ諸の匍行物にかゝるはるさころの例にして 四七汚れたる者も潔き者も分ち食はるゝ生物と食はれざる生物とを分つ者なり

一 第十二章 エホバまたモーセに告て曰たまはくニイスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやぎして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數はご汚るゝなり 三また第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 四その婦女は尙その成潔の血に三十三日を歴べしその成潔の日の満るまでは 聖物にさはるべからず聖所にいるべからず 五若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごさしまたその成潔の血に六十六日を經べきなり 六而してその男子あるひは女子につきての成潔の日滿なれば燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭のために雞七き 鷓鴣あるひは鳩鴿を取てこれを集會の幕屋の門に携へきたり祭司にいたるべし 七祭司は之をエホバの前にさしげてその婦女のために贖罪をなすべし然せばその出血の穢潔まるべし是すなはち男子または女子を生る婦女にかゝるはるさころの例なり 八その婦女もし羔羊にまで手の届ひざる時は鳩鴿二羽か又は雞き鷓鴣

二羽を携へきたるべし 是一は燔祭のため一は罪祭のためなり 祭司これがために贖罪をなすべし 然せば婦女は潔まるべし

一 第十三章 エホバモーセとアロンに告て言たまはく 二人その身の皮に腫あるひは癬あるひは光る處あらんにもし之がその身の皮にあるこ癩病の患處のごさくならばその人を祭司アロンまたは祭司たるアロンの子等に携へいたるべし 三また祭司は肉の皮のその患處を觀べしその患處の毛もし白くなり且その患處身の皮より深く見えなれば癩病の患處なり 祭司かれを見て汚れたる者となすべし 四もし及その身の皮の光る處白くありて皮より深く見えずまた其毛も白くならずば祭司その患處ある人を七日の間禁鎖おき 五第七日にまた祭司之を觀べし若その患處變るゝこ無くまたその人を七日の間禁鎖おき 六第七日にいたりて祭司ふたたびその人を觀べしその患處もし薄らさまたその患處皮に蔓延らば祭司これを潔き者となすべし 是は癬なりその人は衣服を洗ふべし然せば潔くならん 七然るその人祭司に觀られて潔き者となりたる後にいたりてその癬皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし 八祭司これを觀てその癬皮に蔓延るを見れば祭司その人を汚れたる者となすべし 是は癩病なり 九人もしその身に癩病の患處あらば祭司にこれを携ゆべし 十祭司これを觀にその皮の腫白くしてその毛も白くなり且その腫に爛肉の見ゆるあらば 十一是舊き癩病のその身の皮にあるなれば祭司これを汚れたる者となすべし 十二その人は汚れたる者なれば之を禁鎖るに及ばず 十三若また癩病大にその皮に發しその患處ある者の皮に遍く滿て首より足まで凡て祭司の見るさころにおよばば 十三祭司これを視若その身に遍く癩病の滿たるを見ればその患處ある者を潔き者となすべし 其人は全く白くなりたれば潔きなり 十四然るもし爛肉その人に顯れば汚れたる者なり 十五祭司爛肉を視ば其人を汚れたる者となすべし 爛肉は汚れたる者なり 是すなはち癩病なり 十六若またその爛肉變りて白くならばその人は祭司に詣るべし 十七祭司これを視るにその患處もし白くなりならば祭司その患處ある者を潔き者となすべし 其の人は潔







患處の蔓延こそあらざるも是は汚たる者なり汝これを火に燬べし是は表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕の陥なり 五、然らば濯たる後に祭司これを視るにその患處薄らきたらばその衣服あるひは皮革あるひは縹線あるひは緯線より患處を切さるべし 五七、然るに尙またその衣服あるひは縹線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物に患處のあらはるるあらば是再發なり汝その患處ある物を火に焼べし 五八、また汝が濯ふさころの衣服あるひは縹線あるひは緯線あるひは凡て皮革にて造れる物より若その患處脱さらば再びこれを濯ふべし然せば潔し 五九、是すなはち毛または麻の衣服および縹線緯線ならびに凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處をしらべて潔きと汚れたるを定むるさころの條例なり

第十四章 一、エホバモーセに告げたまはく 二、癩病人の潔めらるる日の定例は是のごとし 卽ちその人を祭司の許に携へゆくべし 三、先祭司營より出ゆきて觀祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の痊たるを見れば祭司その潔めらるる者のために命じて生る潔き鳥二羽に香相と紅の線と牛膝草を取きたらしめ 五、祭司また命じてその鳥一羽を瓦の器の内にて活 水の上に殺さしめ 六、而してその生る鳥を取り香相と紅の線と牛膝草をも取て之を夫活 水の上に殺したる鳥の血の中にその生る鳥ごとも濡し 七、癩病より潔められんとする者にこれを七回灑ぎてこれを潔き者となしその生る鳥をば野に放つべし 八、潔めらるる者はその衣服を濯ひその毛髪をこそしく剃りて 九、而して第七日にその身の毛髪をこそしく剃べし 卽ちその頭の髪と鬚と眉とをこそしく剃りて 十、其の衣服を濯ひ且その身を水に滌ぎて潔くなるべし 十一、第八日にいたりてその人二匹の全き羔羊の牡と當歳なる一匹の全き羔羊の牡を取りまた麥粉十分の三に油を和へたる素祭と油一ロガを取べし 十二、潔禮をなす所の祭司その潔めらるべき人ごとも是等の物ごを集會の幕屋の門にてエホバの前に置き 十三、而して祭司の羔羊の牡一匹を取り一ロガの油ごをも之を愆祭に獻げまた之をエホバの前に掲て搗祭となすべし 十三、この羔羊の牡は罪祭燔祭の牲を宰る處すなはち聖所にてこれを宰るべし 罪祭の物の祭司に

歸するごさく愆祭の物も然るなり是は至聖物たり 十四、而して祭司その愆祭の牲の血を取りその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指に祭司これをつくべし 十五、祭司またその一ロガの油をとりて之を自身の左の手の掌に傾ぎ 十六、而して祭司その右の指を左の手の油にひたしその指をもて之を七回エホバの前に灑ぐべし 十七、其手の殘餘の油は祭司その潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指においてその愆祭の牲の血の上に之をつくべし 十八、而して尙その手に殘れる油は祭司これをその潔めらるべき者の首につけエホバの前にて祭司その人のために贖罪をなすべし 十九、斯してまた祭司罪祭を獻げその汚穢を潔めらるべき者のために贖罪を爲て然る後に燔祭の牲を宰るべし 二十、而して祭司燔祭と素祭を贖の上に獻げその人のために祭司贖罪を爲べし然せばその人は潔くならん 二一、其人もし貧しくして之にまで手の届かざる時は掲て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牡一匹をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和へたるを取りまた油一ロガを取り 二二、且その手のごさくさころに循ひて鴉鳩二羽または雛き 二、油を取べし 二三、其罪祭のための者一は燔祭のための者なり 二四、而してその潔禮の第八日に之を祭司に携へ集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にいたるべし 二五、かくて祭司はその愆祭の牡羊一ロガの油を取りこれをその潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ 二六、また祭司その油の中を己の左の手の掌に傾ぎ 二七、而して祭司その右の指をもて左の手の油を七回エホバの前に灑ぎ 二八、亦祭司その潔めらるべき者の右の耳と右の手の大指と右の足の拇指において愆祭の牲の血をつけし處にその手の油をつくべし 二九、またその手に殘れる油をば祭司その潔めらるべき者の首につけエホバの前にてその人のために贖罪をなすべし 三十、その人はその手のごさくさころの鴉鳩または雛き 一羽を獻ぐべし 三一、卽ちその手のごさくさころの者一を罪祭に一を燔祭に爲べし祭司はその潔めらるべき者のためにエホバの前に贖罪をなすべし 三二、癩病の患處ありし人にてその潔禮に用ふべき物に手の届かざる者は之を其條例







二四 上にある血に捫らばその人は晩まで汚るゝなり 二五人もし婦女を寢てその不潔を身に得ば七日汚るべしその  
 二五 人の臥たる床は凡て汚れん 二五 婦女もしその血の流出 不潔の期の外にありて多くの日に汚るゝあり又は  
 二六 身の流出する事不潔の期に逾るあらばその汚穢の流出する日の間は凡てその不潔の時の如くにしてその  
 二七 身汚る 二六 凡てその流出ある日の間 彼が臥せるの床は彼におけるゝ不潔の床のごとし 凡そ彼が坐れ  
 二八 る物はその汚るゝ不潔の汚穢のごとし 二七 是等の物に捫る人は凡て汚るその衣服を洗い水に身を洗ぐべ  
 二九 しその身は晩まで汚るゝなり 二八 彼もしその流出やみて淨まらば七日を算ふべし而して後潔くならん 二九  
 彼第八日に鳩 鳩一羽または雛 二羽を自己のために取りこれを祭司に携へ來り集會の幕屋の門にい  
 三〇 たるべし 三〇 祭司その一を罪祭に 一を燔祭に獻げ而して祭司かれが汚穢の流出のためにエホバの前に  
 三一 贖を爲べし 三二 斯汝等イスラエルの子孫をその汚穢に離れしむべし是は彼等その中間にある吾が幕屋を  
 三三 汚してその汚穢に死るゝことならん爲なり 三三 是すなはち流出ある者その精を洩してこれに身を汚せし者  
 三三 三三 其の不潔を患ふ婦女 或は男あるひは女の流出ある者汚れたる婦女を寢たる者等に關るゝの條例  
 なり

二 第十六章 アロンの子等二人がエホバの前に獻ぐるゝことを爲て死たる後にエホバモーセに斯告たまへり 二  
 即ちエホバモーセに言たまひけるは汝の兄弟アロンに告よ時をわかつたすして障蔽の幕の内なる 聖所に  
 三 櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死るゝことならんためなり其は我雲のうちにありて贖罪所  
 四 の上にあらはるべければなり 三アロン 聖所に在るには斯すべしすなはち櫃の牡を罪祭のために取り牡羊  
 五 を燔祭のために取り 四 聖き麻の裏衣を着麻の禪をその肉にまじひ麻の帶をもて身に帶し麻の頭帽を冠  
 六 べし是は 聖衣 なりその身を水にあらひてこれを着べし 五 またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊  
 七 二匹を罪祭のために取り牡羊一匹を燔祭のために取べし 六 アロンは自己のためなるその罪祭の牡牛を牽きた  
 七 けて自己とその家族のために贖罪をなすべし 七 アロンまたその兩隻の山羊を取り集會の幕屋の門にてエホ

八 八 前の前にこれを置き 八 その兩隻の山羊のために義を擧べし 即ち一の義をエホバのためにし一の義をアザゼ  
 九 川のためにすべし 九 而してアロンそのエホバの義にあたりし山羊を獻げて罪祭となすべし 十 又アザゼの義  
 十一 にあたりし山羊はこれをエホバの前に生しおきこれを贖罪をなしこれを野におくりてアザゼにいたら  
 十二 すべし 十一 即ちアロン 己のためなるその罪祭の牡牛を牽きたりて自己とその家族のために贖罪をなし自己  
 十三 のためなる其罪祭の牡牛を牽り 十二 而して火鼎をさりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盛てまた兩  
 十四 手に細末の馨しき香を置て之を障蔽の幕の中に携へり 十三 エホバの前に於て香をその火に放べ香の煙の雲  
 十五 をして律法の上なる贖罪所を蓋しむべし 然せば彼死るゝことあらん 十四 彼またその牡牛の血をさり指をも  
 十六 て之を贖罪所の東 面に灑ぎまた指をもてその血を贖罪所の前に七回灑ぐべし 十五 斯してまた民の  
 十七 ためなるその罪祭の山羊を牽りその血を障蔽の幕の内に携へり 十六 其の牡牛の血をもて爲せし如くその血をも  
 十八 て爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ 十六 イスラエルの子孫の汚穢とその諸の悖れる罪に縁  
 十九 て 聖所のために贖罪を爲べし 即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯すべしなり 十七 彼  
 二十 が 聖所において贖罪をなさんとして入たる時はその自己己の家族イスラエルの會衆の爲めなり 十八 彼  
 二十一 をなして出るまでは何人も集會の幕屋の内に居べからず 十九 斯て彼エホバの前の壇に出きたり之がために  
 二十二 贖罪をなすべし 即ちその牡牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角につけ 十九 また指をもて七回その血を其の  
 二十三 壇の上に灑ぎイスラエルの子孫の汚穢をのぞきて其を潔くし且聖別べし 二十 斯かれ 聖所と集會の幕屋と  
 二十四 壇のために贖罪をなしてその生る山羊を牽きたるべし 二二 然る時アロンその生る山羊の頭に兩手を按ぎイス  
 二十五 ラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪をこころしくその上に承認してこれを山羊の頭に載せ選  
 二十六 びおける人の手をもてこれを野に遺るべし 二三 その山羊彼等の諸惡を人なき地に任ゆべし 即ちその山  
 二十七 羊を野に遺るべし 二三 斯してアロン集會の幕屋にいりてその 聖所にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處  
 二十八 に置き 二四 聖所においてその身を水にそぎ衣服をつけて出て自己の燔祭の民の燔祭を獻げて自己と民



二五 このために贖罪をなすべし 二五また罪祭の牲の脂を壇の上に焚べきなり 二六かの山羊をアザセルに遣りし者  
 二六 は衣服を濯ひ水に身を洗きて然る後營にいるべし 二七聖所において贖罪をなさんためにその血を携へ入  
 二八 たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とは之を營の外に携へいたしその皮と肉と糞を火に焼へし 二八之を焼たる者は  
 二九 衣服を濯ひ水に身を洗きて然る後營にいるべし 二九汝等、永く此例を守るべし 卽ち七月にいたらばその月の  
 三十 十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然  
 三十一 すべし 三十其はこの日に祭司 汝らのために贖罪をなして汝らを浄むればなり 是 汝らがエホバの前にその  
 三二 諸の罪を清められんためになす者なり 三三是に汝らの大安息日なり 汝ら身をなやますべし 是永く守るべ  
 三三 き例なり 三三膏をそぐがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすころの祭司贖罪をなすべし 彼は麻の  
 三三 衣すなはち 聖衣を衣べし 三三彼すなはち 至聖所のために贖罪をなした集會の幕屋のためと壇の  
 三四 ために贖罪をなした祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし 三三是汝等が永く守るべき例にし  
 三三 てイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり 彼すなはちエホバのモーセに命じたま  
 三三 ひし如く爲しぬ

第十七章 エホバモーセに告て言たまはく 二アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれに  
 二 言べし エホバの命するところ斯のごとし云く 三凡そイスラエルの家の人の中 牛羊 または山羊を營の内に宰  
 四 りあるひは營の外に宰ることを爲し 四之を集會の幕屋の門に牽きたりて宰り エホバの幕屋の前において之  
 五 をエホバに禮物として獻ぐることを爲ざる者は血を流せる者と算へらるべし 彼は血を流したるなれば其民  
 五 の中より絶るべきなり 是はイスラエルの子孫をしてその野の表に犧牲とするところの犠牲をエホバに牽き  
 六 たらしめんがためなり 卽ち彼等は之を牽きたり集會の幕屋の門にいたりて祭司に就き 此れを酬恩祭とし  
 六 てエホバに獻ぐべきなり 六然る時は祭司その血を集會の幕屋の門なるエホバの壇にそそぎ又その脂を馨  
 七 しき香のために焚てエホバに奉つるべし 七彼等は其幕ひて淫せし慾慾に重ねて犠牲を獻ぐべからず 是は彼等

八 が代々永くまもるべき例なり 八汝また彼等に言べし 凡そイスラエルの家の人 または汝らの中に寄寓る他國の  
 九 人 燔祭あるひは犠牲を獻ぐることをせんに 九之を集會の幕屋の門に携へきたりて エホバにこれを獻ぐる  
 十 にあらすばその人はその民の中より絶るべし 十凡そイスラエルの家の人 または汝らの中に寄寓る他國の人の  
 十一 中何の血によらず血を食ふ者あれば 我その血を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さるべし  
 十一 其は肉の生命は血にあればなり 我汝等がこれを以て汝等の靈魂のために壇の上に贖罪をなさんため  
 十二 に是を汝等に與ふ血はその中に生命のある故によりて贖罪をなす者なればなり 十是をもて 我イスラエルの  
 十三 子孫にいへり 汝らの中何人も血をくらふべからず また汝らの中に寄寓る他國の人の中もし食はるべき獸あるひは鳥を獵獲たる者  
 十四 凡そイスラエルの子孫の中 または汝らの中に寄寓る他國の人の中もし食はるべき獸あるひは鳥を獵獲たる者  
 十四 あらばその血を灌ぎいだし土にて之を掩ふべし 十四凡の肉の生命はその血にして 是はすなはちその魂たる  
 十五 なり故に 我イスラエルの子孫にいへり ならんらば何の肉の血をもくらふべからず 其は一切の肉の生命はその  
 十五 血なればなり 凡て血をくらふものは絶るべし 十五およそ自ら死たる物 または裂ころされし物をくらふ人はな  
 十六 んぢらの國の者にもあれ 他國の者にもあれ 其の衣服をあらひ水に身をそぐべし 其の身は晩までけがるな  
 十六 りその後潔し 十六その人もし洗ふことをせす またその身を水に滌がすばその罪を任ふべし  
 第十八章 エホバまたモーセに告て言たまはく 二イスラエルの子孫に告て之に言へ 我は汝らの神 エホバなり  
 二 三汝らその住をりしエジプトの國に行はるる所の事等を傲ひ行ふべからず また我が汝等を導きいたるカ  
 三 ナンの國にもこなはるる所の事等を傲ひ行ふべからず また我が汝等を導きいたるカ  
 四 ひ我が例をまもりてその中におゆむべし 我は汝等の神 エホバなり 五汝等わが例をわが法をまもるべし 人もし  
 五 是を行はざるに於て 我はエホバなり 六汝等凡てその骨肉の親に近づきて之を淫するなかれ 我は  
 六 エホバなり 七汝の母を淫するなかれ 是 汝の父を辱しむるなればなり 彼は汝の母なれば 汝これ淫するなか  
 七 れ 八汝の父の妻を淫するなかれ 是 汝の父を辱しむるなればなり 九汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母



十の女子は家に生れたる家外に生れたるにもらず凡てこれ淫するなけれ  
 十一の女子は淫する事なけれ是自己を辱しむるなればなり 十二汝の父の妻が汝の父によりて産たる女子は汝の  
 十二の姉妹なれば之淫するなけれ 十三汝の父の姉妹淫するなけれ是は汝の父の骨肉の親なればなり 十三また汝の  
 十四の母の姉妹淫するなけれ是は汝の母の骨肉の親なり 十四汝の父の兄弟の妻に親つきて之淫するなけれ是は汝  
 十五の叔伯母なり 十五汝の姉妹淫するなけれ是は汝の息子の妻なれば汝これ淫するなけれ 十六汝の兄弟の妻を  
 十六淫するなけれ是は汝の兄弟を辱しむるなればなり 十七汝婦人その婦の女子に淫するなけれ 十八汝  
 十八の子息の女子またばその女子の女子を取て之に淫するなけれ是等淫するなけれ 十九汝の骨肉の親なれば然るは淫するは辱し 十八汝  
 十九の妻の尙生る間に彼の姉妹を取て彼をなじく妻となして之に淫するなけれ 十九婦人の行經の汚穢にある間は  
 二十これに近づきて淫するなけれ 二十汝の鄰の妻を交合して彼によりて己が身を汚すなけれ 二十汝の子女に  
 二十火の中を通らしてこれをモロクにさぐるなことを絶て爲され亦汝の神エホバの名を汚すなことをなけれ我は  
 二十二エホバなり 二十二汝女を寝るなことを男に寝るなけれ是は憎むべき事なり 二十三汝獸畜を交合して之によりて  
 二十三己が身を汚すなことを勿れまた女たる者は獸畜の前に立て之と接ること勿れ是憎むべき事なり 二十四汝等は此の諸  
 二十四の事をもて身を汚すなけれ我が汝等の前に逐はらふ國々の人は此の諸の事によりて汚れ 二十五の地もまた  
 二十五汚る是をもて我その惡のためには是を罰すその地も亦自らそこに住る民を吐いだすなり 二十六然ば汝等ははわが  
 二十六例の法を守りこの諸の憎むべき事を一も爲べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓る他國の人も然るべ  
 二十七し 二十七汝等の先にありし此地の人々は此の諸の憎むべき事を行へりその地もまた汚る 二十八汝等は是のこ  
 二十八くするなけれ恐くばこの地汝らの先にありし國人を吐いだす如くに汝らをも吐いださん 二十九凡そこの憎むべ  
 二十九き事等を一にても行ふ者あれば之を行ふ人はその民の中より絶るべし 三十然ば汝等ははわが例規をまもり汝等  
 三十の先におこなはれし是等の憎むべき習俗を一も行ふなけれまた之によりて汝等身を汚すなけれ我は汝等の  
 神エホバなり

一第十九章 エホバまたモトセに告て言たまはく 二汝イスラエルの子孫の全會衆に告てこれに言へ汝等  
 二宜しく聖くあるべし其は我エホバ汝らの神聖くあればなり 三汝等その父の母とその父を畏れまた吾が安  
 三息日を守るべし我は汝らの神エホバなり 四汝等虚しき物を恃むなけれまた汝らのために神を鑄造ることな  
 四かれ我は汝らの神エホバなり 五汝等酬恩祭の犠牲をエホバにさぐる時はその受納らるるやうに献ぐべし  
 五六之を食ふことば之を献ぐる日とその翌日に於てすべし若穢りて三日にいたらばこれを火に焼べし七もし第  
 五六三日に少にても之を食ふことあらば是は憎むべき物となりて受納られざるべし八之を食ふ者はエホバの聖  
 五六物を汚すによりてその罰を蒙るべし即ちその人は民の中より絶さらん九汝らの地の穀物を獲さきには汝  
 五六等その田野の隅々までを盡く獲べからず亦汝の穀物の遺糧を拾ふべからず 十また汝の果樹園の果を  
 五六取盡すべからずまた汝の果樹園に落たる果を斂むべからず實しき者旅客のためにこれを遺しおくべし  
 五六我は汝らの神エホバなり 十一汝等竊むべからず我はエホバなり 十二汝等の隣人を虐ぐべからず又その物  
 五六を奪ふべからず 十三汝の神の名を汚すべからず我はエホバなり 十三汝の隣人を虐ぐべからず又その物  
 五六を奪ふべからず 十四汝 隣者を誣ふべからずまた警者の  
 五六前に 証物を置くべからず汝の神を畏るべし我はエホバなり 十五汝審判をなすに方りて不義を行ふべからず  
 五六貧しき者を偏り護るべからず權ある者を曲げて庇くべからず但公義をもて汝の隣を審判べし 十六汝の民  
 五六の間に往めぐりて人を護るべからず汝の鄰人の血をながすべからず我はエホバなり 十七汝心に汝の  
 五六兄弟を惡むべからず必ず汝の鄰人を戒むべし彼の故によりて罪を身にうくる勿れ 十八汝仇を復すべ  
 五六からず汝の民の子孫に對ひて怨を懷くべからず己のこころを汝の鄰を愛すべし我はエホバなり 十九汝らわが  
 五六條例を守るべし汝の家畜をして異類を交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず麻を毛をま  
 五六じへたる衣服を身につくべからず 二十凡そ未だ贖ひ出されず未だ解放せざる奴隸の女にして夫に適く約束を  
 五六なせし者あらんに人もしこれと交合しなばその二人を誹責むべし然之を殺すに及ばず是の婦いまだ解放



二 二れざるが故なり 二二その男は懲祭をエホバに携へきたるべし即ち懲祭の牡羊を集會の幕屋の門に牽きたる  
 三 べきなり 二三而して祭司その人の犯せる罪のためにその懲祭の牡羊をもてエホバの前にこれをために贖罪を  
 四 なすべし斯せばその人の犯せし罪赦されん 〇 二三汝等かの地にいたりて諸の果實の樹を植ん時はその果實  
 五 をもて未だ割禮を受ざる者を見做べし即ち三年の間汝等これをもて割禮を受ざる者となすべし是は食はれ  
 六 ざるなり 二四第四年には汝らそのもろくの果實を聖物となしこれをもてエホバに感謝の祭を爲べし 二五  
 七 第五年に汝等その果實を食ふべし然せば汝らのために多く實を結ばん我は汝らの神エホバなり 二六汝等何  
 八 をも血のまゝに食ふべからずまた魔術を行ふべからずト蘆をなすべからず 二七汝等頭の鬘を圓く剪べから  
 九 ず汝等の兩方を損すべからず 二八汝等死る人のために己が身に傷くべからずまたその身に刺文をなす  
 一〇 べからず我はエホバなり 二九汝の女子を汚して娼妓の業をなさしむべからず恐くは淫事國におこなはれ罪惡  
 一一 國に滿ん 三十汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべし我はエホバなり 三一汝等憑鬼者を持むなけれ  
 一二 ト箴師に問ふことを爲て之に身を汚さるるなけれ我は汝らの神エホバなり 三二白髪の人の中には起あがるべし  
 一三 また老人の身を敬ひ汝の神を畏るべし我はエホバなり 三三他國の人汝らの國に寄留て汝と共に在らばこ  
 一四 れを慮ぐるなけれ 三四汝等ささにも居る他國の人をば汝らの中間に生れたる者のごとく己のごとくに之を  
 一五 愛すべし汝等もエジプトの國に客たりし事あり我は汝らの神エホバなり 三五汝等審判に於ても尺度に於ても  
 一六 秤子に於ても升斗に於ても不義をなすべからず 三六汝等公平き秤 公平き錘 公平きエホバ公平きヒンをもち  
 一七 ふべし我は汝らの神エホバ 汝らエジプトの國より導き出せし者なり 三七汝等わが一切の條例とわが一切  
 一八 の律法を守りてこれを行ふべし我はエホバなり

第二十章 エホバまたモーセに告て言たまはく 二 汝イスラエルの子孫に言べし 凡そイスラエルの子孫の  
 中またはイスラエルに寓る他國の人の中その子をもロクに獻ぐる者は必ず誅さるべし國の民石をもて之を  
 三 撃べし 三手またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶ん其は彼その子をもロクに獻げて

四 吾が聖所を汚したわが聖名を褻せばなり 四その人がモロクにその子を獻ぐる時に國の民もし目を掩ひ  
 五 て見ざるがごとくし之を殺すことをせずば 五我わが面をその人ごその家族にむけ彼および凡て彼に倣ひてモ  
 六 ロクと浴をぬふごころの者等をその民の中より絶たん 六憑鬼者またはト箴師を特みこれに従ふ人あらば  
 七 我わが面をその人にむけ之をその民の中に絶べし 七然ば汝等宜しく自ら聖潔して與くあるべし我は汝らの神  
 八 エホバたるなり 八汝等わが條例を守りこれを行ふべし我は汝らを聖別るエホバなり 九凡てその父またはその  
 九 母を誣ふ者は必ず誅さるべし彼の父またはその母を誣ひたればその血は自身に歸すべきなり 十人の妻  
 一〇 妻を淫する人すなはちその鄰の妻を淫する者あればその姦夫淫婦ともにかならず誅さるべし 十一その父の  
 一一 妻を寝る人は父を辱しむるなり 二人ともにかならず誅さるべし 十二人もしその子の妻  
 一三 を寝る時は二人ともにかならず誅さるべし 十三人もしその子の妻  
 一四 を寝る時は二人ともにかならず誅さるべし 十四人妻を娶る時にその母をも娶らば是は懲祭なり 彼も彼等もともに火に焼るべ  
 一五 し是は汝らの中に懲祭の無らんためなり 十五男子もし獸畜を交合しなばかならず誅さるべし 汝らまたその  
 一六 獸畜を殺すべし 十六婦人もし獸畜に近づきこれと交らばその婦人と獸畜を殺すべし 是は懲祭なり 十七人もし其の  
 一七 べしその血は自己に歸せん 十七人もしその姉妹すなはちその父の女子あるひは母の女子を取りて此は彼の陰  
 一八 所を見彼は己の陰所を見なば是は恥べき事なすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし 彼等の姉妹  
 一九 の婦人の源を露し婦人また己の血の源を露すあらば二人ともにその民の中より絶るべし 十九汝の母の姉  
 二〇 妹または汝の父の姉妹の陰所を露すべからず斯する時はその骨肉の親たる者の陰所をあらはすな  
 二一 れば二人ともにその罪を任べきなり 二十人もしその伯叔の妻を寝る時は是は懲祭なり 陰所を露すなれば  
 二二 二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 二人もしその兄弟の妻を取らば是は汚らはしき事なり彼その兄



三 弟の陰 所を露したるなればその二人は子なるべし 二三汝は我が一切の條例と一切の律法を守りて之  
 三三 を行ふべし然せば我が汝を住ませんさて導き行こその地汝を吐き出すことを爲し 二三汝らの前より我  
 二四 が逐はらふまことの國人の例に汝ら歩むべからず彼等は此の諸の事をなしたれば我われらを惡むなり 二四  
 我らに汝等に言へり汝等その地を獲ん我これを汝らに與へて獲さすべし是は乳と蜜の流るる地なり我は汝  
 二五 らの神エホバにして汝を他の民より區別して 二五 汝等は獸畜の潔き汚れたる禽の潔き汚れたるを區別  
 二六 べし汝等は汚れたる者として汝らのために區別たる獸畜または禽または地に罰ふ諸の物をりて汝らの身  
 二七 を汚すべからず 二六 汝等は我の 聖者なるべし其は我エホバ聖ければなり我また汝等をして我の所有とな  
 二七 らしめんがために汝らを他の民より區別たるなり 二七 男または女の憑鬼者をなし或は卜筮をなす者はかなら  
 二七 ず誅さるべし即ち石をもてこれを撃つべし彼等の血は彼らに歸せん  
 一 第二十一章 エホバモーセに告て言たまはくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のた  
 二 めに身を汚す者あるべからず 二 但しその骨肉の親のためすなほちその母のため父のため男子のため女子のた  
 三 め 兄弟のため またその姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためには身を汚すも宜し 四 祭司はその民の  
 四 中の長者なれば身を汚して娶れたる者なるべからず 五 彼等は髪をそりて頭に毛なき所をつくるべからず  
 六 その鬚の兩傍を損ずべからず 又その身に傷つくべからず 六 その神に對ひて聖くあるべく又その神の名を汚  
 七 すべからず 彼等はエホバの火祭すなはち其神の食物を獻ぐる者なれば聖くあるべきなり 七 彼等は妓女また  
 八 は汚れたる女を妻に娶るべからず また夫に出されたる女を娶るべからず 其はその身エホバにむかひて聖けれ  
 八 ばなり 汝はこれを聖者となすべし 彼は汝の神エホバの食物を獻ぐる者なればなり 汝はこれを聖者となすべし 其は我  
 九 て 聖者となすべし 其は我エホバ 汝らを聖別する者聖ければなり 九 祭司の女たる者淫行をなしてその身を  
 十 汚せば是の父を汚すなり 火をもてこれを焼べし 十 その兄弟の中 鬚を首にそりて穢に任せられて  
 十一 祭司の長となれる者はその頭をあらはすべからず またその衣服を裂べからず 十一 死人の所に往くべからず 又

十二 その父のためにも母のためにも身を汚すべからず 十二 また 聖 所より出べからずその神の 聖 所を襲す  
 十三 べからず 其はその神の 任職の 鬚 膏 首にあればなり 我はエホバなり 十三 彼妻には處女を娶るべし 十四  
 十四 寡婦休れたる婦 または汚れたる婦 妓女等は娶るべからず 惟 自己の民の中の處女を妻にめざるべし 十五  
 十五 阿ロンに告て言へ凡そ汝の歴代の子孫の中身に疵ある者は進みよりその神エホバの食物を獻ぐる事を爲  
 十六 べからず 十八 凡て疵ある人は進みよるべからず 十九 凡そ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者は進みよりエホバの火  
 十九 祭を獻ぐべからず 彼は身に疵あるなれば進みよりエホバの食物を獻ぐべからざるなり 二二 神の食物の  
 二二 至 聖物 聖物も彼は食ふことを得 二二 然と隠蔽の幕に至るべからず また祭壇に近よるべからず 其は身に  
 二四 疵あればなり 斯かれわが 聖 所を汚すべからず 其は我エホバ之を聖別ればなり 二四 モーセすなはちアロン  
 二五 とその子等およびイスラエルの一切の子孫にこれを告たり  
 一 第二十二章 エホバモーセに告て言たまはく 二 汝アロンとその子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫  
 三 の 聖物のみだりに享用せしめまたその聖別て我にささげたる物についてわが名を汚すこと無らしむべし  
 三 我はエホバなり 三 彼等に言へ凡そ汝らの歴代の子孫の中部でイスラエルの子孫の聖別て我に獻げし 聖物に  
 四 汚れたる身をもて近づく者あれば其人はわが前より絶るべし 我はエホバなり 四 アロンの子孫の中 癩病ある  
 五 者または流出ある者は凡てその潔くなるまで 聖物を食ふべからず また死體に汚れたる物に捫れる者また  
 五 は精をもらせる者 五 または凡て人を汚すまことの 卍行物に捫れる者 または何の汚穢を論はず人をして汚れし  
 六 むるまことの 人に捫れる者 六 此のごとき物に捫れる者は晩まで汚るべし またその身を水にて洗ふにあらざれば  
 七 聖物を食ふべからず 七日の入たる時は潔くなるべければその後 聖物を食ふべし 是の食物なればなり



九八 八自ら死たる物または裂ころされし者食ひて之をもて身を汚すべからず我はエホバなり九彼等これを養し  
 十 てこれが爲に罪を獲て死るに至らざるやう我が例規をまもるべし我エホバ是等を聖くせり十外國の人は聖  
 十一 物を食ふ可らず祭司の客あるひは備人は聖物を食ふべからざるなり十一然も祭司金をもて人を買たる時  
 十二 はその者はこれを食ふことを得またその家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし十二祭司  
 十三 の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず十三祭司の女子寡婦なるありまたは出さ  
 十四 るありて子なくしてその父の家にあり時のごとくにてあらばその父の食物を食ふことを得べし但し  
 十五 外國の人はこれを食ふべからず十四人もし誤りて聖物を食はばその聖物にこれが五分一を加へて祭司  
 十六 に付すべし十五イスラエルの子孫がエホバに献ぐるところの聖物を彼等襲すべからず十六その聖物を食ふ  
 十七 者にはその懲の罰をかうむらしむべし其は我エホバ之を聖くすればなり○十七エホバまたモーセに告て言た  
 十八 まはく十八アロンとその子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言へ凡そイスラエルに在る外國の  
 十九 人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに献げて燔祭となさんとする者は十九その受納らる  
 二十 るやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を獻ぐべし二十凡て疵ある者は汝ら獻ぐべからず是はその物なん  
 二十一 ぢらのために受納られざるべければなり二十凡て額を還さんとしまたは自意の禮物をなさんとして牛あ  
 二十二 るひは羊をもて酬恩祭の犠牲を獻ぐる者はその受納らるやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらし  
 二十三 る者はの如き者は汝等これをエホバに獻ぐべからずまた壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず  
 二十四 願還 においては是は受納らるることなかるべし二十四汝等外腎を打壊りまたは壓つぶしまたは割きま  
 二十五 たは斬りたる者をエホバに獻ぐべからずまた汝らの國の中に斯る事を行ふべからず二十五汝らまた異邦人の手  
 よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲べからず其は是等は疵あり疵ある者なるに因て汝らのために

二六 受納らるることあらざればなり○二六エホバモーセに告て言たまはく二七牛羊または山羊生れなば之を七  
 二七 日その母につけ置べし八日より後は是はエホバに火祭となせば受納らるべし二八牝牛にもあれ  
 二九 汝らその母と子を同日に殺すべからず二九汝ら感謝の犠牲をエホバに獻ぐる時は汝らの受納らるやうに  
 三十 献ぐべし三十是はその日の内に食つくすべし明日まで遺しおくべからず我はエホバなり三十一汝らわが誠命を  
 三十二 守り且これをなすべし我はエホバなり三十二汝等わが名を瀆すべからず我はわがへつてイスラエルの子孫の中に  
 三十三 聖者あらはるべきなり我はエホバにして汝らを聖くする者三十三汝らの神ならんこと汝らをエジプトの  
 三十四 國より導きいだせし者なり我はエホバなり

第二十三章 エホバモーセに告て言たまはく三十四イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らが宣告して聖會を  
 三十五 なすべきエホバの節期は是のごとし我が節期はすなはち是なり三十六の間業務をなすべし第七日は休むべき  
 三十七 安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において守るべきエホバの  
 三十八 安息日なり○四その朝々に汝らが宣告すべきエホバの節期たる聖會は是なり五すなはち正月の十四  
 三十九 日の晩はエホバの踊越節なり六またその月の十五日はエホバの酔いれぬパンの節なり七日の間なんぢら  
 四十 酔いれぬパンを食ふべし七その首の日には汝ら聖會をなすべし何の職業をも爲すべからず八汝ら七日の  
 四十一 あひだエホバに火祭を獻ぐべし第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず○九エホバまたモ  
 四十二 ーセにつけて言たまはく十イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らわが汝らにたまふところの地に至るにお  
 四十三 よびて汝らの穀物を穫ときは先なんぢらの穀物の初穂一束を祭司にもちきたるべし十二彼の束の受いれ  
 四十四 る日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてエホバに獻ぐべし十三その素祭には油を和たる麥粉十分の二を  
 四十五 用ひ之をエホバに獻げて火祭となし馨しき香たらしむべしまたその灌祭には酒一ヒンの四分の一をもちふ  
 四十六 べし十四汝らはその神エホバに禮物をたづさへ來るその日までにはパンをも烘麥をも青穂をも食ふべからず



十五 是は汝らその一切の住居において代々永く守るべき例なり○十五汝ら安息日の翌日より即ち汝らが掃祭の束を携へきたりし日より數へて安息日七をもてその數を盈すべし十六すなはち第七の安息日の翌日までに日數五十を數へなほり新素祭をエホバに獻ぐべし十七また汝らの居所より十分の二をもてつくりたるパン二箇を携へきたりて掃へし是は麥粉にてつくり餅をいれて焼べし是は初穂をエホバにささぐる者なり十八 汝らまた當歳の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡山羊二匹をそのパンささにも獻ぐべし十九すなはち是等はその素祭およびその灌祭ささにもエホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてエホバに馨しき香なる者なり十九斯てまた牡山羊一匹を罪祭にささげ當歳の羔羊二匹を酬恩祭の犠牲にささぐべし二十而して祭司その初穂のパンささにもこの二匹の羔羊をエホバの前に掃て掃祭となすべし是等はエホバにたてまつる聖物にして祭司に歸すべし 二一汝らその日に汝らの中に聖會を宣告いたすべし何の職業をも爲べからず是は汝らがその一切の住所において永く守るべき例なり 二二汝ら地の穀物を穫るときは汝らの穢るにのぞみて汝の田野の隅々までをこさくく穫つてすべからず又汝の穀物の遺糧を拾ふべからず之を貧しき者と客旅に遺しおくべし我は汝らの神エホバなり○二三エホバまたモーセに告て言たまはく 二四イスラエルの子孫に告て言へし七月の十日は贖罪の日にして汝らにおいて聖會たり汝等するの日にして即ち聖會たり 二五汝ら何の職業をもなすべからず惟エホバに火祭を獻ぐべし 二六エホバまたモーセに告て言たまはく 二七汝ら何の職業をもなすべからず 二八身をやましたまた火祭をエホバに獻ぐべし 二九その日には汝ら何の工をもなすべからず其は汝らのために汝らの神エホバの前に贖罪をなすべし贖罪の日なればなり 二九凡てその日に身をなやますことなせざる者はその民の中より絶れん 三〇またその日に何の工にても爲ものあれば我その人をその民の中より滅しまらん 三一汝等何の工をもなすべからず是は汝らがその一切の住所において代々永く守るべき例なり 三二是は汝らの休むべき安息日なり汝らその身をなやますべしまたその月の九日の晩すなはちその晩より翌晩まで汝等

三三 其の安息日をなすべし○三四エホバまたモーセに告て言たまはく 三五イスラエルの子孫に告て言へし七月の十五日は結茅節なり七日のあひだエホバの前にこれを守るべし 三六首の日には聖會を開くべし何の職業をもなすべからず 三七汝等また七日のあひだ火祭をエホバに獻ぐべし而して第八日に汝等の中は聖會を開きまた火祭をエホバに獻ぐべし是は會の終結なり汝ら何の職業をもなすべからず 三七倍是等はエホバの節期にして汝らが宣告して聖會となし火祭をエホバに獻ぐべき者なり即ち燔祭素祭犧牲および灌祭等をその獻ぐべき日にしたるがひて獻ぐべし 三八この外にエホバの諸安息日ありまた外に汝らの獻物ありまた外に汝らの諸の願還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝らがエホバに獻ぐべきものなり 三九汝らその地の作物を斂めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節期を守るべし即ち初の日にも安息をなし第八日にも安息をなすべし 四十その首の日には汝等佳樹の枝を取べしすなはち棕櫚の枝と茂れる樹の條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし 四一汝ら歳に七日エホバに此節筵をまもるべし汝ら代々なかくこの條例を守り七月にこれを視ふべし 四二汝ら七日のあひだ茅廬に居りイスラエルに生れたる人はみな茅廬に居るべし 四三斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時は之を茅廬に住しめし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり 四四 モーセすなはちエホバの節期をイスラエルの子孫に告たり

第二十四章 一エホバまたモーセに告て言たまはく 二イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶す燈火をさもすべし 三またアロンは集會の幕屋において律法の前なる幕の外にて絶すエホバの前にその燈火を整ふべし是は汝らが代々なかく守るべき定例なり 四復すなはちエホバの前に純精の燈臺の上はその燈火を絶す整ふべきなり 五 汝等麥粉を取りこれをもて菓子十二を焼べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし六而してこれをエホバの前なる純精の案の上に三累に積み一累は六宛あらじむべし七汝らまた清き乳香をその累の上に置きこれを記念としてそのパンの上において記念とならしめ



八 エホバにたてまつりて火祭さすべし 八安息日ごに絶すこれをエホバの前に供ふべし 是はイスラエルの  
 九 子孫の献ぐべき者にして永遠の契約たるなり 九これはアロンとその子等に歸す彼等これを聖所に食ふべ  
 十 し是はエホバの火祭の一にして彼に歸する者にて至聖し是をもて永遠の條例となすべし 〇十茲にその父はエ  
 十一 ツプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にいで來れることありしがそのイスラエルの  
 十二 婦の生たる者イスラエルの人の營の中に爭論をなせり 十二時にそのイスラエルの婦の生たる者エホバの名を  
 十三 瀆して詛ふことなせしければ人々これをモーセの許にひき來れり 十三時にその母はダンの支派のテアリの女子にし  
 十四 て名をシロミテと曰ふ 十四人々かれを閉こめおきてエホバの示諭をかうむるを俟り 十三時にエホバモーセ  
 十五 につけて言たまはく 十四の詛ふことなせし者を營の外に曳いだし之を聞たる者に皆その手を彼の首に按  
 十六 しめ全會衆をして彼を石にて撃しめ 十五汝またイスラエルの子孫に告て言べし 凡てその神を詛ふ者はそ  
 十七 の罰を蒙るべし 十六エホバの名を瀆す者はかならず誅されん 全會衆かならず石をもて之を撃べし 外國の人  
 十八 にも自己の國の人にもエホバの名を瀆すに於ては誅さるべし 十七人を殺す者はかならず誅さるべし  
 十九 獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし 十九人もしその隣人に傷損をつけなばそのなせし如く  
 二十 自己もせらるべし 二十即ち挫は挫 目は目は齒をもて償ふべし 人に傷損をつけしごとく自己も然せらる  
 二十一 べきなり 二二獸畜を殺す者は是を償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり 二二外國の人にも自己の國の人にも  
 二二 この法は同一なり 我は汝らの神エホバなり 二三モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひ彼の營の外にて詛  
 二三 ふことなせし者を曳いだして石にて撃て言ければイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひし如く  
 爲しぬ

二二 第二十五章 エホバシナイ山にてモーセに告て言たまはく 二二イスラエルの子孫につけて之に言ふべし 我  
 二三 は汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもエホバにむかひて安息を守らしむべし 三六年のあひだ汝らの  
 二四 田野に種播きまた六年のあひだ汝らの果園の物を剪伐てその果を斂むべし 四然と第七年には地に安息

五 かなさしむべし 是エホバにむかひてする安息なり 汝その田野に種播べからずまたその果園の物を剪伐べ  
 六 からず 五汝の穀物の自然生たる者は獲べからずまた汝の葡萄樹の修理なしに結べる葡萄は斂むべからず 是  
 七 地の安息の年なればなり 六安息の年の産物は汝らの食さなるべしすなはち汝の僕と汝の婢と汝の  
 八 傭人と汝の所に寄寓る他國の人ならびに汝の家畜と汝の國の中の獸畜もその産物をもて食さなすべし  
 九 〇八汝安息の年を七次かぞふべし 是すなはち七年を七回かぞふるなり 安息の年七次の間はすなはち四十九  
 十 年なり 九七月の十日になんち喇叭の聲を鳴わらしむべし 即ち贖罪の日になんち國の中にあまれく喇叭  
 十一 を吹ならさしめ十かくしてその第五十年を聖め國中の一切の人民に自由を宣しめすべし 十この年はなんちら  
 十二 はヨベルの年なりなんちらおのゝその産業に歸りおのゝその家にかへるべし 十一その五十年はなんちら  
 十三 にはヨベルなりなんちら種播べからずまた自然生たる物を獲べからず修理なしになりたる葡萄を斂むべか  
 十四 らず 十二この年はヨベルにしてなんちらに聖ければなりなんちらは田野の産物をくらふべし 十三このヨベル  
 十五 の年にはなんちらおのゝその産業にかへるべし 十四なんちの鄰に物を賣りまたは汝の鄰の手より物を買  
 十六 ふ時はなんちらたがひに相欺むべからず 十五ヨベルの後の年の數にしたがひてなんちその鄰より買こさな  
 十七 ばすべし 彼もまたその果を得べき年の數にしたがひてなんちに賣こさなすべきなり 十六年の數多きときは  
 十八 汝に賣るべきなり 十七汝らたがひに相欺むべからず汝の神を畏るべし 我は汝らの神エホバなり 十八汝等  
 十九 の法度を行ひまたわが律法を守りてこれを行ふべし 然せば汝ら安泰にその地に住こさを得ん 十九地は其  
 二十 産物を出さん 汝等は飽までに食ひて安泰に其處に住こさを得べし 二十汝等は我等もし第七年に種をまかず  
 二一 またその産物を斂めずば何を食はんやと言ふ 二一我命じて第六年に恩澤を汝等に降し三年だけの果を結ば  
 二二 しむべし 二三汝等第八年には種を播ん然と第九年までその舊き果を食ふことを得んすなはちその果のいで  
 二三 きたるまで汝ら舊き者を食ふことを得べし 二三地を賣には限りなく賣べからず地は我の有なればなり 汝らは



二 寄旅また寄寓者にして我々も在るなり 二 汝らの産業の地に於ては凡てその地を贖ふこと許すべし  
 三 汝の兄弟も若し零落てその産業を賣しことあらばその贖業人たる親戚きたりてその兄弟の賣たる者  
 四 年を數へて之の餘の分をその買主に償ふべし終せばその産業にかへることを得ん 二 然らば我々も其の  
 五 人に償ふことを得ずばその賣たる者は買主の手にヨベルの年まで在りてヨベルに及びて返さるべし彼すなは  
 六 ちその産業にかへることを得ん 二 九人石垣ある城邑の内を往宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間は  
 七 これを贖ふことを得べし即ち期定の日の内にその贖をなすべしなり 三 十もし全一年の内に贖ふことなく  
 八 ばその石垣ある城邑の内を賣主の者に確定りて代々ながくこれに屬しヨベルにももごされざるべし 三  
 九 然らば周圍に石垣ある村落の家はその國の田畝の附屬物と見做し是は贖はるべくまたヨベルにいたりて  
 一〇 もござるべきなり 三 一 一レビ人の邑々すなはちレビ人の産業の邑々の家はレビ人何時にても贖ふことを得べ  
 一一 し 三 二 一レビ人の産業の邑々においてレビ人より家を賣ことあらば彼の賣たる家はヨベルにおよびて返さ  
 一二 るべし其はレビ人の邑々の家はイスラエルの子孫の中に是かもてる産業なればなり 三 四 但しその邑々の郊地  
 一三 の田畝は賣べからず是の永久の産業なればなり 三 五 汝の兄弟零落かつ手懐いて汝の傍にあらば之を  
 一四 扶助け之をして寄旅また寄寓者のごとくに汝もももにありて生命を保たしむべし 三 六 汝の兄弟より利  
 一五 心も思をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をして汝もももにありて生命を保たしむべし 三 七 汝が利  
 一六 に利をとりて金を貸べからずまた益を得んとして食物を貸べからず 三 八 我は汝等の神エホバにしてカナン  
 一七 の地を汝らに與へ且なんば汝らの神なるらんとて汝らにエジプトの國より導きいだせし者なり 三 九 汝の兄弟  
 一八 零落て汝に身を賣ことあらば汝これを奴隷のごとくに使役べからず 四 一 汝をして傭人また寄寓者の如  
 一九 くにして汝もももに在らしめヨベルの年まで汝に仕へしむべし 四 二 其時には彼の子女を共に汝の所  
 二〇 出たりその一族にせしめりその父祖等の産業に歸るべし 四 三 彼らはエジプトの國より我が導き出せし我の僕

一 ならば身を賣て奴隷となる可らず 四 四 汝の有つ奴隷は男  
 二 女ともに汝の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隷は是の者の中より買べきなり 四 五 また汝らの中に寄寓  
 三 する異邦人の子女の中よりも汝ら買べきを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも  
 四 然り彼等は汝らの所有となるべし 四 六 汝ら彼らをして汝らの後の子孫の所有に遺し之に彼等を有ちてその所  
 五 有となさしむることを得べし彼等は永く汝らの奴隷ならん然らば汝らの兄弟なるイスラエルの子孫をば汝  
 六 等たがひに嚴しく相使ふべからず 四 七 汝の中なる寄旅 又は寄寓者にして富を致しその傍に住める汝の  
 七 兄弟 零落て 汝の中なるその寄旅あるひは寄寓者あるひは寄寓者の家の分支などに身を賣ることあらば  
 八 四 八 其の身を賣たる後に贖はるることを得その兄弟の一人これを贖ふべし 四 九 其の伯叔または伯叔の子  
 九 五 十 其れを贖ふべくその家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せば自ら贖ふべし 五 一 然る時は彼己が身  
 二 一 賣たる年よりヨベルの年までをその買主ももに數へその年の數にしたがひてその身の代の金を定むべし  
 二 二 またその人に仕へし日は人を備ひし日のごとくに數ふべきなり 五 二 若し遺れる年多ければその數にしたが  
 三 五 三 ひまたその買れし金に照して贖の金をその人に償ふべし 五 三 若しまたヨベルの年までに遺れる年少ければ  
 四 五 四 其の人ごもに計算をなしその年數にてらして贖の金を之に償ふべし 五 三 彼のその人に仕ふる事は歲雇  
 五 五 傭人の如くなるべし汝の目の前において彼を嚴しく使はしむべからず 五 四 彼も斯く贖はればヨベル  
 六 五 五 の年にいたりてその子孫ももに出べし 五 五 是イスラエルの子孫は我の僕なるに因る彼等はわが僕にして我  
 七 五 六 がエジプトの地より導き出せし者なり我は汝らの神エホバなり  
 八 五 七 第二十六章 汝ら己のために偶像を作り木像を彫刻べからず柱の像を建べからずまた汝らの地に石像を  
 九 五 八 立て之を拜むべからず其は我は汝らの神エホバなればなり 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべ  
 一〇 五 九 し我はエホバなり 汝等もしわが法令にあゆみわが誡命を守りてこれを行はば我その時候に雨を汝らに與  
 一一 六 〇 べし地はその産物を出し田野の樹木は其實を結ばん 五 是をもて汝らの麥打は葡萄を斂むる時にまで及び汝



六 我平和を國に賜ふべければ汝等は安じて寢ることを得ん汝等を懼れしむる者なりべし我また猛き獸を國の中より除去らん劍なんぢらの國を行めぐることも有じ七汝等は其敵を逐はん彼等は汝等の前に劍に殞るべし八汝らの五人は百人を逐ひ汝らの百人は萬人を逐ふあらん汝らの敵はみな汝らの前に劍に殞れん九われ汝らに眷み汝らに子を生じ多からしめて汝等を増し汝らに結びしわが契約を堅うせん十汝等は舊き穀物を食ふ間にまた新しき者を獲てその舊き者を出すに至らん十一我わが幕屋を汝らの中に立ん我心汝らに思きらはじ十二我なんぢらの中に歩みまた汝らの神さならん汝らにまたわが民さなるべし十三我は汝らの神エホバ汝らをエジプトの國より導き出してその奴隸たることを免れしめし者なり我は汝らの軛の横木を碎き汝らをして眞直に立て歩く事を得せしめたり十四然と汝等もし我に聽したがふ事をなさすこの諸の誠命を守らず十五わが法度を蔑如にしまた心にわが律法を忌きらひて吾が諸の誠命をおこなはず却てわが契約を破ることをなまざば十六我もわが汝らになさんすなはち我なんぢらに驚恐を蒙らしむべし瘡癩と熱病ありて目を壞れ靈魂を慥れ果しめん汝らの種播きは徒然なり汝らの敵これを食はん十七我わが面をなんぢらに向て攻ん汝らはその敵に殺されんまた汝らの惡む者汝らを治めん汝らにまた追ものなきに逃ん十八汝ら若くのごとくなるも猶我に聽したがはずば我汝らの罪を罰する事を七倍重くすべし十九我なんぢらが勢力を以て誇るころの者をほろぼし汝らの天を鏡のごとくに爲し汝らの地を銅のごとくに爲ん二十汝等が力を用ふる事は徒然なるべし卽ち地はその産物を出さず國の中の樹はその實を結ばざらん二二汝らもし我に敵して事をなし我に聽したがふことをせずば我なんぢらの罪にしたがひて七倍の災を汝らに降さん二三我また野獸を汝らの中に遣るべし是等のもの汝らの子女を攫食ひ汝らの家畜を噬殺したる汝らの數を寡くせん汝らの大路は通る人なきに至らん二四我これらの事をもて懲すも汝ら改めずなは我に敵して事をなせば二五我も汝らに敵して事をなし汝らの罪を罰することなまた七倍おもくすべし二五我劍を汝らの上にも

ちきたりて汝らの背約の怨を報さんまた汝らごその邑々に集る時に汝らの中に我疫病を遣らん汝らはその敵の手に付されん二六我なんぢらが杖とするパンを打くだかん時婦人十八一箇の爐にて汝らのパンを焼き之を稱りて汝らに付さん汝等は食ふも飽ざるべし二七汝らもし是のごとくなるも猶我に聽したがふことをせず我に敵して事をなさば二八我も汝らに敵し怒りて事をなすべし我すなはち汝らの罪をいましむることなすべし七倍おもくせん二九汝らはその男子の肉を食ひまたその女子の肉を食ふにいたらん三十我なんぢらの崇邱を毀ち汝らの柱の像を研たふし汝らの偶像の尸の上に汝らの死體を投ずて吾心に汝らを忌きらはん三一またなんぢらの邑々を滅し汝らの聖所を荒さんまた汝らの祭物の馨しき香を聞じ三二我その地を荒すべければ汝らの敵の其處に住める者これを奇まん三三我なんぢらを國々に散し劍をぬきて汝らの後を追ん汝らの地は荒れ汝らの邑々は亡びん三四斯その地荒れて汝らが敵の國に居んその間地は安息を樂まん即ち斯る時はその地やすみて安息を樂むべし三五是はその荒てなる日の間息まん汝らが其處に住たる間は汝らの安息に此休息を得ざりしなり三六また汝らの中の遺れる者にはその敵の地において我これに恐懼を懷しめん彼等は木葉の搖く聲にもおどろきて逃げその逃る事は劍をさけて逃るがごとくまた追ものもなきに顛沛得じ三八なんぢ等はもろくの國の中において滅び失せん汝等の敵の地なんぢらを吞みつくすべし三九なんぢらの中の遺れる者はなんぢらの敵の地においてその罪の中に瘡せ衰へまた己の身につけるその先祖等の罪の中に瘡せ衰へん四十かくて後彼らその罪その先祖等の罪ふび己が我に悖りし咎を我に敵して事をなせし事を懺悔せん四一我も彼等に敵して事をなし彼らなその敵の地に曳いたりしが彼らの割禮を受ざる心なれて卑くなり甘んじてその罪の罰を受るに至るべければ四二我またヤコブをむすびしわが契約を堅うせん四三我またヤコブをむすびしわが契約を追憶しまたアブラハムをむすびしわが契約を追憶し且その地を眷顧ん四四彼等その地を離るべければ地は彼等の之に居る者なくして荒てなる間その安息をたのしまん彼等はまた甘んじてその罪



四 罰を受ん是は彼等わが律法を蔑如にしその心にわが法度を思ひたればなり 四四 我等斯のごときに至るもなほ我彼らが敵の國に在る時にこれを棄すまたこれを思ひらばは斯我かれらを滅ばし盡してわがかれらと結びし契約をやぶること爲さるべし 我は彼らの神エホバなり 四五 我かれらの先祖等とむすびし契約をかれらのために 追償さん彼らは前に我がその神ならんとして國々の人の目の前にてエジプトの地より導き出せし者なり我はエホバなり 四六 是等はすなはちエホバがシナイ山において己さいスラエルの子孫の間に一せによりて立たまひし法度と條規と律法なり

二 第二十七章 エホバモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫につけてこれに言へ人もし誓願をかりなばなんちの估價にむかひてエホバに獻納物をなすべし 三 なんちの估價はかくすべしすなはち二十歳より六十歳までは男には其價を聖所のシタルに償ひて五十シタルに估り 四 女にはその價を三十シタルに估るべし 五 また五歳より二十歳までは男にはその價を二十シタルに估り 女には十シタルに估るべし 六 また一箇月より五歳までは男にはその價を銀五シタルに估り 女にはその價を銀三シタルに估るべし 七 また六十歳より上は男には其價を十五シタルに估り 女には十シタルに估るべし 八 その人もし發しして汝の估價に勝る時は祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり 九 祭司はその誓願者の方にしたがひて估價をなすべし 九人もしそのエホバに禮物として獻ぐることを爲す所の牲畜の中を取り誓願の物となしてエホバに獻ぐる時は其物に都て聖し十之を更むべからずまた佳を惡に惡を佳に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易ることをせば其も其に易たる者をもに聖くなるべし 十二 もし人のエホバに禮物として獻ぐることを爲さる所の汚れたる畜の中ならばその畜を祭司の前に奉いたるべし 十三 祭司はまたその佳惡にしたがひて之を估價をなすべし 十四 其價は祭司の估るべきによりて定むべきなり 十三 人の人若これを贖はんせばその估れる價にまた之が五分の一を加ふべし 十四 また人もしその家をエホバに聖別さすげたる時は祭司その佳惡にしたがひて之を估價を爲べし 即ちその價は祭司の估るべきによりて定むべきなり 十五 その人もし家を贖はんせばその估價

十六 金の金にまた之が五分の一を加ふべし 然せば是は自分の有さならん 十六人もしその遺業の田野の中をエホバに獻ぐる時は其處に撒るる種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし 即ち大麥の種一ホメルを五十シタルに算ふべきなり 十七 若その田野をヨベルの年より獻げたる時はその價は汝の估れる所によりて定むべし 十八 若又その田野をヨベルの後に獻げたる時は祭司そのヨベルの年までに遺れる年の數にしたがひてその金を算へ之に准じてその估價を減すべし 十九 その田野を獻げたる者若これを贖はんせばその估價の金の五分の一を之に加ふべし 然せば是はその人に歸せん 二十 然若その田野を贖ふことをせず又はこれを他の人に賣くことをなせば再び贖ふべきを得じ 二一 その田野はヨベルにおよびて出きたる時は永く奉納たる田野のごとくエホバに歸して聖き者となり祭司の産業ならん 二二 若また自己を買たる田野にしてその遺業にあらざる者をエホバに獻げたる時は 二三 祭司その人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし 彼は汝の估れる金高をその日エホバにたてまつりて 聖物となすべし 二四 ヨベルの年に至ればその田野は賣主なるその本來の所有主に歸るべし 二五 汝の估價はみな聖所のシタルにしたがひて爲べし 二十シタルを一シタルとす 二六 但し牲畜の初子はエホバに歸すべき初子なれば何人も之を獻ぐべからず 牛にもあれ羊にもあれ是はエホバの所屬なり 二七 若し汚れたる畜ならば汝の估價にしたがひて之を賣べし 二八 但し人がその凡て有る物の中より取く永くエホバを贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし 二九 但し人がその凡て有る物の中より取く永くエホバに納めたる奉納物は人にもあれ畜にもあれその遺業の田野にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず 奉納物はみなエホバに至る聖物たるなり 二九 また人の中永く奉納られて奉納物となれる者も贖ふべからず 必す殺すべし 三十 地の十分の一は地の産物にもあれ樹の果にもあれ皆エホバの所屬にしてエホバに聖きなり 三一 人もしその獻ぐる十分の一を贖はんせば之にまたその五分の一を加ふべし 三二 牛または羊の十分の一についで凡て杖の下を通る者の第十番にあたる者はエホバに聖き者なるべし 三三 その佳惡をたづぬべからずまた之を易べからず若しこれを易る時は其さその易たる者をもに聖き者なるべし 三三 これを贖ふことを得ず 三四 是







二五 核へ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男子を數へたるにその名の數に依れば 二五ガドの支派の中に  
 二六 その核數られし者四萬五千六百五十人ありき 二六 ヌダの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の家  
 二七 に循ひて核へ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男子を數へたるにその名の數に依れば 二七 ヌダの支派の  
 二八 中にその核數られし者七萬四千六百六十人ありき 二八 イッサカルの子等より生れたる者その宗族に依りその父  
 二九 祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戦争に出るに勝る男子を數へたるに其名の數に依れば 二九 イッ  
 三〇 サカルの支派の中にその核數られし者五萬四千四百人ありき 三〇 セアルンの子等より生れたる者その宗族  
 三一 によりその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男子を數へたるにその名の數  
 三二 によれば 三二 セアルンの支派の中にその核數られし者五萬七千四百人ありき 三三 ヨセフの子等の中エフライ  
 三三 Δの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戦争にいづる  
 三四 に勝る男子を數へたるにその名の數に依れば 三三 エフライムの支派の中にその核數られし者四萬五百人ありき  
 三五 又マナセの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戦争にい  
 三六 づるに勝る男子を數へたるに其名の數に依れば 三五 マナセの支派の中にその核數られし者三萬二千二百人あ  
 三七 りき 三六 ベニヤミンの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にし  
 三七八 三萬五千四百人ありき 三八 ダンの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の家にしたがひて核へ二十  
 三九 歳以上にして戦争にいづるに勝る男子を數へたるにその名の數に依れば 三九 ダンの支派の中にその核數ら  
 四〇 れし者六萬二千七百人ありき 四〇 アセルの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の家にしたがひて  
 四一 核へ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男子を數へたるにその名の數に依れば 四一 アセルの支派の中に  
 四二 その核數られし者四萬一千五百人ありき 四二 ナフタリの子等より生れたる者その宗族に依りその父祖の家  
 四三 にしたがひて核へ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る男子を數へたるにその名の數に依れば 四三 ナフタ

四四 リの支派の中にその數へられし者五萬三千四百人ありき 四四 是すなほちその核數られし者にしてモトセア  
 四五 ロンミイスラエルの牧伯等の數ふる 所是のごとしその牧伯等は十二人にして 各その父祖の家のために出  
 四六 たるなり 四六 イスラエルの子孫をその父祖の家にしたがひて核へ二十歳以上にして戦争にいづるに勝る  
 四七 男子をイスラエルの中に數へたるに 四六 其核數られし者 都合六萬三千五百五十人ありき 四七 但しレビの  
 四八 支派の人はその父祖にしたがひて核數らるること無し 四八 即ちエホバモーセに告げたまひけらく 四九 惟  
 四九 レビの支派のみは汝これを核數べからずまたその總數をイスラエルの子孫ごとも計ふべからざるなり 五〇  
 五〇 なんちレビ人をして律法の幕屋ごその 諸の 器具ご其に屬する 諸の物を管理らしむべし 彼等は幕屋  
 五一 ごその 諸の 器具を運搬ぶごその 爲に 爲しまたこれご役事を爲し幕屋の四圍にその營を張べし 五一 幕屋を移す  
 五二 時はレビ人これを折卸し幕屋を立る時はレビ人これを組たつべし 外人のこれに近づく者は殺さるべし 五二  
 五三 イスラエルの子孫はその軍旅に 循ひて各自 己の營にその天幕を張り各人その隊の 下にて天幕を張べし  
 五四 然レビ人は律法の幕屋の四圍に營を張べし 是イスラエルの子孫の全會衆の上に震怒のおよぶごその  
 五五 からん爲なりレビ人は律法の幕屋をあづかり守るべし 五四 是においてイスラエルの子孫エホバのモーセに命  
 五五 じたまひしごごとくに凡て爲し 斯ごこなへり  
 二一 第二章 エホバモーセにアロンに告げ言たまはく 二一 イスラエルの子孫は 各その隊の 幕の下に營を張て其  
 二二 父祖の旗號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍に於て之にむかひて營を張べし 三 卽ち日の出る方東  
 二三 に於てはユダの營の 幕の下に居る者その軍旅にしたがひて營を張りアミナダブの子ナシヨンユダの子孫の牧  
 二四 伯さなるべし 四 其の軍旅すなほちその核數られし者は七萬四千六百六十人 五 其の 傍に營を張る者はイッサカルの  
 二五 支派なるべし 而してツアルの子ネタニエレイッサカルの子孫の牧伯さなるべし 六 其の軍旅すなほちその核  
 二六 數られし者は五萬四千四百人 七 またセアルンの支派これご營にありてヘロンの子エリマブセアルンの子孫の  
 二七 牧伯さなるべし 八 其の軍旅すなほちその核數られし者は五萬七千四百人 九 ヌダの營の軍旅すなほち核數られ



十 者は都合十八萬六千四百人は等の者首先に進むべし 十また南の方に於てはルベンの營の霧の下につく者  
 十一 その軍旅にしたがひて居リシテウルの子エリツルルベンの子孫の牧伯なるべし 十二 その軍旅すなはちその  
 核數られし者は四萬六千五百人 十三 その傍に營を張る者はシメオンの支派なるべし 而してツリシヤダイの  
 子シルミエルシメオンの子孫の牧伯なるべし 十三その軍旅すなはちその核數られし者は五萬九千三百人  
 十四 ガドの支派これに次ぎテウエルの子エリアサフガドの子孫の牧伯なるべし 十五その軍旅すなはちその  
 核數られし者は四萬五千六百五十人 十六 ルベンの營の軍旅すなはちその核數られし者は都合十五萬一千四百  
 五十人は等の者第二番に進むべし 十七その次に律法の幕屋レビ人の營ささむに諸營の眞中において進むべし  
 彼等は其の營を張るべきに各其の隊にしたがひて進むべきなり 十八また西の方に於て  
 十九 エフライムの營の霧の下につく者その軍旅にしたがひて居リアマホテの子エリシヤマエフライムの子孫  
 の牧伯なるべし 十九その軍旅すなはちその核數られし者は四萬五百人 二十 マナセの支派その傍にありて  
 二一 パダツルの子ガマリエルマナセの子孫の牧伯なるべし 二二 その軍旅すなはちその核數られし者は三萬二千  
 二百人 二三 ニヤミンの支派これに次ぎテオニの子アビダンベニヤミンの子孫の牧伯なるべし 二三その  
 軍旅すなはちその數へられし者は三萬五千四百人 二四 エフライムの營の軍旅すなはち其核數られし者は都合  
 二五 十萬八千一百人は等の者第三番に進むべし 二五また北の方に於てはダンの營の霧の下につく者その軍旅に循  
 二六 ひて居リアマシヤダイの子アヒエセルダンの子孫の牧伯なるべし 二六その軍旅すなはちその核數られし者  
 二七 は六萬二千七百人 二七その傍に營を張る者はアセルの支派なるべし 而してオクランの子バギエルアセルの  
 二八 子孫の牧伯なるべし 二八その軍旅すなはちその核數られし者は四萬一千五百人 二九 ナフタリの支派これに  
 三〇 次ぎエナンの子アヒラナフタリの子孫の牧伯なるべし 三十その軍旅すなはちその核數られし者は五萬三千  
 三二 四百人 三二ダンの營の核數られし者は都合十五萬七千六百人は等の者その旗號にしたがひて最後に進むべ  
 し 三三 イフラエルの子孫のその父祖の家にしたがひて核數られし者は是のごとし諸營の軍旅すなはちその核

三三 數られし者は都合六十萬三千五百五十人なりき 三三但しレビ人はイスラエルの子孫ささむに計へらるること  
 三四 無りきすなはちエホバのモーセに命じたまへる如し 三四是に於いてイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに  
 命じたまひしごまくに 行ひ各その宗族に依りその父祖の家に依りその隊の霧にしたがひて營を張りまた  
 進むべきを爲せり

一 第三章 エホバシナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にはアロンとモーセの一族左のごまくにてありき  
 二 アロンの子等は是のごまし長子はナダブ次はアビウエレアザルイタマル三是すなはちアロンの子等の名  
 四 なり彼等は皆膏そそがれ祭司の職に任ぜられて祭司となれり 四ナダブとアビウはシナイの野にて異火をエ  
 五 ホバの前に獻げたる時にエホバの前に死り子なし エレアザルとイタマルはその父アロンの目の前にて祭司の  
 六 職をなせり 五エホバとモーセに告て言たまはく 六レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りて之に事へし  
 七 めよ七彼らは集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に替り幕屋の役事をなすべきなり 八  
 九 なはち彼等は集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし 九汝  
 十 レビ人をアロンとその子等に與ふべしイスラエルの子孫の中より彼等は全くアロンに與へられたる者なり 十  
 十一 汝アロンとその子等を立てて祭司の職を行はしむべし 外人の近づく者は殺されん 十一エホバすなはちモ  
 十二 ーセに告て言たまはく 十二視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなはち首出の代にレビ人をイ  
 十三 スラエルの子孫の中より取り 十三首出はすべて吾が有なり我エジプトの國の中の首出をこまくにて撃こるべ  
 十四 る時イスラエルの首出を人も畜もこまくにて聖別て我に歸せしめたり是はわが有なるべし 我はエホバなり  
 十五 エホバシナイの野にてモーセに告て言たまはく 十五 汝レビの子孫をその父祖の家に依りその宗族にし  
 十六 たがひて核數し即ちその一箇月以上の男子を核數べし 十六是に於いてモーセエホバの言に循ひてその命  
 十七 ぜられしごまくに之を核數たり 十七レビの子等の名は左のごましゲルシオンコハテメラリ 十八ゲルシオン  
 十九 の子等の名はその宗族によれば左の如し アニシマイ 十九コハテの子等の名はその宗族に依れば左の如し ア







